

千葉商大論叢

第56巻 第1号

2018年7月

論 説

- 参議院議員通常選挙に対する選挙無効訴訟
—最高裁判所平成 29 年 9 月 27 日大法廷判決— …… 合 原 理 映 (1)
- Casino in Japan?
—The Path Towards Catastrophe— …… 田 村 充 代 (17)
- 組織再編成に係る租税回避否認規定と実質的同一性 (1)
…………… 泉 絢 也 (25)
- アメリカ合衆国銀行設立論争と 2 つの憲法像
—「財政 = 軍事国家」と憲法に関する準備的考察— …… 大久保 優 也 (47)
- 渋沢栄一における欧州滞在の影響
—パリ万博 (1867 年) と洋行から学び実践したこと—
…………… 関 水 信 和 (61)
- 英国企業法制における新たな登記制度 PSC Regime
(People with Significant Control) にかかる考察 …… 藤 川 信 夫 (135)

千葉商科大学国府台学会

(通巻182号)

執筆者紹介

合原理映	憲法	商経学部	准教授
田村充代	政治学	政策情報学部	准教授
泉 絢也	税法	商経学部	専任講師
大久保 優也	法学	政策情報学部	専任講師
関水信和	ベンチャービジネス論、 社会人教育	サイエンスアカデミー	特別客員教授
藤川信夫	国際取引法	商経学部	非常勤講師

〔論 説〕

参議院議員通常選挙に対する選挙無効訴訟

—最高裁判所平成29年9月27日大法廷判決—

合 原 理 映

- 1 はじめに
- 2 参議院議員選挙制度の変遷
- 3 最高裁判所平成29年9月27日大法廷判決
- 4 本判決の特徴
- 5 おわりに

1 はじめに

「憲法は、一四条一項において、すべて国民は法の下に平等であると定め、一般的に平等の原理を宣明するとともに、政治の領域におけるその適用として、……選挙権について一五条一項、三項、四四条但し書の規定を設けている。これらの規定を通覧し、かつ、右一五条一項等の規定が前述のような選挙権の平等の原則の歴史的発展の成果の反映であることを考慮するときは、憲法一四条一項に定める法の下での平等は、選挙権に関しては、国民はすべて政治的価値において平等であるべきであるとする徹底した平等化を志向するものであり、右一五条一項等の各規定の文言上は単に選挙人資格における差別の禁止が定められているにすぎないけれども、単にそれだけにとどまらず、選挙権の内容、すなわち各選挙人の投票の価値の平等もまた、憲法の要求するところであると解するのが、相当である⁽¹⁾」。

昭和51年、最高裁判所は衆議院議員選挙における議員定数不均衡について争われた裁判において、選挙権の平等には投票価値の平等も含まれるという初の判断を下した。判決では更に、投票価値の平等は具体的な選挙制度を策定する際の唯一絶対的な基準とされるのではなく、憲法上国会に与えられた裁量の中で、国会が正当に考慮することのできる他の政策目的ないしは理由との関連において調和的に実現されるべきであると論じられた。本判決以降は、投票価値の平等が憲法上の要請するものであるという解釈の下で、投票価値の不平等と具体的な選挙制度の策定に関する国会の裁量をめぐって、衆議院、参議院ともに裁判が繰り返されてきている⁽²⁾。

(1) 最大判昭51年4月14日民集30巻3号223頁。判決では、昭和47年2月10日施行の衆議院議員選挙に関して、各選挙区間の議員一人当たりの有権者分布比率が最大1対4.99であったことの合憲性について争われた。本判決に関しては、徳永貴志・砂原庸介「『一票の較差』判決—『投票価値の平等』を阻むものは何か」法学セミナー734号60頁(2016年)、山本元一「議員定数不均衡と選挙の平等」ジュリスト憲法判例百選Ⅱ〔第5版〕336頁(2013年)、駒村圭吾「選挙権と選挙制度」法学セミナー683号64頁(2011年)、井上典之「衆議院定数訴訟と投票価値の平等」法学セミナー609号91頁(2005年)参照。

平成28年7月10日に施行された参議院議員通常選挙に関しても、各地で選挙無効訴訟が提起され、最高裁判所は平成29年9月27日に東京都選挙区と神奈川県選挙区の選挙人らに対してそれぞれ判決を下した(以下、「平成29年大法廷判決」とする。なお、これら2つの判決は同内容である)。本判決に先立って、平成24年と平成26年に、最高裁判所は参議院議員通常選挙の選挙区選挙における投票価値の不平等が違憲状態にあるとして、それを是正するために選挙制度の仕組み自体を早急に見直すことを求める判決を下し(以下、「平成24年大法廷判決」、「平成26年大法廷判決」とする)、両判決を受ける形で平成27年には公職選挙法が改正されている(以下、「平成27年改正公職選挙法」とする)。平成29年大法廷判決は、平成27年改正公職選挙法の後の初の最高裁判所の判断となる。

平成29年大法廷判決は、選挙制度を策定する場合の立法者の裁量について裁判所がどのように判断することができるのかを考える上で、次のような問題を提起しているように思われる。まず、選挙区選挙における投票価値に不平等が生じ、かつ、それが相当期間継続しており、その是正の必要性を裁判所が指摘している場合、裁判所は是正のための立法裁量権行使の合理性をどの範囲まで、とりわけ是正に向けた取組みをいつの時点まで考慮に入れて判断することができるのかという点である。投票価値の平等という憲法上の原則を実現し、それを維持していくには、国会は人口変動など投票価値の平等に影響を与える要素に継続的に注視し続け、必要に応じて法改正をするなど不断の努力が求められる。改正された公職選挙法の定める選挙区への議員定数の配分だけではなく、国会による法改正に至るまでのプロセスや法改正後の更なる改善に向けての姿勢などは考慮に入れることができるのであろうか。

本稿では、平成29年大法廷判決をこれまでの最高裁判所による一連の判例の中に位置づけ、選挙制度を策定する場合の立法裁量について最高裁判所がどのように考えているのかということについて検討したい。

2 参議院議員選挙制度の変遷

参議院議員選挙制度は、昭和22年に参議院議員選挙法のなかで定められた。参議院議員選挙法は、参議院議員250人の定数を地方選出議員150人、全国選出議員100人とに分けた上で、前者の選挙区および選挙区における議員定数を別表に定め、都道府県を単位とする選挙区において選出するものとした。また、後者は全都道府県の区域を通じて選出するものと定めた。その際、参議院の半数改選制に応じて選挙区の定数は偶数とされ、各選挙区には2人から8人の議員数が配分された。昭和25年には従来別々に規定されていた参議院議員、衆議院議員、地方公共団体の長や議会議員などの選挙が単一の法で規定され、

(2) 衆議院、参議院ともに投票価値の平等をめぐる裁判は数多くあるが、参議院における判例の流れも考察対象としたものとして、横尾日出雄「憲法の予定している司法権と立法権の関係について—投票価値の平等をめぐる訴訟と最高裁から国会へのメッセージ—」中京ロイヤー24号1頁(2016年)、佐藤研資「参議院選挙制度の改革—1票の較差・定数は正問題を中心として—」立法と調査336号13頁(2013年)、拙稿「参議院(選挙区選出)議員選挙における定数不均衡—平成21年9月30日最高裁判所大法廷判決—」千葉商大論叢48巻1号101頁(2010年)参照。

公職選挙法と改められた。これ以降、公職選挙法は幾度かの改正が重ねられてきている。

まず、昭和47年に沖縄県が本土に復帰するのに合わせて沖縄選挙区に2人が加わり、参議院議員の定数が252人になった。昭和57年には全国区制が廃止され、拘束名簿式比例代表制が導入され、地方選出議員は選挙区選出議員へと名称が改められた。平成6年には7選挙区で8増8減された後、平成12年には参議院議員の総定数は10人削減され242人となり、この内、比例代表選出議員が96人、選挙区選出議員が146人という構成に改められた。さらに、平成18年には4選挙区で4増4減が行われた。この間の判例の流れについて後述するが、この時期、最高裁判所判決の中には、参議院議員の定数削減や選挙区間の人口移動に伴う議員定数配分の再検討という形だけではなく、選挙制度の仕組み自体の見直しを求める判旨が見受けられるようになってくる。そのような流れを受けて、平成24年の公職選挙法改正では、平成25年7月の通常選挙に向けてというかたちで、選挙区選挙について4増4減が行われた。選挙制度自体の抜本の見直しについては、平成25年9月に選挙制度の改革に関する検討会の下に選挙制度協議会が設置され、平成26年12月まで協議が行われた。しかし、協議会では各会派の意見がまとまらず、各会派の提案が併記された「選挙制度協議会報告書」が参議院議長に提出された⁽³⁾。この後、平成27年にも公職選挙法は改正され、島根県と鳥取県、徳島県と高知県では選挙区が合区され、それぞれの定数が2人となり、北海道、東京都、愛知県、兵庫県、福岡県では定数がそれぞれ2人増加し、宮城県、新潟県、長野県では定数がそれぞれ2人削減された。なお、同法附則7条には、平成31年に行われる参議院議員通常選挙に向けて参議院のあり方を踏まえて較差の是正を目指した選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、必ず結論を得るものとするという規定が置かれた⁽⁴⁾。

公職選挙法の改正の流れの中で選挙区間における議員1人当たりの人口の最大較差の変動を概観すると、参議院議員選挙法制定当初は2.62倍であったが、その後、最大較差は平成4年に施行された参議院議員通常選挙の際には6.59倍に拡大している。平成6年の改正によって較差は4.81倍に縮小したが、平成7年から平成22年までに施行された通常選挙では5倍前後で推移している。平成27年の改正の後に実施された平成28年7月10日の参議院通常選挙においては、選挙区間の最大較差は3.08倍に縮小している⁽⁵⁾。

3 最高裁判所平成29年9月27日大法院判決⁽⁶⁾

本判決は参議院議員選挙に関する昭和58年大法院判決で示された判例を踏襲し、憲法の保障する選挙権の平等が投票価値の平等を要求しているとしながらも、選挙制度の策定については憲法が国会に極めて広い裁量を委ねているとした。その上で、投票価値の平等

(3) 「選挙制度協議会報告書」については、

<http://www.sangiin.go.jp/japanese/kaigijoho/kentoukai/pdf/senkyoseido-houkoku-n.pdf> 参照。

(4) 平成27年の公職選挙法改正の経緯に関しては、小松由季「参議院選挙制の見直しによる『合区』の設置—公職選挙法の一部を改正する法律—」立法と調査368号3頁（2015年）参照。

(5) 参議院議員の定数の変遷と人口較差の変動については、三輪和宏・河島太郎「参議院の一票の格差・定数は正問題—我が国・諸外国の現状と論点整理—」調査と情報610号1頁（2008年）参照。

は選挙制度の仕組みの決定における唯一、絶対の基準となるのではなく、どのような選挙制度を設けるかについては、国会が正当に考慮することのできる他の政策目的ないし理由も勘案して決定することができるとした。したがって、その定めた内容が国会の裁量権の行使として合理的であると判断されうる限り、投票価値の平等が一定の限度で損なわれたとしても、憲法に違反するとは言えないとした。その上で、選挙区選出議員の定数配分規定が違憲となるのは、人口変動の結果、投票価値の著しい不平等状態が生じ、かつ、それが相当期間継続しているにもかかわらずこれを是正する措置を講じないことが、国会の裁量権の限界を超えると判断される場合であるとした。このような従来通りの判断枠組のなかで、国会が二院制の下で参議院に衆議院とは異なる独自の機能を発揮させるべく、政治的に一つのまとまりを有する単位で都道府県を各選挙区の単位としたこと自体は否定されるものではないとした。また参議院が憲法上3年ごとの半数改選制であるなど、二院制における参議院に固有の考慮すべき事項についても、憲法の趣旨との調和のもとに実現されなければならないと述べた。

平成27年改正公職選挙法と本件定数配分規定の合憲性に関しては、平成27年改正公職選挙法が、合区などこれまでにない手法を導入し、選挙区間の最大較差を平成25年選挙当時まで5倍前後の推移をしていた状態から最大較差2.97倍(本件選挙当時は3.08倍)にまで縮小させていることに一定の評価をする。さらに、平成27年改正公職選挙法は附則7条において、次の通常選挙に向けて選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い必ず結論を得る旨を定め、今後も投票価値の較差を更に是正するという立法府の決意も示されているとする。その上で、本件選挙当時に生じていた平成27年に改正された後の定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったとすることはできないとされ、定数配分規定を合憲と判断した。

この判決には2つの意見(木内、林各裁判官)と反対意見(鬼丸、山本各裁判官)が付されている。

木内道祥裁判官による意見では、投票価値の平等と憲法適合性審査において、憲法の求める投票価値の平等に譲歩を求めることができるのは、他の憲法上の価値や不可避的な技術的制約など合理的なものでなければならないとし、以下のように論じられている。

まず、都道府県を選挙区の単位とすることについては、これまでの一連の判例の流れの中で見ると、憲法上の価値である投票価値の平等に譲歩を求める理由としては相当の後退

(6) 最大判平29年9月27日民集71巻7号175頁。本判決に関しては、松本和彦「参議院議員定数不均衡訴訟」法学教室448号123頁(2018年)、只野雅人「参議院選挙区選挙と投票価値の平等」論究ジュリスト24号198頁(2018年)、堀口伍郎「平成28年参議院議員通常選挙における1票の較差」法学セミナー756号96頁(2018年)、千葉勝美「司法部の投げた球の重み—最大判平成29年9月27日のメッセージは?」法律時報89巻13号4頁(2018年)、多田一路「参議院議員選挙における一部合区後の定数配分規定の合憲性」TKCローライブラリー・新判例解説Watch憲法134号1頁(2017年)、齊藤愛「平成28年参議院議員選挙と投票価値の平等」法学教室450号44頁(2018年)、平成29年大法院判決で争われた平成28年の参議院議員通常選挙に関する各地の下級審判決を中心とした論考として、小林直三「一連の参議院議員定数不均衡高裁判決に関する一考察—名古屋高裁平成28年11月8日判決を中心に—」Westlaw Japan判例コラム94号1頁(2017年)参照。

を余儀なくされていると指摘する。多数意見が都道府県を政治的に一つのまとまりを有する単位として評価するという点は従来の判例と変わらないものの、その趣旨は「一定の地域の住民の意思を集約的に反映させるという意義ないし機能を加味する観点」からのものである。そこで言う「一つのまとまりを有する単位」とは必ずしも当然に都道府県ということではない。すなわち、多数意見は都道府県の意義や実体等を一つの要素として考慮することは否定しないが、それはあくまで一つの要素としての考慮であり、都道府県という単位を用いることが不合理ではないという結論に帰結することにはならないはずであるとされた。また、多数意見が選挙時までの国会活動のみならず、選挙後の国会の動向も違憲判断の考慮としていることについては、従来からの二段階の判断枠組の下で以下のように論じる。すなわち、投票価値の平等が違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っているかについては、当該選挙時における投票価値の不均衡についてのものであり、違憲状態が当該選挙までの間に是正されなかったことが国会の裁量権の限界を超えているか否かについての判断は、当該選挙時における国会の活動の方向性を図るものとして選挙後の国会の動向をも考慮対象とするものとする。その上で、平成27年改正公職選挙法の下で生じた最大較差3.08倍という投票価値の不均衡は、平成24年大法廷判決で求められた「しかるべき形」での改正が行われたとは言い難い状況から導かれるものであり、違憲状態を脱していないとした。その上で、平成27年改正公職選挙法は「二段階方式」で選挙制度の抜本的な見直しを行うものであるとした。すなわち、第一段階は合区であり、これについては「実行の着手」が既になされており、第二段階は平成31年通常選挙に向けての改正の完成という方式である。第二段階については、附則7条で「必ず結論を得る」と定められていることから、このような方式による国会の対応は与えられた裁量権を超えるものではないとした。

林景一裁判官による意見では、選挙に関する憲法上の原則として民主主義、平等原則を挙げ、投票価値の較差が2倍を超えることは原則として許容されないと論じる。また、憲法43条は参議院議員も「全国民の代表」として選出されることを意味しており、参議院議員選挙が都道府県を単位として行われるものであったとしても、全国民の投票価値が等しくなるという憲法上の原則と調和するものでなければならず、また、それを実現するプロセスが投票価値の平等を追求する方向に向かわなければならないとした。

反対意見としては、鬼丸かおる裁判官が、平成26年大法廷判決を引用しながら本件定数配分規定は違憲であり、それに基づき施行された本件選挙は違法とした。

鬼丸裁判官による反対意見では、平成27年改正公職選挙法によって一部選挙区が合区され、その結果、投票価値の最大較差が縮小されたことから、投票価値に関する国会の努力の方向性を正しいものであると評価する。しかし、それでもなお投票価値の最大較差が3倍程度生じていたことを投票価値の平等が実現したとは言い難い状況であるとする。そこで、憲法が投票価値の平等を保障しているにもかかわらずこのような較差が生じていることについて、いかなる政策目的ないし理由が存在したのか、また投票価値の平等を国会が正当に考慮することができる他の政策目的、理由との関連において調和的に実現できたのかについて検討が加えられている。

まず、平成27年の公職選挙法改正に向けた議論の中で、国会での政策目的ないし理由は選挙区選挙において都道府県を単位とする選挙区を基本として、その基本を損なうこと

を最小限にとどめることにあつたと指摘する。その結果、選挙制度協議会では都道府県を選挙区の単位とすることに拘泥せず、投票価値を1倍強2倍未満に止めるための複数の案が示されたにもかかわらず、公職選挙法の改正は一部選挙区を合区するのみとなったとする。また、国会が正当に考慮することができる他の政策目的ないし理由との関連において、投票価値の平等が調和的に実現できたのかという点についても否定する。すなわち、平成24年と平成26年に最高裁判所大法廷が都道府県を選挙区の単位とすることを「しかるべき形で見直すように」と判示したにもかかわらず、立法者が都道府県を選挙区選挙の単位とするという基本を固持したことは、上記大法廷判決の趣旨と相容れないものであり、その結果、投票価値の較差が改められなかったと見るができるとした。以上のことからすると、都道府県を選挙区の単位とするという政策目的は国会が正当に考慮することができるものとは認められず、投票価値の平等の要請にも調和しないとされた。平成24年大法廷判決が下された時点において、国会は投票価値の不平等を是正する立法措置を取るよと義務づけられており、本件選挙までの3年9か月の間に違憲状態の是正がなされなかったことは、国会の裁量権の限界を超えているものと評価することができる。したがって、本件選挙当時、定数配分規定は違憲であった。しかし、平成27年改正公職選挙法附則7条は選挙制度の抜本的な見直しの検討を行い、必ず結論を得ると強い決意を表していることから、定数配分規定は違憲であるが選挙自体は無効とせず違法であることを宣言するにとどめるとした。

山本庸幸裁判官による反対意見では、2割超の投票価値の不平等のある選挙制度とその下で行われた選挙はいずれも違憲無効であると論じられている。

山本裁判官によると、民主国家における国会議員は公平かつ公正な選挙によって選出されなければならない、国政選挙における選挙区や定数を定める場合には、投票価値の平等が唯一かつ絶対的な基準であるとされる。投票価値の平等が保たれていることが、代表民主制を国民全体から等しく支持されて正統なものとする根拠となるのである。しかし、実際には人口の急激な移動や技術的理由といった区割りの都合などによって、1～2割程度の投票価値の較差が生じることはやむを得ないが、その限度は2割程度とされる。したがって、これ以上の較差が生じるような選挙制度は、法の下での平等に違反し違憲である。山本裁判官は、これまで事情判決を用いて選挙自体は無効とされず違法と宣言するにとどめられていたことについては法律上の根拠がないと批判した上で、選挙も無効とすべきであると論じる。選挙自体を違憲無効とした場合に生じる問題を経過的にいかに取り扱うかについては裁判所に決定する権限がある。判決により違憲無効とされた選挙で選出された議員によって構成された議院が行った議決などの効力は、判決の効果が過去に遡及せず判決以降の将来に向かうものであることからすると、影響を受けない。一票の価値の平等を実現する選挙制度が制定され、それに基づく選挙が行われ新たな国会が召集されるまでの間は、投票価値が2割を超えていない選挙区から選出されている議員で構成された議院で議決などを有効に行うことができ、仮に判決前と同じ構成の議院で議決がなされた場合にも、国政の混乱をさけるために当該議決を有効なものとして扱うべきであるとする。また、判決によって無効とされた選挙に基づいて選出された議員の身分の取り扱いについて、投票価値が2割超の選挙区から選出された議員はその身分を失い、それ以外の選挙区から選出された議員は、選挙が無効となるものの議員の身分は継続し、引き続きその任期終了まで参

議院議員であり続けることができると論じられた。

4 本判決の特徴

(1) 判断枠組

従来から最高裁判所は、選挙無効訴訟における定数訴訟の合憲性審査に関して、段階的にその合憲性を審査するという手法を採用している。第一段階として、投票価値の不均衡が違憲の問題が生じる程度の著しい不平等の状態に至っているか否かという違憲状態の確認を行い、第二段階として、違憲状態が当該選挙までの間に是正されなかったことが国会の裁量権の限界を超えているか否かという合理的期間の徒過の有無を判断するという手法である。その上で、当該規定が憲法の規定に違反するに至っていると判断する場合に、選挙を無効とせず選挙の違法を宣言にとどめるか否かを判断している。このような段階的な判断の手法は昭和52年7月10日行われた参議院議員通常選挙における1対5.26の較差の合憲性について争われた昭和58年大法廷判決⁽⁷⁾の中で示されたものであり、平成29年大法廷判決もこれを基本的には踏襲するものであると言えよう。しかし、平成29年大法廷判決の判断枠組は、従来の判断枠組との相違が見られると同時に、近時の最高裁判所判決の流れに修正を加えているとの指摘もある⁽⁸⁾。

(2) 都道府県単位の選挙区

昭和58年大法廷判決では、公職選挙法は、参議院も全国民を代表する議員であるという憲法43条1項の枠内にありながらも、衆議院議員選挙とは異なる選挙方法をとることによって代表の実質的内容ないし機能に独自の要素を持たせようとしていると論じられた。その上で、都道府県を「歴史的にも政治的、経済的、社会的にも独自の意義と実体を有し一つの政治的まとまりを有する単位として捉えうる」とし、公職選挙法は参議院地方区選出議員（現在の選挙区選出議員）には都道府県の住民の意思を集約的に反映させるという意義ないし機能を加味しようとしているとする。公職選挙法がこのような趣旨の下で地方区選出議員という選挙の仕組みについて設けることは国会の合理的な裁量権の行使であると評価し、このような選挙制度の下では投票価値の平等は、人口比例主義をとる選挙制度の場合と比較すると一定の譲歩、後退を免れないと論じた。最高裁判所は、これまで、都道府県を選挙区選挙の単位とすることに積極的な意義を認め、投票価値の平等の要請を相対的に後退させるという手法を採用してきた。しかし、平成24年大法廷判決では、昭和58年に示された判断枠組みを変更する必要はないとしながらも、投票価値の平等の観点から実質的にはより厳格な評価がなされた。すなわち、人口の都市部への集中による都

(7) 最大判昭58年4月27日民集37巻3号345頁。本判決に関しては、辻村みよ子「議員定数不均衡と参議院の『特殊性』」憲法判例百選Ⅱ〔第2版〕320頁（1994年）、久保田きぬ子「参議院地方選出議員定数訴訟に対する第2の最高裁大法廷判決について」判例時報1077号3頁（1983年）、高野真澄「参議院議員定数最高裁判決について」ジュリスト794号13頁（1983年）、野中俊彦「参議院定数不均衡合憲判決の検討」法学セミナー342号16頁（1983年）、同「参院定数不均衡合憲判決についての若干の考察」判例時報1077号7頁（1983年）参照。

(8) 只野・前掲注(6)198頁、三輪・河島・前掲注(5)4頁参照。

道府県間の人口較差が続く状況の中では、半数改選という憲法46条を踏まえた偶数配分を前提に、都道府県を各選挙区の単位とする仕組みを維持しながら投票価値の平等の実現を図ることは著しく困難であるとし、単に一部の選挙区の定数を増減することにとどまらず、都道府県を単位とした選挙制度の仕組み自体の見直しが求められたのである⁽⁹⁾。さらに、平成26年大法廷判決も平成24年大法廷判決の趣旨を踏襲し、国会に都道府県を単位とした選挙制度の抜本的な改革を早急に行うように求めた⁽¹⁰⁾。平成29年大法廷判決では、具体的な選挙制度を決定するにあたり、「一定の地域の住民の意思を集約的に反映させるという意義ないし機能を加味する観点から、政治的に一つのまとまりを有する単位である都道府県の意義や実態を一つの要素として考慮すること自体が否定されるべきものであるとはいえず、投票価値の平等の要請との調和が保たれる限りにおいて、このような要素を踏まえた選挙制度を構築することが直ちに国会の合理的な裁量を超えるものとは解されない」と論じられた。さらに、従来の判例は都道府県を各選挙区の単位として固定することが投票価値の大きな不平等状態を長期にわたって継続させてきた要因であると解釈しているのであり、都道府県を単位として選挙区を定めること自体が不合理で許されないとしたわけではないとした。

このように、平成29年判決は都道府県を選挙区選挙の基礎的な単位にすることについて投票価値の平等と調和する形であれば不合理なものではないとされ、抜本的な改革を求める平成24年、平成26年の両大法廷判決と比べてみると、若干緩やかな表現が用いられているようにも思われる。

(3) 二院制

平成29年大法廷判決は昭和58年大法廷判決以降の最高裁判所判例と同様に、憲法が二院制を採用し、衆議院と参議院の権限や任期などに差異を設けている趣旨を「それぞれの議院に特色のある機能を発揮させることによって国会を公正かつ効果的に国民を代表する機関たらしめようとする所にある」とする。さらに平成29年大法廷判決では、憲法が衆議院の優越を認めているものの参議院議員の任期が6年で衆議院議員と比べて長期であること、解散がなく3年ごとの半数改選であることの趣旨は、立法をはじめとする多くの事柄について参議院にも衆議院とほぼ等しい権限を与えつつ、「多角的かつ長期的な視点からの民意を反映させ、衆議院との権限の抑制、均衡を図り、国政の運営の安定性、継続性

(9) 最大判平24年10月17日民集241号91頁。本判決では、平成22年7月11日施行の参議院議員通常選挙に関して、選挙当時の選挙区間における議員一人当たりの選挙人数の最大較差が1対5.00であったこと合憲性について争われた。本判決に関しては、辻村みよ子「参議院における議員定数不均衡」憲法判例百選Ⅱ〔第6版〕332頁(2013年)、只野雅人「参議院議員定数不均衡訴訟」法学教室401号判例セレクト2013〔I〕4頁(2013年)、新井誠「参議院議員定数不均衡訴訟上告審判決」平成24年度重要判例解説8頁(2013年)、工藤達朗「参議院議員選挙と投票価値の平等—参議院議員選挙無効請求事件」論究ジュリスト4号92頁(2013年)参照。

(10) 最大判平26年11月26日民集68巻9号1363頁。本判決に関しては、市川正人「平成25年参議院議員選挙と『一票の較差』」平成26年度重要判例解説8頁(2015年)、櫻井智章「4増4減改正後でもなお『違憲状態』と判断した参議院『一票の格差』」平成26年判決「速報判例解説」vol.17・15頁(2015年)、高作正博「公職選挙法一四条、別表第三の参議院(選挙区選出)議員の議員定数配分規定の合憲性」判例時報2265号132頁(2015年)、斎藤一久「平成25年参議院議員選挙無効訴訟」法学セミナー721号110頁(2015年)参照。

を確保しようとしたものである」と論じた。そして、どのような選挙制度によって以上のような憲法の趣旨を実現し、投票価値の平等と調和させていくかは、国会の合理的な裁量に委ねられていると論じられた。

二院制における参議院の憲法上の位置づけと投票価値の平等の関係について、昭和58年大法廷判決は参議院議員選挙においては、投票価値の平等が人口比例主義を基本とする選挙制度の場合と比較して「一定の譲歩、後退を免れない」とした。これに対して平成29年大法廷判決は、参議院においても適切に民意が反映されるよう投票価値の平等の要請について十分に配慮が求められるとし、参議院議員の選挙においてただちに投票価値の平等の要請が後退しても良いという理由を見だしにくいとした。しかし、参議院は憲法上、3年ごとに半数改選されることなど、議員定数の配分に当たり考慮を要する固有の要素があることを踏まえ、二院制に関する憲法の趣旨との調和の下に投票価値の平等が実現されるべきであると論じた。その上で、参議院に衆議院と異なる独自の機能を発揮させようとする事も国会の合理的な裁量の範囲内であるとした。

このように、昭和58年大法廷判決と平成29年大法廷判決は二院制から導かれる参議院の特性と投票価値の平等との関係に関して論理が異なっている。この点について平成29年大法廷判決がその理由として指摘しているのは、「長年にわたる制度及び社会状況の変化」である。同趣旨は平成24年大法廷判決と平成26年大法廷判決ではより詳細に述べられている。両大法廷判決は、第一に、衆議院と参議院の選挙制度の同質性をあげる。すなわち、参議院と衆議院の選挙制度のいずれも都道府県またはそれを細分化した地域を選挙区とする選挙と、より広域な地域を選挙の単位とする比例代表選挙を組み合わせるといふ選挙制度を採用しており、そこには選挙方法の同質性を見ることができるといふことである。第二は、長期の任期を与えられた参議院の役割が増大しているという点である。第三は、衆議院議員選挙においては投票価値の平等の要請に対する制度的な配慮として、選挙区間の人口較差が2倍未満になることを基本とする旨の区割基準が定められていることなどが挙げられている。

(4) 合理的期間の徒過の判断

判断枠組みの二段階目である違憲状態が当該選挙までの間に是正されなかったことが国会の裁量権の限界を超えているか否かという合理的期間の徒過に関する判断について、昭和58年判決では、明確に選挙時までには是正を講じているか否かを問題とした。しかし、平成29年大法廷判決は選挙後における較差是正に向けた方向性と立法者の決意もその判断の枠内に入れるという手法を採用している。

このように、是正に向けた合理的期間に際して、選挙後の事情も考慮するようになったのは、選挙制度の抜本的な是正を求めた平成24年大法廷判決であろう。平成24年大法廷判決は、1つ前の平成21年大法廷判決⁽¹¹⁾において参議院議員の選挙制度の構造的な問題や仕組み自体の見直しの必要性を指摘されたものの、この判決の9ヶ月後に選挙が行われたという事情や選挙制度の仕組み自体の見直しには相応の時間を要するということを考慮に入れている。また、平成21年大法廷判決を受けて、参議院では参議院改革協議会の下に置かれた専門委員会によって協議がなされるなど、選挙制度の仕組み自体の見直しを含む制度改革に向けての検討が行われている点も考慮された。その上で、括弧書きで「なお」

としながらも、平成24年判決で争われた平成22年7月11日の選挙後に国会に提出された公職選挙法の一部を改正する法律案が、その附則で選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行う旨の規定を置いているという事情について論じた。平成26年大法廷判決も平成24年大法廷判決と同様に、平成24年大法廷判決が下された平成24年10月17日の時点から、平成26年大法廷判決で争われた平成25年7月21日の参議院議員通常選挙までの約9ヶ月の間で選挙制度の具体的な改正案の立案や法改正の手續と作業を終えることは実現困難な事柄であったという前提に立った上で、平成24年大法廷判決を一步進めて、選挙制度の改正に向けた選挙後の流れを選挙制度の改正に向けた一連の取り組みとして捉え、選挙の前後に関係なく合理的期間の徒過の判断の際に考慮に入れている。すなわち、平成25年の選挙までの間には、平成24年に公職選挙法の改正が成立し、そこでは選挙区選挙の定数配分が4増4減されたこと、同附則において平成28年の通常選挙に向けて引き続き選挙制度の抜本的な見直しについて検討し結論を得ると併記されたこと、選挙後の平成25年9月には、参議院に選挙制度の改革に関する検討会が開かれ、その下に選挙制度協議会が設置され検討が重ねられていることなども考慮に入れたのである。最高裁は、このような一連の取り組みを、具体的な改正案の策定には至らなかったものの、平成24年の判決の趣旨に沿った方向で進められていたものであると評価した。

このように、平成29年大法廷判決は、平成24年、平成26年の両大法廷判決の流れを受けて、合理的期間の徒過の判断に関して、「選挙時まで」といった従来の時間的な制約から立法者を解放し、投票価値の平等を実現するための選挙制度の策定の取り組みの流れ全体を考慮に入れるという手法に転換しているようにも思われる。その背景にあるのは、裁判所が議員定数の配分について再検討や議員定数の増減を求めるだけでなく、選挙制度それ自体の改正を求めるという立法者にとっては困難で時間を要する点が数多くある課題を課しているという点を挙げることができるであろう。平成29年大法廷判決は、平成27年改正公職選挙法の成立の中で一部選挙区の合区というこれまでにない手法が採用され、それにより数十年にわたり5倍前後で推移してきた最大較差が2.97倍（本件選挙時は3.08倍）にまで縮小したという事実をあげ、この事実が附則7条に規定された投票価値の較差のさらなる是正に向けての方向性を確かなものとし、そこから較差是正に向けた立法者の決意を見て取る事ができると論じられている。

5 おわりに

最高裁判所はこれまで参議院議員通常選挙における議員定数不均衡の問題に関して数多

(11) 最大判平21年9月30日民集63巻7号1520頁。本判決では、平成19年7月29日施行の参議院議員通常選挙における選挙当時の選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の最大較差1対4.86（平成17年10月実施の国勢調査結果を基にすると最大較差1対4.84）の合憲性が争われた。本判決に関しては、只野雅人「公職選挙法14条、別表第三の参議院（選挙区選出）議員の議員定数配分規定の合憲性」判例時報2072号164頁（2010年）、井上典之「参議院定数訴訟における投票価値の平等—平成21年大法廷判決とその含意」ジュリスト1395号31頁（2010年）、上田健介「参議院議員定数配分規定の合憲性」平成21年度重要判例解説8頁（2010年）、上協博之「参議院選挙区選挙の最大較差4.86倍を『大きな不平等』として選挙制度の仕組みの見直しを求めた2009年最高裁大法廷判決」速報判例解説vol.6・19頁（2010年）、拙稿・前掲注（2）参照。

くの判決を下してきた。選挙制度を策定する際の立法者の裁量という観点からこれまでの判例の流れを見ると、投票価値の平等が憲法上の要請かという点が争点となった初期、投票価値の平等と選挙制度を策定する場合の立法者の裁量権の行使の合憲性の判断枠組が定着した時期、選挙制度自体の抜本的な改正を求める時期という3つの時期に分けることができるように思われる。各時期で特徴的な判例を挙げるとすると、初期の判例としては、昭和39年の初の大法廷判決、定着期としては昭和58年大法廷判決、選挙制度の抜本的改正に向けた要求をした時期としては平成24年、26年大法廷判決であろう。

初期の判決として挙げた昭和39年大法廷判決は、参議院議員通常選挙の議員定数不均衡に関する最高裁判所による初の判決である⁽¹²⁾。昭和39年大法廷判決では、憲法14条の趣旨に鑑みると、議員数を選挙人の人口に比例して配分することが望ましいとしながらも、憲法にはこれを積極的に定めている条文は存在せず、他の要素を加味することも禁止されていないとされた。また、憲法43条2項（両議院の定数）、47条（議員の選挙）は選挙制度の策定を立法府の裁量に委ねていることから、選挙権の享有に極端な差が生じさせるような場合は別としても、選挙区への議員定数の配分は立法政策の問題であることが強調され、違憲の問題を生じさせるものではないと判断された。

定着期として挙げた昭和58年大法廷判決は、憲法15条3項（普通選挙）、44条（選挙人資格の平等）の定める選挙権の平等の原則には、投票価値の平等が含まれているとした⁽¹³⁾。このような解釈は衆議院議員総選挙に関連する昭和49年大法廷判決で既に論じられており、これを踏襲するかたちで、最高裁判所は昭和58年に参議院議員通常選挙においても投票価値の平等が憲法上の要請であることを論じた。その上で昭和58年大法廷判決では、どのような選挙制度が国民の利害や意見を公正かつ効果的に国会に反映されることになるのかの判断は、国会に極めて広い裁量が委ねられており、国会が具体的に定めた内容が裁量権の行使として合理的であると是認できる限り、投票価値の平等が損なわれることになってもやむをえないと解釈された。そして定数配分規定が違憲と判断されるのは、投票価値に著しい不平等が生じており、かつ、それが相当期間継続しているにもかかわらず、国会がそれを是正する何らかの措置を講じないことが裁量権の限界を超えると判断される場合であると論じられた。平成8年大法廷判決では、平成4年7月26日に実施された参議院通常選挙における1対6.59の最大較差と一部の選挙区における逆転現象の合憲性について争われた⁽¹⁴⁾。最高裁判所は従来の判断枠組の下で、投票価値の不均衡が「投票価値の平等の有すべき重要性に照らして、もはやとうてい看過することができないと認められる程度」に達しており違憲状態にあると指摘したものの、「国会が本件選挙までに定数配分規定を是正しなかったことをもって、立法裁量の限界を超えるものと判断することは困難」であるとして定数配分規定を合憲と判断した。参議院議員通常選挙における投票価値の不均衡が違憲状態と判断されたのは、本判決が初めてであり、おおむね1対6の較差までが参議院における投票価値の不均衡が合憲と判断される目安とされるようになった。

(12) 最大判昭39年2月5日民集18巻2号270頁。本判決に関しては、常本照樹「議員定数判決の構造 議員定数不均衡(1)・(2)」法学教室211号81頁・同212号94頁(1998年)、芦部信喜「議員定数不均衡の司法審査」ジュリスト296号48頁(1964年)参照。

(13) 最大判昭58年4月27日民集37巻3号345頁。本判決については前掲注(7)参照。

また、この時期に注目すべきは、平成16年大法廷判決であろう⁽¹⁵⁾。平成12年に公職選挙法は参議院の議員定数を10人削減し、比例代表選挙を非拘束名簿式比例代表制に改正された(以下、「平成12年改正公職選挙法」とする)。本法の下で行われた平成13年7月29日の参議院議員通常選挙に関しても、選挙区選挙の定数配分規定における1対4.79(選挙時点では1対5.06)の最大較差について争われ、最高裁判所は平成12年改正公職選挙法の立法目的が逆転現象の解消と選挙区間における選挙人数または人口較差の拡大の防止にあるとして、前者については達成され、後者についてはその拡大を防止・減少することはできなかったものの直近の国勢調査結果と変わらなかったことから定数配分規定を合憲と判断した。平成16年大法廷判決には補足意見が2つ⁽¹⁶⁾と反対意見が6つ付されている⁽¹⁷⁾。これらを見ると多数意見においても立法者の裁量権行使についてより統制しようという変化の「胎動」⁽¹⁸⁾を見ることができる。とりわけ、補足意見2では、裁量権の行使について、立法者が選挙制度を定めるに至るまでの裁量権行使の態様がどうであったか、さまざまな考慮事項の中でそれぞれの事項の憲法上の位置づけについて十分に考慮に入れた政策判断がなされたのか、投票価値の平等が大きく損なわれている状況の中で現行の選挙制度を維持するという立法者の判断に合理性があるのかという点から、立法者の裁量権行使の合理性を審査すべきであると論じられた。またさらに本判決を特徴づけているのは6人の裁判官による反対意見であろう。福田、梶谷、深澤、濱田、滝井、泉各裁判官による反対意見に共通しているのは、民主主義における投票価値の平等の重要性や参議院における投票価値の不均衡が衆議院よりもより緩やかに判断されることは憲法上の根拠がなく、投票価値の平等はできる限り1対1に近づけるべきで、1対2を超える較差は違憲と判断されるということである。追加反対意見では、都道府県の地域的な事情を国政に反

-
- (14) 最大判平8年9月11日民集50巻8号2283頁。本判決に関しては、井上典之「参議院(選挙区選出)議員定数不均衡訴訟大法廷判決」判例時報1594号184頁(1997年)、辻村みよ子「議員定数不均衡と参議院の特殊性」憲法判例百選Ⅱ〔第5版〕340頁(2007年)、安西文雄「立法裁量論と参議院選挙区における投票価値の平等」法学教室196号26頁(1997年)、川神裕「公職選挙法(平成6年法律第2号による改正前のもの)14条、別表第2の参議院(選挙区選出)議員の議員定数配分規定の合憲性」最高裁時の判例I公法編73頁(2003年)参照。
- (15) 最大判平16年1月14日民集58巻1号56頁。本判決に関しては、河島太郎「参議院定数訴訟における最高裁判例の最近の展開」レファレンス684号65頁(2008年)、東京大学判例研究会(姜光文執筆)「最高裁判所民事判例研究・民集58巻1号」法学協会雑誌123巻5号254頁(2006年)、近藤敦「参議院の議員定数と憲法14条」法学セミナー605号122頁(2005年)、今関源成「参院定数不均衡最高判決—最高裁2004年1月14日大法廷判決をめぐって」ジュリスト1272号88頁(2004頁)、野中俊彦「非拘束名簿式比例代表制および選挙区選出議員定数配分規定の合憲性」法学教室286号8頁(2004年)、常本照樹「参議院における選挙区選出議員定数配分の合憲性」民商法雑誌13巻1号112頁(2004年)、拙稿「参議院議員定数不均衡訴訟における最高裁判所の立法裁量論—平成16年1月14日最高裁判所大法廷判決を中心にして—(1)・(2)」千葉商大論叢47巻1号145頁、同47巻2号151頁(2009年)参照。
- (16) 多数意見に付された補足意見としては、町田、金谷、北川、上田、島田各裁判官による補足意見1(島田裁判官による追加補足意見あり)、亀山、横尾、藤田、甲斐中各裁判官による補足意見2(亀山、横尾各裁判官による追加補足意見あり)がある。
- (17) 反対意見には福田、梶谷、深澤、濱田、滝井、泉各裁判官が加わり、さらに、各裁判官はそれぞれ追加反対意見を付している。
- (18) 藤田宙靖『最高裁回想録—学者判事の七年半』104頁(2012年)参照。

映することを目的として、都道府県を選挙区選挙の基本単位とすることが、投票価値の平等という憲法上の原則に譲歩を求める理由として合理性を有するものとは考えにくくなってきていることを指摘する意見（梶谷裁判官）や、投票価値の平等を確保するために現在の選挙の仕組みにこだわらず抜本的な検討が行われるべきであるという指摘（深澤裁判官）もあり、このような見解は次の選挙制度の抜本的改正を求める時期においては多数の意見の中で同様の論旨を見て取ることができるものである⁽¹⁹⁾。

選挙制度の抜本的な改正を求めた時期として挙げることができるのは平成21年大法廷判決以降の判決であろう。この時期、多数意見では従来の判断枠組を踏襲するとしながらも、較差の是正には選挙制度そのものの改正が必要であると論じられるようになった。平成21年判決⁽²⁰⁾では、現行の選挙制度を維持する限り、各選挙区の定数を振り替える措置によるだけでは、最大較差の大幅な縮小を図ることは困難であることが指摘され、較差の是正を行うには現行の選挙制度の仕組み自体の見直しが必要となること論じられた。その上で、選挙権が民主主義の基盤であり、投票価値の平等が憲法上の価値であることに鑑みて国会に「適切な検討」が行われるようにと論じられた⁽²¹⁾。さらに、平成24年大法廷判決、平成26年大法廷判決では、昭和58年の判断枠組に立つとしながらも、都道府県を選挙区の基本単位とすることへの改正を求めた。すなわち、憲法上の半数改選制や、それを踏まえた各選挙区への偶数配分をとった上で、都道府県を選挙区の単位とする選挙制度を維持し投票価値の平等を実現することは著しく困難であると指摘されたのである。それは従来のように、都道府県を選挙区選挙の基本単位とした上で、人口の移動に伴う定数の再配分や議員定数を削減するという手法だけでは十分ではないと判断されたことを意味する。また、従来、参議院は衆議院と比べると、投票価値の平等の要請が一步後退すると解釈されてきたことについては、既述のように、参議院と衆議院の選挙制度の同質性、長期の任期を与えられた参議院の役割の増大、衆議院議員選挙では選挙区間の人口較差が2倍未満になることを基本とする旨の区割基準が定められていることなどを挙げ、参議院においても適切に民意が反映され、投票価値の平等が十分に配慮されるべきことが求められた。

このように参議院議員定数配分規定の合憲性の判例を三つの時期に区切った時、平成29年大法廷判決は、選挙制度の抜本的な改正を求める時期の一つの判決と位置づけることができるであろう。しかし両判決と異なるのは、国会における投票価値の平等の実現に

(19) 平成16年大法廷判決において反対意見に参加した福田裁判官は、追加反対意見の中で諸外国における投票価値の平等に関する問題の対処のあり方と比較しながら、従来の判例で合憲とされてきた較差を違憲であると論じた。また、投票価値の平等が損なわれている状況で司法が長期にわたって違憲判決を回避し続ければ、憲法裁判所の創設に直結しうることを指摘した。このような見解の背景について、福田裁判官は「私は『投票価値の不平等』の存在を正面から認めている従来の判例の積み重ねそのものを変えるべきだ、という意見は最初からずいぶん固かった」と語っている。福田博『福田博オーラル・ヒストリー「一票の格差」違憲判断の真意』129頁（2016年）。

(20) 最大判平21年9月30日民集63巻7号1520頁。前掲注（11）参照。

(21) 定数訴訟における最高裁判所の変化について、平成20年に就任した竹崎博允最高裁判所長官の時代に位置づけて論じたものとして、赤坂幸一「司法制度改革へのアンビヴァレンス—竹崎博允—」法律時報89巻3号92頁（2017年）参照。

向けての法改正とその成果に一定の評価を与えていることであろう。すなわち、平成24年と平成26年の両大法廷判決を受ける形で、平成27年改正公職選挙法が成立し、そこでは一部選挙区の合区というこれまでにない手法が採用された。その結果、数十年にわたり5倍前後で推移してきた選挙区の議員一人当たりの人口の最大較差を2.97倍（本件選挙時は3.08倍）にまで縮小したという事実もある。また、平成27年改正公職選挙法の附則7条には投票価値の較差のさらなる是正に向けて継続的に努力する旨が規定された。これらをもって、本件選挙時の投票価値の不均衡は違憲の問題が生じる程度の著しい不平等状態にあったとは言えないとし、定数配分規定が憲法に違反するには至っていたとは言えないとされた。また、平成24年と平成26年の両大法廷判決が都道府県を単位として選挙区を設けることの見直しを求めたことに対し、平成29年大法廷判決は、都道府県を政治的に一つのまとまりを有する単位と捉えた上で、地域の住民の意思を集約的に反映させる意義ないし機能を加味する観点からその意義や実体を一つの要素として考慮すること自体は否定されるべきではないとした。すなわち、投票価値の平等と調和する限りであれば、上記の要素を踏まえた選挙制度を設けたとしても立法者の合理的な裁量を超えるものとは言えないとしたのである。このような変化について、「最高裁が矛を収めたという印象⁽²²⁾」があると語られるように、その背景にはなにがあったのであろうか⁽²³⁾。

思うに、参議院通常選挙は3年ごとに行われるものであり、選挙ごとに議員定数の配分を見直し、投票価値の平等の実現に向けて法改正を行うという作業には、常に時間的な制約が伴うものである。また、選挙区間における人口変動を考えると、この取組みは継続的・永続的に行われなければならない。このような特質に鑑みると、最高裁判所が平成27年改正公職選挙法附則7条を「更なる是正に向けての方向性と立法府の決意」と捉え、更なる較差の是正を指向するものと評価し、判断要素の一つとすることは首肯しうる。しかし、従来の判断枠組から考えるならば、判断枠組の第二段階である投票価値の較差の不均衡に関する違憲状態が合理的期間内に是正されたかという合理的期間の徒過の有無の判断に際して、どこまでの期間を合理的期間として判断するのが曖昧となり、結局のところ第一段階の判断のみで足りることになりかねない。第一段階と第二段階の区別が相対的になっているとの指摘もある⁽²⁴⁾。

平成29年大法廷判決は、第一段階で投票価値の不均衡が違憲の問題が生じる程度の著しい不平等状態にはないと判断されており、第二段階について厳密にどの期間までを合理的期間として考慮すべきかについて検討する必要性はなかった。しかし、今後また各選挙区間に投票価値の較差が生じ、その較差が憲法に違反すると判断され多場合、裁判所は改正に向けた合理的期間の徒過についてどこまでを判断の対象とするのであろうか。選挙制度の改正は永続的に続く問題であると考えれば、いつまでも改正に向けての国会の決意を

(22) 只野雅人・毎日新聞2017年9月18日朝刊参照。

(23) この背景として、千葉勝美元最高裁判所判事は、平成27年改正公職選挙法により導入された合区の手法が一部地域住民の不満を大いに呼び、「合区の更なる拡大どころかその解消が政策的課題」になりそうな様相があり、憲法改正によって都道府県を単位としてまず定数1を配分するような参議院選挙制度を明記しようとする動きがあることを指摘している。すなわち、このような動きを背景として、最高裁判所が国会に対して「一足飛びに憲法改正に走るのではなく、広い範囲の選択の下で国会が選挙制度の改革に取り組むことができるということを注意喚起したものではなかろうか」と論じている。千葉・前掲注(6)5頁参照。

もって合理的期間の区切りをつけないままにすることはできないのではなかろうか⁽²⁵⁾。

(2018.5.20 受稿, 2018.6.21 受理)

-
- (24) 齊藤・前掲注(6) 47頁。近時の判例には、従来の判断基準の流動化がみられるという指摘もある。三輪・河島・前掲注(5) 4頁参照。
- (25) 参議院議員通常選挙は3年に1度行われるという性質上、最高裁判所が「『次の一手』をあらかじめ先読みした上で、判決を下さざるをえない」のであり、国会と最高裁判所との間に「違憲審査のゲーム」という状況があることを指摘する論者もある。これによると、最高裁判所は「自らの判決を前提に国会が行動しているものと想定しながら、より踏み込みつつも抜き差しならない対立関係を回避するように次の判断を示さざるをえない」という状況にあることが指摘されている。宍戸常寿「一票の較差をめぐる『違憲審査のゲーム』」論究ジュリスト1号41頁(2012年)参照。

〔抄 録〕

本稿は、平成29年9月27日に最高裁判所大法廷によって下された平成28年7月10日実施の参議院議員通常選挙における議員定数配分規定の合憲性に関する判決の評釈である。本判決に先立って、平成24年と平成26年に、最高裁判所は参議院議員通常選挙の選挙区選挙における投票価値の不平等が違憲状態にあるとして、それを是正するために選挙制度の仕組み自体を早急に見直すことを求める判決を下している。両判決を受ける形で、国会では平成27年に公職選挙法の改正が行われ、島根県と鳥取県、徳島県と高知県の選挙区が合区され、3選挙区の定数を2人ずつ減員、5選挙区の定数を2人ずつ増員された。平成29年大法廷判決は、合区というこれまでにない手法での改正が行われた後の初の最高裁判所の判断である。

本稿は、平成29年大法廷判決を詳細に検討することにより、選挙制度を策定する場合の立法者の裁量について最高裁判所がどのように解釈しているのかという点を明らかにしたい。

〔論 説〕

Casino in Japan?

—The Path Towards Catastrophe—

Mitsuyo Tamura

There has been a debate over casinos in Japan for some 20 years. Formally, gambling is prohibited by the criminal law act 186 and 187. In spite of the prohibition, there is over 2 trillion Japanese yen industry which provides slot-like gaming 'Pachinko'⁽¹⁾. Recently, there was a major change in Japanese gambling history. The legislation in 2016 made Japan to be able to have 3 legal casinos. Here, I will summarize the law making process and illustrate the issue Japan must face.

In 1999, The governor of Tokyo city Shintaro Ishihara stated the city could have a casino in bay area. Later, it turned out that casinos will be still prohibited under the criminal law, even if the regulation of Tokyo city had changed. Japan was experiencing the long recession then. The Casinos were expected to be the breakthrough of the economy. In 2001, 'the Committee Concerning Public Casino' was formed in LDP (Liberal Democratic Party), later the committee changed its name to 'the Committee Concerning Casino and International Sight-seeing Business'. In December 2002, the committee was integrated into 'the Committee Concerning Casinos as International Sight-seeing Business'. Also, Democratic Party had 'Study Group of Democratic Party Healthy Development of International Sight-seeing Business'.⁽²⁾

The union of the Diet members was formed in 2010 to construct the IR (integrated resorts) including casinos. The union's members were from both LDP and the opposites parties. The union is called IR Giren. Their aim was to encourage both the local governments' and private sectors' economic development. The primary goal was to legalize casinos.

In 2013, the first draft was submitted to the Diet by members. Though the law was scrapped once because of the dissolution and following election of the lower house, it was submitted again in 2014. The legislation was in the 2016. Opponents to casinos criticize ruling parties spending too little time discussing downsides of casinos.

The law, though, only allow 3 gambling facilities as exception of the criminal law in Japan. They have to state detailed bylaws. The amendments require the law review after 7 years from the legislation. This means there would be more than 3 casinos in Japan in the future.

At the time the law was passed, many newspapers and surveys were against legalization of casinos.⁽³⁾ The opponents' concerns were about security of the area, money laundering, and increase of gambling addicts. Japan has already had huge gaming industries which cause many people with gambling problems. Government

sponsored gambling such as horse racing, bicycles, boats, TOTO and so on are regarded as 'legal' gaming in Japan. A research funded by the Ministry of Health, Labor and Welfare shows 5.5 million people suffered from gambling addiction solely because of the 'legal' gaming called Pachinko and Pachislo.⁽⁴⁾ The 'Pachinko' is still legal because of what is called the third-stores-system. The system works as follows. The 'Pachinko' facilities offer customers medals. The third party store exchange medals into real money. The two stores are regarded as 'independent' from each other, so 'Pachinko's' customers are not gambling for money.

There are significant risks of applying technologies of 'Pachinko' to casinos. One is Japanese patent No.3029582⁽⁵⁾ which uses subliminal effects by showing gamblers flushes of images of jackpots to continue gambling. This patent's holder is a 'Pachinko' pinball machines maker Fuji. Another risk is Omron's patent (JP4951995B2)⁽⁶⁾ for face identification. By remembering gamblers' faces, the House can control 'beginner's luck' or 'small jackpots' to encourage gamblers to coming back to casinos even though they are losing money.

In April 2018, the bylaws' enactment draft was admitted by the cabinet, and submitted to the Diet. The law itself was submitted by the Diet members, but this time, the bylaws was submitted by the cabinet. First, the government side (LDP and the new Komei party) decided to regulate over casino entries of Japanese citizens. There is no limit of visits to casino for foreign people, but for the Japanese citizens' visits will be limited to 3 times in a week, 10 times in 28 days. Also, they need to pay 6000 yen as an entry fee. The fee was slightly inexpensive compared to that of Singapore. The Prime Minister Shinzo Abe stated earlier that the fee had to be 'the world most expensive', he is facing the criticism over the inexpensive fee.

Although the fee was criticized as too inexpensive, the fee itself is considered as a problem for gamblers. Gamblers will try to win bigger than the entry fee and once they enter casino, they would try to stay long because of the limitation of visits.⁽⁷⁾

The next step for legal casino is to pass the bylaws in the Diet. The path is regarded to be tough because of the voices of the opponents and the political turmoil caused by the corruption of the cabinet doubts and a sexual harassment allegation by the top official of the Ministry of Finance.

The local debates over casinos could be fierce. Osaka, one of the strong candidates of the IR including a casino, faces the strong opposition from the gamblers and their families. Yokohama, also a candidate, is now facing the opposition from the powerful leaders governing the bay area.⁽⁸⁾ The leaders of private sectors in Yokohama require IR facilities without a casino. Concerning the fact that a casino benefits are over 40% of the total IR gains, the IR without a casino is unrealistic. Consequently Yokohama is no longer regarded as a candidate city. Osaka, Hokkaido, Wakayama, Nagasaki prefectures were reported as the candidates.⁽⁹⁾

Japan will have to decide to have casinos which enable Japanese citizens to gamble

or to abandon the idea of having IR facilities at all. Either way, there will be enormous costs. The biggest cost is the increase of patients with gambling problems.

Casinos are gambling addicts' factories. There are no clock, nor window, so that gamblers lose track of time. In most cases, alcohol is offered flawlessly for almost free of charge, so they become bolder when gambling. Loud music and sound of jackpots are the other booster.

The gambling addiction is a disease. It is defined by American Psychiatric Association in DSM-5 (Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders ver.5).

Gambling Disorder is defined as follows;

A Persistent and recurrent problematic gambling behavior leading to clinically significant impatient or distress, as indicated by the individual exhibiting four (or more) of the following in a 12-month period:

- a. Needs to gamble with increasing amounts of money in order to achieve the desired excitement.
- b. Is restless or irritable when attempting to cut down or stop gambling.
- c. Has made repeated unsuccessful efforts to control, cut back, or stop gambling.
- d. Is often preoccupied with gambling (e.g. having persistent thoughts of reliving past gambling experiences, handicapping or planning the next venture, thinking of ways to get money with which to gamble).
- e. Often gambles when feeling distressed (e.g., helpless, guilty, anxious, depressed).
- f. After losing money gambling, often returns another day to get even ("chasing" one's losses).
- g. Lies to conceal the extent of involvement with gambling.
- h. Has jeopardized or lost a significant relationship, job, educational or career opportunity because of gambling.
- i. Relies on others to provide money to relieve financial situations.

B. The gambling behavior is not better explained by a manic episode.

The other definition is provided by WHO as ICD-10. Here, I will show another common approach by Gamblers Anonymous' 20 questions.

1. Did you ever lose time from work or school due to gambling?
2. Has gambling ever made your home life unhappy?
3. Did gambling affect your reputation?
4. Have you ever felt remorse after gambling?
5. Did you ever gamble to get money with which to pay debts or otherwise solve financial difficulties?
6. Did gambling cause a decrease in your ambition or efficiency?
7. After losing did you feel you must return as soon as possible and win back your losses?
8. After a win did you have a strong urge to return and win more?

9. Did you often gamble until all your money was gone?
10. Did you ever borrow money to finance your gambling?
11. Have you ever sold anything to finance gambling?
12. Were you reluctant to use “gambling money” for normal expenditures?
13. Did gambling make you careless of welfare of yourself or your family?
14. Did you ever gamble longer than you have planned?
15. Have you ever gamble to escape worry, trouble, boredom, loneliness, grief or loss?
16. Have you ever committed, or considered committing, an illegal act to finance gambling?
17. Did gambling cause you to have difficulty in sleeping?
18. Do arguments, disappointments or frustrations create within you an urge to gamble?
19. Did you ever have an urge to celebrate any good fortune by a few hours of gambling?
20. Have you ever considered self-destruction or suicide as a result of your gambling?

Answering to these questions, or knowing the definition of gambling addiction, people with gambling problems realize they need medical help. But the reality in Japan is too far from the ideal understanding of gambling addiction. The Canadian research shows only 6% of people with gambling problems seek for any type of (treatment) service, only 3% seek for medical help. This fact shows how difficult it is to estimate accurate numbers of gambling addicts.

The history of ban on gambling is as old as human cultures. There are evidence which show there were problem gamblers who lost everything in ancient Egypt. In Japan, the Empress Jito prohibited dice gambling in 8th century. Gambling was prohibited in Medieval Edo era and also by pre-WW2 criminal law.

Japanese modern history of treating gambling addiction is immature. In the first stage, addiction treatment started only as alcohol addiction treatments. In 1958, the first sobriety circles were established. In 1981, the Kurihama hospital was established as special treatment center to admit alcoholics.

According to Craig Nakken, there are 3 stages of addiction. The 1st stage is to change the inner self, the 2nd stage is to change their lifestyle, and the 3rd stage is the beginning of falling apart of life.⁽¹⁰⁾

Treatment of addiction has three parts. One is the participation in self-help groups, second is the medication, and the third is regular visits to clinics or hospitals.

As in Singapore, Japan will have to have a support system for gambling addicts. There, there is a telephone hotline active 24 / 7, 365 days. The casino's websites have links for the support system. Unfortunately, Japan lacks the gambling addict specialists comparing to other developed countries. Gamblers Anonymous (GA) has fewer meetings compared to Alcoholics Anonymous (AA) in Japan. One of the reasons could be that the Japanese regard gamblers as losers who lack self-control. On the other hand, the idea of

treatment for people with gambling problems and their families require Japanese society to regard them as patients who need medical help.

The other cost is about the failure of the IR itself. The IR facilities require many international hotels and activities. Take the example of IRs in Singapore. They have theme parks, safari, exquisite restaurants, scenic swimming pools and so on. On the other hand, only one casino is permitted to operate in one IR like in future Japan. The IR won't attract customers if other facilities were lame. Can Osaka become the next Singapore? The Asian market could be considered saturated. Do Asia need another 3 IRs? The international funds could be lifted if the Japanese IRs failed. No matter how Japanese government tries to encourage domestic funds, the foreign investors would dominate the casino economy. The facts shown in the native American casino is horrible. While most Native Americans continue to live in poverty, many non-Indian investors are extracting hundreds of millions of dollars⁽¹¹⁾. The same can be said to Japan. In the future, enormous amount of problem gamblers and deserted constructions would be left behind.

Other aspects are given from economists, as Nobel-Prize winner Paul Samuelson stated in his work, 'there is a substantial economic case to be made against gambling ... it involves simply the sterile transfers of money or goods between individuals, creating no new money or goods. Although it creates no output, gambling does nevertheless absorb time and resources. When pursued beyond the limits of recreation, where the main purpose after all is to "kill time", gambling subtracts from the national income'⁽¹²⁾. By Earl L. Grinols, 'in the long term, most economists believe quantity demanded equals quantity supplied'⁽¹³⁾. After all, gambling business is a zero-sum game. The same could be said about creating jobs. As an example, in New Joursy, when the casino opened, there were 311 taverns and restaurants in the city, nineteen years later, only 66 remained.⁽¹⁴⁾ The work force only shifted from small business to big casino business (which ended up in failure). Killing small business is proven in a thesis by economists James Heintz and Robert Pollin in the University of Massachusetts.⁽¹⁵⁾

Trends in casino revenues in the United States is decreasing from 2000. The growth rate was around 15% in fiscal year 2000, but in 2009, down to -10%. One of the world's largest accounting firms KPMG found gambling to be the most common motivator of frauds.⁽¹⁶⁾

We can also learn from the example of the Kangwon land in Korea. There are 17 casinos in Korea, of which Kangwon Land is the only casino where Korean citizens can gamble. The city is filled with Koreans, but the profit is limited. In the past, Korea had 'Pachinko'-like legal gaming called 'Medal-chigi'. In 2006, the Korean government decided that the 'Medal-chigi' was illegal and shut down all gaming facilities for good. Instead, they had legal casino for Korean citizens, the Kangwon Land. The IR project is now regarded as a failure. The reasons were analyzed as follows. The IR was too far from the international airport and Seoul City (4 hours car ride). The other activities

other than casino were unattractive.

Let's look at the Japanese candidate cities. All cities are far from international airports such as Narita or Kansai International. Inviting many international hotels to the new IRs would be hard because they already have them in center of Tokyo. The candidate sites are too small to have many attractions as Singapore or Las Vegas. Evidence shows that Japanese IRs with casino could become second Kangwon Land.

The third risk (cost) is about lawsuits similar to tobacco. Considering the addictive nature of VGMs (Video Game Gambling Machines) enables people with gambling problems to suit the gaming industries. As the tobacco companies experienced in 1996, the gaming industry could face multi-billion penalties.⁽¹⁷⁾

There are three big cost-factors for Japan to have the IRs described above. One is the risk of the increase of gambling addicts. The other cost is the commercial failure of the IRs themselves and the risk of mega law suits.

No one discourage local governments from developing economically, but we have to be cautious when applying foreign methods to Japan. The Japanese effective pay rate has been decreasing for about three years. Peoples' money at their hands becomes less and less these days. Economical divides is becoming greater these days. Japan cannot afford another failure.

We can look back the 'bubble 'economy through 1980's to early 1990's when huge developments of leisure facilities ended up in failures. Japan had to keep spending the running costs of failed facilities, or to demolish expensive ones.

In the end, there are two major questions to be answered. Can we medically treat more gambling addicts? Can we take risks of IRs' failures? Answering to these questions, we have to gamble at the stakes of future Japanese economy.

endnotes

- (1) P. 14 Ken Wakamiya "Japanese spent 540 trillion yen over 20 years", Gentosha 2012 (in Japanese)
- (2) P. 16, Teruo Sakurada, 'Illusion about development of local governments through casinos', Jichitai-kenkyusya, 2015 (in Japanese)
- (3) P. 21 Shinichi Sinkawa "Against casino in Osaka; No gambling and no casino in Yumeshima", Network concerning casino in Osaka, (in Japanese)
- (4) The survey was published in 2009.
- (5) Fuji Shoji K.K. (2000). Japan Patent No. 3029562, Japan Patent Office.
- (6) Omron Corp. (2012), Japan Patent No. 4951995, Japan Patent Office.
- (7) P. 44 Masatsugu Matsui "Let's go to the real casino!" Bungei Shunju 2016
- (8) Tokyo Shinbun, 15 Sep. 2017.
- (9) The Asahi Shinbin, 27 April 2018.
- (10) Craig Nakken, "The Addictive Personality: Understanding the Addictive Process

- and Compulsive Behavior', 1988, Hazalden Betty Ford Foundation, Minnesota.
- (11) 'Indian Casinos: Wheel of Misfortune', in TIME, Dec. 16, 2002.
 - (12) From Economics, 6th edition, 1970.
 - (13) Earl I. Grinols, "Gambling in America_", Cambridge Univ. Press, Ill. 2004.
 - (14) Heather Brome, Policy Analyst, Federal Reserve Bank of Boston, 2006.
 - (15) James Heintz and Robert Pollin. 'Study Shows Far Better Strategies Exists to Create Jobs Than Casino. In 2009 report.
 - (16) The Executive summary, Fraud Survey, 2009, KPMG
 - (17) John Warren kindt, The Costs of Addicted Gamblers: Should the States Initiate Mega-Lawsuits Similar to the Tobacco Cases? In 'Managerial and Decision Economics'. 17-63, 2001.

(2018.5.16 受稿, 2018.6.19 受理)

Abstract

In this paper, I will illustrate issues surrounding Casinos in Japan. Historically, Japan didn't have a casino, but in 2018, the law was passed in the Diet that enables Japan to have 3 casinos. I look back to see the process of lawmaking. Also, I will show gambling problems now and in the future. Though there are many books and papers which encourage Japan to have casinos for economic reasons, this paper will be the summary of opposite opinions about casinos in Japan.

〔論 説〕

組織再編成に係る租税回避否認規定と実質的同一性 (1)

泉 絢 也

I はじめに

法人である審査請求人（以下「請求人」という）が、優に5年を超える支配関係にある100%子会社（以下「本件旧子会社」という）を合併し、本件旧子会社の法人税法57条2項に規定する未処理欠損金額（繰越欠損金）を引き継いだ事案において、国税不服審判所平成28年7月7日裁決（裁決事例集未登載：TAINSコード F0-2-672。以下「本裁決」という）は、法人税法132条の2を適用して上記繰越欠損金の引継ぎを否認する課税処分¹の適法性を認めた。

この事案のポイントは2つある。1つは、請求人が繰越欠損金の引継ぎのための2枚の“フリーパス”⁽¹⁾を有していたことである。にもかかわらず、法人税法132条の2の適用により、合併による繰越欠損金の引継ぎが否認されるのが問題となる。いま1つは、新旧両会社の実質的同一性である。請求人は、本件旧子会社の事業を承継せず、合併効力発生日に、請求人が合併直前に全額を出資して設立した、しかも本件旧子会社と商号、目的及び役員構成等が同一の会社（以下「本件新子会社」という）にこれを承継させている。この点からすれば、本件旧子会社と本件新子会社の実質的同一性が保持されていると表現することも可能である。少し複雑な手順や方法を用いているが、いわば本件新子会社は本件旧子会社を“コピー&ペースト”したものと表現することもできる。このような事情が認められる場合に、合併や新会社設立といった一連の行為に経済的な合理性があるかという点が問題となる。

ヤフー事件の最高裁判平成28年2月29日第一小法廷判決（民集70巻2号242頁）は、法人税法132条の2にいう「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」とは、「法人の行為又は計算で組織再編税制に係る各規定を租税回避の手段として濫用することにより法人税の負担を減少させるものであること」をいい、この場合の濫用の

(1) 合併の場面における繰越欠損金の引継ぎを制限する法人税法57条3項は、グループ内の適格合併の場合に合併法人が被合併法人の繰越欠損金を引き継ぐに当たり、いわゆるみなし共同事業要件を満たすことを要求する。ただし、①（本件のように）同要件を満たさない場合であっても、5年要件を満たすとき、すなわち、特定資本関係（いずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式の総数の50%超を保有する一定の関係）が合併法人の適格合併に係る合併事業年度開始の日の5年前の日より前に生じているときは、引継ぎ制限を受けない。また、②みなし共同事業要件を満たさず、かつ、5年要件も満たさない場合でも、そもそも被合併法人の特定資本関係事業年度以後に発生した繰越欠損金については、特定資産譲渡等損失の取扱いを除いて、法人税法57条3項の適用はない。本件合併は5年要件を満たしており、また、引継ぎの対象となったのは本件被合併法人の特定資本関係事業年度以後に発生した繰越欠損金であった。かように、請求人は、繰越欠損金の引継ぎのための2枚の“フリーパス”を有していたのである。

有無については、当該行為又は計算が、組織再編成を利用して税負担を減少させることを意図したものであって、組織再編成に係る各規定の本来の趣旨及び目的から逸脱する態様でその適用を受けるもの又は免れるものと認められるか否かという観点から判断すべきである⁽²⁾、と説示した。本裁決は、同判決の判断枠組みを踏襲することにより、請求人が行った本件合併は、被合併法人の権利義務を承継するといった通常想定されている合併の実質が備わっていたということではできないなどとして、法人税法132条の2を適用して繰越欠損金の引継ぎを否認する課税処分⁽³⁾の適法性を認めた。

筆者は、別稿⁽³⁾において、本裁決について次のような見解を述べた。すなわち、会社法領域において、合併とは、①すべての権利義務の包括承継（会社750①等）と②清算手続を経ない被合併法人の消滅（会社471四、475一）という合併の法的効果に着目した理解が浸透しているところ（以下、差し当たり、この①と②をそれぞれ「合併の実質①」、「合併の実質②」という）、本裁決は、合併の実質①と②のうち、①に着目したものである。本裁決自体は、全体として論証が足りていないか、少なくとも説明が不足していると解するものの、合併の実質②に着目する立場から議論を展開することはできないか。

労働法分野では、旧会社を解散し、会社の商号、目的、本店所在地、資本構成、役員構成、事業内容、取引先、従業員、資産・負債の状況などの観点から、旧会社と実質的に同一であると評価される新会社（本稿では旧会社の事業を承継する会社が、新たに設立したものではない既存の会社であっても、便宜上、新たに旧会社の事業を手掛けることになる会社として、「新会社」と表現するが、親会社はこれに含まないものとする）を設立した場合に、旧会社の解散は偽装であるという評価を受けて、法律関係の把握がなされる。この点に関する裁判例や学説が蓄積している。租税法分野でも、同様の状況にある旧会社の解散に対して、「形式的には解散・消滅していても、実質的には解散・消滅せずに存続している」というような評価を行う余地がある（このような実質的同一性の議論は合併の実質①とも接続しうるが、ここでは合併の実質②と接続する場面を想定する）。もちろん、同一の認定事実の下でも、異なる法分野では異なる法的評価がなされうるし、また、法人税法上の合併は基本的には会社法に依存する概念である。そうであるからといって、直ちに上記のような評価を行うことが許されないものではないと考える。

かような別稿で示した見解を補足するために、本稿では、労働法分野等において蓄積されてきた実質的同一性（実体的同一性）に関する議論について考察を加えてみたい。なお、本裁決の事案において、請求人が法人を容易に設立できることに乗じて一連の行為を実行しているというのであれば、法人格の濫用の議論も視界に入り込んでくる。ただし、筆者は、本裁決の事案に対して法人格否認の法理の適用があるか否かという視座から考察を進めるものではない。新旧両会社は実質的に同一であるという評価がなされた場合に、法人

(2) 判決は、上記判断の際に、当該法人の行為又は計算が、通常は想定されない組織再編成の手順や方法に基づいたり、実態とはかい離した形式を作出したりするなど、不自然なものであるかどうか及び税負担の減少以外にそのような行為又は計算を行うことの合理的な理由となる事業目的その他の事情が存在するかどうか等の事情を考慮すべきであると判示している。

(3) 泉絢也「5年を超える完全支配関係下において行われた合併による繰越欠損金の引継ぎに対して、組織再編成に係る行為計算否認規定（法人税法132条の2）が適用された事例—国税不服審判所平成28年7月7日裁決—」税務事例50巻4号67頁以下参照。

格の濫用，組織再編成の濫用，組織再編税制の濫用という順に“濫用の連鎖”的評価が裁判所によってなされる可能性を視線の先に見据えているにすぎない。

Ⅱ 法人格否認の法理と実質的同一性

1 概要

実質的同一性の議論は法人格否認の法理との関係でなされることが多い。このため，説明の便宜上，まず法人格否認の法理について確認しておきたい。

株式会社は法人であり，株主と別個の法人格を有するが，一人会社のように株主と会社との関係が密接なケースでは，両者の法人格の独立性を形式的に貫くことが，正義・衡平に反することがある。この場合に，特定の事案につき会社の法人格の独立性を否定し，会社とその背後の株主とを同一視して事案の衡平な解決をはかる法理が，法人格否認の法理である。法人格の否認の法理は，典型的には，小規模な株式会社が倒産した際に，その実質的な一人株主の個人責任を追及するために援用されるが，親子会社間の法人格の異別性を否認する形でも適用されるし，その他のケースにおいても適用される⁽⁴⁾。

法人格否認の法理は，会社の法人格を全面的に剥奪し，法人としての存在そのものを否定しようとするものではない。法人としての存在は認めながら，特定の事案について，法人格というヴェールを取り去り，そのヴェールの背後にある実体を捉えて，その実体に即するような法律的な取扱いをしようとするものである。端的にいえば，形式上の法人格とその実体をなす個人又は別法人とを同一視するというにほかならないと解されている⁽⁵⁾。

2 最高裁昭和44年2月27日第一小法判決（民集23巻2号511頁）

この法理の適用を最高裁として初めて認めたのは最高裁昭和44年2月27日第一小法判決（民集23巻2号511頁）である。問題となった会社は個人企業の税金軽減を図る目的のために設立した株式会社で，その実質は個人企業にほかならないものであったという事案において，判決は，次のとおり判示した。

「社団法人において法人とその構成員たる社員とが法律上別個の人格であることはいうまでもなく，このことは社員が一人である場合でも同様である。しかし，およそ法人格の付与は社会的に存在する団体についてその価値を評価してなされる立法政策によるものであつて，これを権利主体として表現せしめるに値すると認めるときに，法的技術に基づいて行なわれるものなのである。従つて，法人格が全くの形骸にすぎない場合，またはそれが法律の適用を回避するために濫用されるが如き場合においては，法人格を認めることは，法人格なるものの本来の目的に照らして許すべからざるものというべきであり，法人格を否認すべきことが要請される場合を生じる」

(4) 江頭憲治郎『株式会社法〔第7版〕』41頁以下（有斐閣2017）参照。

(5) 野田宏「判解」最高裁判例解説昭和44年度民事篇433頁，大隈健一郎「法人格否認の法理について」『新版会社法の諸問題』23頁（有信堂高文社1983）参照。

判決は、法人格否認の法理の適用が認められる場合として、①法人格が全くの形骸にすぎない場合と②法人格が法律の適用を回避するために濫用されるような場合の2つを挙げている⁽⁶⁾。①の法人格の形骸化とは、法人とは名ばかりであって、会社が実質的には株主の個人営業である状態又は子会社が親会社の営業の一部門にすぎない状態をいう。裁判例の多くは、単に株主・親会社が会社・子会社を完全に支配しているだけでは法人格の形骸化といえず、〔1〕株主総会・取締役会の不開催、株券の違法な不発行等、〔2〕業務の混同（会社の存在が外見上認識困難である又は株主と会社が同種事業を遂行する等）、〔3〕財産の混同（株主・会社による営業所の共同利用又は両者の会計区分の欠如等）など、法人形式無視の諸徴表が積み重なって初めて、法人格の形骸化といえるとする。他方、②の法人格の濫用とは、法人格が株主により意のままに道具として支配されている（支配の要件）ことに加え、支配者に違法又は不当の目的（目的の要件）がある場合をいうものと解されている⁽⁷⁾。

3 最高裁昭和48年10月26日第二小法廷判決（民集27巻9号1240頁）

実質的同一性の議論との関係では、最高裁昭和48年10月26日第二小法廷判決（民集27巻9号1240頁）も確認しておきたい。

新旧両会社の代表取締役Aは、旧会社が賃借している居室に関して、被上告人（賃貸人）からの明渡し、延滞賃料支払債務等の履行請求の手續を誤らせ、時間と費用とを浪費させる手段として、旧会社の商号を変更するとともに、旧会社の変更前の商号と同一の商号を称し、その代表取締役、監査役、本店所在地、営業所、什器備品、従業員が旧会社のそれと同一であり、営業目的も旧会社のそれとほとんど同一である上告人（新会社）を設立したが、上記商号変更、新会社設立の事実を被上告人に通知しなかった。被上告人は上記事実を知らずに、旧会社の変更前の商号であり、かつ、新会社の商号である会社名を相手方として記載して、上記居室の明渡し請求等を行った。

Aは、第一審口頭弁論期日に出頭しないで判決を受け、原審における約1年にわたる審理の期間中も、上記商号変更、新会社設立の事実について何らの主張をせず、また、旧会社が本件居室を賃借していたことなどを認めていた。にもかかわらず、上告人は、弁論再開後初めて、上告人が旧会社とは別の新会社であることを明らかにし、旧会社の債務について責任を負わない旨主張した。

このような事情の下で、最高裁昭和48年10月26日判決は、次のとおり、法人格否認の法理の適用を認めた。

「株式会社が商法の規定に準拠して比較的容易に設立されうることに乗じ、取引の相手方からの債務履行請求手續を誤らせ時間と費用とを浪費させる手段として、旧会社の営

(6) 法人格の否認の法理の適用はこれら2つの場合に限定されるかという点に関する議論について、差し当たり、酒巻俊雄＝龍田節編『逐条解説会社法 第1巻 総則・設立』91頁〔森本滋執筆〕（中央経済社2008）参照。上記最高裁判決との関連では、得律晶「法人格否認の法理の原構成」黒沼悦郎＝藤田友敬編『企業法の進路』8頁以下（有斐閣2017）も参照。

(7) 江頭・前掲注(4)、44～45頁。

業財産をそのまま流用し、商号、代表取締役、営業目的、従業員などが旧会社のそれと同一の新会社を設立したような場合には、形式的には新会社の設立登記がなされていても、新旧両会社の実質は前後同一であり、新会社の設立は旧会社の債務の免脱を目的となされた会社制度の濫用であつて、このような場合、会社は右取引の相手方に対し、信義則上、新旧両会社が別人格であることを主張できず、相手方は新旧両会社のいずれに対しても右債務についてその責任を追求することができるものと解するのが相当である（最高裁判所昭和四三年（オ）第八七七号同四四年二月二七日第一小法廷判決・民集二三卷二号五一頁参照）。〔下線筆者〕

この判決は、実定法上の根拠としては信義則に依拠しつつ、債権者許害のための新会社を設立した場合に、新会社は取引の相手方に対し、旧会社と別異の法人格であるとの実定法上の主張をすることができず、その結果、旧会社の債務について新会社も責任を負わなければならないとしたものであり、その実質において法人格否認の法理を適用したものと解されている⁽⁸⁾。

この判決においては、新旧両会社に実質的同一性が認められることが「法人格の濫用である」という評価を肯定する一要素になっている⁽⁹⁾。それはどういう理由からであろうか。法人格の濫用による場合の法人格否認の法理について、支配と目的の2要件から成るとする見解に従う場合、判決は、新旧両会社に実質的同一性があることをもって、両会社の間に支配関係を見出していると理解することになるか。もっとも、新旧両会社の関係を兄弟会社ないしこれに類似するものとして捉えると、背後にいる個人が会社を支配している又は親会社が子会社を支配している場合とは、支配の意味合いが異なるようにも思える。あるいは、わざわざ実質的同一性のある新会社を設立することは、株式会社が比較的容易に設立できることを奇貨としたもので、不当な目的による会社設立であることを推認させる重要な事情になっていると理解することになるか。

Ⅲ 労働法と実質的同一性

1 使用者概念の拡張・偽装解散の法理等

使用者である法人が解散する場合には、清算手続が完了すれば法人格は消滅し、労働契約関係も消滅する。労働者は、会社解散により雇用を失うという大きな不利益を被る。会社解散が不当な目的のために行われた場合に、当該会社解散が有効であるかが問題となる。かつては不当労働行為（組合つぶし）目的の解散決議を無効とする裁判例・学説もあったが、最近の学説・裁判例の大勢はこれを否定する傾向にある。企業廃止の自由は財産権、営業の自由、職業選択の自由に基づく資本主義経済体制における法秩序の基本原則であり、真に企業を廃止する解散決議は、労働組合を壊滅する意図によるものであっても有効であると解している。真実解散・廃業の場合には、たとえその目的が不当であっても、解散自

(8) 東条敬「判解」最高裁判例解説民事篇昭和48年度50～51頁参照。

(9) もちろん、このような場合でも、新旧両会社を全く同一の法人格であると解することは無理であろう。この点について、最高裁昭和53年9月14日第一小法廷判決（集民125号57頁）参照。

体の効力を否定することはできないということである⁽¹⁰⁾。

他方、真に会社を解散する場合であれば、労働者の解雇が無条件に認められるというわけでもない。会社解散による解雇の場合とはいえ、解雇予告義務、すなわち「使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも三十日前にその予告をしなければならない」ことを原則とする労働基準法20条の適用がある。また、労働組合と使用者が締結する労働協約に、労働者を解雇するに当たって、使用者は労働組合と協議をしなければならない旨が定められている場合の労働協約上の解雇協議義務の適用もある。さらに、解雇権濫用規制も雇用関係の一般的ルールとして適用される。「解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。」と規定する労働契約法16条の規制を受ける⁽¹¹⁾。

会社解散による企業廃止に伴う解雇は、上記の「客観的に合理的な理由があり、社会通念上相当として是認できる場合」に当たるものとして、是認されうる。しかしながら、偽装解散の場合、すなわち、会社を解散し、解散手続の一環として全労働者を解雇しながら、解散後に、解散会社の親会社が解散会社の事業を継続したり、従前と実質的に同一の会社（第二会社）を設立し、その新たに設立した新会社において解散会社の事業を継続するような場合には、解散による事業廃止を理由とする解雇は「客観的に合理的な理由」を欠き、解雇権の濫用とされうる（偽装解散の法理）。また、偽装解散が労働組合壊滅の目的で行われた場合には、不当労働行為としての救済も問題となる⁽¹²⁾（なお、偽装解散という用語は、かような目的まで包含するものとして使用される場合もあることに留意）。

ところで、労働契約上の責任を負う主体としての使用者（労働契約上の使用者）は、当該労働者が労働契約を締結している相手方企業である。しかし、実質的に企業を支配している者が法形式を悪用して契約責任を回避しようとする場合など、契約上の一方当事者でない者に使用者としての責任を追及すべき場合もある。使用者概念の拡張ないし使用者性の承継である。その際、判例上、法人格の否認の法理と黙示の労働契約の成立という技法が用いられる⁽¹³⁾。この2つの技法のうち、本稿との関係で重要なものは法人格否認の法理である^{(14),(15)}。

(10) 荒木尚志『労働法〔第3版〕』451頁（有斐閣2016）。

(11) 菅野和夫『労働法〔第11版補正版〕』714～715頁（弘文堂2017）参照。なお、とりわけ整理解雇の場面において解雇の客観的合理性と社会的相当性という要件は、裁判所によって、①人員削減の必要性、②解雇回避努力、③解雇対象者選定（人選）の合理性、④解雇手続の妥当性の4つの要件ないし要素として、具体化されている。水町勇一郎『労働法〔第6版〕』179頁以下（有斐閣2016）、荒木・前掲注(10)、303頁以下参照。

(12) 荒木・前掲注(10)、63～67頁、菅野・前掲注(11)、714～715、964、989～990頁、後述する徳島船井電機事件の徳島地裁昭和50年7月23日判決等参照。なお、不当労働行為における使用者概念の問題として光を当てることもできる。荒木・前掲注(10)、672頁以下参照。

(13) 水町・前掲注(11)、74頁以下参照。

(14) 黙示の労働契約の成立という技法は、例えば、ある企業に雇用されている労働者が他の企業に派遣されて就労している場合に、その派遣先の企業に契約責任を追及する法理として用いられる。水町・前掲注(11)、76頁参照。

(15) 弥永真生『リーガルマインド会社法〔第14版〕』13頁（有斐閣2015）の脚注14は、「法人格の属性の一部を否認して、社員と会社を同一のものと法律構成しなければ解決できず、かつ、法政策的にみても法人格否認の法理の適用が妥当だと思われる場合は偽装解散の場合である」と指摘される。

使用者概念の拡張の技法として法人格の濫用による法人格否認が認められる典型例とは、子会社の従業員によって結成された労働組合を壊滅させる目的で親会社の子会社を解散させた場合⁽¹⁶⁾や解雇規制を潜脱する目的で親会社の子会社を解散させた場合である⁽¹⁷⁾。このようなケースでは、解雇された労働者が実質的に同一事業を営む新会社に雇用関係の確認を求めたり、旧会社の使用者としての責任を新会社に求めたりすることがある。この請求が認められるかどうかは、旧会社と新会社とは別法人であるために、法人格否認の法理の適用の問題として論じられることが多い⁽¹⁸⁾。

2 実質的同一性に関する裁判例の検討

以下では、旧会社と親会社又は新会社の実質的同一性⁽¹⁹⁾が問題となった裁判例（主として、法人格否認の法理による親会社又は新会社への雇用関係の承継が問題となったもの）を検討する⁽²⁰⁾。旧会社とは別の会社（親会社⁽²¹⁾又は新会社）に対して、雇用責任を追及する（労働関係の承継を求める）場合に、裁判所は、法人格否認の法理を適用することによって、両社の法人格の別異性という障壁を乗り越えるのである⁽²²⁾。

（1）徳島地裁昭和 50 年 7 月 23 日判決（労民集 26 卷 4 号 580 頁）〔徳島船井電機事件〕 〔事案の概要〕

本件は、旧会社（子会社）の解散により解雇された従業員（申請人ら）が、法人格否認の法理により、親会社に対しても従業員としての権利を有することを仮に定めることなど

(16) 労働組合法 7 条は、労働者が労働組合の組合員であることや労働組合に加入していることなどを理由として、使用者が当該労働者に対して不利益な取扱いをすること、すなわち使用者の不当労働行為を禁止しているが、ここでいう使用者とは、原則として、当該労働者が労働契約を締結している相手方である企業、すなわち労働契約上の使用者を指すと解されていることについて、水町・前掲注(11)、403 頁参照。ただし、宮里邦雄「労働組法上の労働者について」菅野和夫ほか編『労働法が目指すべきもの』3 頁以下（信山社 2011）なども参照。

(17) 水町・前掲注(11)、75 頁参照。

(18) 荒木・前掲注(10)、452 頁参照。

(19) 山川隆一「会社分割・事業譲渡をめぐる労働訴訟における要件事実」野川忍ほか編『企業変動における労働法の課題』144 頁（有斐閣 2016）の脚注 22 は、実質的同一性という語は多様な内容を持ちうるが、原告が事業譲渡における譲受企業を相手として提起した民事訴訟の事案では、原告と譲受企業との間の労働契約の存在を基礎付ける役割を果たすものであるから、譲受企業との関係で譲渡企業の法人格を否認しようとする事情が両企業間に認められる場合を指すことになろうとされる。なお、労働法分野における実質的同一性の法理の用語法について、池田悠「事業譲渡と労働契約関係」野川忍ほか編『企業変動における労働法の課題』72 頁（有斐閣 2016）の脚注 48 及び米津孝司「企業解散・事業譲渡における雇用と法人格の濫用—雇用責任法理と不当労働行為法理の交錯—」野川忍ほか編『企業変動における労働法の課題』186 頁以下（有斐閣 2016）参照。

(20) 事業譲渡、合併・分割などの企業組織再編による労働契約の承継を巡る問題については種々の議論があるが、ここでは立ち入らない。この問題については、例えば、金久保茂『企業買収と労働者保護法』（信山社 2012）など参照。

(21) 親会社への責任追及を果たすために法人格否認の法理を適用する議論については、菅野和夫「会社解散と雇用関係—事業廃止解散と事業譲渡解散—」菅野和夫ほか編『友愛と法』137 頁以下（信山社出版 2007）参照。また、荒木・前掲注(10)、63 頁以下も参照。

(22) 労働法分野において法人格否認の法理の適用の嚆矢となったものといわれているのは仙台地裁昭和 45 年 3 月 26 日判決（労判 99 号 42 頁）〔川岸工業事件〕である。

を求めた事件である。

〔裁判所の判断〕

徳島地裁昭和50年7月23日判決(労民集26巻4号580頁)は次のとおり判示する。
「解散が偽装解散である場合すなわち旧会社を解散し、右解散手続の一環として全労働者を解雇しながら、他方従前と実質的に同一の企業あるいは第二会社を設立発足させて企業を継続したり、労働者を解雇後、旧会社を復活継続させるような形態の解散については、右解散及びこれに基づく解雇が不当労働行為の意思でなされた場合、被解雇者の旧会社に対し雇用契約に基づき有していた従業員たる地位は新会社または継続会社が承継する義務を負担し、一定の要件ある場合(後記のように子会社の法人格が否認される場合)には当然新会社に承継せられると解するのが相当である。従つてこの限度では会社解散に基づく解雇も本則に帰つて不当労働行為として無効となり、その雇用契約は新会社に当然承継せられるというべきであ〔下線筆者〕」り、「真正解散の場合であつても、右会社を現実的、統一的に管理支配している親会社があり、解散した会社が実質上親会社の一製造部門とみられるような場合には、前記偽装解散と実質上何ら差異がない(実質上解散会社と同一の会社が存続している。)から、偽装解散と同様に考えるのが相当である〔下線筆者〕」とし、親子会社にも同様の解釈が当てはまるとする。

そして、判決は、親子会社間の雇用関係につき、法人格を否認する場合にも法人格の形骸化と法人格の濫用という要件が原則的には適用されるべきであるが、本件においては、親子会社のいずれかの法人格が全くの形骸にすぎない場合とは認め難いとして、法人格の濫用を理由に法人格が否認されるための要件について検討を進める。

判決は、法人格の濫用を理由に法人格が否認されるための要件として、①背後の実体である親会社が、子会社を現実的・統一的に支配しうる地位にあり、子会社とその背後にある親会社とが実質的に同一であること、②背後の実体である親会社が会社形態を利用するにつき違法又は不当な目的を有していることを要するとした上で、次のとおり、法人格否認の法理を適用して、親会社への雇用契約の承継を認める論理を展開する。

「子会社の設立それ自体は違法または不当な目的の下になされたものでなくても、子会社の解散が不当労働行為の意思でなされ、親会社も直接これに加担している場合には、解散を理由として子会社がなした従業員の解雇は、まさに会社形態を利用するにつき違法または不当な目的を有しているものというべく、(この場合形式的に考えれば、親会社は解散の自由と法人格の異別性の故にその責任を免れることができる。)このような場合には雇用関係につき、子会社の法人格は否認せられ、直接親会社との間に雇用関係の存在(法形式的には雇用契約の承継)を認めるべきである。」

以上を経て、判決は、旧会社は実質上親会社の一製造部門にすぎず経済的には単一の企業体と見られるのみならず、現実的にも、親会社は旧会社の企業活動のすべての面にわたって統一的に支配しており、本件解散もその指導と是認との下に行われたものであるから、偽装解散及び法人格否認の法理により旧会社の解散による解雇は親会社に対する関係では無効で、解雇と同時に、旧会社従業員の雇用契約上の地位は、そのまま親会社に承継され

ると判示した⁽²³⁾。

〔コメント〕

判決は、解散した旧会社（子会社）とは別の会社（親会社）に対して、旧会社の従業員に関する雇用責任を追及する（労働関係の承継を求める）ために、偽装解散の法理及び法人格否認の法理を適用している。また、偽装解散の法理及び法人格の濫用に係る支配の要件の両局面において、親子会社の実質的同一性を重視している。

なお、上記のとおり、判決は、偽装解散について、解散及びこれに基づく解雇が不当労働行為の意思でなされた場合、被解雇者が旧会社に対し雇用契約に基づき有していた従業員たる地位については、新会社又は継続会社がこれを承継する義務を負担し、一定の要件ある場合には当然新会社が承継すると解するのが相当であるとし、この場合の要件とは子会社の法人格が否認される場合を指すことを明言している。したがって、判決は、親会社又は新会社への雇用関係の承継を認めるために、いずれも法人格否認の法理を適用することを想定している（ただし、本件は親会社への雇用関係の承継が問題となっているケースである）。

（2）札幌地裁昭和 50 年 10 月 11 日決定（判時 800 号 105 頁）〔宣伝事件〕

〔事案の概要〕

債権者は、昭和 50 年 4 月 1 日付けで、債務者に、試用期間を 1 か月、給与月額 6 万円の約でデザイナーとして雇用されたが、同月 21 日、債務者によって解雇された。債権者は、当該解雇は正当な理由もなくなされたもので、かつ予告手当の提供もなされなかったから、無効であるとして、債務者に対し、労働契約上の権利を有することを仮に定めることなどを求めた。債務者は、第一回審尋期日において債権者を試用し、後に解雇した事実を認めしたが、これを取り消すとした上で、債務者（新会社）は昭和 50 年 7 月 4 日に設立された会社であり、申請外会社（旧会社）とは目的、資本金、株主、役員を異にする別会社であり、債務者と債権者との間には当初から何らの雇用関係もないなどと主張した。

申請外会社は昭和 50 年 2 月 5 日に商号を株式会社北潮社から株式会社宣伝に変更し、同年 4 月 1 日から新たに広告、印刷等の営業を開始したが、同年 6 月 18 日に商号を元の株式会社北潮社に戻すとともに同会社の名ではまもなく営業活動を休止した。他方で、同年 7 月 14 日に、債務者が設立され、株式会社宣伝の商号を続用して申請外会社の営業を承継し、その営業活動は前後中断されることなく継続的に行われた。また、両社の代表取締役は同一人であること、債務者は申請外会社の実際の営業場所と同一の場所で営業を行っていること、債務者と申請外会社の従業員は全く同一であって、その間申請外会社が

(23) ただし、判決は、法人格を否認する法主体に対し従業員としての地位（及び賃金請求）を主張することは背理であるとして、子会社に雇用契約上の責任を負わせることを認めていない。その際、判決は、「法人格否認の法理によれば、否認の結果形式上の法人格とその実体をなす個人もしくは別法人とは重畳的にその責任を負うものとされているが、これは前記のように右法理が当初取引関係に基づき既に発生した責任追及を主眼として導き出されたことによるものであるから、将来への継続を必然的ならしめる雇用関係についてはそのまま適用すべきではないと考える。」と判示している。

解雇手続を行ったり、債務者が新たに採用手続を行ったりしたことはないことが認定されている。

〔裁判所の判断〕

札幌地裁昭和50年10月11日決定(判時800号105頁)は、債務者と申請外会社との関係について次のとおり述べた上で、解雇予告手当の支払提供なしになされた本件解雇を無効としている。

「債務者と申請外会社は、経済的社会的にみて継続性を有し、本件雇傭契約の関係においては、実質的に前後同一の会社であるとみざるをえない。また株式会社が被用者とその解雇を廻って紛争中特段の合理的事由がないのに旧会社の人的物的営業財産をそのまま流用し、商号、代表取締役、営業目的、従業員などが旧会社のそれと同一の新会社を設立したような場合には、形式的には新会社の設立登記がなされていても、それは労働契約上の義務を免れるためになされたものと見るべく、しかも新旧両会社の実質は前述の如く前後同一で継続性を有する以上会社は被用者に対して信義則上新旧両会社が別人格であることを主張できず、相手方は新旧両会社の何れに対しても右労働契約上の義務履行を請求できるものと解することができる。そして本件の場合右合理的特段の事由は認められないので、両会社が形式的には別法人という形をとっているとしてもその間における雇傭契約の承継等について改めて論ずるまでもなく申請外会社と債権者との間の雇傭契約の効力は、債務者に直接及ぶものと解すべきである。〔下線筆者〕」

〔コメント〕

札幌地裁決定については、前掲最高裁昭和48年10月26日判決と同様に、その実質において法人格否認の法理を適用したものという見方がある。そうであれば、札幌地裁決定において新旧両会社の実質的同一性は、法人格の濫用であるという評価を根拠付ける重要な事情として位置付けられているといえよう。もっとも、札幌地裁決定が、法人格の濫用の場合の法人格否認の法理の要件を支配と目的の要件として捉えた上で、新旧両会社の実質的同一性が認められることをもって支配の要件を満たすものであると解しているかは必ずしも明らかではない。

(3) 大阪地裁平成6年8月5日決定(労判668号48頁)〔新関西通信システムズ事件〕

「法人格の濫用の認定をもって法人格否認法理を適用することで雇用責任を肯定するのではなく、解雇法理が類推適用されるとし、その有効性要件を満たさず、本件解雇(不採用)は無効である」⁽²⁴⁾とする裁判例がある。

〔事案の概要〕

解散会社(旧会社)の解散により解雇され、同社から営業を譲り受けた新会社に採用さ

(24) 米津・前掲注(19), 193頁。中村和雄「判批」民商113巻4=5号800頁も参照

れなかった解散会社の労働者（債権者）が新会社（債務者）に対して、労働契約上の権利を有する地位保全等を仮に求めた事案である。

〔裁判所の判断〕

大阪地裁平成6年8月5日決定（労判668号48頁）は、次の点を指摘する。

- ・解散会社の代表取締役を含む同社の実権を握っていた3名が新会社を設立したこと
- ・新会社と解散会社の代表取締役は同一人物であること
- ・両社の間で営業譲渡の形式により、解散会社の営業、大半の資産及び負債が、新会社に承継されたこと
- ・解散会社は解散したこと
- ・両社は、本店所在地が同一であり、従業員もほとんどが同一であること

そして、大阪地裁決定は、解散会社と新会社に関するその他の事情をも併せ考慮し、次のとおり判示する。

「新会社と解散会社は、商号、株主構成の一部、役員の一部、営業方針の力点等に違いを見出せるものの、その実態は、解散会社をほぼそのまま新会社が承継しているものと評価することができ、債権者が解雇された時点での解散会社と債権者が採用されなかった時点での新会社との間には強度の類似性、高度の実質的同一性が認められる〔下線筆者〕」

また、大阪地裁決定は、解散会社の解散及び新会社設立の事情、背景を検討することにより、解散会社の解散は、純粋な意味での事業継続意思の喪失、断念ということから出たものではなく、むしろ、差押、これによる取引先との信用失墜、廃業という事態を避けるために、旧会社解散、新会社設立という法技術を利用したものであると摘示する。さらに、解散会社の代表取締役らは同社の営業の継続を強く意図し、そのために新会社を設立してその実態のほとんどを承継させたものであるという意味において、本件は、純粋な廃業による解散とその解雇という事案ではなく、逆に、解散会社の事業を継続させるために、新会社を設立して、大半の営業、資産、負債関係を譲渡し、旧会社を解散したという事案であると判示する。

その上で、大阪地裁決定は、本件具体的な事案の下においては、債権者としては、労働契約が債務者に承継されることを期待する合理的な理由があり、実態としても解散会社と新会社に高度の実質的同一性が認められるのであり、新会社が解散会社との法人格の別異性、事業廃止の自由、新規契約締結の自由を全面的に主張して、全く自由な契約交渉の結果としての不採用であるという観点から債権者との雇用関係を否定することは、労働契約の関係においては、実質的には解雇法理の適用を回避するための法人格の濫用であると評価せざるをえないと判示する。

ここから判決は、解散会社における解雇及び債権者の不採用は解散会社から新会社への営業等の承継の中でされた実質において解雇に相当するものであり、解雇に関する法理を類推すべきものと解するという説示につなげる。結論として、判決は、「本件事案に解雇に関する法理を類推してみると、実質整理解雇と解されるものの、その有効性に関する要件を満たすものとは疎明されておらず、結局、本件解雇（不採用）は無効というべきであ

る。」とする。

〔コメント〕

大阪地裁決定は、新会社が旧会社との法人格の別異性や事業廃止の自由等を主張して、自由な交渉結果による債権者の不採用という観点から債権者との雇用関係を否定することが、労働契約の関係においては、実質的には解雇法理の適用を回避するための法人格の濫用であると評価している。大阪地裁決定は、上記のような評価を行うに当たり、新旧両会社において「高度の」実質的同一性が認められることを重視している。実質的同一性には程度の問題があることを意識させる判示である。

(4) 大阪地裁堺支部平成18年5月31日判決(判タ1252号223頁)〔第一交通産業(佐野第一交通)事件〕

〔事案の概要〕

本件第1事件は、タクシー事業を営む佐野第一交通株式会社(旧会社。以下「佐野第一」という)の従業員であった原告らが、佐野第一の解散及びそれを理由とする原告組合員らの解雇(本件解雇)は、同社の親会社である被告第一交通産業株式会社(以下「被告第一交通」という)が原告組合を壊滅させる目的で行った不当労働行為であるなどと主張したものである。原告らは、被告第一交通に対し、主位的に、法人格否認の法理に基づき労働契約上の権利を有する地位にあることの確認及び未払賃金の支払を求め、予備的に、不法行為に基づき賃金相当損害金の支払を求めるとともに、原告らが、上記解雇によって被った精神的苦痛等について、被告第一交通及びその代表取締役である被告らに対し、不法行為に基づく損害賠償を求めている(本訴請求)。また、被告第一交通は、原告らに対し、不法行為に基づく損害賠償債務がないことの確認及び仮処分決定に基づき仮に支払った金員の返還を求めている(反訴請求)。

本件第2事件は、佐野第一の解散を理由に解雇された原告らが、佐野第一と同じ営業区域においてタクシー事業を営む被告御影第一株式会社(以下「被告御影第一」という)に対し、同被告は被告第一交通の指示の下、佐野第一の事業を承継したものであるなどと主張して、法人格否認の法理に基づき、労働契約上の権利を有する地位にあることの確認及び未払賃金の支払を求める事案である。

〔裁判所の判断〕

大阪地裁堺支部平成18年5月31日判決(判タ1252号223頁)は、まず、法人格否認の法理が本件のように親子会社の雇用契約の関係においても適用しうるものであることを述べた上で、法人格形骸化の場合について次のとおり判示する。

「法人とは名ばかりであって子会社が親会社の営業の一部門にすぎないような場合、すなわち、株式の所有関係、役員派遣、営業財産の所有関係、専属的取引関係などを通じて親会社が子会社を支配し、両者間で業務や財産が混同され、その事業が実質上同一であると評価できる場合には、子会社の法人格は形骸化しているということができ、この場合における子会社の解散は、親会社の一営業部門の閉鎖にすぎないと認められる。

したがって、子会社の法人格が形骸化している場合、子会社の従業員は、解散を理由として解雇の意思表示を受けたとしても、これによって労働者としての地位を失うことはなく、直接親会社に対して、継続的、包括的な雇用契約上の権利を主張することができると思ふべきである。〔下線筆者〕

次に、判決は、法人格濫用の場合について、次のとおり判示する。

「子会社の法人格が形骸化しているとはいえない場合であっても、親会社が、子会社の法人格を意のままに道具として支配し（支配の要件）、その支配力を利用することによって、子会社に存する労働組合を壊滅させる等の違法、不当な目的を達するため（目的の要件）、その手段として子会社を解散したなど、法人格が違法に濫用されたと認められる場合にも、子会社の従業員は、直接親会社に対して、雇用契約上の権利を主張することができるというべきである。」

そして、判決は、雇用契約においては労働の提供と賃金の支払が対価関係をなすものであることを前提に、子会社が真実解散し、その事業が消滅した場合には、子会社の従業員は、親会社に対し、子会社の解散後の継続的、包括的な雇用契約上の責任を追及することはできないと述べる。他方で、判決は、偽装解散について、次のとおり判示する。

「子会社が真実解散されたものではなく偽装解散であると認められる場合、すなわち、子会社の解散後、親会社が自ら事業を再開したり、親会社の支配する別の法人によって同じ事業が継続されているような場合には、子会社の従業員は、子会社と同一の事業を継続している親会社又は親会社が支配する別の法人において就労することが可能であるから、雇用契約は、その事業体との間でなお存続しているものと解すべきである。

したがって、親会社が法人格を濫用して子会社を解散した後、自ら子会社と同一の事業を継続している場合には、親会社は、子会社の従業員に対し、将来に向けて継続的、包括的な雇用契約上の責任を負うというべきである。また、親会社が自ら同一の事業を継続せず、別会社に事業を行わせている場合であっても、新たな事業を行う別会社の法人格が形骸化して親会社の一営業部門にすぎないと評価できる場合であれば、親会社は、子会社の従業員に対し、継続的、包括的な雇用契約上の責任を負うと解される。……これに対し、新たな事業を行う別会社の法人格が形骸化しているとはいえない場合には、その責任は、新たに事業を行う別会社が負うと解すべきである。〔下線筆者〕

当てはめにおいて、判決は、まず、法人格の形骸化について、次のとおり、被告第一交通は佐野第一をかなりの程度支配していたと認められるものの、佐野第一の法人格は形骸化していない旨判示する。

「被告第一交通は、佐野第一の全株式を保有しており、佐野第一の業務全般を一般的に支配しうる立場にあったこと、佐野第一のタクシー従業員の賃金体系や福利制度等の労働条件について、被告第一交通において決定し、これを被告第一交通が派遣した役員や管理

職によって実現してきたこと、日々の売上は、被告第一交通が保管する佐野第一名義の預金通帳によって管理し、給与の支払や公共料金等の日常経理業務、税務関係書類や計算書類の作成等の決算業務も、被告第一交通において行われていたため、佐野第一の役員は、佐野第一の財務状況を具体的に把握していなかったこと、重要な資産に関する事項も被告第一交通において行われていたことなどの事情に照らせば、被告第一交通は、佐野第一をかなりの程度支配していたと認められる。……しかし、佐野第一は、もともとは南海電鉄グループの会社であり、被告第一交通とは全く別個独立の法人であったこと、買収後も、佐野第一の財産と収支は、被告第一交通のそれとは区別して管理され、混同されることはなかったことなどの事情に照らすと、佐野第一に対する支配の程度は、佐野第一が被告第一交通の一営業部門とみられるような状態にあるとまでは認められず、佐野第一の法人格は形骸化していないというべきである。」

次に、判決は、法人格の濫用について、上記認定のとおり「佐野第一の法人格は形骸化しているとまではいえないものの、被告第一交通は、佐野第一をかなりの程度支配していたものと認められる」として、支配の要件を満たす旨判示する。そして、判決は、「被告第一交通は、原告組合が存在する佐野第一で新賃金体系を導入することは困難であると判断し、原告組合の反対を受けずに泉州交通圏におけるタクシー事業を継続していくために、被告御影第一を泉州交通圏に進出させて、佐野第一のタクシー事業を引き継がせたものと認められる。したがって、佐野第一の解散は、新賃金体系の導入に反対していた原告組合を排斥するという不当な目的をもって行われたものである」として、目的の要件も満たしていることを認める。

これにより、判決は、被告第一交通は、泉州交通圏におけるタクシー事業を新賃金体系の下で行っていくために、新賃金体系の導入に反対していた原告組合を排斥するという不当な目的を実現するため、佐野第一に対する支配力を利用して佐野第一を解散したものであると認められるから、佐野第一の解散は、被告第一交通が佐野第一の法人格を違法に濫用して行ったものであると判示する。

続いて判決は偽装解散性の判定に移る。ここで判決は、次のとおり、被告御影第一泉南営業所について、佐野第一の事業を引き継ぎ、同一の事業を行っていることを前提として、佐野第一の解散が偽装解散であると判示する。

「〔1〕佐野第一は、泉州交通圏を事業区域とし、南海電鉄の泉佐野駅、樽井駅、尾崎駅、みさき公園駅及び関西空港駅を中心としてタクシー事業を行ってきたが、被告御影第一泉南営業所も、同じ泉州交通圏を事業区域とし、泉佐野駅、樽井駅、尾崎駅及びみさき公園駅に乗り入れてタクシー事業を行っていること、〔2〕被告御影第一泉南営業所の開業当初のタクシー乗務員69名中、50数名が佐野第一からの移籍者であり、無線室の従業員も全員佐野第一からの移籍者であること、〔3〕被告御影第一泉南営業所は、佐野第一が従前から使用していた無線タクシー呼出番号……を引き継いで使用していること、〔4〕佐野第一は、被告御影第一泉南営業所が開業してほどなく、営業車両の減車を始めたことが認められ、以上によれば、被告御影第一泉南営業所は、佐野第一の事業を引き継ぎ、同一の事業を行っているものと認められる。〔下線筆者〕」

「佐野第一と同一の事業を被告御影第一泉南営業所が継続していることに加え……被告第一交通は、原告組合を排斥するという目的をもって、佐野第一を解散したことからすると、佐野第一の解散は偽装解散である」

その上で、判決は、「被告第一交通は、佐野第一と同様、被告御影第一についてもかなりの程度支配していたと認められる」が「被告御影第一についても、被告第一交通が買収する以前から被告第一交通とは別個独立の法人としてタクシー事業を営んでいたこと、被告御影第一の財産と収支は、被告第一交通の財産と収支と混同されることなく管理されていたことなどの事実と照らすと、被告御影第一の法人格が、形骸化しているとまでは認められない」から、「原告組合員らは、佐野第一と同一の事業を行っている被告御影第一に対して雇用契約が継続している旨を主張することができるが、被告第一交通に対しては、雇用契約上の責任を追及することはできない」と判示する⁽²⁵⁾。

〔コメント〕

大阪地裁堺支部判決は、親子会社における事業の実質的同一性について、法人格形骸化という評価を根拠付ける重要な事情であると捉えている。

また、留意すべきは、判決が旧会社の雇用関係は旧会社の事業を引き継いだ事業体に承継されるという理解に基づく判断を行っていることである。しかも、親会社への承継を認めるためには法人格否認の法理の適用を要すると解しているようであるが、親会社とは別の新会社への承継を認めるにあたっては同法理の適用を想定していないように見える。徳島船井電機事件の徳島地裁判決によれば、親会社又は新会社への雇用関係の承継を認める理屈として、いずれも法人格否認の法理が妥当するという理解を導くこともできそうであるが、大阪地裁堺支部判決は、新会社への雇用関係の承継を認めるにあたっては、「雇用契約の主体である雇用主は、継続して事業を行っている事業体である」という理解に根差した判断を行っているようにも思われるのである。そして、判決は、かかる理解に基づいて判断を行う場合に、新旧両会社の実質的同一性に着眼しているようである⁽²⁶⁾。

この点に関して、判決は、「雇用契約は……労働の提供と賃金の支払が対価関係をなす契約であるから、雇用契約の主体である雇用主は、継続して事業を行っている事業体であると解さざるを得ず、親会社とは別に新たに事業を行う会社が存在し、その法人格が形骸

(25) なお、判決は偽装解散の場合に親会社に対して雇用契約上の責任を追及する「場合においては、不当労働行為における救済命令発令の範囲が問題となっているのではなく、私法関係における労働契約上の権利を有する地位にあることを主張することができるか否かが問題となっているのであるから、法人格否認の法理が適用されなければ、労働契約上の権利を有する地位確認の請求は許容されないことになると解される〔下線筆者〕と判示する。

(26) なお、野田進「法人格否認法理の適用における雇用責任の帰属方—第一交通産業（佐野第一交通）事件裁判例を総括する—」労旬 1704 号 17 頁以下は、法人格否認・偽装解散論と実質的同一性論の合わせ技により、新会社の雇用責任を導く大阪地裁堺支部判決について、いかにも大がかりで迂遠な議論を行っていることを指摘する。これに対して、三田村浩「会社社会に伴う当事者企業の責任」愛産大経営論叢 12 号 55 頁は、条文上、事業譲渡に伴う労働契約関係が当然承継の法律関係にないわが国では、やや複雑な構成となるのはやむをえない状況であるという見解を示している。

化していると認められない場合には、将来にわたって雇用契約上の責任を負うべき主体は、現に事業を継続している別会社である」と判示している。かかる判示が上記のような理解を支えているものとする。実質的同一性との関係では、「営業譲渡にいう営業とは、たんに個々の有形無形の財産をさすのではなく、労働者の労働力と結びついた有機的組織体をさすと解される。その意味で労働力は、営業の主たる構成部分をなし、これと切りはなすことのできないものである。しかも労働者は、使用者個人に雇われているのではなく、企業そのものに雇用され営業自体に結びついている。したがって、営業譲渡により経営主体に変更があっても、企業としての実質的同一性は維持されていると判断される場合が多く、その企業自体と労働者との間の労働契約関係も、合併の場合と同様本質的な変動はないゆえに譲受会社に承継されると解される」という見解があることを指摘しておく⁽²⁷⁾。

(5) 大阪高裁平成 19 年 10 月 26 日判決 (労判 975 号 50 頁) [第一交通産業 (佐野第一交通) 事件]

[裁判所の判断]

大阪地裁堺支部判決の控訴審である大阪高裁平成 19 年 10 月 26 日判決 (労判 975 号 50 頁) は、雇用責任の所在について、原審とは逆の結論を導いた。すなわち、大阪高裁判決は、以下のとおり、親会社である 1 審被告第一交通に対する雇用責任の追及を認める一方、1 審被告御影第一に対する雇用責任の追及を認めない。

「1 審被告第一交通は、泉州交通圏におけるタクシー事業を新賃金体系の下で早急に行っていくために、新賃金体系の導入に反対していた原告組合を排斥するという不当な目的を実現することを決定的な動機として、実質的・現実的に支配している佐野第一に対する影響力を利用して佐野第一を解散したものであると認められるから、佐野第一の解散は、1 審被告第一交通が佐野第一の法人格を違法に濫用して行ったものであるというのが相当である。」

「結果的に、佐野第一とおおむね同一の事業を 1 審被告御影第一泉南営業所が継続していることに加え……1 審被告第一交通は、佐野第一から 1 審原告組合だけを排斥するという目的をもって佐野第一を解散し、その事業を 1 審被告御影第一泉南営業所に承継させたことからすると、佐野第一の解散は偽装解散であるといわざるをえない。そうすると……本件においては、佐野第一の法人格が完全に形骸化しているとまではいえなくても、親会社である 1 審被告第一交通による子会社である佐野第一の実質的・現実的支配がなされている状況の下において、1 審原告組合を壊滅させる違法・不当な目的で子会社である佐野第一の解散決議がなされ、かつ、佐野第一が真実解散されたものではなく偽装解散であると認められる場合に該当するので、1 審原告組合員である 1 審原告らは、親会社である 1 審被告第一交通による法人格の濫用の程度が顕著かつ明白であるとして、1 審被告第一交通に対して、佐野第一解散後も継続的、包括的な雇用契約上の責任を追及することが

(27) 本多淳亮『労働協約・就業規則論』138～139 頁 (一粒社 1981) 参照。

できるといわなければならない。」

判決は、本件のような偽装解散の事例においては、親会社である1審被告第一交通との関係とは別途に、事業を継続する別の子会社である1審被告御影第一との関係でも法人格濫用の法理の適用がある旨の1審原告らの主張を次のとおり排斥する。

「確かに、一般的には、偽装解散した子会社とおおむね同一の事業を継続する別の子会社との間に高度の実質的同一性が認められるなど、別の子会社との関係でも支配と目的の要件を充足して法人格濫用の法理の適用が認められる等の場合には、子会社の従業員は、事業を継続する別の子会社に対しても、子会社解散後も継続的、包括的な雇用契約上の責任を追及することができる場合があり得ないわけではない。しかしながら、本件においては、1審被告御影第一との関係で法人格濫用の法理を適用できないことは明らかである〔下線筆者〕」

判決は、その理由として要旨次の4点を指摘する。

- ① 全株式を有する子会社である佐野第一に対して、実質的・現実的支配を及ぼしていたのは1審被告御影第一ではなく親会社である1審被告第一交通であって、1審被告御影第一が佐野第一に対して実質的・現実的支配を及ぼしていたことを認めるに足る証拠はない。それだけでなく、佐野第一への支配力を利用することによって佐野第一に存する労働組合を壊滅させる等の違法、不当な目的を有していたのも、1審被告御影第一ではなく1審被告第一交通である。
- ② 法人格否認の法理が法人の背後にある実体を捉えて、正義・衡平の観念から、背後者に対する法的責任の追及を可能にする側面を有することは否定できない。法人格を濫用し、それによる利益を図ろうとした直接の当事者である1審被告第一交通が、まず第一にその責任を負担すべきであると考えるのが自然である。
- ③ 両社の法人格の異別性を否認しうるかという側面から、佐野第一と1審被告御影第一の間に高度の実質的同一性が認められるか否かを検討すると、佐野第一と1審被告御影第一泉南営業所との間にはおおむね同一の事業が引き継がれたとの評価は可能であるといえる。しかしながら、佐野第一と1審被告御影第一の間においては、本社所在地、設立時期、設立経緯、営業内容、財産関係などは大きく異なっており、いずれも1審被告第一交通の完全子会社という面があることを加味しても、両社の間に高度の実質的同一性があるとはいい難い（また、佐野第一の事業の物的資源は1審被告御影第一だけでなく、1審被告第一交通グループ会社に引き継がれていった側面も否定し難い）。
- ④ 親会社である1審被告第一交通に法人格否認の法理が適用される本件において、佐野第一との関係がより希薄な1審被告御影第一にまで法人格濫用の法理を適用する必要性はないし、1審被告御影第一との関係でも法人格を否認しなければ正義・衡平の理念にもとることになるとは考え難い。

以上から、判決は、「1審被告御影第一に対して、法人格の濫用を理由としては、1審原告組合員である1審原告らは、佐野第一解散後の継続的、包括的な雇用契約上の責任を追

及することはできない」と判示する。

〔コメント〕

大阪高裁判決は、新旧両会社（1審被告御影第一と佐野第一）間において法人格の濫用による法人格否認の法理を適用する場合に、支配の要件に係る重要な考慮事情として、実質的同一性を勘案しているようである。その際、「高度の」実質的同一性を要求しており、実質的同一性には程度の問題があることを意識させるものとなっている。

なお、本件解雇が地位保全及び賃金仮払仮処分命令申立事件として争われた大阪地裁岸和田支部平成15年9月10日決定（労判861号11頁）においては「その解散が、真実企業を廃止するものではなく、不当労働行為等を目的として、廃止に見せかけて新会社ないし別会社に肩代わりさせて実質的に同一の企業経営を継続している場合（偽装解散）は、同一の会社そのものが存続しているものとみることができるから、解散（企業廃止）を理由とする解雇は解雇理由を欠く無効なものとなり、労働関係は解散会社と実質的に同一の新会社ないし別会社との間で存続することになると解される」と判示されている。

このことについて、大阪地裁岸和田決定は、「法人格の濫用による法人格否認の一形態であるが、旧会社と実質的に同一の新会社ないし別会社という横の関係を捉える点に一の類型の特徴があるので」、これを「実質的同一性の理論」と呼ぶとした上で、新会社に責任追及をする場合にはここでいう「実質的同一性の理論」を適用し、他方、新旧両会社の親会社に責任追及をする場合には「法人格否認の法理」⁽²⁸⁾を適用することを明言している。やや紛らわしい用語法であるが、「実質的同一性の理論」を「法人格否認の法理」とは異なるものと捉えているのではなく、「法人格の濫用による法人格否認の法理」の一形態と捉えていることに注意を要する。いずれにせよ、この大阪地裁岸和田決定も、新会社への雇用関係の承継を認めるために、法人格の濫用による法人格否認の法理を持ち出している（ただし、その抗告審である大阪高裁平成17年3月30日決定・労判896号64頁は、上記大阪地裁堺支部判決と同様の立場に立っている）⁽²⁹⁾。

（6）東京地裁平成21年12月10日判決（労経速2061号3頁）〔日本語研究所ほか事件〕

新旧両会社が実質的に同一の事業を継続していることが、債務免脱を目的とした会社制度の濫用という評価につながったものと思われる裁判例がある。

〔事案の概要〕

旧会社に解雇された原告が、旧会社に対し、雇用契約上の地位の確認、解雇後の賃金及び未払の時間外割増賃金等の支払を求めて訴訟を提起したところ、原告の請求を一部認容

(28) 大阪地裁岸和田決定は、法人格否認の法理を適用することにより、親会社である債務者に対する責任追及を認めている。すなわち、親会社が新旧両会社を現実的統一的に管理支配していることを利用して旧会社と実質的に同一の企業である御影第一泉南営業所を開設して事業を継続している目的は、労働関係法令上要求される諸法理（就業規則変更の制限や解雇制限等）の適用を潜脱回避することにあると認められ、自ら支配する新旧両会社の法人格を濫用したものと認められるから、実質的に同一の企業である旧会社及び御影第一泉南営業所の責任と同一の責任を負うものと一応認めることとする、としている。

(29) 第一交通産業（佐野第一交通）事件の一連の判決等について、野田・前掲注(26)、6頁以下参照。

する旨の判決が確定した。しかしながら、その間、旧会社は事実上倒産し、原告は上記判決内容を実現することが不可能となった。本件は、原告が、旧会社は、原告その他の債権者に対して負担する未払賃金等の債務を免れる目的で、旧会社を事実上倒産させ、経営実態がほとんど同一の被告新会社1及び被告新会社2に営業等の大半を譲渡するなどし、新会社らは法人格を濫用したものであるとして、法人格否認の法理に基づき、被告新会社1に対し、雇用契約上の権利を有する地位にあることの確認、解雇後本訴提起までの間の未払賃金及び遅延損害金、未払の時間外割増賃金等の支払を求めるなどした事案である。

〔裁判所の判断〕

東京地裁平成21年12月10日判決（労経速2061号3頁）は、法人格否認の法理について、次のとおり判示する。

「およそ法人格の付与は社会的に存在する団体についてその価値を評価してなされる立法政策によるものであって、これを権利主体として表現せしめるに値すると認めるときに、法的技術に基づいて行われるものである。したがって、法人格が全くの形骸にすぎない場合、またはそれが法律の適用を回避するために濫用されるが如き場合においては、法人格を認めることは、法人格なるものの本来の目的に照らして許すべからざるものというべきであり、法人格を否認すべきことが要請される場合を生じるのである（最高裁昭和44年2月27日第一小法廷判決・民集23巻2号511頁参照）。」

当てはめにおいて、判決は、旧会社は原告その他の債権者に対して負担する多額の未払賃金等の債務を免れる目的で、営業権のすべてを被告2社に承継させ、自らを倒産させたものと認めるのが相当であるとした。そして、判決は、旧会社の倒産及び被告2社への営業権の承継は、原告その他の債権者に対する旧会社の債務の免脱を目的としてされた会社制度の濫用というべきであることを前提として、法人格否認の法理により、被告は、原告に対しては、信義則上、旧会社とは別異の法人格であることを主張することができず、原告に対して旧会社が前訴判決で命じられた内容について、旧会社と並んで責任を負わなければならないと判示した。また、判決は、原告の被告新会社1に対する雇用契約上の権利を有する地位にあることの確認を求める請求にも理由があるとした⁽³⁰⁾。

その際、判決は、旧会社は、倒産直前に多額の滞納家賃及び更新料を支払うことによって、本店所在地であるXビル2階及び3階の賃借権及び保証金返還請求権を新会社2に承継させ、さらに、倒産直後には、受講生及び顧客データを被告2社に無償で譲渡するなどその営業権のすべてを被告2社に譲渡し、その結果、旧会社は多額の累積未払賃金債務を残したまま倒産し、被告2社は、従前、旧会社が行っていたものと実質的に同一の事業を継続していることを指摘した。

〔コメント〕

東京地裁判決においては、新旧両会社が実質的に同一の事業を継続していることが、旧会社の債務免脱を目的とした会社制度の濫用という評価につながり、法人格否認の法理の適用が認められたものと思われる⁽³¹⁾。本件のように、新会社を設立することによって取

引上の債務を回避するケースが、法人格の濫用による法人格否認の法理の適用例の1つであることは以前から指摘されていたところである。取引上莫大な債務を負う会社の支配株主が会社を解散し、営業目的、営業場所、取締役、得意先、仕入先、従業員など営業の形態、内容をほとんど同じくする会社を設立して契約上の債務を免れようとする。このような場合、新旧両会社の企業形態及び内容すなわち両会社の実体を実質的に同一であり、両会社の株主の大部分が共通である場合には支配の要件を満たし、これらの者が取引上の債務を免れる目的や意図を有している場合には目的の要件を満たすことになる。こうして、新会社の法人格の濫用が認められるときは、これを否認し旧会社の債権者に対して新会社に対する請求権を認めるべきである、というのである⁽³²⁾。

もっとも、東京地裁判決が、法人格の濫用の場合の法人格否認の法理の要件を支配と目的の要件として捉えた上で、新旧両会社の実質的同一性が認められることをもって支配の要件を満たすものであると解しているかは必ずしも明らかではない。

(7) 奈良地裁平成11年1月11日決定(労判753号15頁)〔日進工機事件〕

新旧両会社の実質的同一性から、旧会社における従業員の解雇無効と新会社への雇用関係の承継を導く裁判例がある。

〔事案の概要〕

本件では、旧会社が、債権者ら全従業員に対し、その工場の全業務を廃止し、企業を廃止することを決定したものととして解雇を行った。これに対して、債権者らは、新会社(債

(30) 控訴審である東京高裁平成23年10月26日判決(労判1049号71頁)は次の事実に着目する。

- ・ 旧会社は、従業員の給料の支払の遅滞や不払を累積させ、未払賃金請求訴訟が全国各地で多数係属したが、これを平成18年9月以降全く支払うことなく、倒産直前の累積未払賃金合計額は1億円近くとなっている一方で、原審被告の新会社1に対する多額の業務委託費や原審被告の新会社2に対する多額の日本語教育新聞代及び業務委託費等は優先して支払っていること
- ・ 新会社2は、平成18年4月ころから新会社1と競合する日本語教師養成講座を開講して受講生を新会社2に移管しており、旧会社は、倒産直前に多額の滞納家賃及び更新料を支払うことによって、本店所在地である第2ビル2階及び3階の賃借権及び保証金返還請求権を新会社2に承継させていること
- ・ 旧会社の倒産直後には、受講生及び顧客データを新会社2及び新会社1に無償で譲渡するなど、その営業を新会社2及び新会社1に譲渡し、その結果、旧会社は多額の累積未払賃金債務を残したまま倒産し、新会社2及び新会社1は、従前、旧会社が行っていたものと実質的に同一の事業を継続したこと

そして、高裁判決は、これらの事実を総合すれば、旧会社は、特段の事情が認められない限り、控訴人その他の債権者に対して負担する多額の未払賃金等の債務を免れる目的で、営業等を新会社2及び新会社1に承継させ、自らを倒産させたものと推認することが相当であり、旧会社は、上記のような手段を弄して、自己の営業を新会社2及び新会社1に承継させた上、自己の債務を免れる目的で自らを倒産させたと認められるのであり、このことは、法形式を整えてはいるものの、全体としてみれば違法というほかになく、これに関与した者には一定の要件を充足すれば民事責任が生じうるものというべきである、としている。

(31) この点は、京都地裁平成28年4月15日判決(労判1143号52頁)〔メルファイ事件〕も参考となる。

(32) 奥山恒朗「いわゆる法人格否認の法理と実際」鈴木忠一＝三ヶ月章監修『実務民事訴訟5 会社訴訟・特許訴訟』172頁(日本評論社1969)。なお、小侯勝治「使用者概念の変化と法」日本労働法学会編『講座21世紀の労働法第1巻 21世紀労働法の展望』236頁(有斐閣2000)は、「法人格の濫用は、法人格が背後の者によって単に道具として支配されていて(実質的同一性の要件)、かつ支配者が法人格を違法・不当な目的で利用している(目的の要件)場合に認められる」として、支配の要件を実質的同一性の要件として表現している。

務者会社）が旧会社の不動産を除く全営業用資産を譲り受けており、実質的には旧会社の営業は新会社に譲渡されたものとみるべきであって、旧会社の解散は企業閉鎖を偽装したものであると主張した。その上で、債権者らは、整理解雇において履踐されるべき手続を踏んでいない解雇権の濫用に当たり、新会社は旧会社と債権者らとの間の雇用契約上の地位を引き継ぐものと認められるべきであると主張した。なお、本件では、新旧両会社の（実質的な）経営者は同一人であり、本店所在地も同一であり、旧会社が所有する全ての工作機械および治具、ツール、工具、備品、設備に関するものについては新会社に売却する旨の契約を締結しているという事情がある。

〔裁判所の判断〕

奈良地裁平成11年1月11日決定（労判753号15頁）は、新会社とその代表取締役らが旧会社の不動産、機械工具類の一式を譲り受けることによって、旧会社が行っていた営業を、規模を縮小しながらも継続する意思を有しているものと一応認められるなどとした。そして、「本件解雇は債務者の主張によれば企業廃止に基づく従業員の全員解雇であるというのであるが、実質的にはこれと一体となって〔下線筆者〕新会社の代表取締役であり、かつ、旧会社の取締役（実質経営者）である者が采配する建設機械類の製造販売業を営む新会社にその営業は継承されるものと認められるのであって、その企業廃止という前提は廃止を仮装したものであると一応認められ、本件解雇は無効であるというほかない、と判示した。

奈良地裁決定は、かように解雇が無効であるとした上で、旧会社の「営業は、これと実質的一体性を有する債務者会社に継承されるものであること前認定のとおりであるから〔下線筆者〕」、債権者らと旧会社との間の労働関係も、債権者らと新会社（債務者会社）との間の労働関係として継承されるものというべきであると結論付けた。

〔コメント〕

奈良地裁決定においては、実質的同一性（実質的一体性）が、事業廃止の否定、このことに由来する解雇の無効の根拠のみならず、事業に関わる労働関係の新会社への承継の根拠として位置付けられている。もっとも、労働関係の新会社への承継を認めることについては、旧会社と新会社の法人格の別異性をどのように考えるかなどの観点から議論の余地はある⁽³³⁾。

（2018.5.20 受稿，2018.6.8 受理）

(33) 会社がその財産の全てを営業譲渡や現物出資の手法を用いて他の会社に移転し、その後、解散又は清算によって最終的には消滅する「事実上の合併」と評価される場合に、労働者の全部又は一部を引き継がない旨の特約は、解雇権濫用ないし整理解雇法理を潜脱するものとして公序良俗又は信義則に違反して違法・無効であることを説く見解もある。中内哲「企業結合と労働契約関係」日本労働学会編『講座 21 世紀の労働法 第4巻 労働契約』287頁（有斐閣2000）参照。

〔論 説〕

アメリカ合衆国銀行設立論争と2つの憲法像

—「財政＝軍事国家」と憲法に関する準備的考察—

大久保 優 也

1. はじめに

本稿は、1780年代から1790年代に繰り広げられたアメリカの第一合衆国銀行設立を巡る議論など、トマス・ジェファソン (Thomas Jefferson) 及び、アレクサンダー・ハミルトン (Alexander Hamilton) による国立銀行設立に関する議論の再検討を通じて、彼らが、どのような憲法思想に基づいて、市民社会とコモン・ロー、憲法に関するヴィジョンを有していたのか、その一端を明らかにする準備的考察である。

ジェファソンの銀行論や公債論の歴史的な文脈を理解するためには、その前史として、1688年に成立した、イギリスの名誉革命体制に関する研究を踏まえる必要がある。名誉革命は、かつて日本の憲法史においても長く、英米圏における「市民革命」のひとつとして挙げられてきたが⁽¹⁾、この名誉革命体制は、イギリスにおける、いわゆる「財政＝軍事国家」(The fiscal-military state)の確立期とされている⁽²⁾。「財政＝軍事国家」とは、ジョン・ブリュワによって提起された概念であり、ブリュワの著作を翻訳した大久保桂子の簡潔な定義に従えば、「巨額の戦費と資源動員を必要とした名誉革命後のイギリスが、課税システムの抜本的な改革と増税、国債運用にもとづく赤字財政、というオランダ型の戦時財政政策を採用するとともに、この財政政策を運営する集権的な行政府を発展させた事態をさす」ということになる⁽³⁾。また、「財政＝軍事国家」の確立によって、租税と公債より得られた資金を費やす行政に対する議会の監視の機運が高まり、行政すなわち政府の情報開示やアカウンタビリティが確立されていったとされる⁽⁴⁾。こうした「財政＝軍事国家」のもたらした憲法的、財政法的な意義や、その後の研究の進展については、法学研究においても租税法学者の中里実の著作においても説明されている⁽⁵⁾。

他方で、この「財政＝軍事国家」によって生み出される公債や信用市場を支えるべく、1694年に創設されたイングランド銀行及びそれが主導した信用経済については、それが政治思想上の論争を惹き起こしたとする、J.G.A Pocockの古典的研究がある⁽⁶⁾。Pocock

(1) 他方で、歴史研究の進展により、「市民革命」としての名誉革命に関する古典的な物語についての維持は困難になっており、法学、特にイギリス法研究の立場から名誉革命をどのように位置づけるかについての考察としては、戒能通厚『イギリス憲法』(信山社2017)第5章参照。

(2) John Brewer, *The Sinews of Power: War, money and English State, 1688-1783*, Routledge(1988). ジョン・ブリュワ/大久保桂子 訳『財政＝軍事国家の衝撃』(名古屋大学出版会2003)。

(3) ブリュワ 前掲書「訳者あとがき」259頁。

(4) ブリュワ 前掲書 266頁から268頁。

(5) 中里実『財政と金融の法的構造』(有斐閣2018)。

によれば、イングランド銀行の設立と公信用制度の創出によって、政府に公債という形で投資し収益を得る、債権者・投機家からなる「貨幣的利害」(monied interest)が台頭する。これに、土地所有者からなる「土地利害」(landed interest)が対抗し、ハリントン(James Harrington)の古典的共和主義の理論に依拠しつつ、土地所有を基礎にした、自立した市民からなる政治のヴィジョンが提出され、「徳」を有する市民に対して、「貨幣的利害」は、「常備軍」と並び自立的な市民の基盤を掘り崩す、「腐敗」した存在とされた。ポーコックによって指摘されたそうした政治思想上の論争の構図は、言うなれば、ブリュワの述べるところの「財政=軍事国家」によって生み出された資本市場によって、古典的共和主義においてひとつの理想とされた、土地所有を基礎にした市民的自立性が脅かされるという危機感の表れであったとも言えよう。

こうした論争は、建国間もない18世紀末から19世紀前半のアメリカにおいても確認することができる。アメリカでは合衆国憲法制定直後から、国立銀行、すなわち、第一合衆国銀行創設を巡って、財務長官であったアレクサンダー・ハミルトンと国務長官であったトマス・ジェファソンの間で論争が行われたことが広く知られている。Pocockは、アメリカにおけるハミルトンとジェファソンの論争に、イングランド銀行及びそれが主導した信用経済に関する論争と同じ「徳」と「腐敗」についての思想的対立を見出したことは広く知られている⁽⁷⁾。日本における研究としては、上記のような政治思想上の対立を踏まえながら、ハミルトン主導による合衆国銀行創設や、それに基づく公債政策の推進を、古典的共和主義を新たな近代社会に適應させる近代共和制のあらわれのひとつと位置づける中野勝郎による研究がある⁽⁸⁾。

以上の諸研究を踏まえながら、本稿は、法的視角から合衆国銀行設立に関する2つの意見書の検討を通じてこの論争を分析する。第一合衆国銀行設立を巡る論争は、上述のような政治思想上の対立はもとより、合衆国憲法解釈やコモン・ロー上の法理の問題を巡ってなされた法的な論争であった。そして、こうした法的な論争の背景には、アメリカの国制や市民社会のあり方に関するヴィジョンの相違が関係し、彼らの立憲主義に関する思想も見出すことができ、立憲主義の在り方を巡る相克として読み解くことができる。

2. ジェファソンの国立銀行反対論とその憲法像

(1) ジェファソンの国立銀行設立反対論の検討

ジェファソンの国立銀行反対論は、1791年2月15日に提出された、『国立銀行の合憲性に関する意見』に示されている⁽⁹⁾。この意見書は、アレクサンダー・ハミルトンによる、1790年11月13日に示された『国立銀行に関する報告書』に対する応答として、国務長

(6) J.G.A. Pocock, *Virtue, Commerce, and History: Essays on Political Thought and History, chiefly in the Eighteenth Century*, Cambridge University Press (1985) at 107-110.

(7) John G. A. Pocock, *The Machiavellian Moment: Florentine Political Thought and the Atlantic Republican Tradition*, Princeton University Press (1975) at 529-547.

(8) 中野勝郎『アメリカ連邦体制の確立』(東京大学出版会1993)参照。

(9) "Opinion on the Constitutionality of a National Bank", edited by Merrill D. Peterson, *Thomas Jefferson Writings*, Library of America (2011) at 416-421.

官であったジェファソンより提出されたものであった。そのポイントのひとつは、国立銀行が法人形態を採用することに対する批判であった。ジェファソンの列挙する反対論をまとめると以下のようなになる。

- ①法人の株主たちが法人を形成することになる。
- ②国立銀行が法人形態を採用することによって、土地の譲与を受けることが可能になり、その結果、死手法（the laws of Mortmain）に反することになる。
- ③外国人が当該法人の株主となり、土地を保有し、その結果、権原譲渡（alienage）に関する法に反することになる。
- ④所有者の死亡により、特定の家系の相続人にのみ土地を相続させることになり、物的財産法定相続（descent）のあり方を変えてしまう。
- ⑤法人を通じて、財産の没収（Forfeiture）や不動産復帰（Escheat）を逃れることが可能になり、財産の没収に関する法に反することになる。
- ⑥人的財産が特定の家系の相続人に譲渡されることになり、人的財産相続分配（Distribution）に関する法に反することになる。
- ⑦国家的権威の下で銀行業務を行う唯一にして排他的な権利を国立銀行の株主に付与することは、独占（monopoly）を禁じる法に反する。
- ⑧国立銀行の株主たちが、州法に優越する法を作る権限を有することになり、州の立法府のコントロールから当該法人を保護するように法が解釈されることになる。

以上のジェファソンの法人形態についての批判の内容を検討すると、まず、②については、国立銀行たる法人は永久に存続することによって、土地を永久に所有することになり、コモン・ロー上の「永久拘束禁止の法理」に反することになるものとしたと推測できよう⁽¹⁰⁾。④⑥の反対論は、イングランドのコモン・ローにおける長子相続制を廃止した趣旨との関係を見ることができ⁽¹¹⁾。すなわち、ジェファソンは、地元のヴァージニア邦の下院議員として、当地の William & Mary 大学において、全米でも初めての法学教授であったジョージ・ウィス（George Wythe）らと、数々の法改革を行った。その内容は、イングランドのコモン・ローの法理を共和政体に適合するように改変を行ったものであったが、その中で特に重要な成果が、大土地所有制度解体のための長子相続制度と限嗣相続制度の撤廃であった⁽¹²⁾。限嗣相続制度は、土地などの相続財産を特定の個人に集中させ、相続人を限定することにより財産の分散を防ぎ、南部プランターの大地所有の維持に資することになっていたが、ジェファソンはそれを解体する作業を主導していた。ジェファソンは、「我が国の主な市民は、共和主義原理に忠実であり、土地利害（landed interest）のすべてが共和主義的である」とし⁽¹³⁾、また、連邦憲法制定前にジェームズ・

(10) Paul Finkelman, Thomas Jefferson and original intent, the shaping of American law, NYU ANNUAL SURVEY OF AMERICAN LAW at 62.

(11) *Id.*, at 62-63.

(12) 明石紀雄『トマス・ジェファソンと「自由の帝国」の理念—アメリカ合衆国建国史序説』（ミネルヴァ書房 2000）235 頁から 236 頁。

マディソン (James Madison) に宛てた書簡では、小規模の土地所有者こそがアメリカでもっとも重要な存在であるとしていた⁽¹⁴⁾。ジェファソンにおいては、合衆国銀行という巨大法人の存在、法人という不死の形態を通じて、かかる法人の株主が財産を集積していくことに対する警戒があったものと推測できる。

⑤の反対論の意味については、法人を通じて、株主が個人責任を逃れるということへの批判と推測できる。すなわち、法人の形態を通じて、株主は有限責任しか負わないことへの批判である。この批判は、ジェファソン支持派の後継とも言える、あるいは、より急進的なデモクラシーを志向したジャクソニアンにも見ることができる批判である⁽¹⁵⁾。

⑦の独占批判については、ジェファソン支持派のジェファソニアンや、ジャクソニアンによる、1810年代や1820年代以降の第二合衆国銀行に対する批判や、特許法人という形で銀行などの法人を設立することに対する批判から、その意味を探ることができる。ジェファソニアンやジャクソニアンは、巨大な特許法人による政治権力との結託が「腐敗」を生み、共和政体にとって脅威となる党派や党派的利益を生み出すと警戒し⁽¹⁶⁾、各州議会において、次々と法人設立を議会における個別法律による特許から、準則主義による法人設立を推し進め、法人へのアクセスを平等にすることにより、民主主義に基づく機会の平等を確保することを求めたが⁽¹⁷⁾、ジェファソンのこの独占批判はそれに先行する端緒であったとも考えられる。

以上のように、彼の政治経済思想を背景にすると、ジェファソンの国立銀行反対論には、その有機的なつながりを見出すことができる。すなわち、ジェファソンは、富を集積する独占的な巨大法人、巨大企業が存在が、死手法や長子相続制度の撤廃などで具体化したはずの独立自営の市民の存在、共和主義の担い手を脅かすととらえたものと考えられる。

⑧については、上述のように、独占的な権限を有することになる国立銀行が、市民により近い存在である州に優越する力を得ることへの警戒であると考えられる。

さらに、以上に加えて、合衆国憲法の解釈からも、国立銀行の設立が合衆国憲法に規定された連邦の権限の範囲外であると論じる。ジェファソンは、合衆国憲法の諸規定を厳格に解釈し、国立銀行の設立は合衆国憲法に列挙された権限に含まれないとする。すなわち、合衆国銀行設立賛成の意見では、税金を課して合衆国の公債の支払いを行うことは合衆国憲法に規定された連邦政府の権限に含まれるとするが、国立銀行の設立によって支払うことは認められていない。また、合衆国の立法権限とされている「金銭を借りること」には銀行を設立することは含まれていない。そして、「外国、州際、インディアン部族との交易を規制する」という合衆国憲法の列挙権限に照らすと、銀行を設立することは、交易を規制することと全く異なっていると。銀行を設立する者は、商業の主体を創設しているのであり、売り買いされる物を作ることは、売り買いを規制することとは異なる。加え

(13) "To Philip Mazzei" April 24, 1796, edited by Joyce Appleby and Terence Ball, Thomas Jefferson: Political Writings, Cambridge University Press (1999) at 416.

(14) "To James Madison" October 28, 1785, *Id.*, at 107.

(15) 伊藤紀彦『ニューヨーク州事業会社法史研究』(信山社2004) 178頁, 208頁から210頁。

(16) Eric Hilt, *Early American Corporations and the State*, edited by Naomi R. Lamoreaux and William J. Novak, *Corporations and American Democracy*, Harvard University Press (2017) at 40-41, 59-61.

(17) *Id.*, at 72.

て、国立銀行創設が商業を規制する権限の行使であるとするならば、州外だけではなく、州内にまで規制権限を行使することになり、それは、州内の規制権限は州に留められるとした合衆国憲法の規定に反し、無効となる。

次に、合衆国憲法第1編1節3項の「連邦議会は、以下の権限を有する。合衆国の債務を弁済し、共同の防衛および一般的な福祉に備えるために、租税、関税、輸入税および消費税を賦課し、徴収する権限。ただし、すべての関税、輸入税および消費税は、合衆国全土で均一でなければならない」という連邦の立法権限の規定について、後段の列挙された権限の範囲内でのみ、そうした権限の行使が認められるとし、合衆国憲法に関する憲法批准会議において、法人設立の権限を連邦議会に付与する提案が拒否されていたことも指摘する。

次に、国立銀行の設立が、合衆国憲法第1編第8節18項「上記の諸権限及びこの憲法によって合衆国政府またはその部門もしくは官吏に付与されたすべての他の権限を実施するのに必要かつ適切であるような法律を制定すること」に規定された、いわゆる「必要かつ適切」条項に規定された権限に含まれるかどうかを検討する。ジェファソンは、銀行がなくとも同条項に規定された権限を実行することは可能であり、それ故に、銀行設立は「必要」ではなく、正当化されないとする。すなわち、「必要かつ適切」条項を厳格に解釈し、銀行は税の徴収にとって「便利」(convenience)ではあるが「必要」(necessary)ではないとする。銀行券が広域に流通することは便利であるかもしれないが、そのことから当然に銀行を設立する権限があるとか、そうした権限がなければ世界はうまく進まないということはない。2、3のわずかばかりの便利さのために、連邦議会が、権原譲渡、物的財産法定相続、人的財産相続分配、財産の没収、独占に関する、諸州の古来よりの基本法を破壊する権限を有するものと憲法が意図していたとは考えられない。わずかばかりの便利さのために、州政府の基本法を見逃さないようにすべく、連邦議会は、憲法の誠実な実行のために真摯になりすぎることはないとする。

こうした、ジェファソンによる国立銀行違憲論の特徴として注目すべきなのは、まず、権原譲渡、物的財産法定相続、人的財産相続分配、財産の没収、独占といった、コモン・ローの法理を根拠に、その主張がなされていることである⁽¹⁸⁾。国立銀行を法人形態とすることに対するジェファソンの批判は主に、コモン・ローの法理を根拠とし、そこでのコモン・ローは、ジェファソン自身が主導したヴァージニアにおいて改革されたコモン・ロー、すなわち、小土地所有者を主な政治主体とするためのコモン・ローの法理であった。そうしたコモン・ローを基礎にした、州のコモン・ローの法理を脅かさないようにするための憲法解釈であった。

(2) ジェファソンの金融経済に対する立場

また、ジェファソンの国立銀行批判には金融経済そのものに対する警戒が存在し、これもまた彼の憲法思想と結びついていたものと考えられる。

ジェファソンは農業を最重要視しながらも、時代が進むにつれて、商工業については一

(18) Finkelman, *supra* note 10 at 63-64.

定の理解を示していたことが先行研究などにおいて確認されている⁽¹⁹⁾。しかし、金融経済については後代に至るまで一貫して警戒心を抱いていた。

ジェファソンは、ニューイングランドのタウンシップをモデルにした Ward という小規模の領域を理想の政治経済単位とする一方で⁽²⁰⁾、共和主義的であることは、人民による選挙の要素を帯びていることであり、市民の集まりこそが、自らの権利の最も安全な保管場所であり、人民の代理人による政治よりもずっと害は少ないとする一方で、銀行の設立とは、後生によって負担されるべきマネーを金融という名目で費やすことになり、それは、市民の権利にとって常備軍より危険であるとしていた⁽²¹⁾。すなわち、銀行の設立によって生じる、公債やその利子の支払いが取引される公信用は、市民から離れた場所で、市民の自己統治の及ばない者たちによって、将来世代まで含めて担保にするものであるとの警戒であり、言うなれば、市民的自己統治に対する警戒という点では、国立銀行の設立形態に関する主張においても一貫していた。

また、ジェファソンは、彼の書簡から窺える限り、銀行の発行する紙幣 (paper money) に対する強い警戒心を有していた。ワシントン大統領に対する書簡では、紙幣信用への投機において用いられる資本は無益であり、大衆に利益をもたらす商業や農業から抜き取られたものであるとする。そして、こうした紙幣は、市民の中に、勤勉さや倫理性の代わりに、悪徳や怠惰さを育て、ひいては、立法府を腐敗に導く効果的な手段になると指摘する。そして、こうした紙幣信用を商う腐敗した一団が立法府の声を決定し、憲法によって連邦議会に課せられた制限を乗り越え、イギリスがモデルとされる君主制に変えてしまう、とする⁽²²⁾。このように、ジェファソンは、銀行及び紙幣信用による議会の腐敗を必然のものとしており、これこそが、彼の「財政＝軍事国家」に対する評価でもあったと言い得るだろう。すなわち、ジェファソンにとって、「財政＝軍事国家」のような、国立銀行とそれがもたらす金融経済、公信用を重要な柱とする国家は、土地を基礎にした自立的な市民の存在を脅かし、ひいては立法府を腐敗に導く存在とされたのである。

3. ハミルトンの国立銀行擁護論と憲法思想

(1) 国立銀行反対論に対するハミルトンの反論

これまで確認した国務長官であるジェファソンや司法長官による、国立銀行設立が違憲・違法であるとの主張に対するハミルトンの反論が、1791年2月23日に示された『国立銀行の合憲性に関する意見』である⁽²³⁾。同意見の注目すべきポイントを掻い摘んで要約すると、以下ようになる。

政府に付与されているあらゆる権力は、その本質において主権的であり、憲法によって

(19) 明石 前掲註12 143頁から145頁。

(20) “To Joseph C. Cabell” February 2, 1816, Appleby and Ball *supra note* 13, at 204-206.

(21) “To Dr. Thomas Cooper” September 10, 1814, *Id.*, at 206-208.

(22) To the President of the United States, *supra note* 9 at 986-987.

(23) “Opinion on the Constitutionality of a National Bank”, edited by Joanne B. Freeman, Alexander Hamilton Writings, Library of America (2001), at 613-646.

明確に述べられた制限や例外規定によって排除されておらず、道徳に反することや、政治社会 (political society) の本質的目的に反することがない限り、目的達成のために必要とされ、適合するあらゆる手段を行使する権限を含む、という一般原理が政府の定義には本来存在するのであり、それは合衆国憲法によってなされる進歩のあらゆる段階において必要不可欠なものである。一般的に、政府に適用されるこの原理は、自明の理として認められており、それを否定する者は、物事の一般的な体系において、社会秩序の保持にとって不可欠であるルールがアメリカ合衆国に適用されないとすれば、それを立証しなければならない。そして、法人を創設することは、疑いもなく、主権的権力 (sovereignty power) たる合衆国に付随する権限である⁽²⁴⁾。

国立銀行反対論では、法人設立が過大視されている。法人設立は、単なる法的資格や、目的に対する手段の問題にすぎないのに、実体的なもの、すなわち、かなりの重大性を持った政治的目的であると見なされている。法人はローマ法起源であり、それによれば、任意の期間、任意の目的のために、個人の自発的なアソシエーションがそれを生み出すのである⁽²⁵⁾。

憲法上の権限それ自体は、画一的で変わらないとしても、政府が特定の権限を特定の時期に行使するのは、状況に依存するのである⁽²⁶⁾。

国立銀行反対論は、「必要かつ適切」条項の「必要な」(necessary) の意味を限定的に解釈しているが、その用語の文法的、一般的意味はそのような解釈を必要とはしない。そのような解釈は不安定さと混乱をもたらす⁽²⁷⁾。

ある政策がどの程度必要とされるかという問題は、その根拠となる法的な権限に関する審査にはなじまない。政策が必要とされる程度は、意見の問題であって、その有用性のみが問われることが可能である。手段と目的の関係、権限の行使のために用いられる手段の性質とその権限の目的の関係こそが、必要性や有用性に関する合憲性の判定基準となる⁽²⁸⁾。

「必要な」という言葉を限定的に解釈することは、統治構造に含まれるべき諸権限、特に、財政、交易、防衛などの、国家の一般的な行政 (administration of the affairs) に関するものは、公共善に資するように広く解釈されるべきである、という解釈に関する確立した格率に反する。このルールは、統治の特定の形態や、権限の線引きによるのではなく、統治それ自体の性質や目的に依拠するのである。国家的緊急事態に備え、国家的不都合を除去し、国家の繁栄を促進するための手段は、際限のない種類、程度、複雑さを帯びており、そうした手段の選択、適用に関してかなりの裁量が存在しなければならない⁽²⁹⁾。

そして、権原譲渡 (alienage)、物的財産法定相続 (descent)、財産の没収や不動産復帰 (Forfeiture and Escheat)、人的財産相続分配 (Distribution)、独占 (monopoly) という諸州の基本法、すなわち、コモン・ローの原理に反するというジェファソンの主張に

(24) *Id.*, at 613-614.

(25) *Id.*, at 616-617.

(26) *Id.*, at 617.

(27) *Id.*, at 618-619.

(28) *Id.*, at 619.

(29) *Id.*, at 618-619.

対しては、以下のように反論する。もし、これらが諸州の基本法 (the foundations law) だとしたら、諸州の多くが自らの基本を覆していることになる。というのは、憲法制定以来、諸州のコモン・ロー、特に、物的財産法定相続の法に関して実質的な変更を行っていない州はほとんどない。そこでは、通常の立法によって変更できない州憲法においてさえ確立されていないものを、州政府の基本法として呼ばれることがいかに可能であるのか考えられていない。必要性に関しては、権利の問題ではなく、有用性の問題のみが構成される⁽³⁰⁾。

法人を設立することは、法的で、人工的な person を自然人に代えることであり、法人には国籍はない以上、権原譲渡の法が適用されることはなく、法人には相続人がいない以上、物的財産法定相続の法は適用されず、また、自然人でない以上、没収や不動産復帰の法も適用されず、法人は死なない以上、人的財産相続分配も適用されない⁽³¹⁾。

個々の州のコモン・ローによって、すべての人は、望むように自分の property を外国に輸出することができる。しかし、連邦議会は、交易を規制する権限のもと、商品の輸出を規制することが可能であり、その際に、個人の権利を制約し、個々の州のコモン・ローを修正しているのである⁽³²⁾。

国立銀行を設立することは、独占にはならない。国立銀行法案は、州が銀行を設立することを禁じておらず、個人がビジネスを実行するために団体を結成することも禁じていない。独占とは、独占権を付与された者以外によって交易がなされることを法的に妨害することを意味するのである⁽³³⁾。

設立が提案されている国立銀行は、融資のために用いられる共同資本を創設するという目的のための、人の集まりであって、その目的は、合法的であるだけではなく、法があらゆる個人にも認めた権限の行使に過ぎない。唯一の問題は、それ自体、合法的である目的を達成するために、それをより効果的にするために、政府は国立銀行を設立する権限を有するのかどうかである。そうした権限の存在を証明するためには、政府の明確な権限と、国立銀行との関係を立証しなければならない。国立銀行は、租税を集め、金銭を借り、州間の交易を規制し、陸海軍を維持するという権限と直接関係するのである⁽³⁴⁾。

こうして、ハミルトンは、租税の徴収や、緊急事態に備えて政府が金銭を借り受けることによって国立銀行がいかに重要なものか詳細に述べた後に⁽³⁵⁾、国立銀行は、州間の交易を規制することと自然な関係を有している、とする。国立銀行は州間の便利な交換手段の創出を導くものであり、相互の送金における頻繁な貴金属の移動を防ぎ、十分なマネーの循環を維持する。マネーは商業が依拠する蝶番である。これは、金や銀だけを意味するのではなく、多くの他の物も様々な有用性の程度をもって、この目的に資するのである。特に、紙幣は広く用いられている⁽³⁶⁾。

(30) *Id.*, at 622.

(31) *Id.*

(32) *Id.*, at 623.

(33) *Id.*, at 623-624.

(34) *Id.*, at 632.

(35) *Id.*, at 632-636.

(36) *Id.*, at 637.

ジェファソンは、銀行を設立することと、商業を規制することは全く異なると指摘する。だが、ジェファソンが指摘する交易の規制は、連邦政府の権限の範囲内というよりも、ローカルな法域に当てはまるものである。すなわち、連邦政府のその権限は、売り買いの詳細に関するものというよりも、集散的な諸利益が依拠する交易に関する、一般的な政治的調整に向けられたものである。したがって、そのような規制はアメリカ合衆国の法の中でのみ見出されることが可能であり、その目的は、我が国の商人の事業の奨励や、海運、製造業を促進することである。循環を容易にし、交換、譲渡の便利な手段を提供する組織が商業についての規制と見なされるのは、こうした商業に関する一般的な関係によるからである。また、連邦議会には property に関するルールの制定や規制を行う権限が付与されている点からも国立銀行設立は認められ、政府の維持、すなわち、連邦政府の権限である共同防衛のための軍隊の維持、公債の支払いのためにも必要とされるのである⁽³⁷⁾。

ジェファソンは、連邦議会は、(国立銀行の設立のような)自らの任意の目的のために自由に税を課すことはできず、公債の支払いか、連邦の福祉のために課すことができるだけである、とする。確かに、一般福祉とは異なる目的のために租税を課すことは、信託に違反することになる。共同体の福祉は、金銭が共同体から徴収される目的として合法的である。連邦議会は、任意の目的やローカルな目的のために徴収した金銭を使用することはできないが、その使用に関しては広範な裁量を有する。適切な使用であるかどうかの憲法上の審査は、まず、目的が一般的であるかローカルであるかである。もし、前者であるのなら、憲法上の権限行使に何らの不足もない。連邦の福祉を実際にどれほど促進するのかという目的の性質については、厳格な裁量の問題になる。これに対して、目的達成のための手段に関する議論は、憲法上の権限ではなく、有用性に関する議論でなければならない。財政の一般的な秩序、交易についての一般的な利益など、一般的な事柄は、金銭の使用に関する合衆国憲法上の問題なのである。そして、銀行もまたこれに当てはまるのである⁽³⁸⁾。

現代まで長く続く商事会社が存在するような主要な商業国家は、外国との交易を規制する一般的な権限を有しており、なぜアメリカ合衆国だけが、自らに信託された目的を達成するために、他の国では普通のことである手段を用いることが憲法上許されないのか？ 交易を規制する権限とは、交易を規律するために必要なルールを作り、規制する権限である⁽³⁹⁾。

全ての主要な商業国家は、外部との交易のために (external commerce) のために、商事会社を利用しており、そうした組織を設立することは、商業の規制に付随するのである。また、銀行は、国家財政の運営において、通常動力であり、金銭を借りるための普通にして最も効果的な道具であり、この国において必要不可欠なものである。歳入や債務、信用、防衛、交易、外国との交流に関連する最も重要な主権の大権の多くを政府は有しており、自らの権限の添え物としてその道具を利用することが禁じられているという想定は誤っている。州や個人の権利を制限するのかどうかという、憲法上の正当性に関する補助

(37) *Id.*, at 637-640.

(38) *Id.*, at 640.

(39) *Id.*, at 642.

的な審査に照らした場合、提案されている法人設立は、この点についても最も厳しい審査に耐えうるだろう。国立銀行が設立されても、全ての州は、思うように、銀行を設立することが可能で、いかなる個人も、望むように、銀行業に乗り出すことが可能なのである⁽⁴⁰⁾。

(2) ハミルトン国立銀行擁護論から見える憲法像

以上のハミルトンの反論の骨子は以下ようになる。まず、ハミルトンは、主権的権力の性質を説明し、その権力の内容として、政治社会の本質的な目的などに沿わないようなものでない限り、目的達成のために必要性があり適合性がある手段を採用することが認められるということ、アメリカ合衆国にもそれが当てはまり、法人設立はこの権限の中に含まれるとしている。ここで、ハミルトンは、アメリカ合衆国を明確に主権的権力として位置づけている。次に、ハミルトンは、法人の存在を過大視し、危険視するジェファソンらの見解を戒めている。そして、ジェファソンが「必要かつ適切」条項を限定的に解釈することを批判し、統治においては緊急事態など様々な状況に対応しなければならず、特に目的のための手段としての政府の方策については、広い裁量を認め、その判断は法的な観点からではなく、有用性、必要性の点から審査されるべきとしている。また、諸州におけるコモン・ローの原理は既に様々な変更を経ている点などから、基本法ではないという立論を行っている。さらに、国立銀行は、租税を集め、金銭を借り、州間の取引を規制し、陸海軍を維持し、公債を支払うという権限と直接関係があり、合衆国憲法のそうした規定から国立銀行設立は肯定されるとしている。ここで、国立銀行の創設が「財政＝軍事国家」に通じる理路が示され、それが肯定的に示される。そして、商業社会における紙幣を含むマネーの重要性と、マネーを創出する国立銀行の役割が重視されている。それに加えて、他の主要な商業国家の現状も、国立銀行設立を正当化する論拠として示されている。そして、彼が念頭に置いている「商業国家」とは、中央銀行を創設し、「財政＝軍事国家」として発展した、イギリスであったと推測できよう。

こうしたハミルトンの国立銀行擁護論の背景には、彼の憲法思想の特徴を読み取ることができる。まず、政策と法解釈の関係についてである。主権的権力及び統治において用いられる手段すなわち政策については、広範な裁量が認められ、状況に応じて様々な選択が可能であるとして、憲法上の権限の有無の問題というよりも、その政策の目的に対する手段として有用性や適合性、必要性があるのかどうかという観点から判断されるべきとし、統治の手段としての政策に関する判断基準や思考様式と法的なそれを区別している点である。この統治についての考え方は、19世紀を通じて大きな影響力を有した、アメリカ最初の包括的な合衆国憲法の注釈書たる『合衆国憲法釈義』を著した、ジョセフ・ストーリー (Joseph Story) に受け継がれている。ストーリーは、民主主義社会における人民の「情念」の噴出による憲法秩序の危機を防ぐという憲法秩序の安定性と、他方で、経済社会の発展に対するコモン・ロー及び憲法の適応という、安定と変化の両立を模索し、憲法を統治のための実践的な文書、すなわち、「統治の法」として位置づけ、社会の状況や時代の変化に対応するための「適応の科学」としての憲法解釈論を展開し、社会契約論に依拠し

(40) Id., at 644.

た合衆国憲法の厳格解釈を退けたが⁽⁴¹⁾、これは、ハミルトンの憲法思想を受け継いだものとも言えよう⁽⁴²⁾。

また、ハミルトンは、国立銀行設立がコモン・ローの原理に反するとのジェファソンの主張に対しては、法人設立に関して、コモン・ローの相続制度はそもそも法人には当てはまらないという反論でかわし、同時に、諸州のコモン・ローそれ自体が変化していること、商業、特に州外と関わる商業活動については、広域的な観点から規制に服し、コモン・ローも修正を被るとするなど、広域の商業社会を想定したコモン・ローと憲法解釈のあり方を展開していた。こうした考えもまた、広域的な商業社会を前提に、商事法分野については広域的な観点から連邦最高裁判所による判例形成を認めた、ストーリー主導による *Swift v. Tyson* 判決⁽⁴³⁾と軌を一にしている。

このように見てくると、『ザ・フェデラリスト』とともに、ハミルトンの『国立銀行の合憲性に関する意見』は、その内容から見ても、ジェファソニアンやジャクニアンの政治的主張や憲法論と対峙した、ストーリーの『合衆国憲法釈義』の源流的位置にあると言えるだろう。

4. おわりに～合衆国銀行設立を巡る2つの憲法像の示唆

国立銀行設立を巡る、ジェファソン、ハミルトンの議論からは、彼らの対照的な憲法像を明確に読み取ることができる。

ジェファソンは、コモン・ローを、地元ヴァージニアで行った改革のように、共和主義的な市民と政治体制を支えるための法として位置づけ、そうしたコモン・ローを軸に憲法解釈を展開していた。すなわち、ジェファソンは、コモン・ローに対して、市民による自己統治の基盤として、政治社会を支える法の論理を読み込んでおり、憲法はそうした基本法としてのコモン・ローを尊重し、抵触してはならないものとしていた。ところが、国立銀行創設は、市民による自己統治を危うくするという理解をしていたと推測できる。彼が、合衆国銀行が法人形態において設立されることに対して批判していたのも、まさにこの市民による自己統治に対して、金融経済と巨大法人がもたらす影響への警戒を理由とするものと読み取ることができる。ジェファソンの国立銀行反対論から明らかになるのは、「財政＝軍事国家」すなわち、金融経済、信用経済の浸透によって、市民の自立性に危機が生じることを警戒し、それに対する歯止め考察した点に特色がある。それは、国家権力そのものによる侵害のみならず、常備軍の存在とともに、経済制度を通じて市民の自立性が奪われていくことに対する危機意識の発露とでも言い得るだろう。ジェファソンの憲法のヴィジョンでは、何より政治社会を担う市民の自立性に重点が置かれていた。

(41) 大久保優也「『統治』の法としての憲法と「法の支配」」、戒能通弘 編『法の支配のヒストリー』（ナカニシヤ出版2018）176頁から177頁。

(42) ストーリーは、特に憲法解釈のルールについて詳述した、第1巻第5章「解釈のルール」において、ハミルトンの国立銀行設立擁護論の憲法解釈を引用している。Joseph Story, *Commentaries on the Constitution of United States*, vol.2 (Hilliard Gray, and Company 1833) at 382-442.

(43) *Swift v. Tyson*, 41 U.S. (16 Pet.) 1 (1842).

ジェファソンの憲法思想に関しては、Herbert Sloanの研究を踏まえ、ジェファソンの書簡を詳細に検討しながら、ジェファソンの憲法思想のうち、世代ごとの定期的な憲法改正を主張した「定期憲法論」や、その「世代間正義論」に焦点を当てた森村進による研究があるが⁽⁴⁴⁾、「定期憲法論」の中にも見出される、ジェファソンの市民の自己統治に対する強いコミットメントや、公債に対する拒否感は、これまで確認してきた銀行と公信用の存在に関する論争、「財政＝軍事国家」の文脈の中でよりクリアーになるだろう。すなわち、ジェファソン、ハミルトンの対立は、「財政＝軍事国家」の評価を巡って浮き彫りになったものであった。ジェファソンは、国立銀行設立による「財政＝軍事国家」の確立を、イングランドのような「君主制」への道であり、市民の自己統治を基礎にした共和政体を体现すべき、アメリカの憲法やコモン・ローへの敵対と見たのであった。

他方で、ハミルトンの憲法のヴィジョンでは、ジェファソンのような自己統治よりも、権力の構成と秩序、とりわけ経済秩序の構成に力点が置かれていたことが確認できる。すなわち、ジェファソンにおいては、市民の自立性を支えるための法としてコモン・ローが位置づけられていたのに対して、ハミルトンにおいては、もっぱら経済的な意味づけが重視され、それは広域的な商業の観点から修正を受けるものとみなされていた。すなわち、憲法もコモン・ローもこうした経済秩序を基礎付け、機能させるものとして位置づけられていた。ハミルトンにとっては、国立銀行設立による「財政＝軍事国家」の確立は、統治を担う国家の当然の権限であり、商業社会における経済秩序を構成するという憲法の機能の一環であった。

ジェファソン、ハミルトンの対立は、州権か連邦かという対立で括られることも多いが、本稿が明らかにしたように、その背景にある憲法、統治のヴィジョンの対立、すなわち、市民による自己統治か、広域的な経済秩序の確立か、という対立が根深く存在していた。

本稿が、第一合衆国銀行を巡る論争の背景にあるものとして検討してきた、「財政＝軍事国家」、金融経済、信用経済と憲法という問題枠組みは、従来の近代立憲主義のモーメントや、その源流についての研究からは、十分に研究されてきたとは言い難い問題枠組みである。だが、この問題枠組みから第一合衆国銀行の論争を再検討することは、ジェファソンが示したような、金融経済、信用経済との関係で、近代立憲主義を支える市民の自立性、主体性の基盤がどうなるのかという問題、さらに、ハミルトンが示したような、秩序を構成するための憲法という、立法行政、税制など統治構造全般にかかわる法としての憲法の在り方など、現在の憲法学にも多くの視座をもたらすものと考えられる。以上が、この準備的考察から得られる示唆である。

(2018.5.20 受稿, 2018.6.30 受理)

(44) 森村進「『大地の用益権は生きている人々に属する』: 財産権と世代間正義についてのジェファソンの見解」一橋法学第5巻3号(2006)715頁から762頁。

〔抄 録〕

本稿は、アメリカ合衆国憲法制定直後に論争となった第一合衆国銀行創設に関する、トマス・ジェファソン (Thomas Jefferson)、アレクサンダー・ハミルトン (Alexander Hamilton) の議論を再検討することにより、そこに潜む2つの憲法像を明らかにする試みである。ジェファソン、ハミルトンの両者は、アメリカ建国の父として位置づけられる人物であり、対照的な憲法思想、そして政治経済思想の持ち主であり、この2人の思想が、2つの極としてアメリカの憲法に関するヴィジョンの原型を形作ったと考えられる。本稿の検討からは、2人の憲法思想の背景には、イングランドにおいて先行していた、国立銀行創設によりもたらされる金融経済、公債などの公信用に対する考え方、金融経済、信用経済、巨大な法人が個人の自立性にどのような影響を及ぼすのかについての考え方の相違が存在していたのが明らかになる。こうした相違が、2人のコモン・ローについての考え方、合衆国憲法解釈の相違を導き、ジェファソンは、独立自営の市民による自己統治を自らの憲法像の核とし、ハミルトンは、経済秩序などの秩序を構成することを憲法像の核心と見たことが明らかになる。

〔論 説〕

渋沢栄一における欧州滞在の影響

—パリ万博（1867年）と洋行から学び実践したこと—

関 水 信 和

目次

〈序論〉

〈本論〉

第1部 渋沢栄一が洋行で学んだこと、影響を受けたこと

第1章 渋沢の生い立ちと渡欧

第1節 渋沢の生い立ち

第2節 フランスへの出港

第3節 フランスへの上陸

第2章 パリ万博、サン＝シモン主義

第1節 パリ万博見学

第2節 パリ万博とサン＝シモン主義の関係

第3章 欧州各国歴訪、幕府崩壊により留学中止

第1節 欧州各国歴訪

第2節 幕府崩壊により留学中止

第1部「小括」

第2部 渋沢栄一が日本で実践したこと

第4章 官と民の関係、貨幣と度量衡など国の基本的な事項

第1節 官と民の関係

第2節 貨幣と度量衡

第5章 合本組織・銀行業・倉庫業

第1節 合本組織

第2節 銀行業

第3節 倉庫業

第6章 造船業

第7章 海運業・鉄道事業

第1節 海運業

第2節 鉄道事業

第8章 新聞事業・製紙事業

第1節 新聞事業

第2節 製紙事業

第9章 病院・社会事業・社交・劇場・その他

第1節 病院

第2節 社会事業

第3節 社交

第4節 劇場

第5節 その他 (洋行したことが間接的に影響したもの)

第2部「小括」

〈結論〉

資料 渋沢栄一が出発した当時の日本及び日本人の様子

まとめ

〔参考文献〕

〈序論〉

渋沢栄一は明治期に多くの企業を設立し日本の近代産業の礎を築いた人物である。彼は、江戸末期に徳川昭武に随行してフランスを始めとした欧州に滞在した。その洋行 (以下、「洋行」) が、「自分の一身上一番効能のあつた旅」だったと、後年、彼は述べている⁽¹⁾。この洋行は彼が満27歳の時の初めての海外渡航で、強い印象を受けたと思われる。この27歳という年齢は語学習得には遅すぎる年齢と言えるが、社会勉強という意味では基本的なことを理解した時期であり留学に相応しい年齢と言える⁽²⁾。筆者も社会人となって数年後に、渋沢と同年齢の時期にスペイン等に約1年間留学した。筆者の場合、日本は既に先進国となっており、渋沢のように日本よりも進んだ文化を学ぶようなことにはならなかったが、初めて異文化に接し外国で生活したことは、その後の人生に大変強い影響があったように感じている。具体的には、異文化圏の人を理解したり、物事を渡航前よりも柔軟に考えるようになったりするなどの変化が自分の中に生まれたと思える。筆者の場合、留学して既に数十年も経っているが、その影響は現在に至るまで変わっていない。

渋沢は明治維新の前に近代産業が皆無であった日本より洋行し、欧州の進んだ技術・文化に接したわけで、その影響は計り知れないと思われる。渋沢の洋行の生涯における影響はあまり過大評価できないというような見方もあるが⁽³⁾、筆者には、滞在期間は短くとも渋沢は洋行の経験から生涯を通じて極めて強い影響を受けたと思えてならない。しかし彼の洋行の影響に関する研究は未だ十分なされていないように思える。

第1部では、まず渋沢の生い立ちから、初めて見る西洋の風景、街並、文化の様子を概観する。渋沢がパリで受けた印象をより良く理解するために、渋沢らが宿泊したホテル・

(1) 渋沢栄一 (青淵先生)「本邦公債制度の起源」(『龍門雑誌』265号), 12ページ。

(2) 木村昌人「渋沢栄一研究のグローバル化—合本主義・『論語と算盤』」(『渋沢研究』27号), 68ページには、「論語を中心とする江戸時代に広く武士が学んだ中国古典や日本史の思想や知識をもち、家業の藍玉の販売を通じて金融の知識や商業センスを身に着けた栄一には、ヨーロッパで進んだ文明や経済の仕組みを十分理解するだけの素地があった」と記されている。

(3) 公益財団法人渋沢栄一記念財団編『渋沢栄一を知る事典』, 50ページは、渋沢の欧州滞在について「実質一年半という期間で、また随員という立場である栄一が、実際に欧州で学んだものは限定的なものであると思われ、過大評価は避けなければならない。ただ幕末の渡欧体験は、栄一にとっては衝撃的なものであり、後の活動に与えた影響は決して小さなものではなかった」と洋行の影響をやや限定的なものとして評価している。

下宿アパートなどの定点写真による分析も試みた。そして渋沢が見学したパリ万博の様子と万博とサン＝シモン主義の関係を検証する。そして渋沢が、欧州各国歴訪時と帰国の際に見たり経験したりした内容を検証する。

第2部では、帰国後の渋沢は洋行の経験を日本の近代化にどのように役立てようとしたのか。また洋行で得た知識・経験をどのような仕事に役立てたのかを検証する。これらの作業を行うことにより、洋行がいかに彼の生涯に強い影響を与えたかを検証できると考えた。

〈本論〉

第1部 渋沢栄一が洋行で学んだこと、影響を受けたこと

第1章 渋沢の生い立ちと渡欧

第1節 渋沢の生い立ち

渋沢栄一は、1840年に武蔵国血洗島村（現在の埼玉県深谷市）で農民の子として生まれた。少年時代の渋沢は、本を読むことが大好きで、11～12歳の頃には『通俗三国史』『南総里見八犬伝』などを好んで読み、17～20歳頃には『日本外交史』『十八史略』などを読み、自分も世の中のために役に立ちたいという志を持つようになった⁽⁴⁾。渋沢が17歳の時に父親の代理で代官所に出向いた折に、ご用金を上納するように指図する代官の農民を軽蔑した態度に立腹し、当時の政治体制に強い不満を持つようになった⁽⁵⁾。渋沢は、1863年（満23歳）に、郷里の縁者らと倒幕の野心を抱き過激な行動に走ろうとしたが、寸前で思いとどまった。そして身の処し方に困った末、縁あって一橋家に士官した。しかし、事情はどうあれ、倒幕という当初の考えとは全く異なる御三家の家臣という立場となり、そのことについて、渋沢は悩んでいた⁽⁶⁾。そんな折（1866年11月）、一橋家にて世話になっていた重役を通じ、徳川昭武が洋行するので、随員として使節に参加しないかと打診がなされた。科学技術など全てが進んでいるヨーロッパに行く絶好の機会であることから、学問好きの渋沢はこの知らせに大いに歓喜したようである。後年、渋沢は「自分はこの洋行の内命を大いに喜んで、郷里の父へもその事を文通した」と述べている⁽⁷⁾。また出発まであまり時間がないことから、洋服を慌てて入手したが、なにが必要かなど分からず、渋沢は、「その頃は何も様子は知れずまた指図を受ける人もないから、我が思うままの旅装を整え」たと後に述懐している⁽⁸⁾。急いで出立のための身の回りの整理ないし知人などへの挨拶などを行なった。そして、語学教師のフランス人、ビランに招かれたときに初めて洋食を食

(4) 公益財団法人渋沢栄一記念財団編『渋沢栄一を知る事典』、15ページは、「書物に登場する英雄豪傑を自分の友のように思い、天下国家のために何かをしたいという志を強くしていった」と記している。

(5) 公益財団法人渋沢栄一記念財団編『渋沢栄一を知る事典』、17ページを参考とした。

(6) 渋沢栄一著、長幸男校注『雨夜譚』、124ページは、渋沢は一橋家の家臣となって「日に増し境界が面白くない、何となく世に望みが薄くなって来た」。「今一、二年の間にはきっと徳川の幕府が潰れるに相違いない」、「ついでにはここを去るより仕方がないが、ここを去るにはどうするのがよからうか、とただ屈託して居たが、何分思案が付かぬ」、と述べている。

(7) 渋沢栄一著、長幸男校注『雨夜譚』、126ページ

(8) 渋沢栄一著、長幸男校注『雨夜譚』、126ページ

べたとのことで⁽⁹⁾、洋行するような立場の人にとっても、当時は、まだ洋食は珍しいものであったことが窺える。

第2節 フランスへの出港

慶応3年1月11日(1867.2.15)、渋沢栄一は、徳川昭武に随行してフランスの郵便船アルヘー号に乗り、日本を離れた。この船について、渋沢は、「今から見れば殆んど問題にならぬほどの小汽船であるが、当時の私共の目から見るときは、設備万端実に至れり盡せりて、吾々の陸上の住居よりも遥かに贅沢なものであった」などと述べている⁽¹⁰⁾。船中においては、食事など全てフランス式であったが、コーヒー、紅茶、ハムなど全てが、彼等には珍しいものであったようで、ハムのことを「豚の塩漬」、バターについて「ブルという牛の乳の凝たるを、パンへぬりて食せしむ味甚美なり」などと日記に書いている⁽¹¹⁾。バターのことを初めて知った渋沢が「味甚美」と感じるのは、かなり意外なことで、明治期の日本人は、「バタ臭い」などの表現から分かるように、普通、バターの味に親しむのに時間を要したと思われる。さらに、コーヒーに関して、「食後カツプヘーという豆を煎じたる湯を出す砂糖牛乳を和して之を飲む頗る胸中を爽にす」と日記に書いている⁽¹²⁾。この点も渋沢の反応はかなり普通とは異なっているように思える。渋沢の西洋文明に対する順応性の高さが現れているようにも思える。またこの日記には、食事・お茶の回数や食事の内容についてはデザートにいたるまで、かなり細かく記されている。渋沢の西洋文明を観察して、吸収しようという態度の現れと言えよう。

西洋文明を理解するためには、外国語の習得が重要と渋沢は考え、「早く外国の言語を覚え外国の書物が読めるようにならなくちゃいけないと思った。」「兵制とか医学とか、または船舶、器械とかいうことはとうてい外国には叶わぬという考えが起こって、何でもあちらの好い処を取りたいという念慮が生じて居ったから、船中から専心に仏語の稽古をはじめ、彼の文法書などの教授を受けた」などと記している⁽¹³⁾。進んだ西洋文明を吸収しようという積極的な姿勢が感じられる。

〈電信などの新しいシステムの効能に注目〉

横浜を出港して4日後の1867年2月19日(以下、西洋暦)に一行は最初の寄港地である上海に到着した。当時の上海は欧米列強が居留地として租界を作り、近代的な街並みとなっていた。渋沢らが見た初めての西洋的な街並みであった。後に渋沢は、「航海中、各地に寄港して視察したが、何れも初めて接する外国の風物の事であるから、一つとして珍しからぬはなく、中には眼を瞠らしむるものも尠くなかつた」と記している⁽¹⁴⁾。特にガス灯や電信設備に驚いたようで、欧州の土を踏むに先だち、上海で西洋人の科学知識の遙かに進歩していることに渋沢は気が付いた。またガス、電信という新しいシステムに渋沢

(9) 渋沢栄一著、長幸男校注『雨夜譚』、127-128ページ

(10) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、130ページ

(11) 渋沢栄一(青淵)、杉浦靄人、『航西日記』、4ページ。

(12) 渋沢栄一(青淵)、杉浦靄人、『航西日記』、4ページ。

(13) 渋沢栄一著、長幸男校注『雨夜譚』、128ページ。

(14) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、133ページ

が着目し、それを理解しようとした点が重要である。

〈産業全般の発展の重要性を認識〉

渋沢の日記など（航西日記、青淵回顧録）によると、上海は多くの中国人、欧米人、が往来し、大いに繁栄していたが、街路は汚物などが散乱し不潔で異臭を放っているとのことである。そして、西洋人と中国人の関係について、「西洋人の支那人を使役する有様を見るに、恰かも牛馬を駆使すると等しく、鞭をもつて督呵して居る。而も此の支那人たるや、敢て之れを怪しまないのみか、寧ろ当然の如く心得て居るらしい。」と記し、西洋人がアジア人を支配しつつある現実を目の当たりにしている。そして中国について、「東洋名高き古国にて幅員の広き人民の大き土地の肥饒産物の殷富なる欧亜州も固より及ばざる所といへり」「世界開化の期に後れ独其国のみを第一とし尊大自恣の風習あり」「貧弱に陥るやと思はる」と東洋の大国であっても文明開化に遅れ自国が一番だと決め込むと国力が貧弱となり、西洋列強の思うままとなってしまうと記している⁽¹⁵⁾。日本も同様のことが起こるといふ危機意識を持ったのではなかろうか。

〈教育の重要性を認識〉

1867年2月24日（以後1867年を省略）に一行は香港に到着した。上陸して、市街を見物し造幣局、刑務所などを視察した。当時の香港は日本人には十分と異国情緒あふれる街並みだった。しかし市街の様子などは日記などにもほとんど触れず、渋沢は刑務所について、「善悪応報の道を説いて罪人を懺悔せしめ」、「其の懇切切実なるは全く感服の外はなかった」などと述べ、囚人に対する教育制度を褒めている⁽¹⁶⁾。香港は以前には小さな漁港であったところをイギリス人が港湾設備を整えて急速に発展した都会であるが、渋沢はそのようなことよりも、囚人の教育に興味を示しており、教育の重要性を認識していたことが、窺える。

〈財政健全の重要性を認識〉

一行はサイゴンに3月1日に入港し、フランスが植民地として道路の修理を行っている様子を見学した。しかし、製鉄所、学校、病院、造船所などの建設を行っているが、年間の「収税額僅に三百万フランクに過ぎず」などと渋沢は述べている⁽¹⁷⁾。渋沢の上海における日記には、税収について「旧来の弊を改め歳入の数も倍増し凡一歳五百万弗にいたれり」などと述べている部分がある⁽¹⁸⁾。渋沢が外国において施設などを視察した際に、その裏側にかならず存在する資金の流れに早くも着目している点に大いに注目したい。

3月5日に一行はシンガポールに入港した。シンガポールについて、「船は波止場に横着けとなる良港で、流石に英国が東洋に志を伸べんとする根拠地」などと後に簡単に記し、「上海、香港、サイゴンといふ風に、漸次見聞を広めて来たので、格別新奇に感ずる程の印象もなかった」と後に記している⁽¹⁹⁾。一行はフランスに向かう途中、列強の影響が少し見られる街から影響が強い街を順番に訪問したことから、渋沢も西洋文明に少しずつ慣

(15) 渋沢栄一（青淵）、杉浦霽人、『航西日記』、10ページ。

(16) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、137ページ。

(17) 渋沢栄一（青淵）、杉浦霽人、『航西日記』、17-18ページ。

(18) 渋沢栄一（青淵）、杉浦霽人、『航西日記』、7ページ。

(19) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、139ページ。

れていった様子が良く分かる。

3月12日に一行はセイロン島に到着し、オリエンタル・ホテルに宿泊した。渋沢の回顧録には、住民の皮膚の色や衣服などの様子が描かれている他は、仏教寺院の涅槃像を見学したことなどの記載があり、「市中を散策したが、特に珍しいと印象する程のこともなかった」などと書いている⁽²⁰⁾。しかし食べ物は気に入ったようで、「結構なり産物多し就中果物佳品魚類も鮮にて食料頗る芳美なり棕櫚芭蕉の実黄桃」など「良好なり。カレイとて胡椒を加えたる鶏の煮汁に、桂枝の葉を入れるものを、また名物とす」などとかなり詳しく記載して褒めている⁽²¹⁾。何事にも冷静で興味旺盛な渋沢の性格が感じられる。

〈資本を合わせる仕組み（合本組織）の重要性を認識〉

3月21日、一行はアラビア半島のアデンに入港した。渋沢の回顧録には原住民は朽ち果てた家屋に住んでいるが、欧州人は別天地のような良い所にいるなどと記している⁽²²⁾。

3月26日、一行はスエズに入港した。上陸して陸路カイロに向かった途中、渋沢は運河の工事を目の当たりにした。そして、渋沢は「私は其の工事の大規模であることよりも、寧ろ泰西人が独り一身一為のためのみならず、国家を超越して、進んで斯くの如き規模の遠大にして目途の宏壮なる大計画を実行する点に感服せざるを得なかった」と述べている⁽²³⁾。

渋沢してみると、故国では国の中で争っているのに、西洋と東洋を結ぶというとても国を越えた大きな利益のために工事が行われていることに驚いたのである。さらに工事には莫大な費用が必要であり、渋沢は、会社という組織が株式や社債を発行して、大きな資金を集めることができることを知らなかったことから、大規模な事業が行われていることに、感心したのである。そして、この事業をレセップスというフランス人が指揮していることを恐らく船上で知り、渋沢はフランスという国の制度・技術を勉強したいという意欲が益々湧いたことであろう。

渋沢はスエズからカイロを経由してアレキサンドリアに行く時に初めて汽車に乗った。汽車の窓にはガラスが入っていたが、一行は見たことがなく、後に渋沢は「皆硝子と云ふものを知らぬので、汽車に乗つてから窓外を見ると全然すき通つて見えるので、何もないと思ひ、一行の或者が窓の外へ捨てる積りで蜜柑の皮を何度も投げた。すると隣席に居た西洋人が憤つて何か云ひ出したが、言葉が通じないからお互に云ひ合つて居るうち遂に立上つて腕力沙汰になつた」が、「結局硝子のあることを日本人が知らなかつたから起こつた事と判つて、双方とも笑つて事済になつた」などと述べている⁽²⁴⁾。俄かには信じられないようなエピソードであるが、窓ガラスというものの存在を知らないとこのようなことが起こるのかも知れない。一行にとって全てが初めての経験であつたということなのであろう。一行は3月27日の未明にカイロを通過した。そのことについて、後に渋沢は、「何分カイロの通過は夜中だつたので停車の時間はあつたけれども視察せず、且つ有名なるピ

(20) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、140-141 ページ。

(21) 渋沢栄一（青淵）、杉浦靄人、『航西日記』、24 ページ。

(22) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、142 ページ。

(23) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、143 ページ。

(24) 公益財団法人渋沢栄一記念財団、『雨夜譚会談話筆記』（「渋沢栄一伝記資料別巻第5」）、551-552 ページ。

ラミッドやスフィンクスの奇観を遠望する事さへ出来なかつたのは遺憾であつた」⁽²⁵⁾などと述べている。ピラミッドなど一行や渋沢の旅行目的と関係ないが、見たかったのであろう。何事にも興味を示す、渋沢の人柄が良く表れている。

第3節 フランスへの上陸

3月27日朝、一行はアレキサンドリアに到着し、市内の博物館などを見学した。そして、3月28日朝、一行は、汽船サイド号に乗り、4月3日午前9時半マルセイユに入港した。一行が到着すると、祝砲で歓迎された。その時の状況について、後に渋沢は、「一行を乗せた汽船サイド号が仏国のマルセイユに入港すると、予め電信を以て『何月何日の何時頃に入港する』旨を当地の官憲まで報じてあつたので、愈々入港するや、祝砲を放つて歓迎の意を表した」などと、かなり細かく述べている⁽²⁶⁾。渋沢は電信の働きについて、強い印象を持ったことが窺える。また渋沢が残した公式日記である航西日記においては、電信のことを「電線」と記述しており⁽²⁷⁾、渡仏当時は、日本語の表記すら定まっていなかったことが窺える。一行はマルセイユに数日滞り、近くの軍港町のツーロンに向き、武器類を見学した。その際に、渋沢は大砲を試射しているが、日記には「我輩にも大砲試発せしめ」⁽²⁸⁾とのみ書き、余り興味を示していない。むしろ、その時に見た潜水服に興味を示し、「人を海底へ沈没せしめ暗礁其外水底に在る物を具に見留る術」などと説明し、興味を示している⁽²⁹⁾。

一行は、マルセイユを立ち、リヨンで一泊し、4月11日夕方、横浜を出発してから56日目にパリに到着し、開業（1862年5月）したばかりのグランドホテルに投宿した。このホテルは、現在も当時とあまり変わらない姿で営業を続けている（当時と現在の写真①、②、③、④参照）。今日の日本人が見ても、十分に立派な建物であり、“江戸”から来た渋

写真① グランドホテル（定点写真）

左は当時の写真（馬車が写っており、開業の頃）、右は現在の写真。



絵葉書 裏面に19世紀末の表示あり
Le café de la Paix(photofinXIXèmesiècle)



絵葉書と同じアングル。馬車が車となっている。
2014.1.1 筆者撮影

(25) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、145ページ。

(26) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、148ページ。

(27) 渋沢栄一（青淵）、杉浦靄人、『航西日記』39ページ

(28) 渋沢栄一（青淵）、杉浦靄人、『航西日記』40ページ

(29) 渋沢栄一（青淵）、杉浦靄人、『航西日記』40ページ

写真② グランドホテルの全景



開業当時の全景
出典：Grand-Hotel Café de la Paix 58-59頁



現在の全景
2014.1.6 筆者撮影

写真③ グランドホテル内部



開業当時のCafé de la Paix
出典：Grand-Hotel Café de la Paix 62頁(部分)



現在のCafé de la Paix
2014.1.3 筆者撮影

沢は驚いたことであろう。

一行は、パリに到着してから、半月ほど経った4月28日にフランス皇帝ナポレオン3世に謁見するために、ホテルからチュイルリー宮殿に向かった。彼等の服装は、「何れも純日本式の礼装を着用に及んで参内した」⁽³⁰⁾。そのこともあり、フランス人には珍しく、「都下の老若男女は勿論、近郊からも夥しく観覧者が押しかけて、ホテルから王宮に至る道路の両側は、是等の群集のため殆ど人を以て埋めらるるの盛観を呈したのであつた。何しろ頭には丁髷を結び、衣冠、狩衣などの装束をした異国人がパリーの目抜き街路を練り出したのであるから、外国人にとっては何れも奇観であつたであろう」⁽³¹⁾。フランス人から日本人を見るといかに珍しい人たちであったかを物語っている。そのことは、同時に、日本人から見たフランス人ないし文物が同様に珍しいものであったことを意味するであろう。

この写真⑥は、その後、グランドホテルから転居したペルゴレ街の館にて撮影したものであるが、宮殿においてもこのような衣装であったろう。

(30) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、154ページ。

(31) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、154ページ。

写真④ グランドホテルの大食堂



開業当時の大食堂
出典：Grand-Hotel Café de la Paix 62頁（部分）



現在の大食堂
2014.1.3 筆者撮影



現在の大食堂
2014.1.3 筆者撮影



現在の大食堂
2014.1.3 筆者撮影

写真⑤ とてもおいしいパンを出す Grand-Hotel1階のレストラン



2014.1.1. 筆者撮影

写真⑥ ペルゴレ街の館にて



ペルゴレ街53番地の徳川昭武、1867年ディスデリ撮影
出典：外国人カメラマンの見た幕末日本Ⅰ 22ページより複写



ペルゴレ街53番地の山高信離、1867年ディスデリ撮影
出典：外国人カメラマンの見た幕末日本Ⅰ 23ページより複写

〈劇場の効能を認識〉

一行は、5月3日、皇帝主催の観劇に向いた。「此の劇場を見るは欧州一般の祝典にして凡重禮大典等畢れば必其帝王の招待ありて各国帝王の使臣等を饗遇慰勞する常例⁽³²⁾」となっていた。そしてバレエは「娥眉名妓五六十人裾短き彩衣繡裳を着し粉妝媚を呈し治態笑を含み皆細軟輕窈を極め手舞足踏轉跳踊一様に規則ありて百花の風に寮繚乱する如し」、「舞台の情景は、ガス灯を五色の瑠璃に反射させ、色を自由に映し出し」たりして、「舞台の景象瓦斯灯五色の瑠璃に反射せしめて光彩を取るを自在にし又舞妓の容輝後光或は雨色月光陰晴明暗をなす須臾の変化其自在なる真に迫り観するに堪たり」と渋沢は記している⁽³³⁾。工場や病院、軍事施設などを訪問した時の記述のトーンと異なった力を含めた詩的な表現を渋沢はしている。印象的なオペラ体験であったに違いない。

渋沢は、一行の全員がホテルに泊まるのは、費用が高むとして早々に渋沢と書記官の木村と杉浦3名の下宿を探す。後に渋沢は、「有名なグランド・ホテルに止宿せられたが、私共両三人は、ホテルに居るのは不経済であるといふので、バリーに着すると間もなく貸家を探して其処に移つた」と述べている⁽³⁴⁾。渋沢は一行の会計係であり、経済人らしい一面が窺える。そしてシャルグラン通り30番地にアパートを見つけ5月15日に移った。このアパートは凱旋門の直ぐそばにあり、徳川昭武が泊まっているグランドホテルからも

(32) 渋沢栄一(青淵)、杉浦靄人、『航西日記』、51ページ。

(33) 渋沢栄一(青淵)、杉浦靄人、『航西日記』、51-52ページ。

(34) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、153-154ページ。

近い、閑静な高級住宅地に位置している。現在も写真のような建物が残っているが、当時のままの建物か、それとも再建されたものか定かでないが、周囲はとても良い環境である。渋沢も、「シャルクランの館舎へ引移りぬ 此のシャルクランは市外幽雅の地にてボアデプロンギユへ続く地なり」と記している⁽³⁵⁾。現在の東京に住んでいる者から見て、かなり贅沢な雰囲気のある場所と言える。渋沢らは、教師を雇ってフランス語の勉強を始めている。「毎日教師を招いて親切に教授を受けたから、一箇月ばかりの後には片言ながら簡単な日用語位は出来るやうになり、買物に行っても半分は手真似で用を弁ずる程になつた」⁽³⁶⁾ようである。随員の山内六三郎はフランス語ができ、一行は、少しずつ行動を広げていたのであろう。渋沢が残した『航西日記』の5月17日には、「曇午後英国公使館の舞踏を看る」とのみ記されている。日記の書き方から見ても、渋沢が初めて万博会場に行くのは、6月20日のことと考えられる。

写真⑦ シャルグラン通りのアパート周辺



2014.1.5. 筆者撮影

写真⑧ シャルグラン通り 30 番地のアパート



2014.1.5. 筆者撮影

(35) 渋沢栄一（青淵）、杉浦靄人、『航西日記』60 ページ

(36) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、154 ページ。

写真⑨ 凱旋門よりシャルグラン通り付近を望む



2014.1.5. 筆者撮影

このころのパリは、万国博が開催されていることから、「各国の帝王や皇族其他の貴顕が続々入府し、仏帝ナポレオン三世は其の応接に忙殺さるる有様で」、「国賓の滞在中は殆んど連日に亘つて種々の催しがあり、昨日は夜会、今日は舞踏、明日は競馬といふ風」で「私も縷々其の陪従の光榮に浴した」と渋沢は後に述べている⁽³⁷⁾。渋沢は、身分の違いや語学力などの問題もあり、多くの欧州の上流階級の人たちと交流したとまでは言えないものの彼らの行動などをいろいろと観察することができたはずである。

〈社会事業の重要性を認識〉

一行は、6月1日、仏皇帝がロシア皇帝のために開催した競馬を観戦した。そして「此の日仏帝と魯帝と十萬フランクづゝの賭ものせしが魯帝の方勝たりしかば其十萬フランクを以て魯帝より直に巴里貧院に寄付せし」⁽³⁸⁾ということがあった。これは渋沢が帰国後に行った社会事業のきっかけになったのかもしれない⁽³⁹⁾。

〈病院の重要性を認識〉

一行は、6月8日に病院を視察している⁽⁴⁰⁾。その様子について、渋沢は、「一房毎に病者数十人牀を聯ね臥す臥牀皆番号あり臥具都て白布を用ひ専ら清潔を旨とす」などと日記に書いている。さらに「幽室あり六七箇の臥牀に死尸を載せ木蓋して面部の所は布もて掩ひ側に勝札あり是皆病者の病源の分明ならず衆医疑案を存せしものにて其標札に死者の名年齢より病の症体を精しく記し死尸日を経て必ず其病の在る所より腐敗するのをもて驗按發明の一端となすといへり」などと記し⁽⁴¹⁾、後学のために熱心に見学した様子が伝わってくる。そして「此の病院は巴里の市内に或る富豪の寡婦功德の為若干の金を出して創築せし由にて其写真の大図入口に掲げてあり」、「此地にては病者はかならず病院に就て療養を請じ医療の過ちにて天殞なく其天然の齡を遂るを得せしむといふ是人命を重んずるの道

(37) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、157-158 ページ。

(38) 渋沢栄一（青淵）、杉浦靄人、『航西日記』66 ページ。

(39) 鳥田昌和『渋沢栄一 社会企業家の先駆者』、27 ページ。

(40) 渋沢栄一著、守屋淳編訳『現代語訳 渋沢栄一自伝』、139 ページでは、6月4日となっているが、渋沢栄一（青淵）、杉浦靄人、『航西日記』では、6月8日となっている。前後関係から見て、6月8日が正当であろう。

(41) 渋沢栄一（青淵）、杉浦靄人、『航西日記』75-76 ページ。

写真⑩ ペルゴレー街の館の入り口

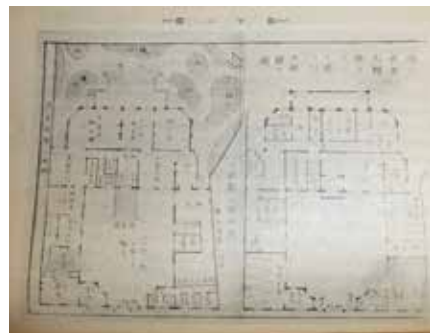


2013.12.31. 著者撮影 ペルゴレー街 53 番地の入り口

写真⑪ Rue Marbeau より撮影したペルゴレー街 53 番地の入り口



イラスト①



一行が利用した部屋の間取り図、馬車の記載がある。
尾佐竹猛「慶応三年の遣仏使節に就て」龍門雑誌
486号 56頁より複写

写真⑫



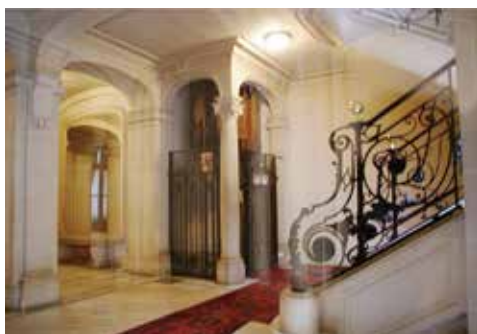
2013.12.31. 著者撮影 ペルゴレー街 53 番地の中庭
扉が高く馬屋として利用されていたことが分かる

写真⑬ 内部の馬小屋の跡 (背の高い扉)



2013.12.31. 著者撮影

写真⑭ ベルゴレー街の館の内部



2013.12.31. 著者撮影 ベルゴレー街53番地の内部、階段付近

といふべし」と述べている⁽⁴²⁾。後年、渋沢が日本赤十字社、聖路加病院などの設立に関わった原点が、この病院の見学にあったと言えよう⁽⁴³⁾。

一行がパリに到着して、2ヶ月ほど経過し、徳川昭武のホテル住まいは、費用が嵩み後の財政問題の原因となった。徳川昭武は、6月13日には、グランドホテルからベルゴレー街の館に転居した⁽⁴⁴⁾。この建物は、現在、高級アパートとして利用されている。前ページに示したイラスト①「徳川民部大輔フランス国パリ御旅館の図」を見ると、入り口の近くに馬屋があり、2階には家庭教師のヴァレットの居所、昭武の部屋がある。この建物は現在も当時とあまり変わらないようで、写真⑫、⑬の通り、今でも馬屋の跡が残っている。建物の内部、階段付近などを見ると、高級ホテル並みの豪華な内装となっている。渋沢に

(42) 渋沢栄一(青淵)、杉浦霽人、『航西日記』76-77ページ。

(43) 稲松孝思、松下正明『渋沢栄一の第三回パリ万博参加体験と明治前期の福祉・医療事業への関与について(一般口演、一般演題抄録、第41回日本歯科医史学会・第114回日本医史学会合同総会および学術大会)』(『日本歯科医史学会誌』)、195ページは、「渋沢が関与した福祉医療事業は、パリ・ヨーロッパ滞在中の渋沢自身の体験や、人脈が関与する例が多い」としている。

(44) 渋沢栄一(青淵)、杉浦霽人、『航西日記』79ページには、「(西洋6月13日) 雨午後2時巴里パツシイ郷ベルゴレイズ街53番といふへ転宿せり……」と記されている。

とって、シャルグランのアパートもこのベルゴレー街の館も、立派な建物であり、日本との格差を強く感じたのではなかろうか。

第2章 パリ万博，サン＝シモン主義

第1節 パリ万博見学

いよいよ、6月20日、午後2時より一行は博覧会場を見学した。渋沢も同行している。後年、渋沢は「博覧会の評判が非常によいので、各国から観覧者が続々と入り込み、パリーの賑ひは一通りでない。徳川民部大輔は例のアレキサンドル狙撃事件があつてから約二週間後、フランセス・ミラ氏の先導で博覧会に赴かれた。私も随員の一人としてお供をしたが」、「オランダに留学して居る邦人学生も来着し滞在中であつたので、相共に随従して観覧したのであつた。博覧会場はセヌ河畔の広場で、周囲一里余もある場所であつた」と述べている⁽⁴⁵⁾。

イラスト②



万博メイン会場の全景イラスト

L'Exposition Universelle de 1867 Illustrée, Tom Premier P. 12 (著者所蔵)

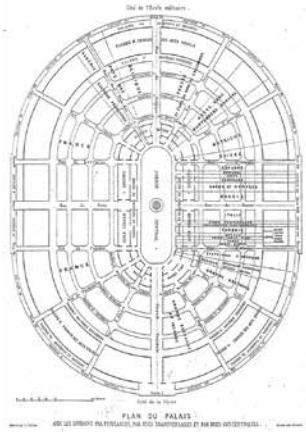
メイン会場の外周には、100以上の店舗やレストランが並び、人気を博した。これが、後の万博に娯楽的な要素を取り入れるきっかけとなった⁽⁴⁶⁾。次ページの写真⑮の手前に並ぶ建物が、それらの店舗と思われる。

会場には、後年の第4回パリ万博で建築されたエッフェル塔の近くのシャン・ド・マルスの14万6,000平方メートルという広大な敷地があてられた。日本の出展について、渋沢は、「東洋の部に属して居るうちでは日本の出品が一番陳列の場所を広く取つてゐた。此の博覧会には普通の出品の外に我日本式茶店が設けられてあつたが、奇風奇俗が大分人

(45) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、167ページ。

(46) 国会図書館の電子版「博覧会」<http://ndl.go.jp/exposition/sl/1867.html>を参考とした。

イラスト③



万博メイン会場図面
出典：国会図書館ホームページ 博覧会一覧より
<http://ndl.go.jp/exposition/sl/index.html>

写真⑤



万博メイン会場の周辺の写真
Exposition Universelles 1855 Paris 1937, P34

イラスト④



万博会場の日本スペースにいた日本人
L'Exposition Universelle de 1867 Illustrée, Tom Premier P.368

気を呼んでゐた」と後年に述べている⁽⁴⁷⁾。

公式日記である『航西日記』の6月20日には、博覧会の様子が18ページに亘って、丁寧にかかれて⁽⁴⁸⁾。そこでは、まず会場の広さ、場所、そして日本のスペースと展示品に日用品と「呼器珍品」が多く含まれていることなどが書かれている。つづいて、「人工の精しく学芸の新なる欧州競ふて著鞭（巧名：著者注）の先を争ふ故に此の会に出せる物品は何れも巧智を究め奢靡（異常な贅沢：著者注）を尽し、声価を世界に博めむとす」

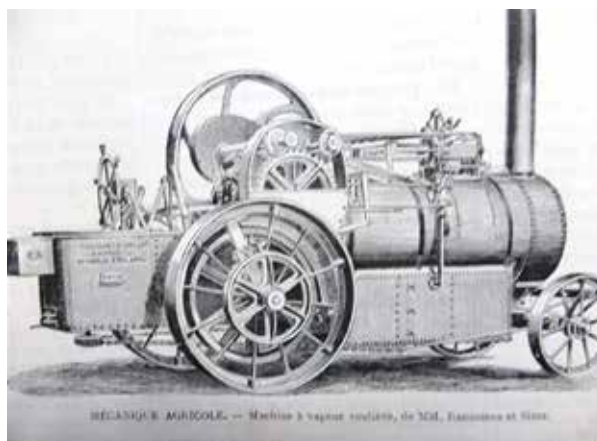
(47) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、167ページ。

(48) 渋沢栄一（青淵）、杉浦露人、『航西日記』80-97ページ。

と、蒸気機関などの素晴らしい最新技術が競って展示されているが、「我輩其学に達せざれば其理を推究する能はず雲烟過眼に看了すること遺憾といふべし」と、技術の理論・内容を理解できないことが残念と述べている。そして、同日の日記の他のページにおいても、「學術器機」や医療関係の道具、測量機器、通信機器などの新発明の製品が多く並んでいて、ヨーロッパ人でも一週間はないと十分と見ることはできないと思われるが、「我輩語言通ずる能はず識見凡劣なる加ふるに交際公務ありて数日縦観するを得ざるにより全く夢裡の仙遊其光景の一斑を模糊に記すのみ」⁽⁴⁹⁾などと、語学力と知識がなく時間もないことから、様子を不鮮明に書くことしかできないと重ねて書いている。素晴らしい機械、理解したい技術を目の前にして、語学力、知識、時間がなく、吸収できず残念だという渋沢の気持ちが、良く表れている記述である。

そして、6月20日の日記は、展示品について、次のような機械類、絵画、貨幣、織物、植物などについて説明がなされている⁽⁵⁰⁾。まず「亜米利加より出せる耕作器械紡績器械は就中其尤たるものと称すべし英国は之に垂ぐの説あり」と、耕作器械、紡績器械は米国製が最高で次が英国製らしいなどと記している。展覧会で器械を見て、渋沢が判断したのではなく、だれかから聞いた情報を書いている。

イラスト⑤



万博会場に展示された農業器械（英国製）

L'Exposition Universelle de 1867 Illustrée, Tom Premier P. 316

会場には大砲などの大型な武器も展示され、大きな機械や迫力のある音が出るような器械もあったはずであるが、そのような記述は全く見られない。

(49) 渋沢栄一（青淵）、杉浦霽人、『航西日記』86ページ。

(50) 6月20日の日記は、渋沢栄一（青淵）、杉浦霽人、『航西日記』80-97ページに亘っている。

イラスト⑥



万博会場に展示された大砲（プロシア館）
L'Exposition Universelle de 1867 Illustrée, Tom Premier P. 177

イラスト⑦



万博会場に展示された蒸気機関車
L'Exposition Universelle de 1867 Illustrée, Tom Premier P. 101

むしろ、絵画について、「油絵は価貴く方丈室に掲ぐべきは小額にても工みなるは千フランクに下らず其上等なるは亦推知すべきなり」などと、詳しく説明しているが、写実の技法ないし色彩などの評価ではなく、渋沢が値段を気にしている点が興味深い。

〈度量衡の重要性を認識〉

つぎに展示されている各国の計り器具や貨幣について、「尺度量衡も各国現に用ふる所を聚めて列せり」と記述し、さらに「貨幣は万国交通の本資なれば。各国其制を異にするには四海一家の誼に於て欠典なれば」「之を同規一致に帰せしむること至便の念を生せしめ⁽⁵¹⁾」るとし、度量衡と貨幣の各国の共通化が大事と説いている。渋沢が後に携わった度量衡と貨幣の政策には、この時の着想が関係したように思われる。最新鋭の珍しい機械類が展示されている博覧会で、国毎に異なる貨幣を見て、展示品の中では地味であったに

イラスト⑧



万博会場で展示された絵画（オランダ館）

L'Exposition Universelle de 1867 Illustrée, Tom Premier P. 193

も拘わらず、その共通化を述べている渋沢の思考に特に注目すべきである。つぎに、医療器具、測量器、通信機、絹織物の展示があったと記している。そして、世界中の動植物を集めた建物があるという記述にも注目すべきである。これは渋沢が度量衡など国策に直接影響があるような制度だけでなく、産業には直接関係がないような自然科学の研究のための制度にも興味を示したことを意味する。

その他のものについては、3つを除いて、場所の番号と展示品の名前のみが簡単に記されている。その3つとは、ダイヤ細工所、各国の演芸、そして日本の茶店の展示に関するものである。ダイヤについては、宝石の中で最も高価なもので、婦人の指輪・首飾りに使われるなどと説明している。各国の演芸に関しては、たまたまアフリカの踊りを見たのか、遠くから見るだけで十分などと全く興味を示していない。見ることができた展示についてのみ日記に記したのであろう。

さらに会場の様子について、「場中排列する物品其価の幾千万にして其貨幣にても得難き希代の珍宝等諸邦より運輸回漕して丘陵のごとくなれば防火の用心を厳にして内部は火を禁じ地下は水を繞らし備えとす」と記し、「此の会は物品の優劣工芸の精疎を比較考訂するのみならず学芸上の諸科も世界の公論と日新の智識とに由て古来よりの疑団を決し或は靈妙の新説を諮問する為」各国より鑑定人を集めて、評価し、褒賞することとなっているとし、その鑑定人の国別の人数を記述している。これは、渋沢が青年時代に藍の葉を買い集める際に、藍の出来に応じて宴席の席次を決め農家の競争意識を高め、良い藍の生産を奨励した経験から、博覧会において表彰制度があることに着目して、詳説したと思える。

ところで、渋沢は、徳川昭武に随行して、博覧会場に、この6月20日の他に、7月3日の午後にも訪れ見学している。徳川昭武はさらに、9月1日と10月12日にも博覧会を見学しているが、この2回の見学に渋沢が随行したかどうかは、はっきりしない。6月20

(51) 渋沢栄一（青淵）、杉浦鶯人、『航西日記』84ページ。

日以外の日記には、いずれもせいぜい同道者の名しか記されていない。6月20日の記述はとてもし詳しい。他の日に見学した場所なども纏めて、この日の日記に記した可能性もある。一日で見学しきれないような内容となっている。

7月1日、一行はナポレオン三世より博覧会の表彰式に招待された。式典ではメダルなどが各国に授与され、その際のナポレオン三世が行った演説は、およそ以下のような主旨の内容であった⁽⁵²⁾。「万国博覧会を12年ぶりに開催し、その表彰式のために朕は来場した。もし古代オリンピックの式典を祝うギリシャ人の詩人が、この表彰式に参列していれば、進歩のための知恵の競争を見てどのように言うのであろうか。いろいろな物を集めて、物質的な興味だけが、博覧会の目的ではなく、調和と文明に基づく知恵のコンクールとなっている。ここで国々は集うことで、知り合いとなり、憎しみは消え、互いの価値を評価することとなる。正にユニバーサルの名に相応しく、最先端の商品と古くからある実用品が揃っている。従来、労働者階級のためのものに関心が集まったことなどなかった。彼らの物質的要請、教育、生活用品などの全てが対象となっている。このように、全ての分野の物が改良され、科学が素材を自由に制御できるようになれば、人類は偏見や悪い感情を克服できるようになるであろう。」そして、各国の代表団などに対する礼で結ばれた。

このナポレオン三世の演説の内容については、渋沢が公式記録として記した『航西日記』に日本語訳が掲載されていて、上記の主旨と同様の内容となっている⁽⁵³⁾。ところが、晩年に口述筆記された『青淵回顧録』を見ると、内容がかなり変化し、つぎのような内容の部分が加わっている⁽⁵⁴⁾。「『凡そ人智の進歩を図るには、種々の方面から種々の方法が行はれる。或ひは書籍によって研究するも一つの方法であるし、耳を以てするも亦一つの方法である。併しながら実物を供へて直接目を以て見、手を触れて知る事は何れの方法よりも最も感じが深く、効果が多い。百聞一見に如かずの譬へがあるのも之れを裏書していゝる。』『若し之れを見て感奮興起せざる者があるならば、此の社会に生存して居つても何等益する処がないから、寧ろ死んでしまつた方がよいと思ふ。』」とナポレオン三世が述べたというのである。実際には述べていない内容が渋沢の回顧録に加わったのは、直前の大臣などの演説が混ざって、一体となったという理解もできる。大臣らの演説にそのような趣旨の発言が含まれていた可能性もある。しかし、欧州では、万博は以前にも行われており、出品物に「手を触れて」興奮したのは、渋沢本人で、渋沢の感想をナポレオン三世に言わせてしまった可能性が高いと思われる。渋沢は、万博で、新しい技術・文明に直接触れ、大変感激し、感激しなければ、「死んでしまつた方がよい」などの表現となつたとも考えられる。

(52) M.Fr. Ducuing, L'Exposition Universelle de 1867 Illustrée, Tom Premier, [1867年万博] P.298-299の7月6日付けの記事“Après ce discours, l'Empereur prononça les paroles suivantes;” (著者が抄訳)による。

(53) 渋沢栄一(青淵)、杉浦靄人、『航西日記』110-113ページ。

(54) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、176-177ページ。

イラスト⑨



褒賞授与式のイラスト 左中央にナポレオン三世が居る
L'Exposition Universelle de 1867 Illustrée, Tom Premier P.296-297

〈新聞の便利性を認識〉

現地の新聞（Le Temps 紙）は、万博の記事を EXPOSITION UNIVERSELL とタイトルを付けて連日のように報じている。例えば、7月1日には、「フランスでも外国においても、あまり知られていないが、万博は発案から50年経ち、いろいろな物を展示して教える場所である」という書き出しで、万博の意義などを詳しく説明している⁽⁵⁵⁾。

このころの渋沢の日記には、新聞記事の内容を数ページにわたり翻訳して紹介している。例えば7月18日の日記には、前日の新聞が万博の日本館の様子を伝える記事を紹介し、7月22日の日記には、日本の手品師や展示品について説明した記事の内容がかなり詳細に翻訳されて書かれている。渋沢は、この時フランスで初めて新聞というものの存在を知り便利なものと考えた。それが帰国後に彼の新聞社設立に繋がった⁽⁵⁶⁾。

1867年8月8日の Le Temps 紙には、次ページのような広告が出ている。左が美容院で右がチョコレートの広告である。このころのパリには、現在と変わらないような消費文化が既に花開いていたことが、この広告から読み取れる。

ところで、当時、写真はまだまだあまり普及しておらず、新聞などの挿絵もイラスト画がほとんどであった。当時のパリの様子を撮影した珍しい写真が残っている。セピア色に変色しているが、既に現在の街並みとほとんど変わらないような建物が並んでいることが分か

(55) 1867年7月1日の Le Temps 紙の書き出しは、"Pendant plus d'un demi-siècle, tant qu'on ne connaissait, en France ou à l'étranger, que des expositions de l'industrie, il ne serait venu à l'idée de personne de réclamer, parmi les objets exposés, une place pour les méthodes d'enseignement." としている。

(56) 渋沢栄一著、守屋淳編訳『現代語訳 渋沢栄一自伝』、137ページを参考とした。

イラスト⑩



1867年8月8日のLe Temps紙の広告欄

写真⑯ 1866年のパリ



Charles Marville p.99

る。馬車が写っていないければ、古い写真と分らないはずである。

後年、渋沢は、パリのファッションについて詳しく新聞が連日のように報じていたと述べている⁽⁵⁷⁾。当時の日本人には、なかなか理解できないような華やかな都会であったろう。そのような中で、渋沢は、いろいろと珍しいものに触れながらも、それらのものにはあまり興味を示さず、特に新聞という仕組みに興味を持ち高く評価していた点に注目すべきである。

第2節 パリ万博とサン＝シモン主義の関係

パリ万博はサン＝シモン主義者により企画されたものと言える。サン＝シモン主義とは、1760年にパリで生まれたクロード・アンリ・ド・ルヴロワ・サン＝シモン伯爵が提唱した考えを彼の死後に弟子たちが広めたものである。サン＝シモンの考えは、国王がフランスを統治する体制を認めつつ、農業者・製造業者・商人などの産業者に経済の運営を任せべきとし、「平和的手段、つまり議論、論証、説得という方法こそ、公共財産の管理を貴族、軍人、法律家、不労所得者、役人たちの手から離させて、最も重要な産業者の手に移させるために産業者たちが用いる、あるいは支持する、唯一の方法である⁽⁵⁸⁾」と提唱した。その理由として、「産業者は国民の二十五分の二十四以上をなしている。それゆえ、彼らは肉体的な点で優越している。すべての富を産出しているのは産業者である。それゆえ、彼らは財力をもっている。産業者は知性でも優越している。なぜなら、彼らの才覚こそ、公共の繁栄に最も直接的に寄与しているからである⁽⁵⁹⁾」と彼は主張した。彼は、公共財産の管理を貴族などから産業者に移すべきと主張しながら、王制の維持に配慮し、「フランス国王は今日と同じように、フランスおよびフランス人の王であろう。最も重要な産業者たちが公共財産の管理の役に任じられるということからただちに結果することだが、

(57) 渋沢栄一著、守屋淳編訳『現代語訳 渋沢栄一自伝』、137ページを参考とした。

(58) サン＝シモン著、森博訳『産業者の教理問答』、18ページ。

(59) サン＝シモン著、森博訳『産業者の教理問答』、18-19ページ。

国民の圧倒的大多数は税金が軽減されることにより、「いっそう幸せになるので、彼らはこれまでよりもずっと国王に愛着を抱くようになる⁽⁶⁰⁾」などとしている。サン＝シモンは暴力的な行動を嫌い、「平和的手段だけが築き上げたり建設したりするために、つまり堅固な体制を樹立するために用いることができる唯一の手段である⁽⁶¹⁾」としている。そのことから王制の維持を前提としているが、彼の考えは素朴ながら資本主義的なものであったと思える。

1825年にサン＝シモンが死去すると、弟子たちにより「サン＝シモン教会」が設立されるが、風俗が乱れるとして関係者が有罪を宣告され、この教会はなくなってしまう。しかし、サン＝シモン主義は多くの支持者により修正が加えられつつ受け継がれた。サン＝シモン教会の関係者に、経済学者のミシェル・シュヴァリエという人物がいた。1851年にナポレオン三世がクーデターで王位に就くと、シュヴァリエは1867年パリ万博を提案し、シュヴァリエが中心となって開催が準備された。万博はサン＝シモン主義者により開催されたもので、渋沢は万博を見学したりナポレオン三世の褒賞式の演説を聞いたりして、間接的にサン＝シモン主義に接したこととなる⁽⁶²⁾。

第3章 欧州各国歴訪、幕府崩壊により留学中止

第1節 欧州各国歴訪

フランス皇帝との謁見、博覧会の式典など公式な行事も終わり、徳川昭武はドイツ、イギリスなど各国を歴訪する手筈となっていた。ところが、昭武（公子）の随行者を巡って問題が生じた。「外国係の幕吏と民部公子付の人々との間に一つの面倒な問題が起こった。」幕府の役人の外国の風習に従って、仰々しい共連れは避け少人数で回るべきとの主張に対し、お供の人々が反対し、一步も譲らず、外国奉行も「大いに閉口」という事態が発生した⁽⁶³⁾。「一行中の田辺蓮舟や杉浦靄山等と種々相談をしたらしいが、適当の方法も浮ばないので、私に相談を持ち掛けられた」というのである。そこで、渋沢はお供の人々と交渉に及び、帰国命令が出る事を仄めかしつつ、3人ずつ交替でお供することを提案したところ、「一同も更に熟慮の末漸く此の折衷説に同意したので、其趣きを奉行や御役役にも報告し、異境に於ける醜い争論も幸ひ無事に納まつた」というのである⁽⁶⁴⁾。当時の階級社会にあって、渋沢の下役という立場を考えれば、このエピソードから、渋沢のずば抜けた調整能力が窺える。徳川慶喜が渋沢を随員に選んだのも、このような能力を見込んでのことであったのであろう。

9月3日、一行は欧州各国を歴訪するためパリを出発した。9月4日、ベルン絹織物の工場を見学した。5日近郊のツーンにて、軍事施設を見学した。渋沢は農民が年に一ヶ月ほどの訓練を受けていて、「小国といへども拳国二十万の臨時護国兵あり其法簡易軽便」でよくできたシステムだと感心している⁽⁶⁵⁾。渋沢は過去に一橋家に仕えていた折りに、

(60) サン＝シモン著、森博訳『産業者の教理問答』、64ページ。

(61) サン＝シモン著、森博訳『産業者の教理問答』、16ページ。

(62) パトリック・フリデンソン、橋川武郎編『グローバル資本主義の中の渋沢栄一』、71-73ページを参考とした。

(63) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、178-179ページ

(64) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、181ページ。

志願者を募って兵隊を組織した経験があり、スイスの民兵組織に感心したようである。ところで、旅行中、美しいスイスの景色を渋沢は楽しんだようで、ベルン市街は「眺望最佳なり」とか「高山モンブランを望む白雪堆く夕陽に映じ尤壯観なり」などと記している⁽⁶⁶⁾。9月8日に時計工場に行ったが、「此の国有名の時計を製造する日内瓦（ジュネーブ：著者注記）といへる所に抵り其技を見人々多く陪し午前十時汽車」に乗ったと簡単に記し、渋沢は意外なほど興味を示していない⁽⁶⁷⁾。日本に時計メーカーなど全くない時代に、スイスに行って、渋沢が時計工場にあまり興味を示さず、民兵組織に強い興味を示した点は、大いに注目される。

9月13日、昭武らは、スイスを立ちオランダに向かった。オランダとは古くから親交があり、9月16日、国王に招かれ王宮を訪問している。「王宮より差回されたる迎への馬車に乗り五時半王宮に着し」、「民部公子より両国懇親の祝詞をのべるるや、国王も厚く来訪を謝し、今後益々両国の親善を加ふべき旨を述べらる」とのことである⁽⁶⁸⁾。同国滞在中に鉄砲製造所、軍艦製造所、ダイヤモンド研磨工場、風車、博覧会など多くのものを見学した⁽⁶⁹⁾。9月23日に再度、国王より王宮に招かれ、その折に、かつてナポレオンに侵略された時に、「長崎港のみは依然として国旗を掲」げていたことに対し国王が礼を述べたとのことである⁽⁷⁰⁾。

〈実業の重要性を認識〉

9月24日、列車にてブラッセルに到着した。9月25日、国王に謁見し国王主催の劇を見た。9月26日より、陸軍学校、軍関連施設、砲台、砲製造所などを見学した。9月30日、機械製造所、製鉄所などを見学した。10月6日、王宮にて饗宴があり、国王と親しく話をする機会があった。後に渋沢は、「白耳義（ベルギー：筆者注）に参りまして王様のレオポルド二世にお会ひしたときに」、「徳川民部大輔、之に対して発せられた言葉をどう判断して宜いか、今に其の判断に苦しんで居ります」。王様が「『日本は将来鉄を沢山造るようにならねばならぬ、併し鉄を造るには色々の設備を要するから相当の年限が掛かる、其間他国の鉄を買はなければならぬ、其の場合は白耳義の鉄を沢山買ふやうになさい』、それを聞いて居つて変に感じたのは、王様が何も鉄の宣伝をせぬでも宜きそなものだ」などと述べている。王様が自国の商売を手伝っていることに渋沢は、大変驚いたのである⁽⁷¹⁾。このことは、洋行で最も印象に残った事柄の一つであったようで、彼は帰国後いろいろな機会にこのエピソードに言及している⁽⁷²⁾。

(65) 渋沢栄一（青淵）、杉浦靄人、『航西日記』145ページ。

(66) 渋沢栄一（青淵）、杉浦靄人、『航西日記』147-148ページ。

(67) 渋沢栄一（青淵）、杉浦靄人、『航西日記』147ページ。

(68) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、192ページ。

(69) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、192-193ページ。

(70) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、195ページ。

(71) 渋沢栄一（青淵先生）「年頭謹話」（『龍門雑誌』485号）、87-88ページ。

(72) 渋沢栄一（青淵先生）「年頭謹話」（『龍門雑誌』485号）、86-88ページに、王様の発言をどう判断すべきか困ったとのエピソードを参内の折り、宮中にて、昭和天皇との会食の席で披露したところ、「お上は何とも仰しやいませんでしたが、他のご連中は成程そう言はれて見れば一寸判断に困ると」笑ったとの記述がある。

〈鉄道の便利性を認識〉

10月9日、一行は列車でベルギーを立ち、パリに戻った。パリで一週間ほど昭武らは博覧会の会場に行ったり市内見物などしたりして過ごした⁽⁷³⁾。

10月17日、一行はイタリアに出発した。当時のイタリアは、鉄道が一部しか開通しておらず、移動は大変で、「サンミセールよりスーザまで馬車の馬を替る六次其始は二匹四匹又は六匹中は八匹險路にいたりては十二匹を駕す其難險しるべし」などと記している⁽⁷⁴⁾。渋沢は鉄道の重要性を理解したことであろう。一行は、フィレンチェ、ミラノ、ピサ、トリノ、ローマなどを訪問した。渋沢は、「チュラン（トリノ）は伊太利の奮都だけありて、市街も広く諸宮殿などもいと美麗なり」「別宮の玄関及び石階とも総てマルブルという白き石（大理石）にて築き立て、最も瑩潤光沢あり」と簡潔に記している⁽⁷⁵⁾。しかし、イタリアの各地には、ヴァチカン宮殿を始め素晴らしい建造物が、多く建ち並んでいるが、それらについては特に書き残していない。余り興味を持たなかったのであろう。

11月6日、一行はマルタ島に行き、そこからマルセイユに渡り、リヨンを経由して、11月18日、一行はパリに戻った。行事などもなく、一行は休息を取ったのであろう。『航西日記』に、晴無事、曇無事という記載が続いている。

12月1日、一行は英国へ向けパリを立ち、カレイ港に到着した。12月2日、英ドーバー港より上陸した。同日の夕方、一行は列車にてロンドンに到着した。12月3日、女王に謁見し、夜には、女王招待の観劇をした。英国の昭武の扱いは、かなり型通りのもので、フランス、ベルギー、オランダのような歓迎はされなかったようである。英国訪問時の『航西日記』の記述からそれが読み取れる。

〈新聞の便利性を再度認識〉

12月5日には、一行はタイムズ社を訪問した。渋沢は、「此の新聞局は欧州第一の大局にして、其の刻板至って精密にして文体は頗る簡易なり。一日十人にて二時間に十四万枚余の紙数を刷り出し、毎日諸方に売り捌く。其の器械甚だ巧みにして且つ便利なり」と書き新聞に興味を持っている様子が良く分かる⁽⁷⁶⁾。

12月6日、一行は、ロンドン郊外の軍事施設に行き、大砲を始めとした色々な武器を見学した。渋沢の残した日記には武器の種類について記述はあるが、その性能、威力などの説明はなく、寧ろ武器類の製造方法に興味を示し、「此の進歩せる製法感ずべし」などと記している。渋沢は、珍しい物、大きな機械・建物などに感動せず、つねに物事の仕組み、製造方法に興味を示していたようである。その後、連日のように英国から軍事施設を案内されたようで、日記には、それらの記述が並んでいる。

12月10日には、イングランド銀行を見学し、「場所広大にて製作の方頗る簡易軽便且つ嚴肅なり」「造幣局は地金の溶陶より板金の製法、および円形圧裁する器械、幣面の模様を印出する方」、「造作せし貨幣の分量権衡の検査等、また紙幣の製造、極めて精緻にて、

(73) 渋沢栄一（青淵）、杉浦靄人、『航西日記』165ページに、「10月12日雨午後一時人々博覧会を又看るに陪すと記されている。

(74) 渋沢栄一（青淵）、杉浦靄人、『航西日記』169ページ。

(75) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、205ページ。

(76) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、218ページ。

方法も亦厳密なり総て順次に局を分ち其器械を陳列し細大至らざる所なし是等を見ても国の富庶なる推知すべし」と記している⁽⁷⁷⁾。印刷機など日本に全くなかった時代にも関わらず、鋭い観察をしている。

第2節 幕府崩壊により留学中止

12月16日、一行はドーバーを立ち、17日夜、パリに戻った。昭武は種々の行事、「各国の巡遊も終つて専心勉学をするようになってから、一月計り経つと」、「公子に属する一切の役目は私一人きりとなり、水戸から付き従った御供の中で病気の為め二人帰国したので、人数も大分少なくなつた」⁽⁷⁸⁾というこゝで、渋沢の役目は次第に増した。そして日本の情勢が急変する。渋沢によると、「此年の暮頃になつて祖国の日本に於いては、慶喜將軍が政権を朝廷に返上したともいふ評判が新聞に依つて伝へられ、続いて様々の出来事が続々として報道せられたが、民部公子御付の人々は勿論、公子付添の仏国士官も恐らく虚説であろうと言つて信用する者が無く、其他の仏国留学生達も半信半疑の有様であつた」とのこと。そして「私丈けは日本に居る当時から、幕府は早晚倒潰する運命を持つて居る事を予想して居り」、「此度の報道も恐らく事実であろうと思ひ、他の人々にも私の意見を申述べたやうな次第であつた」と後年記している⁽⁷⁹⁾。驚くべき内容であるが、渋沢が政権返上に関する報道が事実であろうと他の人に話をしたというのは、本当のことであろう。公子の御付の人など幕府の関係者が、この報道を信じないというのは止むを得ないこととも言える。徳川家に仕える身であればそのように考えるのが自然であろう。しかし、留学生は普段から新聞などに接する機会も多く、新聞報道にあまり誤報はないようなことも理解していたと思われ、おそらく半信半疑であつたというような状況だつたであろう。そのような中であつて、「報道が事実であろう」と渋沢が口にしたということは、注目に値する。渋沢の状況分析が正確であつたことを意味しよう。

幕府が崩壊したことから、「公子と私と御相手の少年と御供二人の五人とする事に決議し」、渋沢は、留学を続ける場合に備えて、余剰金があるので「私が一切の事務を執るやうにたつてからは、出来得るだけ儉約して余裕を作るやうにして居つたので、翌年の二月頃には二万両ばかりの余裕を見る事が出来たから、フロリヘラルド氏の勸に従つてフランスの公債と鉄道株券を買ひ求め、万一の場合の用意として置いた」とのことであ⁽⁸⁰⁾。公子が水戸家を相続することとなり、留学の計画は中止となつた。帰国に際し、渋沢は買った債権に関して、投資して「半年後に売つた所が政府公債の方は買入れた時と余り値段が変らなかつたが鉄道公債の方は相場が上がつて居て、五六百円儲つた勘定になりました。此時に成る程公債と云ふものは経済上便利なものであるとの感想を強くしました」と後年述べている⁽⁸¹⁾。これは実際に自分で投資して出た結果に基づいた感想なのであろう。金融取引は実際に自分で行って初めて理解できるような面があると言える。渋沢に強い印象を

(77) 渋沢栄一(青淵)、杉浦靄人、『航西日記』197ページ。

(78) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、225ページ。

(79) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、225ページ。

(80) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、227ページ。

(81) 渋沢栄一(青淵先生)「本邦公債制度の起源」(『龍門雜誌』265号)、11ページ。

与える金融取引の経験となったと思われる。

渋沢は、万が一の場合も公子の留学資金が不足しないように、「故郷の父に書面を寄せて事情を具に申し送り、改めてお願いした場合には何卒送金して呉れるやうにと願つたやうな次第であつた」が⁽⁸²⁾、計画は途中で中止となった。余剰資金があつたことから、最後まで残った一行に加え、イギリス留学生の全員が無事日本に戻ることができた。10月19日（1868年）、一行はフランス郵船のベリューズ号にてフランスを離れた。

渋沢は、昭武に最後まで随行して、多くの知識と経験を得ることができた。後年渋沢は、「自分の一身上一番効能のあつた旅は四十四年前の洋行と思ひます、此の時が銀行を起す事とか公債を発行するとか外国では役人と商人の懸隔が日本の如くでない、是は何とかなければならぬと云ふ事に気が付た、是は余程効能のあつた事と思ひます」と述べている⁽⁸³⁾。昭武に随行して洋行したことが、渋沢の後年の活動に大きな影響を与えたことが窺える言葉である。

第1部「小括」

まず渋沢がどのような姿勢で洋行に臨んだのか確認する。渋沢は使節に参加できることを大いに喜び、意欲的に出発の準備をした⁽⁸⁴⁾。そしてフランスに向かう船中では、もともと攘夷論者であつた渋沢も技術の進んだ外国の良い点を何でも吸収したいと考えた⁽⁸⁵⁾。フランス語は出発前に日本でフランス人の教師について基礎的なことは既に学んでいたが、フランス料理を含めフランス文化に触れることはほとんどなかつた⁽⁸⁶⁾。攘夷論者であつた渋沢も洋行が決まると、まず語学を習得し⁽⁸⁷⁾、西洋の文化を大いに学ぼうと考えようになった。そしてフランスに到着するとすぐに教師を雇い、公務の合間に熱心にフランス語の習得に励み、一ヶ月程で買い物などはなんとかなる程度の語学力を習得した⁽⁸⁸⁾。

渋沢は、パリ万国博を見学し、各国が競って自国の製品・産物を出品していて、渋沢の目には印象的な経験となり、機械文明を肌で知ることとなった。帰国後に産業を発展させるために多くの企業を興す発想の原点となった⁽⁸⁹⁾。渋沢はフランスの文化は日本と比べ

(82) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、230ページ。

(83) 渋沢栄一（青淵先生）「本邦公債制度の起源」（『龍門雜誌』265号）、12ページ。

(84) 渋沢著、長幸男校注『雨夜譚』、126ページに、「自分はこの洋行の内命を大いに喜んで、郷里の父へもその事を文通した」と述べている。

(85) 渋沢著、長幸男校注『雨夜譚』、128ページに、「これまで攘夷論を主張して外国はすべて夷狄禽獣であると輕蔑して居たが」、「兵制とか医学とか、または船舶、器械とかいうことはとうてい外国には叶わないという考えが起つて、何でもあちらの好い処を取りたいという念慮が生じて居た」と述べている。

(86) 渋沢著、長幸男校注『雨夜譚』、127ページに、「語学の教師であつた仏人のピランという人に招宴されたが、この時始めて洋食の午餐もたべました」と述べている。

(87) 渋沢著、長幸男校注『雨夜譚』、128ページに、「早く外国の言語を覚え外国の書物が読めるようにならなくちゃいけないと思つた」と述べ、さらにフランスに向かう途中、「船中から専心に仏語の稽古をはじめ、彼の文法書などの教授を受けけれども、元來船には弱しかつ船中では規則立った稽古も出来ぬなどと記している。

(88) 渋沢著、長幸男校注『雨夜譚』、130ページに、「あたかも書記と會計とを兼ねての職掌であつたが、平常はいたつて閑散であつたから、その間に仏語を勉強する考えて、一行中の兩三人と申合せをして教師を一人雇うことにした。」「毎日教師を呼んで親切に教授を受けたから一カ月ほどにして、簡易の日用語ぐらゐは片言なりにも出来るようになったによつて、買物にいつでもまず半分は手真似で用が弁するほどになつて来た」と述べている。

るとあらゆる面で進んでいると認識し、後年書いた回顧録によると、中でも政治、軍事、経済、社交を勉強しようと考えたようである⁽⁹⁰⁾。この政治、軍事、経済については理解できるが、つぎに社交という項目が出てくる。渋沢はフランスの産業のみならず、社交などの文化も勉強しようと考えたのである⁽⁹¹⁾。

渋沢は、徳川昭武の随行員として洋行できることを喜び、積極的な姿勢で出発した。乗船したフランス船で初めてフランス文化に触れた渋沢は驚き、また強い印象を受けながらも西洋文明に対する高い順応性を示した。そして渋沢は西洋文明を吸収するためには外国語の習得が重要と考え、船内でフランス語の勉強を始めた。途中寄港した上海でガス、電信設備を目にして西洋の進んだ科学技術に感心するとともに、西洋人がアジア人を酷く使う様子を見て、日本でも同様なことが起こるといふ危機意識を持った。続いて、香港、サイゴン、シンガポール、セイロンと寄港するが、渋沢は、現地の食べ物や風俗に関心を示し、好奇心が旺盛なことを強く窺わせる。スエズで上陸して、カイロに向かう途中、渋沢は大規模な運河の工事を目にした。渋沢は工事の規模よりも西洋人が国家の枠を超えて計画を進めていることに感激し、同時に大規模な工事を行うための資金を集める方法と高度な技術を勉強したいという気持ちを強く持ったようである。地中海を渡ってマルセイユに入港すると電信で連絡が入っていて、祝砲で迎えられたことから、電信に強い関心をもったようである。仏南部の軍港トゥロンでは武器よりも潜水服に興味をしめしており、軍事が優先した当時としては、めずらしく渋沢は民需製品に関心を寄せている点が注目される。

横浜を出発してから56日目にパリに到着し、グランドホテルに投宿した。このホテルは現存しており、開業当時とほとんど様子が変わっていない。当時の絵葉書やイラストを同じアングルで撮影した今日の定点写真と比較することで、そのことは良く分かる。徳川昭武がホテルから移り住んだ館や渋沢が下宿したアパートも概ね、残っており、ホテルも館もアパートも現在の日本人が訪ねてもとても豪華で立派な建物という印象を受ける。当時の江戸は、お城以外に、石造りの建物はなく、渋沢らは、パリの近代的な街並みに、驚いたことであろう。

徳川昭武一行が皇帝ナポレオン3世に謁見に向かうと、一行の姿をフランス人は珍しがり、多くの見物人が通りに出た。このことは、一行にとってもフランス文化は珍しいもの

(89) 島田昌和『渋沢栄一 社会企業家の先駆者』、24ページも、万国博覧会を見学して「欧米近代社会が最新の軍備や機械を競い合い」、「経済のインフラを共有することで発展していることをよく見抜いて、その後の渋沢の行動の基軸となるような文明理解が」なされたことと記している。

(90) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、172ページに、「其の当時のフランスは」、「文化の程度は日本などとは比較にならぬ程進んで居つた。それで私は何事も食はず嫌ひではいかぬ、それを食つて見て咀嚼消化せしめるようにしなければならぬと考へて居つたので、フランスの土を踏むと同時に進歩せる文化を研究する事に意を注いだのであつた。殊に政事、軍事、経済、社交を目的として熱心に勉強する決心であつたが、祖国の政変の爲めに其の目的を十分に果たす事が出来ず、中途にして」(下線・太字は筆者が追記) 帰国となり残念であつたと述べている。

(91) 渋沢栄一著、大塚武松編『渋沢栄一滞仏日記(航西日記)』、46ページに、「此の夜茶の筵は尤禮会の一つなり親屬知音男女とも日をトし夜饗後に集會し茶酒を設け和互に歎笑談話して一宵を徹すなり此の會は其身分により交際の事務なども表向の掛合にて争論に至るべきも歎笑中に彼我氷解する事ありと云又一局一部に冠たる職務に在るものは時々此の會を催し其局官を集め其才能を觀試し其懇親を篤くし大に公私に資けありといふ仏國にてハソワレーと唱ふ」(下線は筆者が追記)と述べている。

であったということを同時に意味している。渋沢は劇場でバレエを見て、感激し、帰国後に劇場建設に関わったほどであった。また病院を見学した際も渋沢は感激し、すべての病人は病院で治療を受けるべきだと考えるに至った。

渋沢はパリ万博を見学した際に各国の計り器具や貨幣に興味を示し、大事な制度という印象を得て、帰国後に実践することとなる。そして、新しい技術・文明に直接触れることができ、感激した。また渋沢はフランスの新聞からいろいろな情報を得ることができ、新聞は便利なものと大変高く評価していた。帰国後の新聞社設立の素地となった。

フランスでの公式行事が終わると一行は欧州各国を歴訪した。その際に徳川昭武のお供に何人付くかということで、随行員らの間で議論が紛糾した際に、渋沢は素晴らしい調整力を発揮し、問題を解決させた。帰国後に多くの企業と関わる際の高い調整能力の片鱗を見せるようなエピソードであった。スイスの軍事施設を見学した際は、志願者による民兵組織が良くできていると感心した。しかし有名な時計工場を見学してもあまり興味を示すことはなかった。一行は各国において軍事施設や武器などを見学することが多かったが、これらについては、公式日記にあまり記録を残していない。むしろ、ベルギーを訪問した際に、皇帝が「わが国の鉄を使うように」と発言し、自国の商売を手伝うことに渋沢は驚いた。そのことは洋行で最も印象に残った事柄の一つであったようで、帰国後いろいろな機会にこのエピソードに言及した。欧州訪問は列車での移動であったが、イタリアでは鉄道が一部開通しておらず、馬車で移動し、鉄道の重要性を渋沢は良く理解することとなった。イタリアの大理石でできた立派な建築物に渋沢はあまり興味を示さなかった。イギリスでは武器類を多く見学するが、むしろタイムズ新聞社とイングランド銀行の近代的な様子に渋沢は強い興味を示した。

欧州各国への訪問からパリに戻ると直に、幕府が崩壊したという新聞報道がなされた。その情報に対して、一行のメンバーや留学生らは、半信半疑であった。しかし、渋沢は「報道が事実であろう」と口にした。渋沢の状況分析が正確であることを意味するエピソードである。帰国準備にあたり、渋沢は徳川昭武の留学資金で購入した公債を処分し、利益を得て、金融取引を実体験した。それは貴重な経験となり、帰国後の金融に関わる素地を得たことと思われる。

以上をまとめると、渋沢は、昭武に最後まで随行して、多くの知識と経験を得ることができた。後年渋沢は、「自分が旅行したなかで、自分にとってもっともよい影響があった旅は、四十四年前のこの洋行だったと思います」と述べている。

渋沢が使節に参加するに際して取った姿勢はつぎのようなものであった。渋沢は使節に参加できることを喜び積極的な態度で渡航した。そしてフランス語の習得に積極的に努めた。渋沢は、帰国後に日本で実践しようと積極的に進んだフランスの産業・文化の吸収に努めた。そして渋沢は、欧州を訪問し、電信などの新しいシステムの効能、産業全般の発展の重要性、教育の重要性、財政健全の重要性、資本を合わせる仕組みの重要性、劇場の効能、社会事業の重要性、病院の重要性、度量衡の重要性、新聞の便利性、実業の重要性、鉄道の便利性を認識したのである。

第2部 渋沢栄一が日本で実践したこと

1868年(明治元年)12月16日、渋沢は帰国した。そして渋沢は、徳川慶喜が謹慎していた静岡藩の勘定組頭となり、翌年、藩の産業開発のために商法会所を設立し、実務責任者となった。

1869年10月、渋沢は新政府に呼び出され、大蔵省租税正という職を仰せつけられた。1873年(明治6年)5月に退官するまで、井上馨の下で、明治政府の基礎づくりに尽力した。そして、民間に下り、同年6月に第一国立銀行の設立に参画し、同行の実質的な経営を担当することを皮切りに、多くの会社設立に関与する。「生涯関係した企業の数約五〇〇、社会事業の数約六〇〇」と言われている⁽⁹²⁾。渋沢は後年、幕末期の洋行が自分の一身上一番効能のあつた旅と語っている⁽⁹³⁾。渋沢は欧米各国の政治体制などにはあまり関心を示さず、もっぱら産業の発展に注目し、帰国後も産業発展に尽力した⁽⁹⁴⁾。

渋沢が帰国後に行った仕事や関与した事業には、渋沢が徳川昭武に随行して欧州で得た知識や経験が影響したと思えるものが多い。第2部では、渋沢が帰国後に日本で実践した施策や事業にはどのようなものがあるかを検証する。

渋沢は、進んだフランス文化に強く感銘を受け、日本で実践したいと考え洋行時に積極的に社会の仕組みを学んだ。そして帰国後に、大蔵省において、あるいは民間人となってからも多岐に亘り実践している。それらの中でも、特に洋行で学んだことと深い関係があると考えられるものとして以下のようなものがある⁽⁹⁵⁾。

第4章 官と民の関係、貨幣と度量衡など国の基本的な事項

第1節 官と民の関係

フランスにおいて、官と民の関係が対等であることに驚き、日本においてもそうあるべきと強く感じたようで、後に、「自分の一身上一番効能のあつた旅は四十四年前の洋行と思ひます」が、「外国では役人と商人の懸隔が日本の如くでない、是は何とかなければならぬと云ふ事に気が付た」と述べている⁽⁹⁶⁾。

1873年(明治6年)、渋沢の上司の井上馨と江藤新平が予算のことで意見が合わず軋轢が激しく、井上が辞職すると渋沢も辞職した。後年、渋沢は、「依願免出仕という辞令が下りました。これで全く大蔵省すなわち官途の関係は微しもない身分となったによって、そこで前年から企望して居た銀行創立について、三井、小野両家の人々とも協議して、銀行事務を担当することを約束して、その月からこれに従事することになりました」と述べている⁽⁹⁷⁾。官尊民卑の考えの強かった明治初期に渋沢が、官職に全く拘泥せず民間に下野

(92) 公益財団法人渋沢栄一記念財団編『渋沢栄一を知る事典』、3ページ。

(93) 渋沢栄一(青淵先生)「本邦公債制度の起源」(『龍門雑誌』265号)、12ページに、「自分の一身上一番効能のあつた旅は四十四年前の洋行と思ひます」と述べている。

(94) 島田昌和『渋沢栄一 社会企業家の先駆者』、26ページは、「渋沢は他の洋行者たちと違って、もっぱら商工業者の地位や銀行や鉄鋼業など幅広く近代産業やビジネスの実務に興味を持って新知識を摂取した」と記している。

(95) 渋沢の肩書などは、主に、公益財団法人渋沢栄一記念財団編を参考とした。

(96) 渋沢栄一(青淵先生)「本邦公債制度の起源」(『龍門雑誌』265号)、12ページ。

したのも、フランスで官と民が対等であることに感銘したことが影響したように思える⁽⁹⁸⁾。

渋沢の考え方は、民は官に対して対等であるためには、事業の第一義的なリスクを自ら取ることが必要で、そのためには合本主義（次章で説明する合本組織により人を組織化して会社を運営するという考え方）により資本的な基盤が必要があると考えた。そして合本主義が成立するためには、商法などの法律と共通の簿記・会計制度の整備が必要で、そのことにより特定の個人による不当な利益誘導が避けられると考えた⁽⁹⁹⁾。

また渋沢は、事業は本来、民間が行うべきという立場（私有論）に立ち、鉄道などの国有化については、常に反対し続け、民間が自立して競争力をつけるべきであると主張した⁽¹⁰⁰⁾。

第2節 貨幣と度量衡

渋沢は万博会場で、各国の展示を見て、貨幣と度量衡の制度の確立が経済活動に極めて重要であることを察し、各国の通貨が異なることは交易に不便となることに気づいていた⁽¹⁰¹⁾。

帰国後、渋沢は徳川慶喜が蟄居していた静岡で藩の財政を立て直すために、「商法会所という名義で一つの商会を設立し」、「あたかも銀行と商業とを混淆したような物⁽¹⁰²⁾」をつくり事業を始めた。ところが、明治2年10月に新政府より、出仕の要請があり、東京で大隈重信に面談すると、「辞職などといわずに、駿河の事務を片付けてその上で十分大蔵省に勉強せらるるがよい」、「今足下の履歴を聞くに、やはり我々と同じく新政府を作るという希望を抱いて艱難辛苦した人である」、「出身の前後はともかく元来は同士の一人であります」、「殊に大蔵の事務について少しく勘案もあるから、是非とも力を費せて従事しろ、と懇切に説諭せられて⁽¹⁰³⁾」、大蔵省に奉職することとなった。着任後、渋沢は再度大隈を訪問し、「今大蔵省の組織を見てもその善悪も分りはいたしません、しかしながら現今目撃した有様では、過日御説を承った諸般の改正はとうてい為し得られぬ」と述べ、「このさい大規模を立てて真正に事務の改進黨を謀るには第一その組織を設くるのが必要で、これらの調査にも有為の人才を進めてその研究をせねばならぬから、今省中に一部の新局を設けて、およそ旧制を改革せんとする事、または新たに施設せんとする方法・法規等はすべてこと局の調査を経てそのうえ時のよろしきに従ってこれを実施する」ことを提案した。

(97) 渋沢著、長幸男校注『雨夜譚』、199ページ。

(98) 渋沢資料館の桑原功一学芸員も同様の意見である。

(99) 島田昌和『「民」のリーダー・渋沢栄一の視点から』、59-62ページを参考とした。

(100) 恩田睦「渋沢栄一の鉄道構想」（『渋沢研究』第24号）、21ページを参考とした。

(101) 渋沢栄一著、大塚武松編『渋沢栄一滞仏日記（航西日記）』84ページに、「我邦の大小判」などは各国貨幣の中で形が目立っており、また「我邦量の如き又円形中正なるを以て特に目立」っていた。「貨幣は万国交通の本資なれば各国其制を異にするは四海一家の誼に於て缺典なれば之を同規一致に帰せしむこと至便の念を生ぜしめ」た、と万博会場を訪問し、各国の貨幣と秤の展示を見た際に感じたこととして述べている。また島田昌和（2011）、24ページは、この点「欧米近代社会が」、「戦火をともしないながらも経済のインフラを共有することで発展していることをよく見抜いており、その後の渋沢の行動の機軸となるような文明理解がよくあらわれている」としている。

(102) 渋沢栄一著、長幸男校注『雨夜譚』、165ページ。

(103) 渋沢栄一著、長幸男校注『雨夜譚』、169ページ。

この考えに大隈も同意し、明治2年12月に改正掛が新設され、明治3年春に渋沢が掛長となった⁽¹⁰⁴⁾。すると渋沢は、「大隈に申請して静岡の藩士から、前島密、赤松則良、杉浦愛蔵」らを改正掛に登用し、他にも文筆、技術、外国語が得意な人を集めて、合計で12～13人とし、渋沢は満足し、「すこぶる愉快を覚えました⁽¹⁰⁵⁾」と述べている。渋沢は明治維新において、改正掛の掛長として、度量衡や通貨制度を含めた日本の基本制度の起案責任者となったと言える。

さて、渋沢は改正掛において、最初に度量衡、郵便法と租税の改正、そして貨幣の整備から着手した⁽¹⁰⁶⁾。渋沢は「租税の事、これは是非とも改正を要するから、充分の調査をしろと、大隈、伊藤も企望せられ、自分も租税正の職掌上しきりに考慮を尽してみたが、なかなか面倒なものであって、誰も困る困るというものはかりであったが、つまり物品で収税するのを通貨で収むるにしようとするという目的を立ててその調査に着手しました」と述べている⁽¹⁰⁷⁾。しかし渋沢が調査してみると、物納を金納にするためには、米を現金化するためのマーケットが東京・大阪以外にないので、米を地方から東京・大阪に輸送する交通網が整備されている必要があることが、判明した。そのことから物納は明治になっても暫く続いた。

改正掛は租税制度、鉄道建設を重要課題として取り組んでいたが、最も急ぐ問題として通貨、公債、銀行制度の確立が存在した。渋沢は、「貨幣の改鑄の事もその前から一つの要務問題となって既に大阪に造幣局を作り、また貨幣の本位を銀にて立てるという評議は定まって居たが、この事は本省の事務中においてもっとも重要な事だから、格別精密の研究をせねばならぬ」とし、「また公債というものは欧米各国では専ら行われて居るが、我が邦ではどうだろうか。紙幣は既にこれを発行して流通はして居るがその引換の方法はどうすればよいか、諸官省各寮司の配置ならびにその事務取扱の順序はどうすれば便利であるか、などという事柄をば、米国人に人を派して研究させるようにせられたいと伊藤少輔の考案がでて」、「明治三年の十月、その議が容れられて伊藤がアメリカに行かれることになった」と述べている⁽¹⁰⁸⁾。そして伊藤がアメリカにおいて調査した内容は、「すべて大蔵省へ向けて具申になり」、「文書の往復はいずれも改正掛で取扱ったから、大隈へ書送った事柄には自分の連署したものが多くあったように記憶して居ます⁽¹⁰⁹⁾」と渋沢は述べている。しかし、このアメリカのナショナル・バンクの発券方法に対して、大蔵省幹部はイギリスの中央銀行の正貨（金地金）も元に兌換紙幣を発行する方法を主張した。この方法は正貨を準備する時間を要することから、伊藤らは市中に出回っている藩札を不換紙幣により速く回収すべきとの立場から、ナショナル・バンクの発券方法を主張した⁽¹¹⁰⁾。未だに幕府

(104) 渋沢栄一著、長幸男校注『雨夜譚』、175ページを参考とした。

(105) 渋沢栄一著、長幸男校注『雨夜譚』、175ページ。

(106) 渋沢著、長校注『雨夜譚』、175ページに、渋沢は「まず第一に全国測量の事を企て、したがって度量衡の改正案を作り、また租税の改正と郵便法の改良とはもっとも緊急の問題であるから、勉めてその法案の調査に注意し、その他貨幣の制度、禄制の改革または鉄道布設案、諸官庁の建築案まで、その緩急に応じて討論審議を尽し次第に方案を作った」と述べている。

(107) 渋沢著、長校注『雨夜譚』、176ページ。

(108) 渋沢著、長校注『雨夜譚』、178-179ページ。

(109) 渋沢著、長校注『雨夜譚』、179-180ページ。

が発行した金銀貨さらに各藩が発行した藩札が独自に流通するという混乱した状態であった。伊藤がアメリカより送ってくる書状により貨幣制度をまず定めるべきということとなり、渋沢が明治4年に通貨政策の実務の担当となった⁽¹¹¹⁾。大隈の後任として大久保が大蔵卿になると通貨政策に関して、意見が合わず、渋沢は苦慮した。後に渋沢は、「大久保はとにかく財政には注意せずして各省の需用に応じてその費用を支弁せんとする風だによって、自分は独りこの間に居て特に苦慮尽力をしました⁽¹¹²⁾」と述べている。

渋沢は、明治6年5月に上司である井上馨が辞職するまで、改正掛に席を置き、銀行制度、通貨制度、租税制度など国の基本的な事項に関し調査研究を行い、制度設計に多方面で貢献した。

第5章 合本組織・銀行業・倉庫業

第1節 合本組織

先にも述べたように、フランスに向かう航海の途中、渋沢はスエズで大規模な運河工事を見て大変驚いている。その工事は炎天下の厳しい条件の下、長期間に亘るもので、巨額の資金を集める必要があった。渋沢は個人や一国家のレベルを超えたものであることに気が付いていた。そのような大規模な工事を渋沢は日本で見たこともなく、後にフランスにて合本組織などによることを知り、この制度の重要性を実感したと思われる。後に渋沢は、欧州各国を巡回して最も感銘したのは、商工業が合本組織（合本主義）で発展していることだと語っている⁽¹¹³⁾。

帰国後、渋沢がどのような考え方に基いて会社の経営にあたったのかを以下に検証しよう。渋沢は大蔵省勤務時代に「商社ハ会同一和する者の俱に利益を謀り生計を営むものなれども又能く物資の流通を助く故え社を結ぶ人全国の公益に心を用ひん事を要とす」と述べ⁽¹¹⁴⁾、会社組織に公益性を求めている。また渋沢は「商工業者が相当なる利益を得て発達するといふ方法を考へねばならぬ」、そのためには「一人の智慧を以て大に富むといふか、己れ自身は仮に其智慧があつたならば富むかも知らぬが、極端に云ふと一人だけ富んでそれで国は富まぬ国家が強くはならぬ、殊に今の全体から商工業者の位置が卑い、力が弱い

(110) この論争において、不換紙幣を発行するナショナル・バンクの発券方法について必ずしも正確に理解がなされていなかった面があり、岡田俊平『明治期通貨論争史研究』、232ページは、「ナショナル・バンク制度導入の可否をめぐる論議において、ナショナル・バンクの銀行券発行制度に関する理解が必ずしも明確なものではなかったことが知られるのである」と記している。

(111) 渋沢栄一著、長幸男校注『雨夜譚』、180ページを参考とした。

(112) 渋沢栄一著、長幸男校注『雨夜譚』、185ページ。

(113) 渋沢栄一（青淵先生）「偶然の転換と目的の達成」（『龍門雑誌』第510号）、6ページに、「仏蘭西での留学は、遺憾ながら水泡となって帰朝したが、約二ヵ年仏蘭西に滞在した間、またその間英吉利、伊太利、白耳義、和蘭、瑞西等を巡遊した時に、最も感じたのは、事業が合本組織で非常に発展して居ることと、官民の接触する有様が頗る親密であることとであつて、一面からは合本組織で商工業が発達すれば自然商工業者の地位が上つて官民の間が接近して来るであろうと思つた」と述べている。また渋沢著、長校注、231-232ページに、「私はフランスで人々と接触したから」、「合本会社の経営はいかにするものであるか」「臍氣に分かつて居つた」。資金を集め民間事業の活力を生むためには「日本においてどうしても株式組織によるよりほかはない、そうするのが最良の方法と私は深く信じたのである」と述べている。

(114) 渋沢栄一『立会略則』、4ページ。

といふことを救ひたいと覚悟するならば、どうしても全般に富むといふ事を考へるより外ない、全般に富むといふ考は合本法より外にない」と述べている⁽¹¹⁵⁾。個人一人ではなく組織で事業を興し国力を増強すべきで、そのためには「合本法」で、商工業者の地位を高めるべきと考えたのである。渋沢が商工業者を重視している点、渋沢がフランスで万博などを通して間接的に接したサン＝シモン主義（上述第1部の「パリ万博とサン＝シモン主義の関係」の項参照）の考えと共通する点があるように思える。渋沢は「一人の智慧」とか「一人だけ富んで」などの表現で、人を資本と同様に国家の資源と考え、その資源である個人を組織化するのが合本組織であると考えた⁽¹¹⁶⁾。

また渋沢は、「商工業を盛にし国の富を進めるやうにして、其間に立つて商工業者の位置をも進めたいと考へたことが、それが論語に依つたといふのではないのです、是は唯私が自分の境遇としてさういふ方針に依つて経営したが宜からうと考へ定めたのであるが、其事業を行ふや標準は論語に依るが宜から斯ふ思ふた」と述べている⁽¹¹⁷⁾。つまり商工業者の位置を上げるべきという考えは、渋沢の立場・経験によるもので、論語からの発想ではない。経営の指針ないし拠り所として論語を考えたというのである。渋沢が言う組織とは株式会社などを指すが、「合本法」とは、単に株式会社を作るテクニックではなく、欧米流の会社組織に渋沢が論語を指針として倫理観・公共性を加味した独自のものと考えることができる⁽¹¹⁸⁾。

帰国後、渋沢は生涯に約500の会社設立に関与したと言われているが、会社の形態は、株式会社に限定されておらず、公共性の高い大きな会社は株式会社を提唱し、準じて有限会社、合資会社、合名会社、組合など目的、リスクに応じて使い分けている⁽¹¹⁹⁾。会社の形態が異なっても、渋沢は一貫して、会社の関係者の利害を調整し、会社の存続を重視し、株主のために利益を求めているが、会社に非社会的な行動を慎むことを常に求めた⁽¹²⁰⁾。この点、利益を追求する当時の欧米型の資本主義とは異なる考えを渋沢は持っていたと言える⁽¹²¹⁾。

渋沢の考え方は同じ日本の財界にあって財閥を形成した岩崎弥太郎とは、渋沢が常に公

(115) 渋沢栄一「青淵先生の訓言」（『龍門雑誌』第249号）、5-6ページ。

(116) パトリック・フリデンソン、橋川武郎編『グローバル資本主義の中の渋沢栄一』、60ページは、「渋沢は商工業を盛んにすることによって国家を富まそうとした。」「ここで重要なのは、提供される資源はカネに限らないということである。渋沢が『合本』というときの『資本＝資源』にはヒトも含まれる」と記している。また木村昌人「渋沢栄一研究のグローバル化—合本主義・論語と算盤」、72ページは、「渋沢の論考や講演を基にして考えると、『合本主義』とは『公益を追及するという使命や目的を達成するのに最も適した人材と資本を集め、事業を推進させるという考え方』を意味する」と記している。

(117) 渋沢栄一（青淵先生）「青淵先生の訓言」（『龍門雑誌』第249号）、7ページ。

(118) パトリック・フリデンソン、橋川武郎編『グローバル資本主義の中の渋沢栄一』、12ページを参考とした。

(119) 島田昌和『渋沢栄一 社会企業家の先駆者』、78ページは、「渋沢は大資本を必要とする公益性の高い会社には株式会社を唱導し、ハイリスク・ハイリターン型ものは合資会社を、そして小規模の個人ビジネスには合名会社を当てはめ、さらにそこに匿名組合を組み合わせた」としている。また木村昌人、72ページは、「渋沢の唱えた『合本組織』、『合本会社』は、現在の資本主義社会での株式会社や株主の行動とはかなり違う面がみられる。まず渋沢が設立に関与した会社は、株式会社だけでなく、匿名会社、合資会社も含まれている。それは渋沢の合本主義が、三つの要素、つまり①使命（ミッション）②人材とそのネットワーク、③資本から成り立っているためであろう」としている。

共性を重視しいた点において異なっていた⁽¹²²⁾。岩崎の利益追求の姿勢は、例えば明治7年頃から暫くの間において三菱が日本の海運業を独占することにより大きな利益を上げるなどの状況を生むことがあった⁽¹²³⁾。岩崎は明治13年8月に、宴席を設け渋沢に個人経営の長所を説明し合本の考え方を見直すよう説得を試みたことがあった。しかし両者は激しい議論の末、渋沢が席を立ち以降、両者の関係は険悪なものとなった⁽¹²⁴⁾。この宴席の議論について岩崎側は説得を諦めたのか、あるいは渋沢の対応を無視したのか、全く記録が残っていない⁽¹²⁵⁾。その後、しばしば岩崎が渋沢の事業を妨害するようなこともあったようである⁽¹²⁶⁾。

ここで、渋沢の考え方にサン＝シモン主義がどのように影響したかを確認する。渋沢は

-
- (120) 渋沢栄一『論語と算盤』183-184ページは、「道徳というものは、朝に晩に終始ついでおるものである。」「これを要するに、何業にかかわらず、自己の商売に勉強は飽くまでせねばならぬ、また注意も飽くまでせねばならぬ、進歩は飽くまでせねばならぬのであるが、それと同時に悪競争をしてはならぬということ、強く深く心に留めて置かねばならぬのである」としている。またパトリック・フリデンソン、橋川武郎編『グローバル資本主義の中の渋沢栄一』、37ページは、「渋沢は当時の主導的な立場にある経済人として、道徳的な基盤が経済にこそ、とりわけ必要だと考えたのである」としている。
- (121) パトリック・フリデンソン、橋川武郎編『グローバル資本主義の中の渋沢栄一』、31ページは、「渋沢によって構築された資本主義では、ステークホルダー（株主や経営者）を束ねるにあたって道徳的観点が強調されていて、利己的行動が戒められた。企業間競争に一定の秩序が求められており、通常の資本主義とは明らかに異なった」と記している。
- (122) 渋沢栄一著、守屋淳編訳『現代語訳 渋沢栄一自伝』、250ページを参考とした。
- (123) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、487ページと公益財団法人渋沢栄一記念財団編、72ページを参考とした。
- (124) 公益財団法人渋沢栄一記念財団、渋沢栄一伝記資料8巻17ページは、「三菱の箇人組織とは主義に於いても一致することは能はざりしなり。此に於て先生と岩崎と意見毎に相協はず、明治十三年八月、岩崎は一日先生を向島の酒樓柏屋に招きて饗応し、紅團粉陣、頗る綺麗羅を張れり。宴酣なるに及び、岩崎徐ろに箇人経営の利益を述べ、所謂合本組織なるものが、事業を發展せしむるに足らざるを説きて、先生を同意せしめんとす。先生屈せず、資本を合同して事を為すは、国民利福を進むる所以なるを論じ、幾多の例証を挙げて弁難せしに、岩崎いかでか聴従すべき、口角沫を飛ばせて論駁し、時を移せども互に屈せず、双方共に激して宴席為に白けたれば、先生席を蹴つて去れり。かかる事どもありて、先生と岩崎の公証亨日に疎く」なると記している。
- (125) 三菱史料館 成田 誠一「渋沢栄一と弥太郎」によると、渋沢は「儒教の精神を西洋流の企業経営に採り込み、義に叶った利を求め、『道徳と経済の合一』をモットーとした。一方、エネルギーの塊のような男、彌太郎は社長独裁こそが企業の活力の源泉と信じて疑わなかった。明治8年制定の三菱汽船会社規則に謳(うた)う。『当商会は…会社の名を命し会社の体をなすといえどもその実全く一家の事業にして…会社に関する一切のこと…全て社長の特裁を仰ぐべし』 向島の料亭で渋沢と彌太郎が酒宴を張ったことがある。天下国家を論じているうちは和気藹々(あいあい)だったが、会社の経営体制に議論が及ぶと、雰囲気は一気にしらけた。渋沢は日記に事の次第を得々と記したが、彌太郎側にはまったく記録なし。渋沢の話は痛いところを突いたということか。あるいは一顧(いっこ)だに値しなかったということか」と記している。
- (126) 公益財団法人渋沢栄一記念財団、渋沢栄一伝記資料8巻17ページは、両者の関係「感情さへ加はりて、益益相反目せり。其結果にや此頃第一国立銀行破産に瀕し、渋沢之を患ひて自殺を企てたりなどいふ流言類に行はれたり。又事実にてても、岩崎は華族の組合が京浜鉄道下の事業を中止し、其資金を第一国立銀行に定期預金となせるを知り、其人人を説きて一時に引出さしめ、以て先生を苦しめんとせるが如き事あり」と記している。また鍋島高明、234ページは、「弥太郎は大隈系の新聞を使って渋沢を中傷する。渋沢が米相場や為替相場に手を出して大損をしてしまい、自殺を図るが、一命を取り留めそうなどと書き立てる。相場の穴埋めに東京風帆船会社をでっち上げ、集めた金で穴埋めをしようという魂胆だから、そんな会社に金を出すのは危ないぞ、などと横やりを入れる」と記している。

パリ滞在中にフランスの銀行家フリュリ＝エラルから、会計、銀行業、株式会社組織、資本主義など多くのことを学んだ⁽¹²⁷⁾。渋沢とサン＝シモン主義との関係は、渋沢がサン＝シモン主義について言及したことがないため解明されていない部分もあるが⁽¹²⁸⁾、渋沢はエラルを通してサン＝シモン主義に触れたり、パリ万博などを通してサン＝シモン主義者の影響を受けたりしたと考えられる⁽¹²⁹⁾。渋沢がフランスで見学した大企業の多くは、サン＝シモン主義者が創設したもので、また渋沢が感銘を受けたスエズを運河建設したレセップスもサン＝シモン信奉者によるもので、渋沢は洋行時に、サン＝シモン主義と多くの接点を持って、間接的に影響を受けたものと考えられる⁽¹³⁰⁾。

つまり渋沢の基本的な考え方は、まず国家の繁栄が会社経営の前提となり、その手段として会社組織が存在するというものであったと言える。そう考えると個人経営に徹する岩崎と渋沢が激しく対立したことも理解できる。

第2節 銀行業

渋沢はフランス滞在中に金融システムを学んでいる。渋沢はフランスで会計などの実務を日本名誉総領事で銀行家であったフリュリ＝エラルから学んでおり、銀行の重要性などについてもいろいろとエラルから学ぶことができた⁽¹³¹⁾。そして会計などの実務を始めとした知識を学び、さらにサン＝シモン主義（資本主義的な根本的概念）の理念を間接的に知ることができた。さらにフランスにおいて、具体的に銀行とはどのようなもので、どのようなことをするのかなどを知ることができた⁽¹³²⁾。つまり、一行の会計処理を行ない銀行の口座の管理をするなどをするにより、考え方を教えてもらいながら、会計や銀行制度を実体験したことであろう⁽¹³³⁾。また渋沢は使節一行の滞り資金をフランスの公

(127) パトリック・フリデンソン、橋川武郎編『グローバル資本主義の中の渋沢栄一』、72ページを参考とした。

(128) 木村昌人「渋沢栄一研究のグローバル化—合本主義・『論語と算盤』」(『渋沢研究』27号)、74ページは、「栄一自身がサン・シモンに言及したことがないため、必ずしも解明されているわけではなかった」と記している。

(129) パトリック・フリデンソン、橋川武郎編『グローバル資本主義の中の渋沢栄一』、72ページは、「渋沢はサン＝シモン主義者の思想に間接的な影響を受け、複数のサン＝シモン主義者に会い、孔子と十八世紀の商人であり思想家である石田梅岩への考察とサン＝シモン主義の要素を含む思想を融合させることにより、自らの経済思想を構築したと推察するのが無難かもしれない」と記している。

(130) パトリック・フリデンソン、橋川武郎編『グローバル資本主義の中の渋沢栄一』、74-75ページを参考とした。

(131) 渋沢栄一（青淵先生）「偶然の転換と目的の達成」(『龍門雑誌』第510号)、83ページに、ギレットと違い「フロリヘラルド（フリュリ＝エラル）の方は至つて穏和で利害得失を能く弁別して所謂実利主義である。私は此人に多く相談して、少しでも金が残って居れば利殖法を考へる、公債を持つとか株を買ふとか、随つて銀行はどう云ふものだ」と知るようになったと述べている。

(132) 渋沢著、長校注『雨夜譚』、231-232ページに、「私はまたフランスで実業界の人々と接触したから、不十分ながらも銀行というものはどういうことをやるか、「実物を取扱って少しは吟味して見もしたから、臆気に分かつて居った」と述べている。また渋沢栄一著、守屋淳編訳『現代語訳 渋沢栄一自伝』、156ページに、「影響があった旅は、四十四年前のこの洋行だったと思います。このときが、銀行を興すこととか、「外国では役人と商人との間に日本のような分け隔てがない」、「これはかなりよい影響があったことと思います」と記している。

(133) 島田昌和『渋沢栄一 社会企業家の先駆者』、26-27ページは、渋沢が「滞在経費の出納や為替の利用等で銀行を実際に使う場面が多々あり、大規模かつ大資本によって紙幣、帳簿、証券等といった近代的な銀行業のある種の完成された制度・組織を肌身で感じ取った可能性は高い」と記している。

債などで運用し、帰国時に運用益を手にし、公債制度の経済上の利便性について、強い印象をもったはずである。後に、渋沢は、「日本から迎ひに来たから最初の計画を止めて日本に帰られるに付自分も帰らなければならん、前に買い入れた公債を売らねばならん、ブルスに行つて丁度買入れてから半年後に売った所が政府公債の方は買入れた時と余り値段が変わらなかつたが鉄道公債の方は相場がつて居て五六百円儲つた勘定になりました。此時に成る程公債と云ふものは経済上便利なものであるとの感想を強くしました」と述べている⁽¹³⁴⁾。

帰国後、渋沢の金融・財政手腕は明治の元勳らに高く評価され、スピード出世し、人事案に渋沢大蔵卿という構想があったほどである⁽¹³⁵⁾。現に渋沢は大蔵省に出仕後、まず租税制度の整備に力を注いだ⁽¹³⁶⁾。

つぎに、渋沢は日本の金融制度の整備に関わった。明治3年に伊藤博文ら一行が米国にて金融制度を調査し米国式制度に関する提案書が明治4年2月に日本に送付された。これに対して吉田清成（大蔵少輔）からは英国式にまず中央銀行を設立すべきとの反対意見が出た。この時、渋沢は大蔵省改正掛主任として伊藤博文の提案を支持し、同提案を福地源一郎とともに日本の実情に適合するように修正を加えて建議書として大蔵大輔の大隈重信に具申した。当時の日本は地域経済の独自性が強く、そこから経済統合を計ろうとしていた日本の状況により適合すると考えられた。そして明治4年末、政府は同提案を基礎とすることを決定した。そして明治5年11月15日、「国立銀行条例」が公布された⁽¹³⁷⁾。渋沢はこの条例起草に深く関わった⁽¹³⁸⁾。因みに、この条例起草の作業の中で、バンクの訳を「銀行」とすることで、後に「銀行」の訳が定着したと考えられる⁽¹³⁹⁾。

そして渋沢は、「商工業の発達を期するには従来の如き個人経営では時勢に適合しない、どうしても小資本を合して大資本となす合本組織即ち会社法に拠らなければならぬと考

(134) 渋沢栄一（青淵先生）「本邦公債制度の起源」（『龍門雑誌』265号）、12ページ。

(135) 島田昌和『渋沢栄一 社会企業家の先駆者』、37ページを参考とした。

(136) 渋沢著、長校注、『雨夜譚』175ページに、渋沢は「租税の改正と駅伝法の改良とはもっとも緊急の問題であるから、勉めてその法案の調査に注意し、その他貨幣の制度、録制の改革」などの討論審議を行ったと述べている。

(137) 渋沢史料館『私ヲ去り、公ニ就ク・渋沢栄一と銀行業』、11-12ページを参考とした。また明治政府がアメリカの銀行制度を導入した背景として、パトリック・フリデソン、橘川編『グローバル資本主義の中の渋沢栄一』、161ページは、「江戸時代に各藩で流通した藩札や金・銀小判と銅銭の回収には、銀行に紙幣の発行権限を付与しているアメリカの銀行制度が望ましいと考えたためである」としている。

(138) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、383-384ページは、「大蔵小輔伊藤博文一行が明治三年に渡米して、銀行制度、公債制度、兌換制度其他の取調べを為して帰朝したが、明治四年其の報告に基いて我国にも銀行条例を制定する事となり、当時大蔵省の改正係主任であつた私が専ら銀行条例起草の事務を担当し、日本の国情に適合せる制度の草案作製に没頭したものである」と記している。

(139) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、384ページは、「公布したのは前にも申す如く明治五年十一月であつたのである。極くつまらぬ事であるが、ナショナル・バンクといふ原名を適切に翻訳する事が出来ず大いに困却した結果、当時名ある学者の所へ相談に出掛けたりしたもので結局『銀行』にしようといふ事になつたのであつた。今日から考へれば全く馬鹿気た様な話である」と記している。また渋沢史料館（2015）、12ページは、明治3年にすでに銀行の用語は使われていて、「栄一が『国立銀行』と訳して条例が布告されて以降、『銀行』の語が一般に普及していったと考えられます」としている。

(140) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、379ページ。

えた⁽¹⁴⁰⁾。そして「此の合本法に就いて」渋沢は「フランス留学中に彼の国の実際を見聞して」、「其うあらねばならぬものと考へて居たので、現に私が帰朝して官途に就く前に」、静岡の商法会議所で、合本組織をまず実施したと述べている⁽¹⁴¹⁾。「日本の実業界を振興せしむるには、大動脈の働きをなすべき中枢機関の整備を急務とし」、「此の動脈の働きをなすべきものは即ち金融機関であつて、先づ以て此の方面の発達を計らなければ」ならないと渋沢は考えた⁽¹⁴²⁾。渋沢は、合本制度を日本で実現するためには銀行制度の導入が大事であることを洋行で学んだと思える⁽¹⁴³⁾。そして渋沢は国立銀行条例を起草するにあたり模範となる銀行の設立を考えた⁽¹⁴⁴⁾。

この時、明治6年5月に渋沢は上司である井上馨が辞職するのを良い機会と考えて、予てより民間にて事業に携わりたいと考えていたことから民間に下野した⁽¹⁴⁵⁾。当時は官尊民卑の風潮が強く優秀な人材は官職に就くということであったが、渋沢は民間の「商工業の方面に関しては多少自信」もあると考え、「実業界に身を投ずる」こととしたというのである⁽¹⁴⁶⁾。そして民間人となって始めに力を入れたのは、まず第一国立銀行（第一銀行の前身）の設立であった。この銀行は渋沢が大蔵省にいた時に計画されたことから渋沢は官職上において関係があった経緯がある⁽¹⁴⁷⁾。渋沢が三井組と小野組に働きかけて第一国立銀行の発起人になってもらい、大蔵省に創立の出願がされたのである⁽¹⁴⁸⁾。しかし、「東京、大阪、横浜其他の富豪に対して勧誘をしたけれども、銀行事業の性質を知らぬものであるから進んで株式の申込みをする者が非常に少く」、「株式の申込は予定数に達せず」、「止むを得ず資本金を二百四十四万円として、第一国立銀行を創立することとなり、明治六年七月二十日に開業免許を得て、八月一日から日本橋兜町一番地に本店を置いて開業するに至った。之れが我国に於ける国立銀行の嚆矢である」⁽¹⁴⁹⁾。「従来三井組、小野組、島田組が取扱つて居つた新政府の為替方の事務は」新銀行に移された⁽¹⁵⁰⁾。しかし、銀行実務に通じた人はおらず、現在の銀行が行う預金・貸付業務は行わず資本金と公金の運用が中心で、行員は派遣元の三井組ないし小野組を通した又貸を江戸時代の商慣習を下に行ってい

(141) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、379ページ。

(142) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、383ページ。

(143) 木村昌人、73ページは、「渋沢は、銀行こそが合本会社を次々と設立して事業を実施する原動力になることをパリ滞在中に学び、帰国後に自らが率先して実行したのである」と記している。

(144) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、384ページは、「私は国立銀行条例の起草を為しつゝある一方において、是非とも模範的の国立銀行を設立して他に範を示さなければならぬと考へ」、「大体の骨組みだけは自分の頭の中に出上がつて居た」と記している。

(145) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』下巻、377ページは、「私が官を辞したのは前にも述べた如く明治六年五月であるが、井上候と共に桂冠はしたものの、決して井上候の如く政府と衝突したために官を辞したのではなく、平素の持論を実行する為めに、井上候の野に下らるゝのを機会に私も共に野に下つたのである」と記している。

(146) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、378ページ。

(147) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、383ページは、「私のまだ在官中に計画せられ、私が野に下つてから間もなく開業免許を得たものであるが、私は在官中であつたにも拘らず、此の銀行創立に関しては非常に密接な関係を有」していたと記している。

(148) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、385ページを参考とした。

(149) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、386-387ページ。

(150) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、387ページ。

た。そして派遣元に対しては利益誘導的な無担保融資を行う面があった⁽¹⁵¹⁾。さらに新銀行は、三井組と小野組の対等共同出資で設立されたことから、両方から各ポストに一人ずつ派遣され頭取が二人、支配人が二人いて、「両財閥の聯立内閣とも称すべき組織であつたから、彼等ばかりでは勢力争ひや利害問題の衝突から内輪破れをする虞れがある⁽¹⁵²⁾」ような組織形態となっていた。このような状況から渋沢に頭取就任の要請があつたものの一応は辞退したが、渋沢は「此の銀行の創立に関しては初めから関係して居つた事ではあり」、「責任を感じて居つたのであるから、総監役といふ名義で頭取の実務を見、銀行経営の一切の責任を負うこととなつた⁽¹⁵³⁾」。頭取の実務を見る総監役とは、どのような立場でどのような役割なのか簡単には理解できない。その職務内容には、頭取・取締役の会議における議長、常に銀行事務を視察という項目が含まれていることから、実質的な取締役会長兼総支配人のような立場も兼ね備えていたと理解できる⁽¹⁵⁴⁾。さらに二つの財閥組織の間において、双方の利害調整役のような役回りで、渋沢の得意とする仕事であつたように思える⁽¹⁵⁵⁾。しかし得意な仕事とは言え、二つの財閥は常に対立し渋沢は調整に苦勞した⁽¹⁵⁶⁾。この銀行で利害調整役を皮切りに多くの企業において、渋沢は調整力を発揮して行くこととなる。

開業した翌年の明治7年10月、第一国立銀行に存亡の危機が訪れた。双頭の株主の一方である小野組が倒産の危機に瀕したのである。「元来、三井組は其の経営が割合に保守的であつたに反し、小野組は非常に進出的であつて、実力以上に事業を拡張して華々しく営業して居つたが、兎角資金が不足がちで⁽¹⁵⁷⁾」、銀行（資本金244万）は小野組に対して資本金の半分超の138万円を無担保で融資していたことから、銀行も連鎖倒産しかねないという状況であつた⁽¹⁵⁸⁾。「此の善後策に就いては一步を過れば銀行が潰れるばかりでなく、日本の銀行といふものは今後当分の間は芽を吹き出す事が出来なくなつてしまふ」と渋沢は考えた⁽¹⁵⁹⁾。第一銀行の破綻は日本の銀行業に計り知れない影響を与えかねないという状況であつた。さらに、渋沢は、「銀行業を挫折せしめて漸く勃興せんとする氣運を覆へすのは、我国実業界の發達の上から見て実に重大問題である」と考えた⁽¹⁶⁰⁾。

ここで、渋沢が善後策として、小野組の代表者小野善助と協議したところ、渋沢の「誠

(151) 渋沢史料館（2015）、25ページを参考とした。

(152) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、387ページ。

(153) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、388ページ。

(154) 渋沢史料館（2015）、26ページを参考とした。

(155) 渋沢栄一著、長幸男校注『雨夜譚』238ページは、「両方とも多少競争心もありまた猜疑心もある。常にその中間に立って私が仲裁役となつた。直ちに私を頭取にするということも出来ず、さりとて両方が睨み合つてはいかぬというので私は行司のような位地に居らなければならぬというので総監という名を以て事務を執行した」と記している。

(156) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、391-392ページは、「三井側の人々は渋沢は小野組に対してばかり便宜を与へて居るなどと言つて不平を唱へ、小野組では又渋沢は三井の方に偏して小野組に冷淡であるなどといふ苦情を陳べる始末で」、「一通りならざる骨折であつた」と記している。

(157) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、392ページ。

(158) 渋沢史料館『私ヲ去り、公ニ就ク・渋沢栄一と銀行業』、37ページを参考とした。

(159) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、392ページ。

(160) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、392ページ。

意と立場に同情」して、貿易方の総支配人古河市兵衛と共に「交渉に応じ」、「在庫品を貸金の担保に入れるやうに取り計はれたので、結局其の担保品を処分し且つ銀行に対する百万円の出資金を以て決済する事とし」、「幸ひに整理の結果は銀行としては三四万円の損失で事が済んだ」⁽¹⁶¹⁾。倒産に瀕している小野組が担保に入っていない商品を銀行の担保に入れたというのは、重大な決断を⁽¹⁶²⁾行ったことを意味し、渋沢の協議における並々ならない交渉力が窺える。渋沢は、このような危機を招いたことについて、「私は非常に苦しい立場となつたが、又此の試練は私に尊い経験を与へて呉れた。それで其後は貸付金の方法を改め且つ大蔵省に陳情して預金規則に改正を加へるようにし、同時に行員の淘汰を断行して旧來の情弊を一掃し、營業の面目を更新して鋭意創痍の回復に努めたのである。斯くて明治八年八月の株主總會の決議に基き、名実共に第一銀行頭取となつた」と述べている⁽¹⁶³⁾。

その後、明治29年9月、第一国立銀行は、營業満期となつたのを期に、株式会社第一銀行（普通銀行）となった。その後、渋沢は大正5年7月まで頭取職にあった。渋沢の事業活動は第一銀行を中心に行われ、渋沢は、「此の銀行の經營に就いては、私は創業當時から余程積極的の考へを有つて居つた。敢て銀行の利益を無視するといふ訳ではないけれども、銀行自身の利益よりも寧ろ日本全体の經濟の事を先きに考へるといふ態度であつた。即ち日本の實業を振興せしむる為めに、銀行を全国的に活用せしめるやうにしなければならぬと信じた」と述べている⁽¹⁶⁴⁾。

渋沢は第一銀行の他に横浜正金銀行（東京銀行に継承）の設立に株主として参加し、北海道拓殖銀行の設立委員を務め、また日本興業銀行など多くの銀行の設立に関与した。

第3節 倉庫業

渋沢は証券の保管制度についてフランスで勉強していた⁽¹⁶⁵⁾。渋沢は倉庫業の重要性を良く認識していて、日本でも倉庫業が必要になったと判断して、明治30年3月30日に渋沢倉庫の前身である渋沢倉庫部を設立した⁽¹⁶⁶⁾。經營は渋沢の長男・篤二に任せられた⁽¹⁶⁷⁾。設立時より単なる保管業務ではなく寄託者のために銀行融資の斡旋を行ったり、出庫に際して代金を寄託者に送金するなどの先進的なサービスを行い、特約銀行として、第一銀行、

(161) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、392-393ページ。

(162) 渋沢史料館『私ヲ去り、公ニ就ク・渋沢栄一と銀行業』、68ページを参考とした。

(163) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、393ページ。

(164) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、393ページ。

(165) 渋沢倉庫株式会社社史編纂委員会『渋沢倉庫の80年』、31ページは、渋沢は「パリの万国博覽會に参列する幕府使節徳川民部に随行してフランスに遊學した際倉庫証券（売買用と抵当用の二枚証券）の制度を研究して帰朝した、實に、わが国近代倉庫業における先驅者であつたのである」と記している。

(166) 渋沢倉庫株式会社社史編纂委員会『渋沢倉庫の80年』、31ページは、「倉庫業を明治30年になって開始したことは、決して、単なる偶然とか思いつきでなく、“その企業が時機に適合するや否や”を判断した上での見透しを立てたものにほかならない」と記している。

(167) 渋沢史料館『渋沢倉庫株式会社と渋沢栄一』、本編5ページは、「栄一は長男・篤二に、「おまえはまだ幼いけれども、父の志を継ぐ考へがあれば、試しにここにいる子弟とともに倉庫業經營方針を立ててきなさい。私がおまえに資金を渡し、その業務をまかせよう」と述べました。これが後の渋沢倉庫誕生につながつたと語り継がれています」と記している。

十五銀行、二十銀行、横浜正金銀行、住友銀行が対応した⁽¹⁶⁸⁾。渋沢は倉庫業は「公共的ノモノ」と述べ、渋沢家の家業とはせず、明治42年には株式会社化された⁽¹⁶⁹⁾。そして第一銀行が株主となり明治45年に第一銀行総支配人が取締役会長に就任した。同社は第一銀行とは特別な関係となり、倉庫証券を利用した金融に関わるようになった⁽¹⁷⁰⁾。

第6章 造船業

渋沢は徳川幕府の歩兵の募集を行った際に西洋の武器について知る機会があった。そのことから船舶や機械を始め良いものは、西洋に学ぶべきという認識を欧州への出発時から持っていた⁽¹⁷¹⁾。

帰国後、渋沢は、非財閥系の重工業を發展させる観点から後の東京石川島造船所、東京製綱、日本鋼管などの非財閥系の造船、鉄鋼メーカーに深く関与した⁽¹⁷²⁾。特に東京石川島造船所には、取締役会長に就任し直接経営に携わった⁽¹⁷³⁾。渋沢は造船業は日本にとって重要な産業と考え、後に「石川島造船所に関係し始めた抑もの動機は、毛頭これを利殖の一事業としやうといふやうな考えからではなく、造船業が海国日本の進運の上より見て一日も等閑に附し難く、今にしてこれが振作を凶らずんば将来悔ゆる事あるも及ばずと考えたからである⁽¹⁷⁴⁾」と述べている。

元々、東京石川島造船所は、幕臣の二男の平野富二が明治9年に石川島のドック設備を政府より借り入れて石川島造船所を設立されたときに始まる。当時民間に造船所はなく、平野は造船の職工を苦勞して集め、明治10年に128人の職人を使用して事業を始めた。同所は明治10年にまず34総トンの小型の汽船を一隻建造し、建造後に河川交通の会社社長を説得して買い取ってもらっている。同年の収支は、売上6,132円、利益は赤字の11,369円であった。汽船を建造しても当時はまだ汽船の効用を理解されず売ることが難しく、同所は帆船の建造や船舶の修理で売上を確保した。その後、明治11年の売上72,579円、利益5,396円、明治12年の売上106,313円、損失5,936円、明治13年の売上146,467円、利益13,233円、明治14年の売上199,267円、利益14,178円という業績で、創業後数年で収支は安定し、また少しずつ汽船の建造も増えて造船所らしくなっていた⁽¹⁷⁵⁾。

平野は、明治12ないし13年ころ初めて渋沢に面談して、造船業の重要性を渋沢に熱心

(168) 渋沢倉庫株式会社社史編纂委員会『渋沢倉庫の80年』、37-38ページを参考とした。

(169) 龍門社編纂『青淵先生六十年史』、第二巻313ページは、「倉庫業ハ銀行業保険業運送業ト相待テ商業上缺クヘカラサル必要機関ナリ」としている。

(170) 渋沢史料館『渋沢倉庫株式会社と渋沢栄一』、本編15-16ページを参考とした。

(171) 渋沢著、長校注『雨夜譚』、128ページに、渡欧が決まった際に「自分も京都で歩兵組立の事を思い立ってその事に関係してからは、兵制とか医学とか、または船舶、器械とかいうことはとうてい外国に叶わぬという考えが起こって、何でもあちらの好い処を取りたいという念慮が生じて居た」と記している。

(172) 渋沢栄一記念財団編『渋沢栄一を知る事典』、75ページを参考とした。

(173) 島田昌和『渋沢栄一の企業者活動の研究』、132ページは、「渋沢が長く会長を務めた非財閥系の企業であり、彼のイニシアティブが存分に発揮された企業であるという点、彼が重役会に欠かさず出席し、直接経営に関与していたことが明らか」としている。

(174) 公益財団法人渋沢栄一記念財団、『渋沢栄一伝記資料』11巻602ページ。

(175) 石川島造船所の略歴、業績については、寺谷武明『日本近代造船史序説』、47-54ページによる。

(176) 東京石川島造船所編『東京石川島造船所五十年史』、211-216ページを参考とした。

に説いた⁽¹⁷⁶⁾。後に渋沢は、「平野君の屢余を訪問して、詳に英蘭諸国の海外発展の実状を語り、造船業の振作は、我日本の如き四面環海の国に於て最も急務なる所以を力説せらるゝに及び、遂に其熱誠に動かされ、進んで之を援助するに至れるなり」、しかし銀行は「欠損をも顧みずして平野君を援助する能はざるや論なきところなり⁽¹⁷⁷⁾」として、渋沢は悩んだ末に第一銀行より7-8万円融資させた⁽¹⁷⁸⁾。その後も石川島造船所の資金繰りは厳しい状況が続き、明治18年、渋沢は、華族鍋島家、宇和島伊達家に支援を要請し、渋沢が4万円、鍋島家が3万円、伊達家が3万円を各々出資し匿名組合を作り、平野に融資した⁽¹⁷⁹⁾。

ところで、明治14年に日本海軍は20年間に亘る造艦政策を定め、海軍の充実を図った。この施策を実行するには海軍造船所だけでは間に合わなかったことから、明治18年1月、海軍は砲艦、水雷艇などを石川島造船所に発注した。民間の造船所に対する最初の軍艦建造指示であった。当時は鉄骨木皮船から鉄骨鉄皮船への過渡期にあり、発注された艦船は鉄骨鉄皮の砲艦であったことから、建造には高度な技術が必要で、職人はリベット打ち、鉄板の成形に苦勞し工期を大幅に延長してもらうなどして、なんとか明治20年8月に皇太子を迎えた進水式を行うことができた。民間の造船所として砲艦を海軍に納入できたことは名誉のあることではあったが、個人経営の造船所には余りにも負担の大きな事業であった⁽¹⁸⁰⁾。

渋沢は近代産業を発展させるには、「合本組織」によって経営を行うべきと考え、また匿名組合の出資者も同意したことから、平野より資産と営業を引き継いで、新会社が設立された。新会社は明治22年1月に資本金175,000円で有限責任石川島造船所として営業を始めた⁽¹⁸¹⁾。明治25年に平野が死去し、明治26年株式会社組織に変更され、社名を株式会社東京石川島造船所とし、資本金を25万円に増額した。そして渋沢が取締役会長に就任した⁽¹⁸²⁾。

明治25-26年ころより日清間に戦端が開かれるような国際情勢となり、同社には軍需の注文が入るようになり、業績は順調に推移した⁽¹⁸³⁾。そして、明治27年に渋沢会長は大型船の建造・修理を目的としたドックを新しく浦賀に建造する案を取締役会、株主総会に諮り、承認を得た。明治28年に資本金を50万円に増額し、ドックの工事予算は25万円とした⁽¹⁸⁴⁾。しかし、明治29年に着工後まもなく、造船奨励法、航海奨励法の二法が公布され、造船業が発展するよう思われたことから、工事内容を変更し、予算を倍額とし建設

(177) 東京石川島造船所編『東京石川島造船所五十年史』、序文。

(178) 東京石川島造船所編『東京石川島造船所五十年史』、211-216ページを参考とした。

(179) 寺谷武明『日本近代造船史序説』、60ページを参考とした。

(180) 寺谷武明『日本近代造船史序説』、57-60ページを参考とした。

(181) 寺谷武明『日本近代造船史序説』、62ページを参考とした。新社名について、公益財団法人渋沢栄一記念財団、『渋沢栄一伝記資料』11巻、606ページは「有限責任東京石川島造船所」とし、渋沢は「委員」としている。寺谷武明『日本近代造船史序説』、106ページによると当時の委員による委員会は会社の最高意思決定機関で現在の取締役会に相当する。

(182) 公益財団法人渋沢栄一記念財団、『渋沢栄一伝記資料』11巻619ページ。

(183) 東京石川島造船所編『東京石川島造船所五十年史』、284ページ、及び、島田昌和(2007)、133ページを参考とした。

(184) 東京石川島造船所編『東京石川島造船所五十年史』、285ページを参考とした。

規模を拡大し、会社の資本金は増資を繰り返し150万円となった⁽¹⁸⁵⁾。明治32年6月の工場開場式において、渋沢は、「本邦造船事業ノ開発的模範的建造所ト云フヘクシテ未タ此ノ計画ヲ以テ満足スヘキニアラサルハ勿論将来大ニ完全ナル設備ヲ規画スル所ナカルヘカラサルヲ信スルナリ⁽¹⁸⁶⁾」と述べ、将来さらに拡張する考えを持っていたほどであった。渋沢の造船業への強い思い入れが感じられる⁽¹⁸⁷⁾。その一方で計画が大胆過ぎるという意見もあった⁽¹⁸⁸⁾。

明治29年に公布された造船奨励法と航海奨励法は、造船業の発展を促すことを目的とした。しかし、造船業全般を支援するものではなく、一定の条件を備える船舶の建造に対してのみ補助金を交付するという、一部の大規模造船所を支援するものであった⁽¹⁸⁹⁾。奨励法の適応対象は当初1,000トン以上の大型船に限定するというものであった。東京石川島造船所からの代議士への働きかけにより、その後700トン以上が対象となったが⁽¹⁹⁰⁾。東京石川島造船所が建造する船舶の一部しか奨励法の対象とはならなかった。現に、東京石川島が新しいドックで建造した船舶は、開業直後に600トン級が2隻で、明治34年に建造した交通丸1,604トンが最初の奨励法適応対象の船舶となり、その後は法適応対象となる注文が入らず、経営的に厳しい状況となった⁽¹⁹¹⁾。過剰設備を抱えて大型船の建造ができず、船の修理工事を行う程度で大きな損失を生むこととなった。その原因は浦賀船渠株式会社との厳しい競争にあった⁽¹⁹²⁾。

浦賀船渠は東京石川島の浦賀分工場の建設とほぼ同時期に同じ浦賀に造船所の建設を行った。浦賀船渠は東京石川島よりも半年遅れて、明治33年1月に開業し、社長は元通信省管船局長の塚原周造が選ばれ、資本金は100万円であった⁽¹⁹³⁾。両社の無益な競争を憂慮して、起工前の明治28年1月には、既に合併が検討され、両者の首脳が懇談したが、合意に至らなかった⁽¹⁹⁴⁾。開業後、両社の価格競争は直ぐに始まり、造船所の立地上の条件から石川島側が不利であった。本格的な合併交渉は明治34年より始まったが、浦賀船渠側が拒否していたことから、渋沢は仲介者を立てて交渉を続けた⁽¹⁹⁵⁾。その間、渋沢は、この問題にかかりっきりとなり石川島の重役会が延長となり、第一銀行の重役会に欠席す

(185) 東京石川島造船所編『東京石川島造船所五十年史』、285-286ページ及び、寺谷武明、113ページを参考とした。

(186) 龍門社編纂『青淵先生六十年史』、62ページ。

(187) 公益財団法人渋沢栄一記念財団、『渋沢栄一伝記資料』11巻626-627ページの石川島造船所取締役栗田金太郎談では、「浦賀分工場は百万円かけて出来まして、私は機械課長として参つてをりました。子爵は時々来られて一丁度日清戦後で疲弊してゐた時代でしたが――『日本の造船業が大きくならねば、日本の国は栄えぬ』とおっしゃって我々若い者を励まされました」と記されている。

(188) 公益財団法人渋沢栄一記念財団、『渋沢栄一伝記資料』11巻635ページの開業式の渋沢の演説は「元來斯の如き国家的事業は、微々たる私立会社の能くじ得べき所にあらざるを以て、或は余等の計画を大胆と云はんより寧ろ粗暴なりと評せし人もあれど」と記している。

(189) 寺谷武明『日本近代造船史序説』、75ページを参考とした。

(190) 寺谷武明『日本近代造船史序説』、101ページを参考とした。

(191) 寺谷武明『日本近代造船史序説』、117-118ページを参考とした。

(192) 寺谷武明『日本近代造船史序説』、119ページを参考とした。

(193) 寺谷武明『日本近代造船史序説』、121ページを参考とした。

(194) 東京石川島造船所編『東京石川島造船所五十年史』、288ページを参考とした。

(195) 寺谷武明『日本近代造船史序説』、134ページを参考とした。

るような状況となった⁽¹⁹⁶⁾。そして、明治34年8月、両社の取締役会は無条件での合併を承認し、石川島の株主総会も賛成を可決したが、浦賀の株主総会では否決されてしまった⁽¹⁹⁷⁾。これは浦賀の合併調査委員会が合併について不利という結論を出したことによる⁽¹⁹⁸⁾。翌明治35年5月に石川島より浦賀の工場全部を浦賀船渠の新規発行の株式90万円と現金10万円で譲渡する提案がなされ、浦賀船渠の株主総会で可決され、両社の合意が成立した⁽¹⁹⁹⁾。石川島が浦賀で行った大型投資は非財閥系の造船会社を育成するという渋沢の意志が働いたものであったが、私企業の投資としては失敗であった⁽²⁰⁰⁾。浦賀船渠は過大投資を引き受けた形となり、浦賀船渠の負担は大きいものとなった。その浦賀の株式を引き受けたことから、旧石川島の株主もその負担を負うこととなった⁽²⁰¹⁾。失敗の原因に関して、後に、当時の機械課長は、工場の場所が悪かったとし⁽²⁰²⁾、渋沢は時と経営法が悪かったと述べている。渋沢は失敗と見るやリスクの軽減を速やかに図る現実的な経営者としての面を石川島の経営で見せたと言える⁽²⁰³⁾。

第7章 海運業・鉄道事業

渋沢は渡欧の際に、船や汽車に乗り強く心を動かされ、交通機関の発達が国家発展の基礎となることをよく理解したようである。そして渋沢は後に、「欧州も総て鉄道が通じて居ると云ふ訳ではなかつた」が、「私は日本にも鉄道を敷設せねばならないと考へたが、何時日本に出来るかとは想像しなかつた。それは仏蘭西へ行つたのは学問をするのが目的であつたからである。然し兎に角便利なものだと思ひ、且つ後に英国へ行つた時には、其の整頓して居るさまに感心した」。「私は交通機関たる海の船舶、陸の鉄道は是非必要であるから、日本へ帰つたらやりたいものだと思ふやうになつた」と述べている⁽²⁰⁴⁾。このように渋沢はフランスで、海運と鉄道の重要性をすぐに理解し日本で事業化したいと早くも考えていた⁽²⁰⁵⁾。

帰国後、渋沢は共同運輸会社（後に郵便汽船三菱と合併して日本郵船となる）あるいは日本鉄道、北海道炭礦鉄道、九州鉄道、上武鉄道、京阪電気鉄道など多くの交通事業に関

(196) 公益財団法人渋沢栄一記念財団、『渋沢栄一伝記資料』11巻645ページを参考とした。

(197) 寺谷武明『日本近代造船史序説』、134-135ページ及び公益財団法人渋沢栄一記念財団、『渋沢栄一伝記資料』11巻649ページを参考とした。

(198) 浦賀船渠株式会社『浦賀船渠六十年史』、103ページを参考とした。

(199) 浦賀船渠株式会社『浦賀船渠六十年史』、104ページを参考とした。

(200) 公益財団法人渋沢栄一記念財団、『渋沢栄一伝記資料』11巻662ページは、「三十五年には分工場を売つて事業を縮小するやうな破目に陥つた、其後梅浦が去つて別人が経営をしたが、時も経営法も悪かつた」としている。また寺谷武明、133ページは、「まことに分工場の建設は、渋沢の予測の甘さに主因があり、大失敗に終わった」としている。

(201) 寺谷武明『日本近代造船史序説』、137ページを参考とした。

(202) 公益財団法人渋沢栄一記念財団、『渋沢栄一伝記資料』11巻626-627ページの石川島造船所取締役栗田金太郎談では、「こゝはあまり伸びませんでした。その一つは此処の位置が悪かつたことです」と記している。

(203) 寺谷武明『日本近代造船史序説』、139ページは、失敗の主因は渋沢の予測の甘さにあった。「しかし不幸中の幸いともいふべきは、大勢が非なることを察するや、すみやかに戦線を縮小して、現状に適應すべく経営方針に転じて、慎重な態度にもどり捲土重来を期したことであった」と記している。

(204) 公益財団法人渋沢栄一記念財団、「雨夜譚会談話筆記」（『渋沢栄一伝記資料』別巻第5），552ページ。

与した。

第1節 海運業

渋沢は海運は日本の産業にとって重要なものと考え、「海運事業が国家の富強に何う云ふ関係を有するかといふ事は、今事新しく申す迄もなく分り切つた事である⁽²⁰⁶⁾」と述べている。渋沢と海運会社との関係は長く、渋沢が大蔵省に勤務していた明治4年に早くも郵便蒸汽船会社の創業を図らった⁽²⁰⁷⁾。そして「この点に於いて私は日本の海運事業とは大分古くから縁故が深い訳である。郵便蒸汽船会社の出来た明治四年頃には、アメリカやイギリスの船が盛んにやつて来て、海運の事は殆んど之等の外国船が占有して居る形で、日本人は極端に云へばお隣に行くにも外国の蒸気船の御厄介になるといふ始末であつた⁽²⁰⁸⁾」と渋沢は述べている。

この郵便蒸汽船会社は、「名前は会社であるけれども実質に於いては官営事業であつて⁽²⁰⁹⁾」、赤字が続き政府は経営を継続することができなかつた。赤字の原因は保有船が古く知識を持った船員や経営の適任者がおらず三菱との競争に耐えられなかつたことにあつた⁽²¹⁰⁾。「寧ろ三菱会社の方が余程行届いたやり方で成績が甚だ良かった⁽²¹¹⁾」ので、政府は郵便蒸汽船会社を解散させて、所有船を三菱に引き渡した。この交渉において、岩崎弥太郎は大蔵卿大隈重信に巧みに働きかけ、「明治七年、三菱商会は政府が当時百五十七万六千八百余弗を投じて購入せる汽船十三隻をそつくり其の儘頂戴に及ぶといふ有難い仕合せ、更に翌八年七月には蒸汽船会社の所属船十八隻を政府は三十二万五千円で引上げ、之れを三菱商会に下付した⁽²¹²⁾」。その結果、「明治七八年頃から十四五年頃迄は、日本の海運業は殆ど三菱の独占⁽²¹³⁾」という状況となつた。これにより三菱は大きな利益を得た。

渋沢は、明治13年に、三菱の独占を阻止するために、三井物産社長の益田孝と図つて東京風帆船会社を設立した⁽²¹⁴⁾。そして明治15年東京風帆船会社、北海道運輸会社、越中

(205) 恩田睦「渋沢栄一の鉄道構想」(『渋沢研究』第24号)、38ページは、渋沢は「ヨーロッパを訪問した際に鉄道の有望性を知ることになるが、帰国後には大蔵省に出仕して国内における株式会社制度の普及に取り組んだ。こうした経験があつたことで、渋沢はいくつもの鉄道会社の設立で重要な役割を果たすことができた」と記している。また島田昌和『渋沢栄一 社会企業家の先駆者』、25ページは、欧州滞在において「パリを起点にスイスやオランダ、イタリアなどには鉄道で移動した。」渋沢が帰国後に、「各地の鉄道会社の設立に数多く関わつた原点はやはり、鉄道によって結ばれた欧州全体の発展を実感したからであろう」としている。

(206) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、483ページ。

(207) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、484ページは、郵便の他米輸送も目的となつて「私が此点に着目し郵便蒸汽船会社が出来上るに到つたのである」と述べている。

(208) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、484ページ。

(209) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、484ページ。

(210) 日本郵船株式会社、4ページは、「使用船の多くは老朽船で多額の修繕費を要し、また当時日本人の海技未熟のため乗組員には甲板部、機関部ともに多数の外国人を使用せねばならなかつたので経費もかさみ、特に経営の適任者を得なかつたほか、当時勃興してきた三菱会社との激しい競争もあつてまもなく経営は困難となつた」と記している。

(211) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、484ページ。

(212) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、486ページ。

(213) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、487ページ。

風帆船会社の三社を渋沢が「発起人の一人として奔走し⁽²¹⁵⁾」設立された共同運輸会社が吸収した。明治16年1月に共同運輸が営業を開始すると、「またたくまに三菱とのダンピング合戦の泥沼に突入する。三菱は次第に共同に食われ、不採算路線の廃止、経費削減・人員削減と、大幅リストラを迫られる⁽²¹⁶⁾」。共同は三菱に対抗するために資本と人材を結集させて、正に合本組織で、設立されたもので、「両社は激しい競争を続けた⁽²¹⁷⁾」。「船舶においては『共同』側が優位を占めたが、営業方面においては多年の経験によって『三菱』側が老練の名を博した⁽²¹⁸⁾」。この間、岩崎は渋沢の動きを阻止しようと向島の料亭で渋沢に合本組織の考え方を見直すように説得を試みた経緯もあり（合本組織の項、参照）、正に渋沢合本組織対岩崎個人経営の対立の構図となった。渋沢は、「最初の考へでは我が海運界の改良発達を期するには、三菱汽船会社の独占よりも他に有力な同業者があつて互ひに競争した方が、独占の弊害を矯めると同時に進歩を促す所以であると云ふ意見で、共同運輸会社を起こしたのであるが、さて実際問題となつて見ると、両会社共に十露盤を度外視して意地づくで競争する有様⁽²¹⁹⁾」と述べている。「政府においても両社の競争をこれ以上放任することの不可を痛感し、明治十八年一月農商務卿西郷従道は両社幹部を本省に招き、内閣諸卿参列の席上にて政府の意のあるところを訓示して両社の妥協を勧告した。両社もついに妥協を決意して両社長連署の答申書を提出し、次いで双方の細目協定も成立したが、この協定はわずか三週間で破れた⁽²²⁰⁾。」さらに明治18年2月に岩崎弥太郎は死去するが、弥太郎の遺志を継いで二代目の岩崎弥之助は競争を続けた。「かくて再会された両社の競争は条理を没却し損失を無視して激烈をきわめ」、「横浜神戸間客船運賃は二十五銭に下がり、両社船は速力を競うため汽罐を酷使し煙突を灼熱して入港することもあり、このまま放任すれば両社共倒れのほかなき情勢となった⁽²²¹⁾」。渋沢も「大いに心配し」、「折角発達しかけた日本の海運業が全く挫折してしまふ外はない⁽²²²⁾」のであったと述べている。

この事態を收拾するために、政府が本格的に動き、「農商務少輔森岡昌純及び同書記官加藤正義を共同運輸会社に派遣することとなり、明治十八年四月森岡は社長に就任し」、「森岡新社長は事情調査の結果競争による損害の意外に甚大なるを認め、事情を具して両社合併の急務にして他に收拾の途なきゆえんを政府に進言するとともに、合併に反対する社内幹部の説得に努め、またひそかに岩崎社長とも会見して了解を得るところがあった。これよりさき三菱会社の川田事務総監は井上外務卿と接触を保ち政府方面の了解を得、また合併に反対する共同運輸の幹部に対しては政府自ら説得して翻意させたので、合併に対する

(214) 公益財団法人渋沢栄一記念財団、『渋沢栄一伝記資料』8巻5ページを参考とした。

(215) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、487ページ。

(216) 三菱史料館 成田 誠一「共同運輸との消耗戦と日本郵船の誕生」本文。

(217) 日本郵船株式会社『七十年史』、5ページ。

(218) 日本郵船株式会社『七十年史』、19ページ。

(219) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、488ページ。また鍋島高明、290ページは、両社の競争は激しく「値引きに加えて景品を付ける競争に入り、三菱がカステラを出せば、共同運輸は砂糖菓子を配るありさまで、この勢いだと一等客には金時計が出るかもしれない、などとマスコミは喜んで書き立てる」と記している。

(220) 日本郵船株式会社『七十年史』、19-20ページ。

(221) 日本郵船株式会社『七十年史』、20-21ページ。

(222) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、488ページ。

態勢はようやく整うに至った⁽²²³⁾」。会社が合併するには、今日に至るまで、合併比率を含めた諸条件を株主などの関係者が応諾することが重要となる。まず2社の資産額は、共同は6,526,340円、三菱は5,543,418円と査定された。各々の割合は約0.54対0.46である。そして新会社の資本金を11百万として、合併比率を6対5（約0.545対0.455）とし、これに対して政府が15年間年8分の利益補給を保証するという条件で、株主など関係者の合意に至った。政府は新会社を日本郵船と命名し明治18年9月29日設立が認可された⁽²²⁴⁾。

一方、関西においても明治10年頃より多くの商船会社が乱立する状態で、明治15年より住友を中心とした大連合の結成が進められた。そして、明治17年5月1日有限責任大阪商船会社が創業した⁽²²⁵⁾。渋沢は「此の両会社の出現に依つて稍々日本海運業発達の土台が出来たと見る可きであろう⁽²²⁶⁾」と述べている。

ところで、日本郵船の社長、副社長、理事は利益補給期間の15年間は政府が任命することとなっていた⁽²²⁷⁾。そのことから、渋沢は日本郵船の役職に就かなかつた。そして、渋沢は、「私は郵船会社の事業にも大阪商船の仕事にも直接関係して居らなかつたが、海運業の発達に就いては終始研究を怠らず、且つ又他の事業の関係から間接ではあるが海運界の事情を知る機会も多かつたので、機会ある毎に私の海運界に対する意見を申述べ、時には政府に対しても建言した⁽²²⁸⁾」と述べている。

その後、暫くして日本郵船はインド航路を皮切りに外国航路を開拓するが、その交渉に渋沢は関わっている。「明治25年頃ターター商会の幹部の一人が日本に来朝し⁽²²⁹⁾、商売上の打合せやら更に進んでは印度から綿糸並びに綿花を日本へ輸送した帰り船に⁽²³⁰⁾」何を積めばよいかと渋沢は面談の際に尋ねられ、渋沢が「日本の石炭は現在シンガポール迄行つて居るから、一歩進めて綿花の戻り船を利用して之を印度迄持つて行かれては如何であるか」と提案したところ、同幹部も同様の意見で、渋沢が石炭業者を紹介したところ三井と商談が纏まり、三池の石炭を試験的に運ぶこととなった⁽²³¹⁾。しかし石炭の輸送は採算が合わず続かなかつた。一方で、日本の紡績会社からはインドの原料綿花輸入の要望はあるものの、当時の日本インド間の航路は、英国のP&O汽船など外国の3社による寡占状態で、運賃は高い状況となっていた⁽²³²⁾。日本郵船と紡績会社との複雑な交渉を経て、「郵船と紡績聯合会社側との協定が出来て、新航路開始の運びに迄漕ぎ付けた⁽²³³⁾」。かくして、明治26年11月7日、ボンベイ定期航路が開始された。航路開設と同時にP&O汽船他2

(223) 日本郵船株式会社『七十年史』、21ページ。

(224) 日本郵船株式会社『七十年史』、21-23ページを参考とした。

(225) 商船三井のホームページ「商船三井の歴史」を参考とした。

(226) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、489ページ。

(227) 日本郵船株式会社『七十年史』、25ページを参考とした。

(228) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、494ページ。

(229) 日本郵船株式会社『七十年史』、42ページによると、明治24年グループの創始者R.D.Tataが来日し、明治26年5月には同創始者の従弟のJ.G.N.Tataが来日して日本郵船の森岡社長、渋沢に面談している。

(230) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、495ページ。

(231) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、495-496ページ。

(232) 日本郵船株式会社『七十年史』、42ページと渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、496ページを参考とした。

(233) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、497ページ。

社は運賃を下げ激しい競争が始まり、「P&O 汽船は綿花運賃を引き下げるほか、あらゆる手段を弄して」日本郵船を「抑圧せんと努めた⁽²³⁴⁾」。P&O 汽船は妨害工作を行い、「東洋方面を総て支配して居る彼阿会社ホンコン支店長が日本にやつて来て」、「『ターター商会などは頗る信用が無い者であるなものを相手にして居ては後日迷惑を蒙るに定つて居る』⁽²³⁵⁾」などと言うので、渋沢は、「併し郵船会社では此の航路は自発的に計画したものではなく、主として渋沢が仲立ち紡績聯合会側との契約に依つて始める事となつたのであるから、紡績聯合会が契約を解除しない限り、今更見合わせる事などは出来ないと云う返事をした⁽²³⁶⁾」という。さらに渋沢は、綿糸の運賃が下がり安い綿糸が入ると紡績会社は困難となるが、日本全体としては悪くなく耐える覚悟があるなどと説いた。渋沢は、自分は「最初の関係者である責任上から且つ国家的見地より如何しても此の航路を永続せしむるやうにしなければならぬと考へて」紡績会社に訴えて、積み荷契約を延長してもらい、日本側は耐えた⁽²³⁷⁾。すると、P&O 汽船は、明治28年11月、英国外務省を通じて、駐英公使加藤高明に仲裁を申し入れてきた。明治29年5月に運賃合同計算契約が締結され、2年半に亘った運賃競争は終結した⁽²³⁸⁾。この間の明治26年10月に渋沢は、日本郵船の取締役に就任していた⁽²³⁹⁾。

明治30年に、日本郵船は欧州航路、米国航路、豪州航路を開設した。渋沢は、「茲に至つて昔日一片の理想視され、空想視された私の主張が漸次具体化さるるに到つた⁽²⁴⁰⁾」と述べている。

第2節 鉄道事業

日本鉄道（現東日本旅客鉄道）は明治17年に華族資本を中心として設立された日本で最初の民間鉄道会社である。東京から青森間の営業から始め、東京と京都間、新潟間と順次路線を拡大した。同社は国有地などを政府より無償で借りる代わりに、政府の電信・郵便事業あるいは軍部・警察への協力が求められた。渋沢は設立時より明治37年まで理事委員ないし取締役に就任し、政府と会社との間の協力関係の維持に永年協力した⁽²⁴¹⁾。また、明治31年に公金私消ないし従業員の上乗問題から全理事が辞任した折に、後継者選出のための臨時株主総会の議長も渋沢は務めた⁽²⁴²⁾。

北海道炭礦鉄道は明治22年に政府の補助を受けて設立された会社で、経営陣は官選であった。渋沢は大株主の一人で、明治25年の株主総会では、高島社長の冒頭の挨拶の後、議長を務めた。会社の業績不振から議事は長引き、渋沢が株主を説得して議案を成立させるといふ総会であった⁽²⁴³⁾。その後も会計上の不祥事、あるいは重役が供託株を会社に預

(234) 日本郵船株式会社『七十年史』、45ページ。

(235) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、497ページ。

(236) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、498ページ。

(237) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、501ページ。

(238) 日本郵船株式会社『七十年史』、45ページを参考とした。

(239) 日本郵船株式会社『七十年史』、37ページ。

(240) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、503ページ。

(241) 恩田睦「渋沢栄一の鉄道構想」（『渋沢研究』第24号）、27-28ページを参考とした。

(242) 島田昌和『渋沢栄一の企業者活動の研究』、92-93ページを参考とした。

けず定款に違反したことから、政府補助金を停止されるなど難しい状況が続くが、渋沢は社長に代わって問題の処理を行った⁽²⁴⁴⁾。

九州鉄道株式会社は、明治20年に設立された九州で初めて鉄道を敷設した会社である。明治30年に、渋沢が大株主であった筑豊鉄道株式会社を吸収した。九州鉄道は、三菱、三井などの財閥などの株主の利害が対立する構図を持っていた。渋沢は再三に亘り、株主間の利益調整を図った⁽²⁴⁵⁾。

また明治25年に全国的な鉄道網を整備するための鉄道敷設法が施行されると、帝国議会の諮問機関である鉄道会議の臨時議員に渋沢は任命された。軍部が軍事上の観点から路線を考えるのに対して、渋沢は鉄道の経営が成り立つよう腐心した。そして渋沢は、鉄道により、その地域の産業が発展するように港湾と鉄道を結びつけることを主張し、内陸に敷設しようとした軍関係者を批判した⁽²⁴⁶⁾。渋沢は、自ら重役を務めていた日本鉄道が東北方面への直通急行が一日一本しか走らない状況に不満で、東海道の競争線として中央線を位置づけることで、競争によるサービス向上を図った⁽²⁴⁷⁾。

明治39年に鉄道国有法が公布され、翌年には多くの鉄道が国有化された。渋沢は国有化も一旦はやむを得ないが、民間に任せた方が将来的には発展すると考え、国有化に批判的な立場を取った⁽²⁴⁸⁾。

第8章 新聞事業・製紙事業

第1節 新聞事業

渋沢はパリ滞在中に、はじめて新聞というものを知った。そして、世間のいろいろな小さな出来事や国家レベルの重要な問題まで報道して、皆が知ることができ、非常に重宝なものだと考えるようになった。このことが帰国後に新聞社への関与に繋がったと考えられる⁽²⁴⁹⁾。渋沢は多くの新聞社に関与したが、特に東京日日新聞と中外物価新報に深く関与した⁽²⁵⁰⁾。

東京における最初の日刊紙として⁽²⁵¹⁾、「東京日日新聞は、明治五年（1872年）陰暦二月二十一日、日報社から創刊された。」毎日新聞社は「明治四十四年三月一日から東京日日新聞を経営、昭和十八年一月一日、大阪毎日新聞および東京日日新聞を毎日新聞に統一改題した⁽²⁵²⁾。」渋沢は、明治14年に日報社に出資している⁽²⁵³⁾。そして、明治21年に関直彦氏が社長に就任する際に、方針として、「御用臭を一掃して不偏不党、中正の道を進

(243) 島田昌和『渋沢栄一の企業者活動の研究』、90-91ページを参考とした。

(244) 島田昌和『渋沢栄一の企業者活動の研究』、91ページ及び、恩田睦、34-35ページを参考とした

(245) 島田昌和『渋沢栄一の企業者活動の研究』、95-97ページを参考とした。

(246) 恩田睦「渋沢栄一の鉄道構想」（『渋沢研究』第24号）、38-39ページを参考とした。

(247) 恩田睦「渋沢栄一の鉄道構想」（『渋沢研究』第25号）、5ページを参考とした。

(248) 恩田睦「渋沢栄一の鉄道構想」（『渋沢研究』第25号）、19ページを参考とした。

(249) 渋沢栄一著、守屋淳編訳『現代語訳 渋沢栄一自伝』、137-138ページを参考とした。

(250) 龍門社編纂『青淵先生六十年史』第二巻、700ページは、「青淵先生ノ多少関係ノ新聞紙ハ数多アリ其中ニテ最モ関係ノ深カリシハ東京日々新聞ト中外商業新報是ナリ」としている。中外物価新報の社名は、明治22年1月27日に中外商業新報に変更した。

(251) 社史編纂委員会『毎日新聞七十年』、568ページ。

(252) 社史編纂委員会『毎日新聞七十年』、567ページ。

まんことを宣言」したのに対して、大株主の渋沢が支持したことから、前任社長らも従ったという経緯があった⁽²⁵⁴⁾。その後、渋沢は関社長の時代に同紙に関わっていた⁽²⁵⁵⁾。

つぎに、明治9年7月に創業したばかりの三井物産の益田社長が中心となって、中外物価新報（現在の日本経済新聞社）は創業され、三井物産の建物から、同年12月2日に第一号を発刊した。当初は三井物産を母体として政府からの補助金で運営され、市況などを報じる週刊のタブロイド紙であった。益田社長と渋沢は、大蔵省時代からの旧知の間柄で、新聞発行について相談していた⁽²⁵⁶⁾。渋沢は渡欧の折、ロンドンタイムズ社を見学し感銘を受けていたことから、益田社長の新聞発行を激励していた⁽²⁵⁷⁾。後に渋沢は「中外商業新報の創刊されたのは明治九年頃であるが、其の創刊に就いては益田孝男や福地源一郎氏などが特に尽力されたものであつた。私も実業界に居た関係上、其の創刊に就いては多少の力添えへをしたが、私のは効果があつたかどうか判らないけれども、兎も角さうした因縁から中外商業新報とは縁故がある訳である。」「益田孝さんは、よく気がついて、経済界の発達を期するにはどうしても物価の高低とか、商業取引の経緯とかを知る機関が必要であるといふ事を頻りに主張された。そして私にも此れを相談されたので、予て経済知識の普及が必要である事を痛感して居つた私は、大いに賛成し応分の助力を約した訳であるが、さういふ動機から中外商業新報が生まれたのであつて、所謂経済新聞としては我国最初のものであると思ふ」と述べている⁽²⁵⁸⁾。明治22年に1月に「中外商業新報」に改称した。その際も渋沢は株主の一人として会社を支援した⁽²⁵⁹⁾。

第2節 製紙事業

明治の初め、洋紙の将来的な需要を考え製紙の重要性を考えた人は少なからずいたが、王子製紙社史は「最も進歩的な考えを持ち、且つ之を実現する力をもつていた者は渋沢栄一であつた。渋沢は慶応三年一月（1867年）徳川民部卿の随員として渡欧し、つぶさに海外の工場を視察した結果、日本にも早く製紙工業を興す必要を痛感して、明治五年十一月、他に率先して抄紙会社の設立を出願したのであつた。これが後の王子製紙であつて、渋沢栄一こそその生みの親であつた⁽²⁶⁰⁾」としている。渋沢は「我国に於いて洋紙の製造

(253) 公益財団法人渋沢栄一記念財団『渋沢栄一伝記資料』27巻526ページは、「福地源一郎君のやつて居た東京日々新聞に資金を提供してやることになり、銀行業者側も其発展に力添へしたことがある。私も一万円程出し新聞の発展を望んだ一人である」と述べている。

(254) 社史編纂委員会『毎日新聞七十年』、587ページを参考とした。

(255) 龍門社編纂『青淵先生六十年史』、第二巻700ページは、「明治十四年以来同新聞社資本主ノ一人トナリ後チ関直彦ノ福地ニ代リ主筆タリシトキ先生ハ業務ニ就テモ指図ヲ与ヘタルコトアリ」と記している。

(256) 日本経済新聞社110年史編纂委員会『日本経済新聞社110年史』、31ページは、「渋沢氏は実業界の指導者として多くの事業の創立、経営に関与し、また商法会議所の設立等、欧米の進んだ諸制度をわが国に導入することに努めた時代の先覚者であり、益田氏は事あるごとに意見を聞き、兄事した間柄であつた」と記している。

(257) 日本経済新聞社社史編纂室『日本経済新聞八十年史』、6-7ページを参考とした。

(258) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』下巻、141-142ページ。

(259) 龍門社編纂『青淵先生六十年史』、第二巻701ページは、「明治二十二年一月二十七日中外商業新報ト改称ス先生ハ同新聞ノ出資者ノ一人トシテ同新聞ノ改良ニ力ヲ添ヘタリ而シテ同新聞ノ主幹トナリ其拡張ニ最モ力ヲ施シタルハ木村清四郎ニシテ木村ハ常ニ先生ノ指揮ヲ受ケテ従事シタルモノナリ」と記している。

(260) 成田潔秀『王子製紙社史』第一巻、2ページ。

を始めたのは、明治五六年の頃である。未だ私が大蔵省の役人をして居つた頃の事であるが、其頃迄は西洋紙は総て海外から其の輸入を仰いで居つたのであるが、明治五年頃には大蔵省紙幣寮に於いて公債証書、紙幣、諸印紙などの発行があり、其外に洋紙の需要が漸次盛んになる傾向が顕著なので、主として私が大体の骨組を案じ出し、紙幣寮から三井組、小野組、島田組に勧めて製紙業を始めるやうに尽力した。之が動機となつて明治五年初めて抄紙会社を創立し、英国から製紙機械を購入し事業を始め、「此れが後年の王子製紙会社の濫觴であり、且つ我国に於ける洋紙製造業の嚆矢である」と述べている⁽²⁶¹⁾。

そして渋沢は「明治維新後第一に進むべきものは文運である、此文運が進歩致さねば国家の智識は発達する訳に参らぬ、智識が発達せねば凡ての事業も挙らぬ、故に西洋各国は総て此文運の発達に大層注意をする、扱て其文運の発達は百種のことがござりませうが、之を要するに印刷が便利で夫が且つ速でなければならぬと云ふことは最も関係の多いものである、其印刷が価廉く且つ便利にして速になるのは何かと云へは即ち紙を製する事業興つて大に力あると云ふことは欧羅巴なり亜米利加なり各国に例のあることである、当社は此に見る所があつて始めて此洋紙製造の事業を企て起したのでござります」と述べている⁽²⁶²⁾。即ち渋沢は、明治維新においては文明（文運）を発展させることが大事で、そのためには、印刷は欠かせないもので、廉価な紙を製造することは大事なことであると論じたのである。

渋沢は、明治6年5月に退官すると、明治7年1月に抄紙会社より会社の事務取扱権限の委任を受けた⁽²⁶³⁾。そして渋沢は「明治30年頃迄同会社の経営の衝に當つたが、其の基礎を築き上げる迄には一通りならぬ苦心を要した」と述べている⁽²⁶⁴⁾。王子製紙は明治8年6月に王子工場が完成し、7月から米国人トーマス・ボットムリー技師の下、イギリス製の機械を使い製紙を試みたが、うまく紙ができず2ヶ月しても紙を作ることはできなかった⁽²⁶⁵⁾。渋沢は「隔日位」のペースで工場に行き「米国技師に」、「原料も水も薬品も総て君の注文通りの物を取揃へてある」ので、「結局君の技術が未熟であるからだ」と責めたところ、「『一週間だけお待ち願ひたい。其の期間内に旨く行かなかつたら、会社を放逐されても不服は申さぬ』と言ふので、其後一週間の猶予を与へ」、「困つた事だと思つてゐると、天祐と云はうか、技師の熱心な研究の結果か、兎も角紙が漸く延び出すようになった」と述べている⁽²⁶⁶⁾。明治8年10月に白紙製造に成功したことから、12月16日に開業式を挙行了⁽²⁶⁷⁾。しかし製品の品質は良くならず、「粗悪な品で、苦心して製造し

(261) 龍門社編纂『青淵先生六十年史』、第二巻 561 ページ。DNP 年史センター、27 ページも王子製紙の「母体ともいえる抄紙会社の誕生は、明治維新の元勳井上馨大蔵大輔を補佐する大蔵大丞の要職にあった渋沢栄一が、江戸時代以来の豪商、三井・小野・島田の3組に製紙事業を日本で興すことを呼びかけたことに始まる」と記している。

(262) 渋沢栄一（青淵先生）「青淵先生の祝辞」（『龍門雑誌』78号）、2 ページ。

(263) 渋沢史料館『渋沢栄一と王子製紙株式会社』、73 ページ。

(264) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、562 ページ

(265) 渋沢史料館『渋沢栄一と王子製紙株式会社』、17 ページと成田潔秀『王子製紙社史第一巻』5 ページを参考とした。

(266) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、563-564 ページ。

(267) 成田潔秀『王子製紙社史』第一巻、5 ページと渋沢史料館『渋沢栄一と王子製紙株式会社』、17 ページを参考とした。

ては見たものの値段が安いから、とても算盤が取れる筈がない」状態で、会社は損失を出し続けることとなった。そして、渋沢は、「会社当局者の苦心といふものは、全く想像以上だった」と述べている⁽²⁶⁸⁾。同社の経営は難しい状況が続いたが、渋沢は「欧米先進国に学んで其の長所を採り入れなければならぬ」と考え、「製紙研究の為に会社から人を派して親しく彼の地の状況を視察せしむと共に、実地の研究をなさしめて之れを会社に応用する為め、明治十二年の秋に社員大川平三郎君をアメリカに派遣した」⁽²⁶⁹⁾。

大川平三郎は渋沢の甥で、ボットムリー技師に師事し、熱心に製紙技術を学び、「ボットムリーが任期満了で退職するとき(1877年5月)には、機械の仕組みから運転管理に至るまで、すべて師に勝るレベルに達したといわれるほどになっていた」。大川平三郎は、「その後も研究心の旺盛さは変わらず、1879(明治12)年に会社幹部宛に建白書を提出した。内容は製紙業の経営のあり方から技能技術、原料と製法、製品品質、はては給料に至るまで、製紙業の現状を分析、問題点を指摘したもので、解決法は、アメリカの製紙会社の実情を直接学び取るしか方法はないと断言」するものであった⁽²⁷⁰⁾。研究熱心な大川の進言を後押しする人物も渋沢の周囲にいたが、渋沢は大川の若さ(当時19歳)と英語力に不安を感じ、英語が堪能な三井物産の益田孝に同席を頼み、面接を行った。益田の英語による質問に対して、大川が見事に回答したことから、渋沢は彼を抜擢しアメリカに派遣することを決定した⁽²⁷¹⁾。大川は、明治12年より明治13年10月1日に帰国するまでの一年間、米東海岸のホリヨークの製紙会社で働きながら、技術を吸収し、独自の技術・研究成果を逐次本社に文書で報告していた。そして帰国後、修得した技術を応用して、日本で入手しやすい蘘を原料とする新しい方法を開発しテスト用の新聞用紙を製造することに成功した⁽²⁷²⁾。

明治16年頃になると輸入品との価格競争となり、生産費を下げる必要に迫られたことから、大川は英国で新技术を修得し、帰国後、木材を原料とした製紙に取り組んだ⁽²⁷³⁾。そして王子製紙は新しい装置を使い、製法もいろいろと工夫し生産費を抑え生産力を増す方法の開発に成功し、明治23年静岡県に気田工場を開設した。我国初の木材パルプ工場であった⁽²⁷⁴⁾。

明治26年、株式会社組織となり社名を王子製紙株式会社と変更した。この頃に、新聞・雑誌・書籍の発行が伸びたことから、洋紙の需要が増大した。そのことから需要に応えるため、設備投資を行い三井財閥より迎え入れ、経営の実権は三井財閥が掌握することとなった。後に渋沢は、三井側は「会社を渋沢の経営に任じて置いては駄目だと云ふ意向で自ら経営しようとした。そこで私はそれを一向に差支えないから手を退かふと云ひ、大川にも此事を云ひ含めたが、大川は聞かない。遂に資本者側の三井派と実際仕事をして居る私等の派とが葛藤を生じ、遂に実際派は連袂辞職して仕舞つたのであります」と述べてい

(268) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、564-565 ページ。

(269) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、567-568 ページ。

(270) DNP 年史センター『王子製紙社史 本編』、37 ページ。

(271) 渋沢史料館『渋沢栄一と王子製紙株式会社』、22 ページを参考とした。

(272) DNP 年史センター『王子製紙社史 本編』、38 ページを参考とした。

(273) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、570 ページを参考とした。

(274) DNP 年史センター『王子製紙社史 本編』、39 ページを参考とした。

る⁽²⁷⁵⁾。明治31年、渋沢は取締役会長を辞任した。そして大川の他、大川に育てられた幹部が退社したことから、経営陣の立て直しに藤山銀次郎が当たるが苦勞することとなった⁽²⁷⁶⁾。渋沢は辞任後も経営不振が続いた会社のために奔走し、立て直しに世話を焼いたことから、渋沢が私益よりも公益を優先したことが窺える⁽²⁷⁷⁾。

後年、渋沢はつぎのようなことを述べている。「会社の組織は一つの共和政体のやうなものである。株主は尚国民のやうなものである、選まれて事に当るものは大統領若しくは国務大臣が政治を執るやうなものである、果して然らば其職に居る間は其会社は我が物である、而して其職を離るる時にはそれこそ直さま敝れたる履を捨つるが如き覚悟を持って居らねばならぬのである。故に此会社に立つものは、其会社を真に我ものと思はなければならぬ、又或る場合には全く人の物だと思はなければならぬ」というのである⁽²⁷⁸⁾。正に王子製紙のように、我が子のように育てても株主の意向により、人の物と考えるべきだと渋沢は述べている。

第9章 病院・社会事業・社交・劇場・その他

第1節 病院

渋沢は近代的な病院をフランス滞在中に初めて訪問し、この地では、人命が重んじられ天寿が全うできると考えたようである⁽²⁷⁹⁾。帰国後、渋沢は多くの医療事業に関わったが、欧州滞在の経験もこのことに関与しているように思われる⁽²⁸⁰⁾。

現在の聖路加国際病院は明治7年に英国人医師ヘンリー・フォールズが築地の外国人居留地に、築地病院を建てたのが始まりで、明治35年に米国聖公会の医師ルドルフ・トイスラーが買取り、聖路加病院と改名した。その後トイスラー院長は、同病院を拡張して国際病院にすることを発案した。米国より寄付金、設立委員も来たことから、大正3年7月、大隈重信首相が、国際病院設立計画評議会を開き、首相が会長、渋沢ら3名が副会長に就任した。大正4年3月24日の評議会で、病院の敷地購入手続きは渋沢に任せられた。渋沢は大正8年には、評議会の会長に就任した。新しい敷地は、築地近くの明石町となり、大正12年3月に工事が始まった。同年9月1日の関東大震災の火災で病院の施設は全て消失し、患者は建設中の基礎のコンクリートの上に避難した。大正14年3月18日、明石町に産院建物がようやく完成した。建設費の多くは、米国からの寄付などで賄われたが、渋沢栄一の「力強いバック」を得ることができたとトイスラー院長は述べている⁽²⁸¹⁾。そ

(275) 公益財団法人渋沢栄一記念財団、『渋沢栄一伝記資料』別巻第5603ページ。

(276) DNP年史センター『王子製紙社史 本編』、43ページを参考とした。

(277) 渋沢史料館『渋沢栄一と王子製紙株式会社』、40ページを参考とした。

(278) 渋沢栄一（青淵先生）「渋沢先生の訓言」（『龍門雑誌』第249号）、6ページ。

(279) 渋沢栄一著、大塚武松編『渋沢栄一滞仏日記（航西日記）』、77ページに、「此の地にては病者はかならず病院に就て療養を請じ医療の過ちにて夭折なく其天然の齡を逐るを得せしむといふ是人命を重んずるの道といふべし」と述べている。

(280) 稲松孝思、松下正明『渋沢栄一の第三回パリ万博参加体験と明治前期の福祉・医療事業への関与について（一般口演、一般演題抄録、第41回日本歯科医史学会・第114回日本医史学会合同総会および学術大会）』（『日本歯科医史学会誌』）、195ページは、「渋沢が関与した福祉医療事業は、パリ・ヨーロッパ滞在中の渋沢自身の体験や、人脈が関与する例が多い」としている。

の後も聖路加病院はトイスラー院長の主導で、増築が行われた。昭和3年に新病院建設の募金のため院長が渡米することとなると、渋沢はわざわざ病院を訪問し院長を激励している⁽²⁸²⁾。昭和5年3月28日、病院新館の定礎式が行われた。その際には評議員会代表の渋沢の挨拶が代読された⁽²⁸³⁾。渋沢は晩年まで聖路加病院を応援し続けた。

渋沢は他に、日本結核予防協会副会頭、中央盲人福祉協会会長、籟予防協会会頭、日本赤十字社常議員などを務めた⁽²⁸⁴⁾。

第2節 社会事業

渋沢が終生力を注いだ事業に社会福祉事業がある。航西日記に、仏皇帝がロシア皇帝のために開催した競馬を観戦した折に、「仏帝と魯帝と十萬フランクづゝの賭ものせしが魯帝の方勝たりしかば其十萬フランクを以て魯帝より直に巴里貧院に寄付せし」というエピソードが書かれている⁽²⁸⁵⁾。この経験が帰国後の社会福祉事業のきっかけの一つになったのかもしれない⁽²⁸⁶⁾。またフランスでは福祉が進んでいて慈善活動も盛んに行われていたことから、渋沢の福祉に対する基本的な考え方が形成されたように思える⁽²⁸⁷⁾。

渋沢は、晩年に慈善事業について次のように語っている。「慈善事業に金を費す事を以て一種の道楽とて居る位である。併し之れは自分一人でいくら心配しても出来るものではなく、是非とも世間一般の有志に向つて助力を乞はなければ」ならないと思っている。

(281) 聖路加国際病院八十年史編纂委員会『聖路加国際病院八十年史』、13-17ページ、公益財団法人渋沢栄一記念財団、『渋沢栄一伝記資料』36巻165-168ページを参考とした。

(282) 聖路加国際病院八十年史編纂委員会『聖路加国際病院八十年史』、19ページは、「出発の前日、評議員渋沢栄一子爵がトイスラー院長を病院に訪ね『私は衷心からあなたの使命の成功を祈ります』と、送別の挨拶と激励の言葉を贈った。トイスラーと88歳の老子爵は熱意を面に現わして堅い握手を交わした。トイスラー院長は4月、米国聖公会の全米使徒委員会に出席した。この時、265万6500ドル募金が承認されたことを知った」と記している。

(283) 聖路加国際病院八十年史編纂委員会『聖路加国際病院八十年史』、20ページは、「松井主教の祝辞をもって祭事を終る。ここで、マキム主教の説教、評議員会代表渋沢子爵の挨拶(坂谷男爵代読)があり、ウッド博士、米国大使の祝辞があった」と記している。

(284) 公益財団法人渋沢栄一記念財団編『渋沢栄一を知る事典』、86ページ。

(285) 渋沢栄一(青淵)、杉浦靄人、『航西日記』66ページ。

(286) 島田昌和『渋沢栄一 社会企業家の先駆者』、27ページも、「競馬競技会でロシア皇帝が得た賞金10万フランをバリの『貧院』にそのまま寄付したことが、「渋沢の後年の社会事業支援のきっかけとなったかもしれない」と記している。

(287) 大谷まこと『渋沢栄一の福祉思想』、60-61ページは、渋沢は「パリ万国博覧会に参加し、さらに各国を歴訪した時、経済力はもとより科学技術、社会の諸システム等において、欧米先進国が日本よりも遥かに進んでいることに驚かされた。」「福祉が進んでいること、裕福な階級の婦人たちが率先して慈善活動を行い多額の寄附を集めていることも新鮮な驚きであった。」「渋沢が具体的な形をともなって社会事業というものをイメージできるようになったのもこのヨーロッパ滞在中のことであった。この時の体験を原点として、先進諸国に学ぶ姿勢を生涯持ち続けながら、その後日本の社会事業において新しい試みを次々と展開していくこととなる」としている。また渋沢が東京養育院の院長を永く務めたのは、フランスでの経験が影響しているようで、一番ヶ瀬康子「講演 渋沢栄一と日本の社会福祉」(『青淵』631号)、27ページは、渋沢「先生は幕臣としてフランスに随行して、「フランスの社会事業などを見ておられ、「東京養育院の設計図などにも、フランスの慈善施設のあり方、社会事業のあり方がよくあらわれておりまして、若い時期に見た欧州の社会事業の影響は、確かにあったと思います」と述べている。

「外国の実際を見るに先進各国は孰れも驚く可き程多くの力を此の方面に用ゐて居り、中には死後の財産を残らず慈善事業に寄付するなど遺言する者もある位で」、⁽²⁸⁸⁾「丁度私が維新の前に徳川民部公子に随行してフランスに留学して居つた当時の事であるが、或日パリー居住の陸軍将官の夫人の名で書面が参り、『今年の冬は余程寒い様であるから、パリー市街の貧民を暖かにしてやりたいと思ふ。就いては来る何日に某所に来て是非何か買つて下さい』といふ依頼が書いてあつた。」「初めて慈善市といふ事の性質が解り、成程之れは博愛濟衆の趣旨に適うて良い事であると感心した様な次第であつた。其後も彼地では度々寄付を勧誘して来たので、其の度毎に民部公子は之れに応ぜられたが、私は其の当時日本に帰つたならば、是非とも斯う云ふ様な習慣を作りたいものと思つたのである。明治元年にフランスから帰朝してからは、私の身の上には色々な変遷があつたが、明治六年役人を廃めて民間に下ると間もなく、養育院の事を世話する事となつた」というのである⁽²⁸⁸⁾。また慈善事業について否定的な意見に対して、渋沢は「慈善といふ事は結構な事で、決して悪い事では無いと私は信ずる。」「宗教上の見地からではなく、社会上から見ての事である。従来、社会上から慈善と云う事には大分反対の議論が行はれてゐる。それは不幸の者に対して恵み与へるといふ事は」、「兎角人間を懈怠に導き易い。」「成程此論も無理で無い様にも思はれる。」しかし「人間は本来平等の者である。然るに一方は飽食暖衣して猶余りあるのに、一方は飢餓に瀕して苦悩を訴へて居る。此の場合にも他人は他人で、吾は吾であると云うて、少しも惻隱の心を起さなくとも可いものであらうか。私は矢張り社会政策の上から云うても、貧窮の爲めに漸く不良の心を助長して社会に害悪を及ぼす様な人々を、慈善事業に依つて之れを未然に防止する時は、他日斧を用ゐなければならぬ者も嫩葉のうちに摘み取つてしまふ事が出来ると思ふ」と述べている⁽²⁸⁹⁾。

渋沢は生涯において、600ほどの社会福祉・教育事業の育成に関与した⁽²⁹⁰⁾。その代表的な活動として、東京養育院への関与を挙げることができる⁽²⁹¹⁾。

養育院は、老中松平定信が飢饉や貧民救済のために積み立てさせた七分金という資金で運営された教育所と養生所に由来している。これらの施設は幕府の瓦解によりなくなっていたが、七分金は江戸市民の共有金として残り、窮民救済資金として明治政府の營繕會議所（後の東京會議所）に引き継がれた。この資金で三田と麴町に教育所を設けた⁽²⁹²⁾。また「明治三年に露国の皇族が日本に来遊されるに就いて、東京市中に乞食が多くて困るから、之等の乞食を処分しなければいけないと云ふので」、「共有金から費用を出して一時を糊塗した」。貧民、身障者、老人・幼児を上野に建物を購入して収容し、東京府養育院と命名された⁽²⁹³⁾。

東京養育院は明治5年東京の諸環境を整備するために東京會議所が発足し、明治6年に

(288) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、465-469 ページ。

(289) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、466-468 ページ。

(290) 石井里枝、63 ページを参考とした。

(291) 渋沢著、守屋編訳『現代語訳 渋沢栄一自伝』、269-280 ページ及び、島田昌和『渋沢栄一 社会企業家の先駆者』、181-186 ページを参考とした。

(292) 大谷まこと『渋沢栄一の福祉思想』、129-130 ページと渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、450 ページを参考とした。

(293) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、450-451 ページを参考とした。

渋沢は取締りに就任した。この会議所の事業の一つとして病人・貧民救護のため東京養育院があった⁽²⁹⁴⁾。渋沢は明治9年5月11日に東京養育院事務長(事実上のトップ)に就任したが、これが渋沢の福祉活動の開始であると考えられている⁽²⁹⁵⁾。

明治9年から12年の間、東京府の直轄事業であったが、経費は依然として共有金から支出されていた。そして明治12年より18年まで地方税で賄われるようになった⁽²⁹⁶⁾。この間、度々養育院を廃止するとの意見が出て、明治16年には府議会で廃止の決議がなされた。すると渋沢は「早速芳川知事を訪問して、『東京府会は実に無情である。先に商法講習所の廃校を決議し、今復引続いて養育院を廃止すると云うのは、余りに残酷な処置ではなからうか?』」と論じたが、「全然府廳の手を離れて経営するに就いては、基金の準備が先決問題であるから、此点に就いては私共も大いに苦心した」と述べている⁽²⁹⁷⁾。そして養育院の費用は東京会議所の所有地の売却代金を渋沢が頭取であった第一銀行に年6分で預金し、その金利収入で賄われるようになった⁽²⁹⁸⁾。この制度は、寛政年間に地主と幕府の資金を飢餓・困窮に備えて運用した七分積金に由来している⁽²⁹⁹⁾。渋沢は、この方式を他の社会事業にも利用し⁽³⁰⁰⁾、健全な経営を行った⁽³⁰¹⁾。

渋沢は養育院を生涯に亘り58年院長を務めた⁽³⁰²⁾。そして渋沢は、正に養育院を「自ら手塩に掛けて育てた」⁽³⁰³⁾と述べているように、親身になって直接養育院の運営にあたった。渋沢は、特に子供の教育には工夫を凝らし、子供に「家族的の親しみと楽しみとを分けさせるのが最も肝腎であると」考え、「書記の一人に云はば親父の役をする様に注意させ、毎日煎餅や薩摩芋等を其の書記の手から与へて、次第に子供等と接近させる様にし、時には是等の子供の遊び相手になつて親しみを増させる様にしたのである。此の方法を実行して見ると仲々成績が良く、今迄沈みがちであつた気持ちも直り、教育の方も以前よりは余程良くなつて来た」と述べている⁽³⁰⁴⁾。

(294) 島田昌和『渋沢栄一 社会企業家の先駆者』, 182-183 ページを参考とした。

(295) 大谷まこと『渋沢栄一の福祉思想』, 128 ページを参考とした。

(296) 龍門社編纂『青淵先生六十年史』, 第二巻 494 ページは、「創立より明治十一年マテハ共有金ヲ以テ支弁シ十二年ヨリ十八年マテハ地方税ヲ以テ支弁シ、十八年七月一日ヨリ独立スル」と記している。

(297) 龍門社編纂『青淵先生六十年史』, 第二巻 456 ページ。

(298) 島田昌和『渋沢栄一 社会企業家の先駆者』, 183 ページを参考とした。

(299) 山名敦子「明治期の東京養育院—『公設』の原型をめぐる」(『渋沢研究』第4号), 4 ページ, および島田昌和『渋沢栄一 社会企業家の先駆者』, 183 ページを参考とした。

(300) 島田昌和『渋沢栄一 社会企業家の先駆者』, 183 ページを参考とした。

(301) 木村昌人「渋沢栄一研究のグローバル化—合本主義・『論語と算盤』」(『渋沢研究』第27号), 76 ページは、「渋沢は、フィランソロピー活動に対しても健全経営を強く求め、東京養育院、二松学舎など自らも組織の代表となり、寄付集めと経営を行った」と記している。

(302) 渋沢栄一著、守屋淳編訳『現代語訳 渋沢栄一自伝』, 270 ページ

(303) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻, 449 ページは、「私は其の創立後間もなく此の事業に関係し、今日に至るまで引続き院長の職を汚して居る。固より私は至つて微力ではあるけれども、自ら手塩に掛けて育てただけに、今日の盛大なる状態を見るにつけても、其間に於ける曲折波瀾が徐ろに思ひだされる」としている。

(304) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻, 453-454 ページ。

第3節 社交

渋沢は、日本を立つ際にフランス文化は何でも勉強しようと考え、その中には社交も含まれていた⁽³⁰⁵⁾。渋沢は帰国後、社交を目的に東京商工会議所、日本工業倶楽部などの設立に関わった。渋沢は、社交により企業間の情報交換が行われることが、民間企業の発展に繋がると考え、これらの組織に関わる仕事を熱心に行っている。特に、東京商工会議所については、前身の東京商法会議所、東京商工会を含め、会頭を永年務めるなど発展に尽力した⁽³⁰⁶⁾。

前身の市民組織としては、江戸時代に、江戸市民の共有財産を基礎としていた江戸町会所という制度があった。その後身として、明治5年に東京営繕会議所という市民の自治組織ができ、市中の道路・橋の補修、養育院、共同墓地の管理などを行った。この組織は直ぐに名称を東京会議所と変更し、渋沢は明治8年に委員に、9年に会頭となるが、明治10年に全ての業務を東京府に引き継いだことから、東京会議所は解散となった⁽³⁰⁷⁾。

しかし、東京会議所がなくなると、「一般商工業の利害に関係ある事柄に対しては、其の利害得失を諮問する事が出来ない⁽³⁰⁸⁾」こととなった。「従来の東京会議所の議員は何れも東京府下に於ける名士紳商であつたから、従つて世間でも之れを重く見て居り、府知事も商工業に関する事は総て会議所に諮問し、会議所は民間の実状に基いて意見を開陳して居つたので、府知事の爲めには最も必要なる顧問の役目をして居つた」。また「実業家としてもお互ひの聯絡を図り、商工業の発展に資する上に、於いて、有力な団体の無いのは実に心細い次第⁽³⁰⁹⁾」という状態となった。民間の商工業者が産業発展のための議論を行ったり、政府に各種事案の諮問をしたりすることができる組織の存在の必要性が感じられるようになった。そのことから、渋沢が工部卿の伊藤博文、大蔵卿の大隈重信に相談したところ、「工部卿、大蔵卿等が先きに立つて誘導される事となつたので⁽³¹⁰⁾」、東京商法会議所の設立が明治11年2月に認可された。

この設立が促進された背景には、不平等条約の改正のための世論の形成と殖産興業の促進の二つが上げられる⁽³¹¹⁾。条約改正の交渉にあたり、日本政府が世論の反対を理由としたことに対して、英国公使パークスは、日本には商工業者の世論を形成するための代表機関が存在していないことから、日本政府の主張を否定した。条約改正のために、商法会議所の存在が政府としても必要であった⁽³¹²⁾。また当時の日本は、殖産興業による富国強兵

(305) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、172ページに、後年渋沢は、「フランスの土を踏むと同時に進歩せる文化を研究する事に意を注いだのであつた。殊に政事、軍事、経済、社交を目的として熱心に勉強する決心であつた」と述べている。

(306) 東京商工会議所百年史編纂委員会『東京商工会議所百年史』、21ページは、「わが国の商工会議所が今日あるのは、渋沢が献身努力、企画よろしきを得て、その基礎を築いたことによるといっても過言ではなからう」と記している。

(307) 東京商工会議所百年史編纂委員会『東京商工会議所百年史』、18ページと渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、416-418ページを参考とした。

(308) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、420ページ。

(309) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、420-421ページ。

(310) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、422ページ。

(311) 東京商工会議所百年史編纂委員会『東京商工会議所百年史』、36ページ。

(312) 東京商工会議所百年史編纂委員会『東京商工会議所百年史』、31ページ。

策が急務とされ、そのための貿易の伸展に商法会議所が必要と考えられた⁽³¹³⁾。さらに、渋沢は官と民は対等であるべきで、そのためには業界団体を超えた意見交換の場所としての会議所の存在が必要と考えた⁽³¹⁴⁾。東京商法会議所が設立されると渋沢は会頭となり、「委員も当時の民間実業界に於ける一流の人々のみであつたから、頗る有力な商工団体となり他方に於いては政府当局の商工業方面に関する有力な諮問機関たるの実績を挙げるに至つた⁽³¹⁵⁾」。「東京商工会議所の歴史は、東京商法会議所の誕生から始まるとされている⁽³¹⁶⁾」。

その後、商法会議所は各地に設立され、明治13年には、全国に28か所、明治14年には34か所に達した⁽³¹⁷⁾。ところが、「政府が推進しようとする産業保護体制と、自由主義、任意組織の会議所体制との間の矛盾は免れなかった⁽³¹⁸⁾」。明治14年に農商工諮問会規則が公布されると、商法会議所の存続は規則に抵触することとなり、さらに商法会議所が受けていた補助金も廃止され、商法会議所は活動できない状況となった⁽³¹⁹⁾。農商工諮問会というような「機関を商法会議所とは全く別個に設立しようとした政府の計画は、商法会議所の存在を無視した措置であるとして、多くの紛糾と論争を捲きこした⁽³²⁰⁾」。その結果、政府も妥協し明治16年5月、農商工諮問会規則は廃止され、商法会議所は商工会に改編され、東京商法会議所は解散し、新たに東京商工会が設立された。「名称は変つたけれども實質に於いては一旦有名無実となつた商法会議所が復活するに到つたのである⁽³²¹⁾」。同年11月、東京商工会の創立総会において、渋沢は、会頭に選出された⁽³²²⁾。新たに設立された東京商工会は、「今や重だつた商工同業組合とその組合員および有力な会社を網羅して、真に商工業社を代表する公認の団体となった。」そして「東京商工会の活動分野は、もっぱら意見活動であり、しかも諸官庁を対象にしたものが断然多かつた⁽³²³⁾」。東京商工会は、明治23年まで存続し、「其間に於いて商工会自身も相当活動したが、時勢は刻々に進んで東京商工会の如き組織を以てしては、漸次時勢の要求に応ずる事が出来ないやうになつた。何うしても欧米諸国に於ける商業会議所と同一の機能を有し、同様の地位を築き上げるやうにしなければならぬ様になつて来た⁽³²⁴⁾」。

明治23年9月、商業会議所条例が公布され、翌年1月に東京商業会議所は設立認可され、東京商工会の全ての業務が継承された。同年7月の臨時会議において、渋沢は会頭に選出された⁽³²⁵⁾。

(313) 東京商工会議所百年史編纂委員会『東京商工会議所百年史』、36-38ページ。

(314) 渋沢史料館『商人の輿論をつくる!』、44ページと渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、420-423ページを参考とした。

(315) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、421ページ。

(316) 東京商工会議所百年史編纂委員会『東京商工会議所百年史』、9ページ。

(317) 東京商工会議所百年史編纂委員会『東京商工会議所百年史』、49ページ。

(318) 東京商工会議所百年史編纂委員会『東京商工会議所百年史』、50ページ。

(319) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、423ページは、「折角発達しつつある商法会議所が挫折したのであるから、私に取つては遺憾此上もなかつたのである」としている。

(320) 東京商工会議所百年史編纂委員会『東京商工会議所百年史』、50ページ。

(321) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、424ページ。

(322) 東京商工会議所百年史編纂委員会『東京商工会議所百年史』、51ページ。

(323) 東京商工会議所百年史編纂委員会『東京商工会議所百年史』、51ページ。

(324) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻、425ページ。

渋沢は、東商や各地の商業会議所を通じて、多くの活動を行っている。その主な内容として、以下の5つを挙げることができる⁽³²⁶⁾。

- ① 横浜で日本人の商人が生糸を扱うことができるように外国業者に対抗したこと。
- ② 日清・日露戦争後、戦時経済を通常経済に戻すための建議を政府に行ったこと。
- ③ 日露戦争後に、6大都市の商業会議所代表からなる渡米実業団を組織し、米主要都市を訪問したこと。
- ④ 東北振興のために東京と東北地方の地域経済界の異業種交流を促進したこと。
- ⑤ 関東大震災からの復興のため内外の商業会議所のネットワークを活用して、募金・救援活動を行ったこと。

第4節 劇場

渋沢は使節の随員として、パリ滞在中に、オペラを鑑賞して、舞台の仕掛けなどが良くて感心した⁽³²⁷⁾。パリでの観劇の強い印象が渋沢に劇場創設を強く促したと言える⁽³²⁸⁾。しかし劇場建設の関心は明治8年頃より留学帰国者を中心に高まっていたが社会的な理解は得られない状況であった。明治19年に演劇改良会の設立を伊藤博文の婿・末松謙澄が主唱し、井上馨らの実力者が発起人、渋沢栄一などが支援者となってなされた。そして、1. 写実的な演劇、2. 脚本を学識者や作家に作らせ品位のあるものとする、3. 上流階級の観劇に相応しい劇場を建設することを提唱した。しかし経済情勢の悪化、急速な欧化政策に異を唱える風潮の台頭などにより計画はなかなか実現しなかった。明治22年には歌舞伎座が開場した。しかし国賓に歌舞伎などを見せるには設備において、まだ不十分な状態であった。外国では、国賓を待遇するのはまず観兵式と観劇という時代であった。ようやく明治39年10月18日に帝国劇場株式会社の発起人総会が実業家31人により開かれ、渋沢が創立委員長となった。翌40年2月に資本金120万円にて設立手続きが行われ、取締役会長に渋沢栄一、専務取締役に西野恵之助、取締役に大倉喜八郎、福沢桃介らが就任した。劇場の建設場所としては皇居前の丸の内の一画を三菱合資会社より借り受けた。外装はフランス風ルネッサンス様式とし、他の劇場にはない貴賓席を設置し、外国からの貴賓を接遇できるものとした⁽³²⁹⁾。明治43年2月26日、株主総会にて、渋沢栄一は取締役にも再選され取締役会長に再度就任した。そして明治44年3月1日、華々し

(325) 東京商工会議所百年史編纂委員会『東京商工会議所百年史』、58ページ

(326) 渋沢史料館『商人の輿論をつくる！』、44-45ページを参考とした。

(327) 渋沢栄一（青淵）、杉浦靄人、『航西日記』、51-52ページに、渋沢は「舞台の景象瓦斯灯五色の瑠璃に反射せしめて光彩を取るを自在にし又舞妓の容輝後光或は雨色月光陰晴明暗をなす須臾の変化其自在なる真に迫り観するに堪たり」と記している。

(328) 公益財団法人渋沢栄一記念財団、『渋沢栄一伝記資料』25巻364ページは、後年渋沢が「『グランドオペラ』は其頃は建築中であつたが立派に出来上つて世界の大劇場として興行して居ります、私共は其オペラを一夕見ました、是は政府が所持して居る政府の興行のオペラである、何れの国都にも此位立派の場所はなからうと思ひます、音楽・演芸等のことは私共には解りませぬが如何にも欧羅巴の粹を集めた興行でありまして、舞台の設備、又は運動場・休息所等迄も取設けられて実に能く行届いて居ります、其劇場の構造といふものは莫大の資本を以て作られて殆んど有ると有らゆる風流美麗を極めて居ると申して宜い、それで仏蘭西人は自ら称して巴里は世界の中央庭園であるといふて自ら誇つて居ります」と述べたと記している。

(329) 『帝国劇場100年のあゆみ』編纂委員会編、26-27ページを参考とした。

い開場式を行った。式場において、渋沢は次のような式辞を述べている。「維新以降事物の進歩著しきが中に、演劇も其間名優の輩出するありて多少の進歩はなしたれども、全体に亘りては未だ欧州の夫れ程には発達せざりき、之を完成せんとするのは吾人の希望にして、今日此劇場の設立を企てたるは即ち其第一歩なり」、「大方諸氏の直接間接に援助せられたるに因って此設立を見るに至りたる事は深く感謝の至りに堪へず、茲に会社を代表して」述べた⁽³³⁰⁾。渋沢が、日本にも欧州の様な立派な劇場の建設を永年希望していたことが、この式辞によく表れている。後年、渋沢は帝国ホテルと共に帝国劇場は外国の貴賓が訪日した際に必要であると思ったのと演劇の改良の道を講じたいと思ったためであると述べている⁽³³¹⁾。帝劇の開場は欧米の劇場にひけをとらないもので、明治の文明開化の象徴的な出来事で日本の演劇・興行制度史上において、一大エポックであった。渋沢は、すでに71歳となっていて、数年前までに多くの役職を辞して、この時には帝劇の会長と第一銀行の頭取など限られた役職を残すのみであったことから、近代劇場の創設に渋沢が並々ならぬ力を最後まで注いでいたと言える⁽³³²⁾。

第5節 その他（洋行したことが間接的に影響したもの）

上記の他にも、渋沢が興した事業の中には、例えば富岡製糸工場のように、フランスから機械を導入するなどフランスと関係が深い事業がある。しかし製糸は日本の外貨獲得のために始めたもので、渋沢の洋行との関係は間接的と言えよう⁽³³³⁾。あるいは東京の田園調布などの都市開発事業のように、後に明治期になってから欧米を訪問した際に得た知識などからヒントを得たような事業もある⁽³³⁴⁾。本稿においては、飽くまで徳川昭武の随行員として洋行した時に得た経験を日本で実践したことが史料などから判明したもののみを取り上げている。

第2部 「小括」

渋沢栄一は明治元年にフランスより帰国し、数年間大蔵省に席を置いた後、民間人となり多くの企業の設立に関与した。渋沢が帰国後に日本で実施した施策・事業などは欧州滞在中に得た知識ないし経験に基づくものが少なくないことが確認された。具体的には、フ

(330) 公益財団法人渋沢栄一記念財団、『渋沢栄一伝記資料』47巻384ページを参考とした。

(331) 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』下巻、46ページは、「今の帝国劇場を創立するのに、私が多少骨を折るに至つたのは私が芸事を解するからでもあるが其の趣意とする所は帝国ホテルを設立するに尽力したのと同一で、外国貴賓の来朝せられた際に、其の観覧を仰ぐべき演芸の場所がないから、之れを利用し得られる建物を一つ設けて置きたいと思つたのと、又一には之れによつて演劇改良の道を講じたいと思つたからである」と記している。

(332) 嶺隆『帝国劇場開幕』、32ページを参考とした。

(333) 公益財団法人渋沢栄一記念財団、『渋沢栄一伝記資料』2巻516-520ページを参考とした。

(334) 公益財団法人渋沢栄一記念財団、『渋沢栄一伝記資料』53巻370ページは、「三度目の欧米視察を終へて帰朝した子爵（渋沢栄一：筆者注）は『東京』が只乱雑に膨張して行くばかりで、其処に系統も調和も無いのをまざまざと見出すと凝然とはして居られなかつた、子爵が田園都市の計画を思ひ立つのは此の時である」と記している。また藤田、7ページ「渋沢栄一はイギリスの田園都市に関心をもった。この明治財界の大立者の指導のもとに、現在、高級住宅地の代名詞のように語られる田園調布をはじめとする多くの住宅地が建設される」と記している。

ランスで官と民が対等の関係であることを知り、それを実践するために民間の会社は合本主義で自らリスクを取って競争力を付けるべきと主張した。また渋沢はパリ万博会場で、貨幣・度量衡は国家にとって重要なものと知ったことから、それらの整備に努めた。

渋沢は渡欧の途中、スエズにて大規模な工事が行われているのを見て、組織で事業を興し国力を増強すべきで、そのためには合本主義で、商工業者の地位を高めるべきと考えた。渋沢が商工業者を重視している点、渋沢がフランスで万博などを通して間接的に接したサン＝シモン主義の考えと共通する点がある。スエズを運河建設したレセップスもサン＝シモン信奉者で、渋沢は洋行時に、サン＝シモン主義と多くの接点を持って、間接的に影響を受けたものと考えられる。渋沢は人を資本と同様に国家の資源と考え、その資源である個人を組織化するのが合本組織であると考えた。商工業者の位置を上げるべきという考えは、渋沢の立場・経験によるもので、論語からの発想ではない。経営の指針ないし拠り所として論語を考えたというのである。渋沢が言う組織とは株式会社などを指すが、「合本法」とは、単に株式会社を作るテクニックではなく、欧米流の会社組織に渋沢が論語を指針として倫理観・公共性を加味した独自のものと考えることができる。渋沢は一貫して、会社の関係者の利害を調整し、会社の存続を重視し、株主のために利益を求めているが、会社に非社会的な行動を慎むことを常に求めた。渋沢の考え方は同じ日本の財界にあって財閥を形成した岩崎弥太郎とは、渋沢が常に公共性を重視していた点において異なっていた。

渋沢は、フランスにおいて、銀行の重要性などについてもいろいろとフランス人から学ぶことができた。渋沢は、合本制度を日本で実現するためには銀行制度の導入が大事であることを洋行で学んだと思える。そして、渋沢は日本の産業を発展させるため社会の「動脈の働きをなすべきものは即ち金融機関であつて、先づ以て此の方面の発達を計らなければ」ならないと考えた。民間人となって始めに力を入れたのは、まず第一国立銀行の設立であった。渋沢の事業活動は第一銀行を中心に行われ、渋沢は、「銀行自身の利益よりも寧ろ日本全体の経済の事を先きに考へるといふ態度であつた。即ち日本の実業を振興せしむる為めに、銀行を全国的に活用せしめるやうにしなければならぬと信じた」と述べている。また渋沢は証券の保管制度についてフランスで勉強したことから、渋沢は倉庫業の重要性を良く認識していて、日本でも倉庫業が必要になったと判断して、明治30年に渋沢倉庫を設立した。

また渋沢は、渡欧が決まった際に、船舶、器械とかいうことはとうてい外国に叶わないから、何でもあちらの好いものは取りたいと考えた。そして帰国後、非財閥系の重工業を発展させる観点から後の東京石川島造船所、東京製綱、日本鋼管などの非財閥系の造船、鉄鋼メーカーに深く関与した。特に東京石川島造船所については、直接経営に携わった。渋沢は近代産業を発展させるには、「合本組織」によって経営を行うべきと考えた。明治26年個人会社から株式会社組織に変更され、社名が株式会社東京石川島造船所となると渋沢は取締役会長に就任した。明治27年に渋沢会長は大型船の建造・修理を目的としたドックを新しく浦賀に建造した。しかし、浦賀船渠との過当競争などから赤字経営が続き、明治35年5月に石川島より浦賀の工場全部が浦賀船渠の新規発行の株式90万円と現金10万円で譲渡された。石川島が浦賀で行った大型投資は非財閥系の造船会社を育成するという渋沢の意志が働いたものであったが、私企業の投資としては失敗という結果であった。

渋沢は渡欧の際に、船や汽車に乗り強く心を動かされ、交通機関の発達が国家発展の基礎となることをよく理解したようである。明治7-8年頃より海運事業は三菱の独占状態となっていたころから、渋沢は、明治13年に、三菱の独占を阻止するために、三井物産社長の益田孝と図って東京風帆船会社を設立した。そして明治15年東京風帆船会社、北海道運輸会社、越中風帆船会社の三社を渋沢が「発起人の一人として奔走し」設立された共同運輸会社が吸収した。すると岩崎（三菱）は渋沢の動きを阻止しようと向島の料亭で渋沢に合本組織の考え方を見直すように説得を試みるなどして、正に渋沢合本組織対岩崎個人経営の対立の構図となり、双方、共倒れとなりかねないような激しい競争となった。政府が中に入って、両社の合併の検討が重ねられ、明治18年、両社は合併し新会社を日本郵船と命名し設立がなされた。明治26年10月に渋沢は、日本郵船の取締役就任した。そして、明治30年に、日本郵船は欧州航路、米国航路、豪州航路を開設した際に、渋沢は、「茲に至つて昔日一片の理想視され、空想視された私の主張が漸次具体化さるるに到つた」と述べている。

渋沢は、鉄道業に関しては、日本鉄道（現東日本旅客鉄道）の株主総会の議長を務め、北海道炭礦鉄道、九州鉄道についても関係者の利害調整を図るなどの尽力を行った。

渋沢はパリ滞在中に、はじめて新聞というものを知った。渋沢は、新聞について、世間の出来事や国家レベルの重要な問題まで報道して、皆が知ることができ、非常に重宝なものだと考えるようになった。これが帰国後に新聞社（後の毎日新聞、日本経済新聞）への関与に繋がったと考えられる。

渋沢は、洋紙の将来的な需要を考え製紙の重要性を気付いていた。そして渋沢は王子製紙に深く関与し、同社の社史には、「渋沢は慶応三年一月（1867年）徳川民部卿の随員として渡欧し」、「日本にも早く製紙工業を興す必要を痛感して、明治五年十一月、他に率先して抄紙会社の設立を出願したのであつた。これが後の王子製紙であつて、渋沢栄一こそその生みの親であつた」と記されている。渋沢は、明治6年に事務取扱権限の委任を受け、明治30年まで、会社の経営に直接あたった。そして、明治31年に会長を辞任した後も、渋沢は経営不振が続いた会社のために奔走し、立て直しに世話を焼いたことから、渋沢が私益よりも公益を優先したことが窺える。

渋沢は近代的な病院をフランス滞在中に初めて訪問し、この地では、人命が重んじられ天寿が全うできると考えたようである。帰国後、渋沢は多くの医療事業に関わったが、欧州滞在の経験もこのことに関与しているように思われる。例えば、渋沢は晩年まで聖路加病院を応援し続けた。あるいは、渋沢は他に、日本結核予防協会副会頭、中央盲人福祉協会会長、籓予防協会会頭、日本赤十字社常議員などを務めた。

渋沢が終生力を注いだ事業に社会福祉事業がある。渋沢は、晩年に慈善事業について次のように語っている。フランスから「日本に帰つたならば、是非とも斯う云ふ様な習慣を作りたいものと思つたのである。明治元年にフランスから帰朝してからは、私の身の上には色々な変遷があつたが、明治六年役人を廃めて民間に下ると間もなく、養育院の事を世話する事となつた」というのである。渋沢は生涯において、600ほどの社会福祉・教育事業の育成に関与した。その代表的な活動として、東京養育院への関与を挙げることができる。渋沢は養育院を生涯に亘り58年院長を務めた。そして渋沢は、正に養育院を「自ら手塩に掛けて育てた」と述べているように、親身になって直接養育院の運営にあたった。

渋沢は、日本を立つ際にフランス文化は何でも勉強しようと考え、その中には社交も含まれていた。渋沢は帰国後、社交を目的に東京商工会議所、日本工業倶楽部などの設立に関わった。渋沢は、社交により企業間の情報交換が行われることが、民間企業の発展に繋がると考え、これらの組織に関わる仕事を熱心に行っている。

渋沢は、パリ滞在中に、オペラを鑑賞して、舞台の仕掛けなどに驚き、日本にもあれば良いと考えた。パリでの観劇の強い印象が渋沢に劇場創設を強く促したと言える。明治39年10月18日に帝国劇場株式会社の発起人総会が実業家31人により開かれ、渋沢が創立委員長となった。翌40年2月に設立手続きが行われ、取締役会長に渋沢栄一が選ばれた。そして明治44年3月1日、華々しい開場式を行った。この時、渋沢は、すでに71歳となっていて、残っている役職は、帝劇の会長と第一銀行の頭取など限られたものを残すのみで、近代劇場の創設に渋沢が並々ならぬ力を最後まで注いでいた。

これらの他にも、渋沢が興した事業の中には、例えば富岡製糸工場のように、フランスから機械を導入するなどフランスと関係が深い事業がある。しかし、本稿においては、飽くまで徳川昭武の随員として洋行した時に得た経験を日本で実践したことが史料などから判明したもののみを取り上げたのである。

〈結論〉

明治期に多くの事業の設立に多大な貢献をなした渋沢栄一は、27歳の時に徳川昭武の随員として洋行した。この経験がとても良い経験になったと、渋沢は後に述べている。筆者はたまたま、渋沢と同年齢の時期にスペインなどに留学し、筆者は生涯に亘るような強い影響を受けたように感じている。渋沢と筆者では、日本の産業の発展状況も諸環境も大きく異なるが、27歳という年齢は社会やビジネスを多少理解した時期で、この時期に留学することは、日本と外国の違いが良く見え、いろいろと外国の社会から強い印象を受ける。この点においては、渋沢と筆者には共通したものがあるように思える。そのことから、渋沢の洋行は彼の生涯に強い影響を与えたはずだと考え、本稿において検証してみた。

そして、渋沢が洋行で得た知識、特に滞在したパリや見学した万博にて得た知識・経験がどのようなものであったかを検証した。パリに向け横浜を出発した渋沢は、初めてフランス文化に接するが、バターやコーヒーなどをおいしいと感ずるなど西洋文明に対して高い順応性を示した。そして渋沢は西洋文明を理解するために外国語が重要と考えて、フランス語の勉強を始めた。最初の寄港地である上海で、ガスや電信に接し、渋沢は早くも西洋人の科学知識が進んでいることに気が付いた。香港、サイゴン、シンガポール、セイロンなどに寄港するが渋沢は現地の風俗に旺盛な好奇心を示した。そして中東のスエズで上陸した。ここで、渋沢は大規模な運河工事を目にして、工事の規模よりも西洋人が国家の枠を超えて計画を進めていることに感激し、同時に大規模な工事を行うための資金を集める方法と高度な技術を勉強したいという気持ちを強く持った。横浜を出発してから56日目にパリに到着し、グランドホテルに投宿した。このホテルは現存しており、開業当時とほとんど様子が変わっていないことを筆者が撮影した定点写真で確認した。現在の日本人が訪ねても豪華で立派な建物という印象を受ける。当時の江戸は、お城以外に、石造りの建物はなく、渋沢らは、パリの近代的な街並みに、驚いたことであろう。

徳川昭武一行が皇帝ナポレオン3世に謁見に向かうと、一行の姿をフランス人は珍しがり、多くの見物人が通りに出た。このことは、一行にとってもフランス文化は珍しいものであったということと同時に意味していた。渋沢は劇場でパレエを見て、感激し、帰国後に劇場建設に関わったほどであった。また病院を見学した際も渋沢は感激し病人は病院で治療を受けるべきだと考えた。

見学した万博で渋沢は、各国の計り器具や貨幣に興味を示し、大事な制度という印象を得て、帰国後に実践することとなる。そして、新しい技術・文明に直接触れることができ、感激した。また渋沢はフランス滞在中、新聞からいろいろな情報を得て、新聞は便利なものと高く評価した。

フランスでの公式行事が終わると一行は欧州各国を歴訪した。その際に徳川昭武のお供に何人着くかということで、随行員らの間で議論が紛糾した際に、渋沢は素晴らしい調整力を発揮し、問題を解決させた。これは渋沢の高い調整能力の片鱗を見せるようなエピソードであった。スイスの軍事施設を見学した際は、志願者による民兵組織が良くできていると感心した。しかし有名な時計工場を見学してもあまり興味を示すことはなかった。一行は各国において軍事施設や武器などを見学することが多かったが、公式日記に記録を残していない。ベルギーを訪問した際に、皇帝が「わが国の鉄を使うように」と発言し、自国の商売を手伝うことに渋沢は大変驚いた。洋行で最も印象に残った事柄の一つであった。イタリアでは鉄道が一部開通しておらず、馬車で移動し、鉄道の重要性を渋沢は良く理解することとなった。イタリアの大理石でできた立派な建築物に渋沢はあまり興味を示さなかった。イギリスでは武器類を多く見学するが、むしろタイムズ新聞社とイングランド銀行の近代的な様子に渋沢は強い興味を示した。

欧州各国への訪問からパリに戻ると直に、幕府が崩壊したという新聞報道がなされた。その情報に対して、一行のメンバーや留学生らは、半信半疑であった。しかし、渋沢は「報道が事実であろう」と口にした。渋沢の状況分析が正確であることを意味するエピソードであった。帰国準備にあたり、渋沢は徳川昭武の留学資金で購入した公債を処分し、利益を得て、金融取引を実体験した。貴重な経験となり、帰国後の金融に関わる素地を得た。

後年渋沢は、「最初の四十四年前の旅は非常に不便極まるもので」あったが、「自分の一身上一番効能のあつた旅は四十四年前の洋行と思ひます」と述べている⁽³³⁵⁾。渋沢が使節に参加するに際して取った姿勢はつぎのようなものであった。渋沢は使節に参加できることを大いに喜び積極的な態度で渡航した。そしてフランス語の習得に積極的に努めた。渋沢は、帰国後に日本で実践しようと積極的に進んだフランスの産業・文化の吸収に努めた。渋沢の目線で当時のパリがどのように見えたかを滞在ホテルの定点写真、万博会場の写真やイラストなども利用し再現することを試みたところ、当時の渋沢には印象的であったことを確認することができた。また航海での寄港地、パリ、あるいは欧州各国を渋沢は訪問することで電信などの新しいシステムの効能、産業全般の発展の重要性、教育の重要性、財政健全の重要性、資本を合わせる仕組みの重要性、劇場の効能、社会事業の重要性、病院の重要性、度量衡の重要性、新聞の便利性、実業の重要性、鉄道の便利性など多くの

(335) 渋沢栄一(青淵先生)「本邦公債制度の起源」(『龍門雑誌』第265号)、12ページ。

知識を得ることができたことを確認した。

第2部では、渋沢が洋行で得た知識・経験に基づいて日本で行った事業にはどのようなものがあり、洋行とどのような関係があるか調査した。その結果、渋沢が民間の事業に関与するようになったのは、フランスの官と民の関係が平等であることに感銘を受けたことと深い関係があり、また私利を追わず、会社制度を利用して、日本の産業発展に寄与したのも洋行時に知った合本制度を日本で実践したことによったことに他ならないことが確認できた。重要なことは渋沢は洋行で学んだ制度を基盤として、渋沢は日本の国家の繁栄を目的とする後に“合本主義”と呼ばれる独自の企業経営を実践したことである。彼の実践した経営とは、まずサンシモン主義の影響と思える「商工業者の地位を上げ」、あるいは「リスクに応じた会社形態とし」、「会社に非社会的な行動を慎むことを求め」というもので、利益追求型の欧米流の資本主義とは異なる独自のものであった。

2008年に起きたリーマンショックに象徴される行き過ぎたファイナンシャルイゼーションはカネと私的な利益を第一に考える資本主義の悪い点が現れたものと言え、渋沢栄一が実践した合本主義を再度見直すことが望まれる。2011年に、渋沢栄一記念財団では、「合本主義プロジェクト」を立ち上げ、通常の資本主義観との違いを分析している⁽³³⁶⁾。同プロジェクトによると、合本主義においては、①財閥が形成した閉鎖的な経済システムに比べ、市場メカニズムを活用した解放的なものを目指した点 ②株主や経営者などのステークホルダーに長期的な関与を求めた点 ③ステークホルダーに道徳的観点を強調し、利己的な行動を戒めた点 ④企業間競争に一定の秩序を求めた点が、異なっているとしている⁽³³⁷⁾。

最近、渋沢の国や社会を優先する企業経営哲学は新興国を中心に見直す動きがある。リーマンショックを経験し、企業が暴走することの歯止めとなることが期待されているのである⁽³³⁸⁾。

渋沢の活動・事業にはフランスでの経験が強く影響したものが多く、「貨幣と度量衡」、「合本組織と有価証券」、「租税制度・金融事業」、「船舶、機械」、「鉄道と海運事業」、「劇場」、「新聞・製紙」、「病院」、「社会事業」、「社交」などがそれに当たることが確認できた。

以上のことから、渋沢が徳川昭武の随行員として洋行して得た知識・経験は、帰国後の事業活動に十分と多大な影響を渋沢に与えたと言える。

(336) 財団ホームページ <http://www.shibusawa.or.jp/research/newsletter/759.html>

(337) 橘川二郎、島田昌和、田中一弘編著『渋沢栄一と人づくり』、245ページを参考とした。

(338) 日経新聞記事「社会派『B企業』の逆襲」は、リーマンショックの「前は高収益企業として輝いていたウォール街だが、今は世論を背景とする規制強化が収益を圧迫し、社会を敵に回した代償を払っている。存在感があるのはかつて『理想先行』と軽んじられ、文字通り『B級』扱いされていた社会派企業の方だ」。「5月、東京で興味深い学会が開かれた。日本とトルコの経営学者が、渋沢栄一（1840-1931）の理念をトルコ企業にどう応用できるか討論した。渋沢の発想はB企業と重なる。明治以降、500以上の会社を創設した渋沢には『社会あつての会社』という信念があった。その渋沢が今『新興国の関心を集めている』。学会を運営した文京学院大学の島田昌和教授（55）は証言する。政府との蜜月で成長した新興国の家族事業も、株式市場を舞台とする経営に変わる。そこにはリーマン危機を迎えたウォール街のように暴走の芽がある。だからこそ、社会の歯止めを持つ渋沢に経営のヒントがあると新興国は期待する」と記している。

資料 渋沢栄一が出発した当時の日本及び日本人の様子

慶応3年(1867年)にフランスなど欧州を訪問した渋沢栄一は、当時の日本と比べると、進んだ科学技術、文化的な生活に驚いたことと思われる。どれほど驚いたか、あるいは欧州の文化をどのように感じたかを確認するために、当時の日本の状況を確認しておく必要がある。なぜならば、日本にはないような物を見たり、日本よりも進んでいる技術を知ったりした時に、より強い印象を受けたと考えられるからである。当時の日本を知るために、ドイツ人地理学者リヒトホーフエンの書いた日本滞在記⁽³³⁹⁾、スイス人ルドルフ・リンダウの書いた日本旅行記⁽³⁴⁰⁾、そしてフランス人モンブラン伯が書いた日本見聞記⁽³⁴¹⁾あるいは当時の写真が参考となる。

尚、幕末期の横浜開港(1859年)後は、特に外国人が移動を許された横浜などの居留区は、既に維新前から急速に西洋文化の影響を受け、街並みなども変化したようである⁽³⁴²⁾。そのことから、日本滞在記などの書かれた日時や街並みの写真の撮影された日時は、極力、渋沢栄一が日本を出発した日時に近いものに限定して検討した。

①リヒトホーフエンが見た幕末の日本

リヒトホーフエンは、ボン大学で地理学科の基礎を作り、ベルリン大学の総長なども歴任した人物で、日本を観察した彼の目は確かと言える。彼は幕末期(1860・61年)と維新後(1870・71年)に二度日本に滞在し日本に関する記録を残しているが、一度目の幕末期の記述が維新前の状況を示している。彼の見た幕末期の日本は以下のようなものであった。

大型の船を独自に建造する技術はほとんどなく、東京湾で見た船について、リヒトホーフエンは「三隻のひどく動きの不器用な」船は、「オランダ船をモデルに日本人によって建造されたものだ」と述べている⁽³⁴³⁾。つぎに産業に関しては、「巨大な産業(巨大建築、機械製作など)は欠けているようであるが、小さいもの、微細なものを恐らく到達しうる最も素晴らしく、最も完全なものに発展させた」とリヒトホーフエンは述べ、建築、重機械は発展していないが「小規模の産業、いわば座って行う産業の完璧さ」に気づき、家内工業的な技術のレベルはとても高いと分析している⁽³⁴⁴⁾。さらに日用雑貨などについては、「この国民の産業は驚嘆すべきものがある。市場を歩いて、店々が軒を連ねているのを見、またそれらのどの店にも驚くほど多様な日常生活の必需品にあふれ、ヨーロッパではまだ多くの方面で達成されていない完成度にあるのを見ると、完全に孤立し外界との交流のない国民がこれらのすべてを生産し、様々な方面でそのような高みに発展することがどうし

(339)リヒトホーフエン著、上村直己訳『リヒトホーフエン日本滞在記』

(340)ルドルフ・リンダウ著、森本英夫訳『スイス領事が見た幕末日本』

(341)C. モンブラン他著、森本英夫訳『モンブラン伯の日本見聞録』、25-56ページ

(342)ルドルフ・リンダウ著、森本英夫訳『スイス領事が見た幕末日本』、148-149ページに、リンダウが日本に滞在した1860年前後の日本が、「日本近辺を何週間もかけて旅をして以来、至る所に、次第にはっきりと強くなっていくヨーロッパの影響を見て取った」と記されている。

(343)リヒトホーフエン著、上村直己訳『リヒトホーフエン日本滞在記』、17ページ

(344)リヒトホーフエン著、上村直己訳『リヒトホーフエン日本滞在記』、26ページ

て可能であったのか、それを理解するのは困難である」などと述べている⁽³⁴⁵⁾。

建物に関しては、当初滞在した赤羽接遭遇所について、リヒトホーフエンは、「すべてが単純で、広々として風通しがよい。こういうものは熱帯地方では見たこともなかった。どうして温暖な国でこうした単純な建築様式が生まれたのか、理解しがたい。床は二十畳以上から成っていて、私がこれまで知っている限り最も快適なものだ」と自身の宿舎については満足していた模様である⁽³⁴⁶⁾。また「無数の寺院があり、江戸だけでも3,000以上の仏教の寺院があり」、「絵のような木造の寺院」であると述べている。一方、庶民の家については、「どの家も宝石小箱のようで、とてもきれいで清潔です。隅々まで変わらず細心の注意を払ってすべて手入れされています」とリヒトホーフエンは述べている⁽³⁴⁷⁾。ただし、離日直前に自身が住んでいた横浜の家については、「劣悪な住居」と全く満足していなかった⁽³⁴⁸⁾。外見などについては、清潔などと高く評価したが、住むためには、母国の住居に慣れた彼には、一般的な住居では満足していなかったことが窺える。

ところで、家具や窓ガラスなどは、明治維新になる前に既に、横浜などでは急速に欧米のものが入っていたようである。リヒトホーフエンが到着した翌年の日記に、「横浜は、私がそこを離れて以来、随分変わった。新しい家が多く建った。以前からあった多くの家はより美しくなっていた。ガラス窓はもう珍しくない。大抵の住宅には、じゅうたん、ひじ掛け椅子、奢侈品が見られる」と記している⁽³⁴⁹⁾。

②ルドルフ・リンダウが見た幕末の日本

スイス人のルドルフ・リンダウは、1859年と1861-1862年の2回日本に来て、通算で約2年間日本に滞在した。彼が見た日本はつぎのようなものであった。

まずリンダウは日本の造船技術について、「今では日本人は蒸気船を建造することが出来るのである。これらの船は、実をいうと、ヨーロッパやアメリカの造船技術の傑作とは比較にならないが、日本人が、外国の模倣をしようと思ったものを同化吸収してしまう。素晴らしい才能の持ち主であることを見せしめるものである」と述べている⁽³⁵⁰⁾。

そして、家について、「家は小さくて低く、石灰で白く塗られ、黒と白の瓦葺きの屋根で覆われている。その上、家の構造はこの上なく単純で軽い」などと述べ⁽³⁵¹⁾、さらに家の内部の様子について、「日本の家屋の内部は大変簡素である。厳格な清潔さがその主要な装飾なのである。部屋は天井が低く、それぞれ移動可能な枠で仕切られている」。「部屋に備え付けの、椅子、机、箆筒、寝台といったわれわれの国で日常使われる家具は何一つ見られない。手紙を書く必要のある時には、日本人は押入れから一尺ばかりの高さの小さな円卓を引っ張り出す」と述べている⁽³⁵²⁾。

(345) リヒトホーフエン著、上村直己訳『リヒトホーフエン日本滞在記』、26ページ

(346) リヒトホーフエン著、上村直己訳『リヒトホーフエン日本滞在記』、19ページ

(347) リヒトホーフエン著、上村直己訳『リヒトホーフエン日本滞在記』、116ページ

(348) リヒトホーフエン著、上村直己訳『リヒトホーフエン日本滞在記』、49ページ

(349) リヒトホーフエン著、上村直己訳『リヒトホーフエン日本滞在記』、112ページ

(350) ルドルフ・リンダウ著、森本英夫訳『スイス領事の見た幕末日本』、35ページ

(351) ルドルフ・リンダウ著、森本英夫訳『スイス領事の見た幕末日本』、41ページ

(352) ルドルフ・リンダウ著、森本英夫訳『スイス領事の見た幕末日本』、43ページ

日本人の宗教観について、「迷信的な偏見の染み込んだ国民のど真中にいるんだと信じたい気持ちになろう。だが全然そうではないのだ。宗教に関して日本人は、私の出会った中で最も無関心な民族である。この点に関してシナ人を遥かに凌駕している」などと述べている⁽³⁵³⁾。

長崎で接した日本人の性質について、「火鉢の周りにうずくまって、お茶を飲み、小さなキセルを吸い、彼等の表情豊かな顔にはっきりと現れている満足げな様子で話をしたり、聞いたりしながら、長い時間を過ごすのである。彼等日本人の優しい気質、親切な礼儀作法そしてまた矯正不可能な怠惰を真に味わえるのは、こんな風に寄り集まった日本人に接する時である」と述べている。

下田開港(1854年)の影響について、「風景を眺めているうちに、われわれの思いはヨーロッパへと向けられて行った。日本近辺を何週間もかけて旅をして以来、至る所に、次第にはっきりと強くなっていくヨーロッパの影響を見て取ったからである」と彼は述べている⁽³⁵⁴⁾。彼の日本滞在は、下田開港から5年後から8年後の期間であり、少なくとも外国人が移動を許されていたような範囲においては、急速に西洋文明が流入していたことが窺える。

③モンブラン伯が見た幕末の日本

つぎに幕末史の史料に頻繁に登場するフランス人のモンブラン伯が書き残した日本見聞記⁽³⁵⁵⁾の内容を見てみよう。彼は、文久2年(1862年)と慶応3年(1867年)に2回、来日している。幕府の中樞とも通じていた人物で参考となる⁽³⁵⁶⁾。

彼は、日本の産業ないし日本人について、「魚という富は日本では最も重要なものである。極東の他の国民と同じように日本人も殆ど専ら魚と米で生きている。日本人はかれらの本来の性質に属している細かい配慮と知性を自分たちの仕事において発揮する。漆器は見事で、この種のものの中では何物にも勝っている。絹は恐らくはシナの類似の製品ほどの値はないが、日本の磁器は陶土のきめの細かさ、形の優雅さ、色の輝き、そして絵付けの調和によって、どんな比較にも耐え得るものである。日本人は青銅ものの真の芸術家であり、信じ難い完成度と忍耐力でもって彫刻を施すのである。」「日本人の刀は、重いとはいえ、鋼鉄の硬さ、磨きの繊細さ、刃切れの鋭さ、それに柄と鞘の芸術的な仕上げは見事である。」などと述べている⁽³⁵⁷⁾。彼は、刀と一部の工芸品を評価しているが、他の、軽工業ないし家内工業の製品については、言及すらしておらず、モンブラン伯にとって、興味ある製品が当時の日本には、ほとんどなかったことが窺える。

日本の家屋について、「家は殆ど高くはなく、軽い材質で建てられている。というのも日本では地震が頻繁にあるので、建築上の法律が課せられてきたからである。」「江戸の大君の住居は、石の頑丈な壁に包まれた深い濠に囲まれている。」「大名屋敷も、同じように

(353) ルドルフ・リンダウ著、森本英夫訳『スイス領事の見た幕末日本』、45ページ

(354) ルドルフ・リンダウ著、森本英夫訳『スイス領事の見た幕末日本』、148-149ページ

(355) C. モンブラン他著、森本英夫訳『モンブラン伯の日本見聞録』、25-56ページ

(356) C. モンブラン他著、森本英夫訳『モンブラン伯の日本見聞録』、17ページを参考とした。

(357) C. モンブラン他著、森本英夫訳『モンブラン伯の日本見聞録』、50-51ページ

通りに面した方は護られ、兵舎に囲まれた広い空間を占めている。」「外国人は庶民の生活の中にしか入ることが出来ない。その簡素さはヨーロッパ人には驚くべきもので、自分の生活に不可欠な家具など何一つ見当たらず、椅子も、机も、寝台も探せど無駄である。床がすべての代用をしているのである。「窓ガラスの使用は日本人には知られていない。かれらはその代わりに紙を用いるのである。」などとモンブラン伯は述べている⁽³⁵⁸⁾。日本の住居の様子が西洋と全く異なると大変驚いたようである。

学問全般について、「物理学および自然学における日本人の知識は、大層貧弱なように思われる。かれらは数学に若干の基本的な特質を有しており、これがこの学問を特別なもののように扱わせているのである。」「かれらは問題を、数字を書かずに、ヨーロッパ人よりもずっと迅速に解くのである。」「シナと同じように、外科とそれに依存する学問は、日本でも殆ど知られていない。しかし、医学は不完全であるとは言え、遙かに進んだ知識の総体を示している。日本の医者は動脈拍に多大の関心を向ける。」「病気を抑えるためにかれらは次の四つの主要な方法を用いる。大部分が植物性の多種の物質の混じった飲み薬、もぐさという形での火ないし単に熱の適用、針治療、それに評判の高い按摩。」「日本の学問が殆ど進んでいないことの影響を受けて、一般教育はとりわけ宗教性、道徳性、文学性が強い。」などとモンブラン伯は述べている。

モンブラン伯は、日本人と中国人を比較して、つぎのような興味深いことを述べている。「日本人とシナ人を比較すると、これら二国民において際立った性質が認められるのである。シナでは行動の支えとなる原動力は物質的関心である。」「日本人も行動を支配する主要な原動力を所有している。しかしこの原動力は名誉である。」「かれらは躊躇なくそのために自分の命を捧げる。」「シナの国民は腐敗し、物質的で、怠け者である。日本国民は、排他的ではない特権的な貴族に支配されているが、芸術的で、勇気があり、素直で、活動的である。それ故個人の水準はシナよりも日本の方が遙かに高い。」というのである⁽³⁵⁹⁾。そして、「西洋の要素を利用することが出来るようになれば、日本人は、この新しい要素の中で、知的な活動の気運ある強力な武器をみいだすであろう」などと、日本人の潜在的な能力を彼は高く評価している⁽³⁶⁰⁾。

まとめ

上記のとおり、幕末期の1860年代に日本に滞在したドイツ人、スイス人、フランス人の日本滞在記を通して、当時の日本を概観することができた。日本ないし日本人に対する3名の評価、印象は概ね似ている。つまりヨーロッパ人にとって、例えば、日本の家は小さく、簡素で、家具らしい家具は見当たらなかった。漆器、食器など日用品は豊富で、素晴らしい刀を作ることができた。ただし、器械などの製造は全くできず、ヨーロッパ人の指導の下やっと修理をすることができる程度である。ヨーロッパの物を真似して作る技術があり、日本人はヨーロッパの技術を学ぶことにより、大きく飛躍できる可能性を持って

(358) C. モンブラン他著、森本英夫訳『モンブラン伯の日本見聞録』、41-42 ページ

(359) C. モンブラン他著、森本英夫訳『モンブラン伯の日本見聞録』、36-37 ページ

(360) C. モンブラン他著、森本英夫訳『モンブラン伯の日本見聞録』、47-48 ページ

いた。物理学、医学などの学問の水準はとても低く、算術が速くできる程度であった。日本人は、勇気があって、素直で、活動的で潜在的な高い能力を持っていた。

このような状況の日本から、渋沢栄一は、日本を出発してヨーロッパの文化に触れたこととなる。つまり現在の日本人がヨーロッパを訪問した時の印象とは全く異なり、渋沢栄一はヨーロッパの建物の高さ立派さ、大型の機械設備などに驚き、資本主義制度や学問が発達していることなどにも驚いたことであろう。

写真⑰



島原藩下屋敷（現在の慶応三田近く）、F.ベアト 1860年代撮影
出典：『レンズが撮らえたF.ベアトの幕末』35ページより複写

写真⑱



上野彦馬邸付近、上野彦馬 1866年頃撮影
出典：『レンズが撮えた150年前の日本』172ページより複写

〔参考文献〕

- 石井里枝 研究ノート「『社会企業家』としての渋沢栄一と社会事業」2016年1月（『渋沢研究』28号）、渋沢資料館
- 一番ヶ瀬康子「講演 渋沢栄一と日本の社会福祉」2001年10月（『青淵』631号）、渋沢栄一記念財団
- 稲松 孝思、松下 正明『渋沢栄一の第三回パリ万博参加体験と明治前期の福祉・医療事業への関与について（一般口演、一般演題抄録、第41回日本歯科医史学会・第114回日本医史学会合同総会および学術大会）』（『日本歯科医史学会会誌』）30（2）、195、2013-04）
- 浦賀船渠株式会社編『浦賀船渠六十年史』1957年6月、浦賀船渠株式会社
- 大谷まこと『渋沢栄一の福祉思想』2011年4月、ミネルヴァ書房
- 岡田俊平『明治期通貨論争史研究』1975年3月、千倉書房
- 尾佐竹猛「慶應三年の遣仏使節に就て」1939年3月、（『龍門雑誌』486号）、龍門社
- 小沢健志監修、三井圭平編『外国人カメラマンが見た幕末日本Ⅰ』2014年8月、山川出版
- 恩田睦「渋沢栄一の鉄道構想」2012年1月（『渋沢研究』第24号）、渋沢史料館
- 恩田睦「渋沢栄一の鉄道構想」2013年1月（『渋沢研究』第25号）、渋沢史料館
- 笠原英彦『天皇親政』1995年2月、中央公論社
- 橘川武郎、島田昌和、田中一弘編著『渋沢栄一と人づくり』2013年3月、有斐閣
- 木村昌人「渋沢栄一研究のグローバル化—合本主義・『論語と算盤』」2015年1月（『渋沢研究』第27号）、渋沢史料館
- 公益財団法人渋沢栄一記念財団編『渋沢栄一を知る事典』2012年10月、東京堂出版
- 公益財団法人渋沢栄一記念財団、『渋沢栄一伝記資料』2巻・53巻、1955年
- 公益財団法人渋沢栄一記念財団、『渋沢栄一伝記資料』25巻、1959年
- 公益財団法人渋沢栄一記念財団、『雨夜譚会談話筆記』（『渋沢栄一伝記資料別巻第5』）、1968年
- 公益財団法人渋沢栄一記念財団、『渋沢栄一伝記資料』36巻、1959年
- 公益財団法人渋沢栄一記念財団、『渋沢栄一伝記資料』47巻、1963年
- サン＝シモン著、森博訳『産業者の教理問答』2001年6月、岩波書店
- 渋沢栄一『立会略則』、1871年9月、大蔵省
- 渋沢栄一、小貫修一郎編著『青淵回顧録』上巻・下巻、1927年8月、青淵回顧録刊行会
- 渋沢栄一『論語と算盤』1985年10月、国書刊行会
- 渋沢栄一著、守屋淳編訳『現代語訳 渋沢栄一自伝』2012年2月、平凡社
- 渋沢栄一著、長幸男校注『雨夜譚』1984年11月、岩波書店
- 渋沢栄一（青淵）、杉浦靄人『航西日記』1871年、耐寒同社（近代デジタルライブラリー利用）<http://kindai.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1076220>
- 渋沢栄一著、大塚武松編『渋沢栄一滞仏日記（航西日記）』1928年1月、日本史籍協会
- 渋沢栄一（青淵先生）「青淵先生の祝辞」（『龍門雑誌』78号）、1894年11月、龍門社
- 渋沢栄一（青淵先生）「青淵先生の訓言」『龍門雑誌』第249号、1909年2月、龍門社
- 渋沢栄一（青淵先生）「本邦公債制度の起源」（『龍門雑誌』265号）、1910年6月、龍門社

- 渋沢栄一（青淵先生）「年頭謹話」（『龍門雑誌』485号）、1929年2月、龍門社
- 渋沢栄一（青淵先生）「偶然の転換と目的の達成」（『龍門雑誌』510号）、1931年3月
龍門社
- 渋沢史料館『渋沢倉庫株式会社と渋沢栄一』2012年3月、渋沢史料館
- 渋沢史料館『渋沢栄一と王子製紙株式会社』2013年3月、渋沢史料館
- 渋沢史料館『商人の輿論をつくる！』2014年10月、渋沢史料館
- 渋沢史料館『私ヲ去り、公ニ就ク—渋沢栄一と銀行業—』2015年10月、渋沢史料館
- 渋沢倉庫株式会社社史編纂委員会『渋沢倉庫の80年』1977年3月、渋沢倉庫株式会社社史編纂委員会
- 島田昌和『原典で読む 渋沢栄一のメッセージ』2004年7月、岩波書店
- 島田昌和『渋沢栄一の企業者活動の研究』2007年1月、日本経済評論社
- 島田昌和『渋沢栄一 社会企業家の先駆者』2011年7月、岩波書店
- 島田昌和「「民」のリーダー・渋沢栄一の視点から」2012年3月、（『日本経済思想史研究』第12号）、日本経済思想史研究会
- 聖路加国際病院八十年史編纂委員会『聖路加国際病院八十年史』聖路加国際病院、1982年10月
- 高田誠二『久米邦武』2007年11月、ミネルヴァ書房
- 寺谷武明『日本近代造船史序説』1979年2月、巖南堂書店
- 東京石川島造船所編『東京石川島造船所五十年史』1930年12月、東京石川島造船所
- 東京商工会議所百年史編纂委員会『東京商工会議所百年史』1979年7月、東京商工会議所
- 鍋島高明『岩崎弥太郎—海坊主と恐れられた男』2010年9月、河出書房新社
- 成田潔秀『王子製紙社史』第一巻1956年6月、王子製紙社史編纂所
- 日本経済新聞社「社会派『B企業』の逆襲」2016年6月27日、朝刊記事
- 日本経済新聞社社史編纂室『日本経済新聞八十年史』1956年12月、日本経済新聞
- 日本経済新聞社110年史編集委員会『日本経済新聞社110年史』1986年12月、日本経済新聞社
- 日本郵船株式会社『七十年史』1956年7月、日本郵船株式会社
- パトリック・フリデンソン、橘川武郎編『グローバル資本主義の中の渋沢栄一』2014年2月、東洋経済新報社
- 藤田弘夫他編『都市社会学』1999年7月、慶応通信
- 毎日新聞百年史刊行委員会『毎日新聞百年史』1972年2月、毎日新聞
- 嶺隆『帝国劇場開幕』1996年11月、中央公論
- リヒトホーフエン著、上村直己訳『リヒトホーフエン日本滞在記』2013年12月、九州大学出版会
- 龍門社編纂『青淵先生六十年史』第一巻、第二巻、1900年2月、龍門社
- ルドルフ・リンダウ著、森本英夫訳『スイス領事の見た幕末日本』1986年2月、新人物往来社
- 山名敦子「明治期の東京養育院—『公設』の原型をめぐる」1991年10月（『渋沢研究』第4号）、渋沢史料館

Charles Marville, Photographer of Paris, National Gallery of Art Washington [1986]

C. モンブラン他著、森本英夫訳『モンブラン伯の日本見聞記』1987年10月、新人物往来社

DNP年史センター『王子製紙社史 本編』2001年8月、王子製紙株式会社

Laurence Solnais, Exposition universelles 1855 Paris 1937, PARIGRAMME [2011]

M. Fr. Ducuing, L'Exposition Universelle de 1867 Illustrée, Administration [1867] (参考にしたホームページ)

国会図書館の電子版「博覧会」<http://ndl.go.jp/exposition/s1/1867.html> 2016.1.18. 閲覧
三菱史料館 成田誠一 三菱グループのポータルサイトの三菱人物伝 vol.22 「渋沢栄一と弥太郎」

<https://www.mitsubishi.com/j/history/series/yataro/yataro22.html> 2016.6.27. 閲覧
三菱史料館 成田誠一 三菱グループのポータルサイトの三菱人物伝 vol.23 「共同運輸との消耗戦と日本郵船の誕生」

<https://www.mitsubishi.com/j/history/series/yataro/yataro22.html> 2016.6.27. 閲覧
商船三井「商船三井の歴史」

<http://www.mol.co.jp/saiyou/kaisya/history02.html> 2016.6.30. 閲覧

(2018.5.7 受稿, 2018.6.3 受理)

〔抄 録〕

明治期に多くの事業の設立に多大な貢献をなした渋沢栄一は、27歳の時に徳川昭武の随員として洋行した。

渋沢は、航海での寄港地や目的地のパリで、そして万国博覧会会場において、さらに欧州各国を訪問することで電信などの新しいシステムの効能、産業全般の発展の重要性、教育の重要性、財政健全の重要性、資本を合わせる仕組みの重要性、劇場の効能、社会事業の重要性、病院の重要性、度量衡の重要性、新聞の便利性、実業の重要性、鉄道の便利性など多くの知識を得た。

渋沢が帰国後、会社制度を利用して、日本の産業発展に寄与したのも洋行時に知った合本制度を日本で実践したことに他ならないことが確認できた。重要なことは渋沢が洋行で学んだ制度を基盤として、独自の企業経営を実践したことである。彼の実践した経営とは、まずサンシモン主義の影響と思える「商工業者の地位を上げ」、そして「リスクに応じた会社形態とし」、「会社に非社会的な行動を慎むことを求め」というもので、利益追求型の欧米流の資本主義とは異なる独自のものであった。

渋沢が洋行して得た知識・経験は、帰国後の事業活動に多大な影響を渋沢に与えたことを本稿で検証した。

〔論 説〕

英国企業法制における新たな登記制度 PSC Regime (People with Significant Control) にかかる考察

藤 川 信 夫

第一章 英国における新たな登記制度 PSC Regime

1. PSC Regime の意義とマネロン関連法制 (MLR2007)

英国においては、近時 PSC Regime (People with Significant Control 重要なコントロールを持つ人物) の制度が創設・施行されており、主に金融不正・マネーロンダリングに関して形式・表面上の大株主等とは別に、真に不正により利得を上げ、当該企業を支配あるいは大きな影響を及ぼしている者は誰か、その人物あるいは実体を特定することを主旨とする。ガイダンスに詳細な規定を置き、2006年会社法と一体となったソフトローミックスであり、刑事罰規定も伴う点で、上級管理者の機能に関する英国 Senior Management Regime (SMR)⁽¹⁾とも相似する。個人の資質の認定にかかる点で、米国のルールベースとは異なり、英国取締役資格制度以降の欧州型市民社会ルールに根付いた制度といえよう。

もっとも大枠の規制のあり方として、こうしたソフトローの展開、あるいはプリンシプルベース、コーポレート・ガバナンス・コードなどにおける Comply or Explain (遵守せよ、さもなければ説明せよ) 等の手法を我が国のガバナンス改革が目指すべき至上のものとする点については、ソフトローのハードロー化傾向や実効性への疑問など英国の学界自体から疑念も呈されつつある⁽²⁾。マネロン分野などでは、犯罪対策の主旨から勢い内容面では刑事罰を伴ったハードロー化せざるを得ない面があるともいえる。ソフトローの拡大に伴う多様化としてガバナンス同様に個別に検討し、一律な当てはめが利かない領域になりつつあるともいえよう。

マネーロンダリング (資金洗浄) 関連法制について、従前は英国では法人顧客の真の受益者の確認義務に関し、2007年資金洗浄規則 (Money Laundering Regulation 2007 MLR2007) において定義および確認方法等が規定されていた。金融機関が融資先についてどこまで調査する義務があるかが問題となり、マネロン法制では金融機関が Due Diligence (DD) を行う必要があったが、これを辿ることは実務として会社側から資料を徴求しても困難さがある。これに対し、今般 PSC Regime では登記 (登録) を見れば判

-
- (1) 拙稿「英国金融法制と Senior Management Regime—コーポレート・ガバナンス・コードの交錯、裁判例を通じたソフトローの変容、上級管理者機能 (SMFs) および域外適用—」日本法学第 81 巻第 2 号 (2015 年 10 月 20 日) 1-61 頁。
 - (2) 拙稿「我が国のコーポレート・ガバナンス改革の転換点とリスクマネジメントならびに英国型ガバナンス改革の功罪」千葉商大論叢第 54 巻第 2 号 (2017 年 3 月 31 日) 289-310 頁。

明するようにしたシステムでリスクベース・アプローチを採用する。定義を定めて一般的に制度化する狙いがあり、実質的には挙証責任の転換にも繋がろう。

今般のPSC Regime創設の背景には、2011年英国FSA (Financial Services Authority 金融サービス機構) が27行を検査した結果、英国外の不審な送金の監視を怠るなどマネーロンダリング対策が多くの銀行で実施されていないことが判明した事情がある⁽³⁾。FSAは銀行業界のマネーロンダリング防止施策を調査し、英国銀行の4分の3程度は政治指導者や関係者などが違法に得た資金の受け取りを禁じた規則に従っていない旨を発表した。

2. 英国中小事業法におけるPSCの登記 (PSC register)

(1) PSCレジスターの導入

2016年4月6日より英国におけるほとんどの株式会社とLLPs (most UK incorporated companies and LLPs) は、PSC (重要なコントロール機能) を有する個人または法人について登記 (レジスター) を行うことが求められることとなった (PSC register)⁽⁴⁾。PSCレジスターに保持される情報は、2016年6月30日から登記所 (Companies House) に提供され、同時に企業やLLPsは年次確認書を作成する必要がある。

PSCレジスター導入は企業の所有と支配に関する透明性を改善するための政府の計画の一部を形成するもので、政府は企業の受益者としての所有権を有する者についてのレジスターの確立によって真に会社から財政的利益を得る人々をより容易に、会社の株式の法的な所有権を保持している人とは対照して識別することが可能になると考えている。

(2) PSCレジスターを取り扱う関連立法の規定とガイダンス

PSCレジスターの要件は2015年3月26日議会提案を受け、英国中小事業法 (the Small Business, Enterprise and Employment Act 2015, the Act) に導入された。The Actは、英国2006年会社法 (CA 2006) の中に新しいパート21Aならびにスケジュール1Aおよび1B (a new Part 21A and Schedules 1A and 1B) を挿入し、PSCレジスターのフレームワークを含んでおり、ほとんどの英国企業では2016年4月6日から具備することが求められる。引き続いて二次立法がPSCレジスターの詳細な態様を充足するために必要とされ、PSC規定 (the Register of People with Significant Control Regulations 2016, the PSC Regulations) がこの目的のために策定された。PSC規定は2016年3月21日公開され、2016年4月6日施行されている。

PSC Regimeは企業の場合と同様に有限責任事業組合 (LLPs) にも適用される。そのために必要な規制として the Limited Liability Partnerships (Register of People with

(3) The Wall Street Journal「英国のFSA、マネーロンダリングで銀行の責任を追及」(2011年6月23日)。
http://jp.wsj.com/public/page/0_0_WJPP_7000-253197.html。本稿の問題意識は、日本政策投資銀行ロンドン現地法人 長弘英幸 Chief Operating Officer (当時) とのディスカッションに基づくところもある。この機会に感謝申し上げたい。もちろん本稿における注 (4) の翻訳などを含めて文責は全て筆者にある。

(4) The Register of People with Significant Control Regulations 2016,
<https://www.legislation.gov.uk/ukdsi/2016/9780111143018>。
本編においては Small Business Act: Register of people with significant control,
<http://www.elexica.com/en/legal-topics/corporate-governance-and-compliance/05-small-business-act-psc-register>。を参照した。

Significant Control) Regulations 2016 (the LLP Regulations) が2016年3月18日に制定され、4月6日発効している。CA2006, a new Part 21A and Schedules 1A and 1B, PSC Regulations は修正された上で LLPs にも適用される。

英国政府は、この新制度の実施のために次のガイダンスを公表している。① PSC (非法令) ガイダンス：Non-statutory guidance for companies, societates europaeae and LLPs explaining the general requirements for identifying and registering PSCs (the PSC guidance) において、societates europaeae (SE) は EU の公開企業である (a public company registered in accordance with the corporate law of the European Union (EU))。

②①の要約：Non-statutory summary version of the PSC guidance for companies. ③ PSC の登記要件のガイダンス：Non-statutory guidance for people with significant control - this is a guide to the PSC register requirements aimed at those individuals and entities that may be identified as PSCs. ④重要な影響・支配の意味に関する法令上のガイダンス：Statutory guidance specifically on the meaning of “significant influence or control” in the context of companies and separately for LLPs.

この法令上のガイダンス (法定指針) は重要な影響・支配 (significant influence or control) の程度に達することの網羅的なステートメントではなく、通常人として定義に該当する事例を示している。また重要な影響・支配やコントロールには達しない除外されるべき役割を定めている (例えば取締役において、取締役の通常の責務と整合するような行動)。登記所 (Companies House) はまた PSC に関する情報を隠し、抑制するための保護制度 (the protection regime for suppressing PSC information) を公開している。

(3) PSC レジスターを維持する必要がある企業

The Act の下で、無限責任会社 (unlimited companies), 株式有限責任会社あるいは保証有限責任会社 (companies limited by shares or by guarantee)⁽⁵⁾ および societates europaeae (SE) により制限される企業を含む全ての英国の株式会社は、FCA の開示規則および透明性規則 (DTRS) の第5章 (Chapter 5 of the FCA Disclosure Rules and Transparency Rules DTRs) が適用される場合を除き、PSC レジスターを維持する必要

(5) 川島いづみ・中村信男「イギリス2006年会社法(1)」比較法学第41巻2号(2008年1月)361-395頁。Jetro ロンドンセンター (ロッチマン・ランダウ法律事務所委託)「英国会社法改正 (The Company Act 2006)」ユーロトレンド (2011年2月)1-55頁, Jetro ロンドン事務所ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課「2015年英国における企業設立について」(2015年10月)1-36頁。英国の2006年会社法 (Companies Act 2006) において、会社 (company) の分類に関し、公開会社 (public company) および私会社 (private company) に分けられている。公開会社は、株式有限責任会社 (company limited by shares) および株式資本を有する保証有限責任会社 (company limited by guarantee and having a share capital) の中で、基本定款 (certificate of incorporation) で公開会社である旨の定めを置き、かつ公開会社としての登記または再登記に関する一定要件を具備するものである。この公開会社は、有価証券の公募が許され、かつ最低資本金制度が適用される。公開会社である有限責任会社 (limited company) は、原則として、public limited company (p.l.c.) を付すことになる。他方で、私会社 (private company) は、株式資本を有さない保証有限責任会社 (company limited by guarantee and having no share capital) および無限責任会社 (unlimited company) は全て私会社となる。有価証券は公募できず、最低資本金制度適用もない。私会社である有限責任会社 (private limited company) は、原則として、limited (ltd.) を付すことになるが、無限責任会社には名称についての規制はない。

がある。

これにより、例えばロンドン証券取引所の公式リストなどのような規制市場あるいはAIM⁽⁶⁾など所定の市場へ入場が許されている英国の株式会社は、新たな要件からは除外される。もっともこれらの企業はDTRSの下に個別の開示義務を負う。

英国所管大臣(The Secretary of State)はまた、PSCレジスターの要件から他の企業を除く規制を作る権限を与えられている。PSC規制は、全てのEEA国((European Economic Area)EEA state)における取引・規制市場に関わることが許されている議決権株式を有する英国企業はPSC Regimeから除外している。これは日本、アメリカ、スイス、イスラエルでの取引、指定された市場に関わることを認められた議決権株式を有する企業についても同様である(PSC規制スケジュール1)⁽⁷⁾。これらのタイプの企業は、既にその所有に関する詳細な情報を開示するために必要とされる透明性規則に従っているためである。

The Act自体は有限責任事業組合(LLPs)にPSCレジスターの要件を拡張するものではないが、LLP規制は、適切な限りにおいて他の企業同様にLLPsにPSC Regimeを適用することになる。

(4) PSC情報に関連して登記所に対する最初の提出義務

2016年6月30日以降PSCレジスターを求められる全ての企業は、登記所にレジスター情報を提供する必要があり、同時に確認書を毎年作成することが求められる。2017年6月30日までに、関連企業は最初のPSC情報を登記所に提出する必要がある。また2016年6月30日以降新しく会社を設立しようとする者は、他の通常の設定に必要な文書と共に、最初の重要な支配に関する声明(statement of initial significant control)を登記所に提出(file)しなければならない。これには、登記可能なPSCまたは当該企業の関連する法人(relevant legal entity of the company on incorporation)となるような全ての人物を含むものとなる。登記可能なPSCまたは法人が存在しない場合、その旨の声明を行うことになる。The Actは、全てのPSC情報を最新のものとするを求めている。

3. 重要なコントロールを持つ人物(PSC)

2006年会社法21Aに該当する全ての企業は、自社に影響を及ぼすPSCの人物を調べるための合理的措置をとることを要求される。PSCに該当する人物が不在の場合もPSCレジスターを維持する必要がある。

PSC(people with significant control)は、会社との関係で以下の条件のうちの少なくとも1つを充足する個人として定義されている。

条件1:直接的または間接的に当該会社の株式の25%以上を保持している個人。ここで25%の閾(しきい)値(The 25% threshold)は、株式の名義上の値を参照して計算され、保有株式の計算では全株式が含まれる。買い戻され、あるいは購入がキャンセルされた株式は計算に含まれるべきではない。

条件2:直接的または間接的に当該会社の議決権の25%以上を保持している個人。買い戻

(6) 1995年に英ロンドン証券取引所(LSE)が創設した新興企業向け市場の名称である。

(7) Schedule 1 to the PSC Regulations.

されている株式に付いた議決権、あるいは自己株式として保有されている株式の議決権は除外される。

- 条件 3：当該個人が取締役会の過半数の任命または解任する権限を与えられている場合。この条件を評価する際に考慮すべきことは、ボード（取締役会）の議決権の過半数で取締役を指名または削除する権利を持っているかどうかである。各取締役が取締役会で 1 票を持っている場合、計算は比較的簡単になるが、別異の取締役が全てまたはほとんどの事項について異なる議決権あるいは決定票（a casting vote）を持っている場合に考慮すべきことは、全てのまたは実質的に全ての事項に関し、ボードの投票では過半数により信認された取締役（directors who carry a majority in board votes）について、それでもこれを選任または解任できる権利を持っているかどうか、ということである。2 層（two-tier）ボード⁽⁸⁾の構造を有している *societas europaea* については、経営層または監督機能を担う機関の大多数を選任または解任できる個人であれば、この条件 3 を満たしていることになる。
- 条件 4：それ以外に、個人が当該企業に重要な影響力、あるいは支配を行使する権限を有する、あるいは実際に行使している場合。当該企業は、上記の 3 条件の 1 つ以上を通じて支配力を行使していない場合には、この条件を満たしているかどうかを検討する必要がある。この場合、法令上のガイダンス（statutory guidance 法定ガイダンス）において重要な影響力やコントロールに該当する要因が示されている。
- 条件 5：個人が、組合（partnership）のように法人ではないが、もし個人であれば最初の 4 つの条件のいずれかを充足することになる信託または会社（a trust or firm）に対して、重要な影響力を行使する権利を持っているか、あるいは実際に権利を行使している場合。

信託または会社が当該企業に対して所有権またはコントロールを持っている場合、もし個人であれば、条件 1-4 のいずれかを満たしているかどうかを検討する必要がある。信託または会社がこれらの条件のいずれかを満たしていた場合、この信託または会社の活動をコントロールする個人について考慮しなければならない。この場合も、法令上のガイダンスによって当該個人がらの個人が信託または会社に対して重要な影響力やコントロールを保有しているかを検討することになる。当該個人が当該企業の PSC となり、重要な影響力やコントロールを持っている場合、その個人の詳細は PSC レジスターに入力する必要がある。

信託または会社の資産に条件 1-4 のいずれかを充足する当該企業の所有権またはコントロールが含まれている場合、PSC レジスターは、受託者または組合のパートナー（the trustee (s) or partner (s)）がそれぞれ重要な影響力やコントロールを持っていることを示すべきである。もし受託者またはパートナー以外の誰か（例えば信託の委託者または受益者）が重要な影響力やコントロールを行使する権利を持っている場合、彼らは条件 5 を満たすものとしてレジスタに表示されるべきである。

(8) 取締役会のみによる単層ボード（英米型、モニタリングタイプ）でなく、ドイツの監査役会（共同決定法）型、あるいはフランスの選択制における 2 層制度のことであろう。

直接および間接保有について、上記の通り、個人は直接的または間接的に株式あるいは議決権を保有することで条件1, 2または3を充足することができる。株式あるいは議決権が個人自身の名前で保有されている場合には直接の利害関係があることになる。他方、株式あるいは議決権が間接的に保有されているケースとして、当該個人が法人 (a legal entity) の過半数の株式を保有し、その法人が当該企業の株式あるいは議決権を保有する場合がある。またその法人が、法人のチェーンの一部となり、各チェーンの法人がすぐ下の法人の株式の過半数を保有している場合、チェーンの最後の法人 (最上部の法人) は当該企業の株式あるいは権利を保持していることになる。

この定義を満たすために、個々の法人間で過半数の株式を保有している必要がある。また個人は、以下の状況において法人の株式の過半数を保有することとされる。その個人が法人の議決権の過半数を保有する場合。その個人が法人のメンバーであり法人のボード (取締役会) の過半数を任命または解任する権利を有している場合。その個人が法人のメンバーであり他の株主またはメンバーとの合意に基づき法人の議決権の過半数を単独でコントロールしている場合。その個人が法人に対して支配的な影響やコントロールを行使する権限があり、あるいは実際にも行使している場合。

付則の条項として、個人は有限責任のパートナーであるなどの場合は、それのみでは上記の条件1-3を満たさないように特例を設けている。The Act はまた上記PSC条件の解釈を補足するために追加の附則が含まれている。例として、個人が共同で株式または議決権を保持する場合、各々の個人は株式または議決権を保持するものとして扱われる。

4. 重要なコントロールを持つ全ての個人がPSC登記を行う必要性ならびに具体的ケース

特に大規模企業グループのために、PSCレジスターを求められる人の数を減らすため、The Act 自体は登記可能と非登記可能のPSCを区別している。企業におけるPSCは、以下の関連法人 (RLE) の場合のみ非登記も可能となる。

彼らが保有する唯一の利益は、彼らが各々に対して重要なコントロールを持っている1つまたは複数の法人を介して保持され、所有権の連鎖 (チェーン) におけるこれらの法人のうち少なくとも1つが当該企業との関係で関連法人 (relevant legal entity RLE) となっている場合であり、かかるRLEの要件は次のように定義されている。①企業または会社 (即ち法人)。英国や英国以外の企業や会社の両方があり得る。②上記の条件1-5のいずれか1つ以上を満たす個人であった場合、PSCの定義の内に入ったであろうこと。③独自の開示要件に従っていること。第21A (CA2006) の下で独自のPSCの登記を続け、PSC規則に従い英国またはEEA内の他の場所またはスイス、米国、日本、イスラエルにおける指定された規制市場において取引を認められた議決権株式を有していること。

PSCは非登記が可能である場合、その詳細はPSCレジスタに含まれるべきではない。その代替として、個々の会社が自身の利益を保持しているRLEsの1つの詳細がレジスタに含まれることになる。次のような事例で示したい。

事例1として、person1と2が各々英国内のA社の株式の50%を直接保有している事例である。PSCレジスターにおいては、両者共にA社における登記可能なPSCとなる。

事例2として、C社が英国内企業 (RLE)、B社は海外企業 (非RLE) であるがC社の100%子会社 (完全子会社)、そのB社の更に100%子会社として英国A社が存在し、か

かる状況下で person1 が C 社に対して 100% の株式を保有している事例である。person1 は A 社に対しては直接の利益を保持していないが、法人（会社 B と C 社）チェーンを介して A 社に間接的な利益を持っている。person1 は、B 社と C 社の各々に対して重要な支配を及ぼしており、C 社は A 社の RLE となる。

この事例では person1 は A 社の登記可能な PSC ではなく、その会社の PSC レジスターには含まれるべきではないことを意味している。しかし person1 は、C 社の登記可能な PSC となり、その会社の PSC レジスターに含まれるべきこととなる。

事例 3 では、person1 と C 社（英国内企業（RLE））、B 社（海外企業（非 RLE））の関係は事例 2 と同様であるが、B 社が 80% の株式を保有する子会社として英国 A 社が存在する事例である。person1 は、英国 A 企業の 20% の株式を直接保有している。この直接保持する株式分では、株式全体の 25% 未満であることから person1 を A 社の PSC とするには十分ではない。しかしながら会社 B と C を通じて A 社に対する間接的利益を加えて、この person1 の保有する 20% の直接的利益が増幅すれば（aggregated with）、person1 は直接的または間接的な利益として A 社の株式全体の 25% を有することになり、A 社の登記可能な PSC となる。即ち person1 は、別の法人を通じて自己の利益の全てを保持していないとして、登録可能になる。person1 は、直接および間接的に株式の総数（100 %）を保持するものとして、A 社の PSC レジスターに入力する必要がある。

5. 個人でなく法人として PSC レジスターへの登記

定義上は PSC は個人であり、法人（会社あるいは LLP）ではないが、上記のとおり、企業は個人でなく、法人によって所有あるいは支配されることがあり得る。企業の PSC レジスターに含まれるためには、法人は関連性（RLE）があり、登記が可能でなくてはならない。RLE は、該企業にとって所有チェーンにおける最初の RLE であれば登記が可能となる。法人が RLE でない場合、RLE は登記は可能とならず、その詳細も PSC レジスターには掲載されない。例として、Non-UK 企業が自身の開示要求に従っていない場合には RLE となることができず、それゆえに PSC レジスターにも含まれない。こうした状況において法人における多数の利害（majority stake）を有する個人、あるいは RLE を識別するために企業は当該法人における所有と支配の状況を観察することが求められる。

事例 3 では、会社 B は RLE でなく、そのために登記は可能とならず、会社 A の PSC レジスターにも掲載されるべきではない。会社 A としてはその会社の majority stake を持つ者は誰か、果たして登記が可能な PSC あるいは RLE なのか、を認識するために会社 B の所有と支配の状況を観察しなければならない。会社 C は会社 B の majority stake を有しており、会社 A の RLE であり、また会社の所有チェーンにおける最初の RLE として登記も可能である。企業 C は、従って会社 A の PSC レジスターにおいて登記が可能な RLE として示されることになる。

6. PSC レジスターに含まれる事項

2016 年 4 月 6 日以降、会社の PSC レジスターは空欄とすることはできず、当該企業がまだ登記可能な PSC あるいは RLE が存在するの否かを調査中であれば登記において以下の内容を記載しなければならない。「当該企業は、企業の関連で誰が登記可能な人物あ

るいは登記が可能な関連法人 (a registrable relevant legal entity) なのかを見つけ出す上で採るべき合理的なステップ (taking reasonable steps) をまだ完了していない。

PSC ガイダンスの別表2 (Annex 2 of the PSC guidance) では、以下の特殊な状況における必要な登記事項が示されている。即ち、当該企業がPSCあるいは登記可能なRLEを持たない場合、企業との関連で登記が可能な人物が存在することは認識しているが、いまだその特定に至っていない場合 (has not yet identified the registrable person)。

(1) 登記可能なPSCs

全ての登記可能なPSCsに関連して、登記事項として以下の多くの確定した事項が含まれている。当該個人の名前と生年月日、国籍、住所。当該企業の関連でその個人が登記可能なPSCとなる日付。PSCとなるための5つの条件のどれに当該個人が該当するのか、関連する利害を含めて示すこと。例として当該企業の株式に占める割合。もし、条件1から条件3の1つまたはそれ以上の条件にPSCが該当する場合、企業としては条件4に該当するかどうかを確認することは要求されない。

当該個人が5つの条件のどれに該当するのかを示すに当たり、オフィシャルな用語を使用することが必要となる (PSC ガイダンスの別表2参照)。必要なPSC情報を開示するにあたっての制約もまたPSCレジスターに記されなければならない。

登記可能なPSCsに関連した情報は、一旦確認されれば登記の内容に含まれねばならない。情報としては、関連する個人が自身で当該企業に情報を提供してきた場合、あるいは自身で確認を行った場合、関連する個人についての知識を持った他の人物によって情報がもたらされ、あるいは確認された場合、あるいは当該企業が以前より確認済み情報を有しており、それが変更されたという理由も存しない場合、その情報が確認されたこととなる (Information will be confirmed)。

(2) 登記可能なRLEs

PSCレジスターは、当該企業の関連で全ての登記可能なRLEs(関連法人)における以下の要求された事項を含まなければならない。当該法人の名前、登記された主たる事務所、当該法人の法的形態、規律する法律 (the entity's legal form and governing law)、当該企業の関連でその法人がRLEとなった日付。RLEsとなるための5つの条件のどれに当該RLEsが該当するのか、関連する利害を含めて示すこと。登記可能なRLEの特定事項は、当該企業がその法人の地位に気づき次第PSCレジスターに記載されなければならない。

7. 個人の非開示に関する企業側の制裁措置—個人が開示すべき通知の応答を怠った場合の企業における制裁措置—

企業において関連の利益を持ち、登記可能なPSCあるいはRLEに関わる情報を求める通知に正当な理由なく応答しない個人に対して、企業は制限を課することができる。当該個人もまた犯罪を犯すことになりかねない (may also be committing a criminal offence)。個人は企業の株式を有し議決権を保持しているか、あるいは取締役会のメンバーを任命または解任する権利がある場合、かかる関連の利益を持つことになる。

制限の通知を課すための (imposing a restrictions notice) プロセスは、次の通りである。企業は情報通知にかかる要求を提供し、通知の受信者が返信または通知の日から1ヶ月

以内に返信しないための正当な理由を提供することができない場合、その通知が発出され返事がなかったことを企業としては PSC レジスターに記す必要がある。

企業は、もしその警告の通知を発出した日から1ヶ月以内に受信者が情報を求める最初の要求に回答しない場合、または返信しないことの正当な理由を提示しない場合、関連の利益に関する制限を課すつもりであることを示す警告の通知 (warning notice) を発出する。

企業は、その制限が通知の日付に行われる旨を受信者に知らせる制限の通知を出すことになる。PSC レジスターは制限通知が発行されたことを示すために更新する必要がある。PSC ガイダンスの附属書3には、サンプルの通知が含まれている。

全ての制限の通知の効果として、効果的な形でその権利を有する者が権利行使をできなくする (prevent the holder from exercising their rights) ことにある。関連の利益は移転することはできない。全ての意図的な移転は無効になる (any purported transfer will be void)。

いかなる権利も行使はできない (議決権を含む)。その利益に関しては、清算の場合を除き (except in liquidation) 株式は発行できない。当該企業からはその利益に関していかなる金額も支払われない。関連する利益が制限の対象であることを知っていながら個人がその利益の関係で権利を行使することを目的としている場合には、犯罪として刑事裁判にかかることにもなる。もっとも企業は、以下の場合には通知を発行することにより全ての制限を解除する必要がある (must lift any restrictions)。個人または法人は要求された PSC の情報を提供し、あるいは要求を遵守しないことの正当な理由を提供し (provides a valid reason)、企業がこの理由に満足している場合。企業がその制限が不当に第三者の権利に影響を及ぼしている (unfairly affecting the rights of a third party) ことを発見した場合。企業が裁判所から命令された場合。

8. PSC レジスター維持のための必要情報—企業としては PSC レジスターを維持するためにいかにして必要な情報を得ることができるか—

企業としては、PSC レジスターの全ての情報を最新のものとすることが必要である。そのため、企業としては PSC レジスターを間違い、あるいは不十分なものとしかねない (may have caused the PSC register to become incorrect or incomplete) 全ての変化の情報について、登記における個人あるいは法人に対して確認しなければならない。附属書3 (Annex 3) においてその例が示されている。

これらの情報義務を企業が遵守しないことは、当該企業ならびに義務の不履行にかかる各役員 (every officer of the company who is in default) による犯罪となる。

9. PSC レジスターの保持と閲覧—PSC レジスターはどこに保持され、誰がそれを見ることができるか—

2016年6月30日以降、私企業と LLPs はその登録された事務所 (または別の場所) でなく、登記所において自身の PSC レジスターを維持するオプションを持つことになる。登記所において自身の PSC レジスターを維持することを選択する結果の1つとして、全ての PSC の誕生の完全な日付が公開されることがある。これらの PSC を保護するため、登記所において自身の PSC レジスターを維持することを選択せんとする全ての企業は、

少なくとも14日前までに、その意思を各PSCまたは登録可能なRLEへ通知をしなければならない。異論がなければ、その企業は選択の段階に進むことができる。

10. PSCはその詳細が公的に利用可能であることを停止できるか

ほとんどのPSC情報は公開されるものの、PSC Regime (people with significant control) は例外的な状況ではこの情報が抑制される (suppress) ように適用されることを認めている。PSC情報の保護には2つのカテゴリーがある。①PSCの居住アドレスを信用照会機関 (credit reference agencies) と共有されることから防止する。②PSCに関する全ての情報が公的に利用可能となることを防止する (企業自身のPSCレジスターと中央公共レジスターの両方)、または信用照会機関と共有されることから防止する。この保護の両方のタイプについて併用することは可能である。登記所は英国企業に関するPSC情報を保護するためのアプリケーション・プロセスに関するガイダンスを発表している。

第二章 米国などマネロン法制ならびに実質的所有者にかかる比較法的考察

1. マネロン対策の国際的な取り組みと重点項目

PSCの登記制度は、実質的所有者に関する規制を既に有する欧米などのマネロン法制などにおいて有用性を示すこととなろうが、米国では実質的所有者にかかる規制は存在するものの英国のような登記制度は敷かれていない。我が国も含めて法制度の実効性を向上させる点で、英国の登記制度は考慮に値するといえる。

マネーロンダリングは犯罪により得られる収益の出所、真の所有者が分からないようにし、捜査機関による収益の発見、犯罪の検挙を逃れんとする行為とされる⁽⁹⁾。マネロン規制に関しては金融活動作業部会 (Financial Action Task Force FATF) が国際協調推進のため、1989年アルシュ・サミット経済宣言を受け設立された。FATF勧告として2012年2月「新40の勧告」が採択されたが、条約等の法的拘束力を有する取極めではなく、メンバー国・地域による相互審査で不履行と評価された部分については継続的レビューを行い、FATFに改善状況を報告させる形を採用している。

FATF等において重視されている論点は以下の通りである。①メンバー国・地域がマネーロンダリング対策を行う場合のリスクベース・アプローチ適用。②脱税の前提犯罪化。即ち、不法な収益を生み出す犯罪であり、収益がマネロンの対象になっている。③PEPs (Politically Exposed Persons 重要な公的地位を有する者) と高リスク顧客の管理。④実質的所有者・支配者 (Beneficial Owner) の把握。実行行為者は取引主体であることを隠

(9) 田中健太郎「アメリカ合衆国及びイタリア共和国におけるマネーロンダリング法制及びその実務—違法マネーの入口(金融機関の顧客管理)から出口(犯罪収益の没収)まで—」預金保険研究第17号(2015年3月)1-139頁参照。金恵京「アメリカにおけるマネー・ロンダリング対策の評価と課題—テロ防止の視点から—」日本大学危機管理学研究創刊号(2017年3月)60-75頁。Federal Register/ Vol. 77, No. 43/ March 5, 2012, 13052p. National Action Plan on Preventing the Misuse of Companies and Legal Arrangements June 18, 2013.

蔽すべく実質的に支配する法人または信託もしくは組合その他の法的取極め (legal arrangement) を用いて形式的な名義人として取引を行うことがあり、背後で実質的に当該法人または法的取極めを所有または支配する自然人を実質的所有者 (Beneficial Owner BO) と称する。金融機関は顧客のリスク評価を行う場合、かかる実質的な所有者を把握し情報収集する必要がある。実質的所有者の構成により顧客リスクは大きく異なる。FATF「新 40 の勧告」の勧告 10 において、顧客が法人または法的取極めである場合は金融機関における実質的所有者の特定義務の制度化を各国に求め、勧告 24・25 で実質的所有者の登録制度などを構築することを要求している。

2. 米国におけるマネーロンダリング規制の俯瞰

米国におけるマネーロンダリング法制をみると、1970 年銀行秘密法 (Bank Secrecy Act BSA 通貨および外国取引報告法) が制定され、40 年以上にわたるマネーロンダリング対策の歴史を有している。金融部門ではリスクベース・アプローチを採用して効率的な顧客管理が実施し、顧客管理義務等を遵守しない金融機関に対する巨額の民事制裁金の支払い、刑事処分 (資産没収) を実施する。司法部門では、有罪判決を前提としない没収手続を配し、機動的・効果的な犯罪収益の剥奪を規定している。

米国のマネーロンダリングの規制構造は、先ず第 1 フェーズである金融部門 (顧客から資金受入れ) ではマネーロンダリング防止プログラム (AML Program) の設計と適切な実施を図る。①顧客管理においては KYC (Know Your Customer) プログラムを導入し、リスク評価を行う。本人特定事項の確認、顧客情報の入手、顧客リスクの評価を内容とする。②継続的な取引のモニタリングと定期的なリスク再評価としては、高リスク顧客に対する厳格な顧客管理、取引のモニタリングとアラート付け (把握している顧客情報に照らした不自然な取引の発見)、定期的な顧客リスクの再評価を内容とする。③疑わしい取引の届出では、アラートが付された不自然な取引の調査、疑わしい取引の届出の要否の決定を内容とする。第 2 フェーズでは米国財務省の FinCEN (Financial Crimes Enforcement Network 財務省金融犯罪取締ネットワーク) などの FIU (Financial Intelligence Unit) における疑わしい取引の分析と捜査機関への情報提供、第 3 フェーズでは司法部門としてマネーロンダリング罪等の刑事訴追、犯罪収益の剥奪 (没収制度) が定められている。

3. 実質的所有者の登記制度導入ならびに改正犯罪収益移転防止法

(1) イタリアの対応

2013 年 6 月北アイルランド (ロック・アーン) G8 サミットにおいて、「法人および法的取極めの悪用を防止するための G8 行動計画原則」が採択された。同行動計画原則では、警察等の法執行機関および税務当局が法人等の実質所有者情報を入手できるようにするべく、実質的所有者情報の登録制度を設けることなどが宣言されている。イタリア法ではかかる面の整備が進み、株主構成および株主名は法人の商業登記の必要的記載事項とされ、法人は株主権の変動があった場合は速やかに商業登記簿を管理する商工会議所に届け出なければならない。金融機関、法執行機関は商業登記簿を確認し (オンライン)、法人の最新の実質的所有者情報にアクセスが可能である⁽¹⁰⁾。

他方、米国では株主名は法人登記の必要的記載事項でなく、実質的所有者を把握する公

的システムは存在しない。金融機関は法人等の実質的所有者の特定のため、法人代表者等から株主名、本人特定事項の記載された署名入り書面の提出を求めている。

(2) 我が国の改正犯収法の対応

我が国では2013年4月改正犯罪収益移転防止法(改正犯収法)施行により(注)、FATF第3次対日相互審査で指摘された事項について改善措置が採られた。FATFの第3次対日相互審査における指摘事項⁽¹¹⁾の中にリスクベース・アプローチの未採用と実質的所有者に関する内容が含まれる。

改正犯収法によりマネロンリスクの高い取引について実質的所有者情報の確認を義務付け(実質的所有者が法人の場合、当該法人の実質的所有者の調査を行う必要はない。犯収法4条1項)、取引が200万円を超える財産の移転を伴う場合は資産および収入の状況の確認を義務付けるといった厳格な顧客管理義務が新設された(犯収法施行令11条1項)。しかしリスクの高い取引、なりすましが疑われる取引、関連取引時の確認事項を偽っていた疑いのある顧客等との取引などに限定され(犯収法4条2項1号、同法施行令12条1項1号2号)、リスクベース・アプローチの採用が一般的に義務付けられてはいない。

改正犯収法では顧客が法人の場合、金融機関に対し実質的所有者(実質的所有者または真の受益者と同義)の本人特定事項の確認を義務付けているが(犯収法4条1項4号)、顧客の議決権構成を把握する義務を定めるもののFATF勧告が定める実質的所有者の特定までは求めておらず、勧告の完全実施に至っていない⁽¹²⁾。

FATF勧告においてはPEPs(重要な公的地位を有する者)は高リスク顧客に分類され、厳格な顧客管理を要求されるが、我が国では改正犯収法施行後もPEPsに関する規定は存在しない。

4. 米国の金融機関におけるマネーロンダリング防止プログラムと実質的所有者

米国における金融機関のマネーロンダリング防止プログラムに関する主要な法律は、1970年銀行秘密法、2001年USA PATRIOT法(Uniting and Strengthening America by Providing Appropriate Tools Required to Intercept and Obstruct Terrorism)であり、銀行秘密法は金融機関に対し保有する顧客情報、取引情報を政府機関に提供することを義務付ける。USA PATRIOT法は2001年同時多発テロを受け制定され、通信傍受の拡充、マネーロンダリングおよびテロ資金供与規制などを強化するが、銀行秘密法のうち顧客管理、取引記録の保管、法執行機関との情報共有などに関する規定について金融機関の義務を強化する改正を行っている⁽¹³⁾。米国ではUSA PATRIOT法により修正された銀行秘密法および財務省規則が遵守すべき法制度、FinCENガイダンス、BSA/AML検査マ

(10) 前掲注(7) 田中健太郎 77-90 頁。

(11) 未改善部分も残る。山崎千春・鈴木仁史「改正犯収法と金融犯罪対策」きんざい(2013年)。白井真人・渡邊雅之「マネー・ロンダリング対策ガイドブック 改正犯罪収益移転防止法・FATF勧告への実務対応」LexisNexis(2013年)。警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官ウェブサイト「マネー・ロンダリング対策等に関する懇談会」

(12) FATF, Third Mutual Evaluation Report, Anti-Money Laundering and Combating the Financing of Terrorism, Japan, 17 Oct., 2008.

(13) 前掲注(7) 田中健太郎 60-77 頁。

ニュアルが事実上の準則として金融機関が実施するマネーロンダリング防止プログラムの要素を規定している。

マネーロンダリング防止プログラムの実施義務違反に対する行政処分、刑事処分について米国では量刑ガイドライン、あるいはコンプライアンスプログラムが内部統制システムの一環として構築・運用義務があり、同時に訴訟における量刑軽減機能としてのインセンティブを果たしている。米国の連邦量刑ガイドライン (United States Organizational Sentencing Guideline) は企業犯罪に対して高額な制裁金を課し、他方で裁判所が量刑を判断するに当たり一定のコンプライアンスプログラムを備えていた企業には量刑上の軽減を認める指針を示したものである。企業のコンプライアンス体制の存否を制裁金額の決定の考慮要因とし、量刑ガイドラインではコンプライアンス体制を「法律違反を予防し発見する効果的プログラム」と表現している⁽¹⁴⁾。

行政罰、刑事罰を背景に金融機関に対して適切なマネーロンダリング防止プログラムを実施させる施策は米国マネーロンダリング法制の特徴といえる。経済合理性のみでは銀行秘密法上の義務を履行するインセンティブは少なく⁽¹⁵⁾、マネーロンダリング防止プログラムの投資インセンティブあるいはエンフォースメントとして、プログラムの実施違反に対し監督機関による行政処分（業務停止命令、民事制裁金等）が課され、悪質な意図的 (willful) 実施義務違反には刑事責任追及（拘禁刑・罰金等の刑事罰、資産没収）も行われている。

特に刑事処分として、銀行秘密法ではマネーロンダリング防止プログラムに関連する以下の義務に意図的に (willfully) 違反した者に対して罰則を設ける⁽¹⁶⁾。金融機関のリスクに応じた適切なマネーロンダリング防止プログラムの設計義務、BSA（銀行秘密法）オフィサーの指名と権限付与義務、不自然な取引の検出と疑わしい取引の届出の実施ための人員配置および IT システムの導入など適切な態勢の構築義務、不自然な取引の発見等に関する従業員教育プログラムの実行義務、内部監査体制の構築義務、外部監査の実施義務などの義務が対象となる。司法省が金融機関の刑事責任を追及する場合、次の事項を検討しなければならない⁽¹⁷⁾。①違反が意図的に (willfully) なされたこと。②違反を意図的に行った金融機関内部の当事者（責任者）の特定、立証責任。刑事責任は個人責任原則であり、検察官は当該金融機関の内部においてマネーロンダリング防止プログラムの実施に関して実質的権限を有する違反の当事者（経営陣のうち担当責任者等）を特定し、同人が意図的に義務に違反したことを立証しなければならない。

(14) <https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/mergers-and-acquisitions/articles/term-sentencing-guideline-20110125.html>.

(15) 前掲注 (7) 田中健太郎 61 頁注 (177)、69 頁注 (196)。

(16) 31 U.S.C. § 5322.

(17) M. Kendall Day, Prosecuting Financial Institutions and Title 31 Offenses, United Attorney's Bulletin, Sep. 2013.

第三章 英国のマネロン規制における罰則規定

これまで英国マネロン規制に関しては、法人顧客の真の受益者の確認義務につき2007年資金洗浄規則 (Money Laundering Regulation 2007 MLR2007) に規定されてきた。その中で罰則規定についてみておきたい⁽¹⁸⁾。リスクベース・アプローチの採用については、顧客が所定の要件の何れかに該当すると信じるに足る合理的根拠がある場合、金融機関に対し顧客デューデリジェンスは要求されない (資金洗浄やテロ資金供与の疑いのある場合は除く。MLR2007 規則 13 (1), 規則 13 (2) ほか)。

罰則について、金融機関が真の受益者の確認を含めた顧客デューデリジェンスの実施にかかる義務 (MLR2007 規則 7 (1) に規定) に違反した場合、監督機関である金融サービス庁は適正と考える金額の罰金 (civil penalties) を課することができる (MLR2007 規則 42 (1))。当該義務違反は以下の刑事罰の対象にもなる (MLR2007 規則 45 (1))。(a) 即決裁判により法定上限以内の罰金。(b) 陪審裁判により2年以下の禁固または罰金あるいはその両方。会社法人である金融機関による違反の場合、当該違反が当該金融機関の役員 (officer) の同意または黙認の下に行われたものであり、あるいは当該役員の怠慢に帰せられるものである場合は当該役員も両罰規定として刑事罰の対象となる (MLR2007 規則 47 (1))。

米国 FinCEN においても、銀行秘密法 (Bank Secrecy Act) により資金洗浄防止にかかる規制の制定権、規制執行にかかる権限を有する (31 U.S.C. § 5318 (h) (2), 31 USC § 5318 (a) (2))。事前通達 (advance notice of proposed rulemaking) では触れていないが、FinCEN 制定の規則違反は罰金 (civil penalty), 刑事罰 (criminal penalty) の対象となり得る (31 CFR § 1010.820, § 1010.840)。真の受益者の確認義務違反に関しても罰則を適用することが可能となる⁽¹⁹⁾。

第四章 実質的支配者と重要な公的地位を有する者ならびにリスクベース・アプローチ—PSC Regime と我が国への示唆を込めて—

1. EU 第4次マネーロンダリング指令と PSC Regime—テロ資金調達ならびに仮想通貨などの対策—

実質的支配者あるいは PEPs, リスクベース・アプローチ, 域外適用などの問題に関して EU 指令や FATF 勧告などを基に英国 PSC Regime と我が国犯罪収益移転防止法の敷衍の視点を加えつつ、考察をまとめておきたい。

これまで英国では実質的支配者を発見することは各銀行における自発的な対応に委ねられてきたが、これには限界もあり、客観的視点からの明確化を図るべく英国では PSC

(18) 金融庁「諸外国における金融機関のマネー・ロンダリング対策に係る調査」三菱UFJリサーチ & コンサルティング調査 (2013年2月) 1-50頁参照。英国について1-16頁。

(19) 前掲注 (16) 金融庁・三菱UFJリサーチ & コンサルティング調査 48-50頁。Department of the Treasury, Financial Crimes Enforcement Network, "Customer Due Diligence Requirements for Financial Institutions," 77 FR 13046 (March 5, 2012). FIN-2010-G 001, "Guidance on Obtaining and Retaining Beneficial Ownership Information," March 5, 2010.

Regime 制定が企図され、当該企業における実質的支配者を明白にする趣旨である。PSC Regime については国内法化として EU の枠組みの関連で一般法と特別法の関係、あるいはむしろ FATF 勧告を反映した英国の新たな対応として位置付けることもできようか。

マネロンに関する EU 法制をみていくと、EU 理事会と欧州議会は 2017 年 12 月 15 日第 4 次マネーロンダリング指令 (2015/849) を改正して実質株主、信託の実質受益者にかかる開示を義務化することで合意している⁽²⁰⁾。背景には 2016 年パナマ文書流出・租税回避事件、テロ資金調達、更には近時の仮想通貨の高騰が存在する。EU は指令により登記制度について各国の国内法制に応じた対応・整備を求めている。

改正第 4 次マネーロンダリング指令の内容は以下の通り。企業に関し実質株主を登記簿等で一般公開すること。信託に関し実質受益者情報を税当局・法執行当局や弁護士等マネーロンダリング防止規則に関わる関係者に利用可能にすること。EU 域外企業の株式を保有する信託に関し実質受益者情報の開示を書面で要求できる制度を確立すること。EU 加盟国は登記簿に提出された実質株主や実質受益者に関する情報を認定すること。仮想通貨に関し販売所や取引所での匿名での口座開設や取引を禁止すること。プリペイドカードを用いる匿名の支払を店舗で 150 ユーロ、オンラインで 50 ユーロに制限すること。

PSC Regime の有する主旨の 1 つに脱税補助の撲滅がある。英国でマネロンの洗浄の対象についてイリーガルなもの掲げるが、脱税も該当する。ダミー会社を使う事例もあり、実質的支配者 (beneficial owner BO) を注視することになる。

2. 犯罪収益移転防止法と PSC Regime—PSC Regime の展望と我が国法制への敷衍—

(1) 実質的支配者 (BO) と重要な公的地位を有する者 (PEPs)

我が国の犯罪収益移転防止法はマネロン防止、テロ資金提供の禁止を主な目的とする。2016 年 10 月改正では①顧客管理における特別の注意を要する類型の追加、②外国銀行とのコルレス契約締結における確認規定の新設、そして③特定事業者の体制整備等の努力義務の拡充があり、③には取引時確認等の措置の実施に関する規定の策定、監査等の業務を統括する者の選任、犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案して講ずべきものとする措置を内容とする⁽²¹⁾。

取引時確認に関して、改正により PEPs (Politically Exposed Persons 重要な公的地位を有する者) にかかるハイリスク取引が追加され、米国法に比して概念の明確化が図られているが欧州指令の文言は更に明確な内容となっている。英国ガイドラインでは政府高官等であった者で PEPs に該当する者を過去 1 年間のいずれかのタイミングで政府高官等であった者に法令解釈により限定していると評価できる⁽²²⁾。

(20) EU 離脱後の英国が同ルールを導入するかは不透明。透明性開示が問題となる信託について実質株主同様の情報の一般開示が義務化されないことについて懸念も出されている。「[EU]EU 理事会と欧州議会、第 4 次マネーロンダリング指令改正で合意。実質株主・受益者開示ルール導入」ニューラル サステナビリティ研究所 (2018 年 1 月 6 日)。

Money laundering and terrorist financing: Presidency and Parliament reach agreement, 20/12/2017, European Council Council of the European Union.

(21) 中崎隆「犯罪収益移転防止法改正と実務対応」日本組織内弁護士協会 (JILA) (2015 年 12 月 4 日) 1-70 頁参照。

また実質的支配者概念については犯罪収益移転防止法に定義がされている。25%基準など基本的には英国PSC Regimeと内容は同様である。FATFメソドロジー(methodology)によれば、事業者に対して邦人顧客の実質的支配者の確認を求めている。犯収法改正により、法人顧客やその株主等および事業者にとっては負担が課されることとなる。

我が国には法人自らが実質的支配者を把握する制度が存在せず、FATF勧告33において法人の実質的支配者を明らかにする仕組みの策定と事業者が利用可能なことが求められていることに鑑み、英国PSC Regimeの登記制度の内容は参照すべきこととなろう。即ち、規制コスト低減の視点とも合わせて、企業の自主的スキームとして実質的支配者の認識のために親会社の支配者など最終的支配者である自然人(Ultimate Owner)に行き着くまでのチェックが必要というFTFAの指摘がなされたことを踏まえ、登記により当該企業の実質的支配者を特定できるような登記制度の導入は、我が国においても今後の課題となり得る。

欧州指令(3条6号)をみると25%基準を用いるなど犯収法の基準に酷似しているが、各加盟国に裁量を与える柔軟な規定内容であり、実質的支配者であるかが疑わしい場合の例外規定が欧州指令には盛り込まれている点も犯収法との相違点となる。今後は英国PSC Regimeについてガイダンスなどの内容の精査を行い、こうした符号が見られるかどうかを確認することとも有用であろう⁽²³⁾。

登記制度に関して欧州マネーロンダリング防止指令では、各加盟国は法人の実質的株主および実質的株主が保有している利益(株式数等)に関する適切、正確かつ最新の情報を各法人が取得・保有することを確保し、当該法人が本人確認を行わなければならない主体から法的な所有者および実質的な所有者に係る情報の請求を受けた場合、これを提供させるよう義務付けなければならない(30条1項)旨を規定する。法的な所有者および実質的な所有者にかかる情報がCentral Register(商業・法人登記簿)に登録されるようにしなければならない(30条3項)。

犯収法では、実質的支配者の確認について実質的支配者の本人確認書類または写しの確認のみならず、当該顧客等の代表者等から申告を受けることが必要である旨が改正によって明記されている(4条1項, 2項, 改正規則14条3項)。

PEPsをハイリスク取引とする背景をみると、FATF勧告6は事業者に対して顧客がPEPsである場合、通常の顧客管理措置に加えて一定の措置を実施すべきことを求めている。FATFは我が国法令にはPEPsに関しかかる措置を義務付ける規定が置かれていないことを指摘し、PEPsとマネーロンダリングとの関係についてPEPsはその立場からマネーロンダリング等の犯罪に巻き込まれる潜在的脅威があり、個々のPEPsの事情に関わらず常にリスクの高いものとして取り扱われなければならないとする。PEPsは外国の国家元首、高位の政治家、政府高官、裁判官、軍当局者などを指すが、FATF勧告6は事業者に対して顧客がPEPsに該当するか否かを判断し、該当する場合は資産・収入の確認を含む厳格な顧客管理措置を講ずることを求めている。

(2) 欧州のハイリスク取引(PEPs等)における顧客管理と犯罪収益移転防止法

ハイリスク取引(PEPs等)における顧客管理をみると、欧州指令ではPEPsとの取引

(22) 前掲注(19)中崎隆14-20頁, 35-38頁, 41-42頁, 56頁。

(23) 英国PSC Regimeについての記述の部分は筆者の所見であり、文責は筆者にある。

について以下の内容を要求する。①適切なリスク管理の体制（PEPsに該当するかの判断のためのリスクベースの手続きを含む）。②PEPsとの取引関係において所定の手続きを求めていること。

犯収法においては、確認記録の作成義務等（6条）に関し、PEPs(外国政府高官等)との取引が記録事項に追加されている（改正規則20条1項22号）。PEPsと実質的支配者との関連では、代表者すら不在の法人はなく実質的支配者は必ず存在することになると解され、実質的支配者の有無の項目は記録事項から除外されている（規則17条1項18号参照）。

3. マネロン対策におけるリスクベース・アプローチならびに米国規制

FATF 第4次勧告1は、リスクベース・アプローチに立ちマネーロンダリング対策の実施を明示的に打ち出し、犯罪収益移転防止法にも一部であるが取り入れられている。FATF 第4次勧告では資源の効率的な配分の観点からリスクベース・アプローチが本質的基礎とならなければならないとする。リスクベース・アプローチの実現のためには、政府がリスク評価を行うことが必要となり、継続的顧客管理に関する新制度を設計する際の基本的な考え方とならなければならない。国家公安委員会による毎年の犯罪収益移転危険度調査書の作成・公表が義務付けられ（3条3項）、このリスク評価と統合的な顧客管理として危険度調査書の内容を踏まえた各種措置を行うべき努力義務が特定事業者に課せられている（法11条、改正規則32条1項）。

4. 犯罪収益移転防止法の適用範囲と米国 OFAC の域外適用

犯罪収益移転防止法の適用範囲に関しては域外適用の問題として外国法人(外国銀行等)の特定事業者が本邦支店で銀行業等を行っている場合の犯収法の適用範囲、日本法人(銀行等)の特定事業者が海外に支店を保有する場合の犯収法の適用範囲が論点となる。関連法制を含め域外適用問題をまとめておきたい⁽²⁴⁾。

米国における諸規制については、本邦を含む金融機関は従来から OFAC（財務省外国資産管理室）規制の対応として国際送金のフィルタリングや口座の凍結を実施してきた⁽²⁵⁾。OFACによる経済制裁規制の域外適用が強化され当局検査等が厳格となっており、多額の制裁金支払を余儀なくされるリスクの高まりへの対処から、グローバルの企業はかかるコンプライアンス対応に注力せざるを得なくなっている。2012年8月イラン、シリアに対する制裁強化を目的とした法律（Iran Threat Reduction and Syria Human Rights Act of 2012）が成立し、米国 SEC（証券監視委員会）上場企業に対し関連取引の報告が求められる等、義務の拡大が顕著となっている。

米国では FCPA（Foreign Corrupt Practices Act 1977 海外腐敗防止法）が贈収賄に関する法規制として存在するが、域外適用の傾向が特に顕著であり、本邦国内企業に対して厳罰を課す事例も生じている⁽²⁶⁾。英国 Bribery Act UKBA も贈収賄に関する法規制であ

(24) KPMG「域外適用」（2013年5月22日）。

<https://home.kpmg.com/jp/ja/home/insights/2013/10/extraterritorial-application.html>

(25) 「米国 OFAC 規制に関する留意点について」三菱 UFJ 銀行。

http://www.bk.mufg.jp/tsukau/kaigai/soukin/OFAC_ryui.html

り、同様に域外適用が想定されている。

租税回避関連では、FATCA (Foreign Account Tax Compliance Act 外国口座税務コンプライアンス法)⁽²⁷⁾があり、海外口座を利用した米国人の租税回避の防止を目的とする。米国外金融機関に対してIRS (米国内国歳入庁)との契約 (または登録)、自社の顧客における米国外金融機関の検出、IRSに対する米国外金融機関口座情報の報告、一定の顧客等への支払時の源泉徴収等を求める。

5. PSC Regime の制度設計—ハードローミックス, Senior Management Regime (SMR) のアナロジー—

以下は私見である。英国では2016年3月施行を目指して、企業経営者の規律にかかるSenior Management Regime (SMR) の枠組み構築が進められている。英国金融サービス市場法を根拠法とし、コード等により形成されるソフトローとのハードローミックスである。従前の上級管理者を対象とする規制当局の個別の事前承認制度であるApproved Persons Regime (APR) を下部経営層や従業員にまで継承・拡大するもので、実際に企業価値創造を担う執行陣に対する規律である点で、とかく独立性や多様性、専門性などの議論が主となっていた監視機能を担う社外取締役にかかる議論とは関連性は強いものの一線を画するものともいえる。

背景には国際的な金融危機、近年のLibor金利不正に加えてロンドン金融資本市場の国際競争力向上や規制コスト削減など競争政策上の思惑、更にはUBS事件において英国金融規制機関のFCAの行政処分が審判において覆されたことも存在する。集団的意思決定、経営判断による個人責任の追及が困難となり、不正・コンプライアンスに止まらず戦略面にかかる積極的妥当性の意思決定に関する経営陣の責任を問う趣旨のものと思料する。Senior Management Regime (SMR) の内容として、証明責任の転換により個人責任の追及を容易にし、併せて刑事罰規定も設けるなど厳罰化、エンフォースメント強化を図っており、司法判断を契機としたソフトローのルール化、ハードロー化の様相も窺える。

他方、英国において導入が図られるPSC Regimeについては経営面の妥当性・効率性よりもコンプライアンスにかかる側面が強いが、ほとんどの英国における株式会社とLLPsを対象としたハードローミックスであり、プリンシプルベースに依拠しつつエンフォースメントとしては刑事罰規定の導入を行う点で上記SMRの制度枠組みと共通点もみられる。これまでのマネロン関連規制が2007年資金洗浄規則 (Money Laundering Regulation 2007 MLR2007) に根拠を有していたのと異なり、PSC Regimeについては英国中小事業法という一般法に根拠を持たせ、登記制度導入と立証責任転換などにより真の所有者の掌握などで幅広く実効性を高める内容である。

(26) 経済産業省「平成23年度 中小企業の海外展開に係る不正競争等のリスクへの対応状況に関する調査 (外国公務員贈賄規制法制に関する海外動向調査)」日本能率協会総合研究所 (2012年3月) 1-102頁。渡邊隆彦・田澤元章・久保田隆・阿部博友・田中誠和「米国FCPA及び英国Bribery Actの域外適用と企業のコンプライアンス・プログラムの法的意義—米英日の比較—」専修ビジネス・レビューVol. 10 No. 1 (2015年) 75-94頁。

(27) 金融庁「米国のFATCA (外国口座税務コンプライアンス法) 実施円滑化等のための日米当局の相互協力・理解に関する声明」(2013年6月11日)。

PSC Regimeの基本コンセプトは企業自身のガバナンス・規律に委ねてガイドライン等で詳細な規定を置き、エンフォースメントでは刑罰規定も付加して遵守を目論む。規制コストの低減と実効性向上に加え、リスクマネジメントの重点化も意図しているといえる。

我が国はアベノミクスの根本に企業のガバナンス改革を据え、会社法のみならずチェーンシップ・コードとコーポレートガバナンス・コードのダブルコード導入でプリンシプルベース、ハードローミックスに依拠した制度改正へ踏み出した限りは、PSC Regime, Senior Management Regimeといった英国法制の先駆例を参考にし、米国のルールベースからの転換を指向せざるを得なくなるといえよう。もっとも会社法制が上場会社を包含したものとなっていることもあり、金商法領域などで法制上の調整が難しくなる。やむなく詳細はコード頼みになり上場規則としてハードロー化を強めることで解決策の1つとしつつあるのが実態であろうか。コードの導入は上場企業における独立社外取締役の増加など一定の成果を上げつつあるが、直近において金融庁や経済産業省ではダブルコードの浸透、実効の検証を強めるべく多くの検討委員会等を立ち上げあるいは継続運営し、縦割りの官庁毎に主旨・内容が重複するとも見られかねない提言あるいは報告書が相次いで出されつつある。金融規制の改革においては英国でも政権交代を契機に規制官庁あるいは管轄の再編が繰り返されており、この点では我が国は管轄・官庁の再編こそないが、今後の課題としては同様のものを抱えていると思料される。

我が国の犯罪収益移転防止法をみると、欧米の法制度よりもエンフォースメントの面で罰則が甘い。また実質的所有者などの概念、対象範囲自体も狭い。真の受益者については、マネロン法制度の関連で従前より金融機関を中心に問題となってきた。一定の法整備が主に先進国ではされているが、英国PSC Regimeではこれを更に会社法領域全般にまで拡大し、登記制度を導入することで広範囲にかつ実効性を高めんとするものである。米国等でも登記制度までは導入されていないが検討事項となっており、登記制度導入は世界的にも大きな流れの中にある。マネロンあるいは仮想通貨の不正流出等新たな問題に対する規制の関連でも、我が国において考察を進める意味は十分に存在しよう。

[本稿は財団法人民事紛争処理研究基金の助成金に基づく研究成果である]

[参考文献]

脚注に掲載した他、齊藤壽彦『近代日本の金・外貨政策』慶應義塾大学出版会（2015年）、太田三郎『企業の倒産と再生』同文館出版（2004年）、藤江俊彦『改訂新版・増補 実践危機管理読本』日本コンサルタントグループ（2012年）、松田和久「EU会社法におけるコーポレート・ガバナンス—2003年・2012年アクションプランに基づく取組み—」。

(2018.5.7 受稿, 2018.6.11 受理)

〔抄 録〕

本稿は、英国における新しい会社の登記制度である PSC Regime について考察を行ったものである。マネロン法制において、不正送金などの背景に存在する実質的支配者の掌握が金融機関において求められるが、従来は容易ではなく、登記制度の導入を図ることで実効性の確保、金融機関の負担軽減などを図らんとする主旨である。マネロンにかかる FATF の国際的な枠組みや EU 指令にも沿った対応といえる。我が国では犯罪収益移転防止法の改正が行われてきているが、今後の制度設計にも影響を与えることが思料される。マネロン規制でなく一般的な会社関連法制を基礎としたハードローミックスで、挙証責任の転換、エンフォースメントとして刑罰規定を有するなどの点で類似性のある企業の上級経営者の規律にかかる Senior Management Regime (SMR) とのアナロジーも検討を行った。論文掲載の貴重な機会を頂いた千葉商科大学には心から感謝の意を表したい。

千葉商科大学国府台学会
運営委員会委員
(ABC順)

- 合原理映(商経学部)
 - 五反田克也(国際教養学部)
 - 丸浜千紘(人間社会学部)
 - 箕原辰夫(政策情報学部)
 - 森浩気(商経学部)
 - 仲野友樹(サービス創造学部)
 - ◎相良陽一郎(商経学部)
 - 関口雄祐(商経学部)
 - 杉田このみ(政策情報学部)
 - 田原慎二(商経学部)
 - 外川拓(商経学部)
 - 戸室健作(商経学部)
 - 山内真理(商経学部)
 - 趙軍(商経学部)
-

- ◎委員長
- 副委員長

©

平成30年7月31日発行

千葉商大論叢 第56巻 第1号

(通巻第182号)

編集発行者 千葉商科大学
国府台学会

発行所 千葉県市川市国府台1-3-1
(〒272-8512)
電話 (047) 372-4111(代)

印刷所 株式会社 CUC サポート
ドキュメントセンター
千葉県市川市国府台1-3-1
(〒272-8512)
電話 (047) 710-4672

CHIBA SHODAI RONSO

(The Journal of Chiba University of Commerce)

Vol. 56 No. 1 July 2018

Articles

- Studie zum Urteil im Großen Hof des Obersten Gerichtshofs am 27. September 2017.
 *GOHARA, Rie* (1)
- Casino in Japan?
 —The Path Towards Catastrophe — *TAMURA, Mitsuyo* (17)
- Regulations on the Acceptance of Tax Avoidance Pertaining to Organizational
 Restructuring and Substantial Identity(1) *IZUMI, Junya* (25)
- The Debate on Establishment of the First Bank of the United States and
 Two Constitutional Images
 —A Preliminary Study Relating to the “Fiscal-Military State” and
 Constitution— *OKUBO, Yuya* (47)
- The Impact of His Stay in Europe on Eiichi Shibusawa
 —What He Learned from His Trip to the Paris Expo (1867) and
 the West and Put into Practice in Japan— *SEKIMIZU, Nobukazu* (61)
- A Consideration of the New PSC Regime (People with Significant Control)
 Registration System in UK Corporate Legislation *FUJIKAWA, Nobuo* (135)

KONODAI INSTITUTE

Chiba University of Commerce

Konodai, Ichikawa, Chiba, Japan